

檜葉町地域防災計画

一般災害対策編

令和4年3月修正

檜葉町防災会議

目 次

第1編 総則	1
第1節 計画の目的・構成等	3
第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	6
第3節 檜葉町の自然条件と社会条件	10
第4節 災害履歴	14
第5節 被害想定	18
第6節 防災関係機関等の実施責任と業務の大綱	28
第2編 一般災害対策計画	36
第1章 災害予防計画	38
第1節 市街地整備の推進	40
第2節 地盤災害の予防対策の推進	43
第3節 道路・鉄道の安全性の向上	46
第4節 河川・海岸施設等の安全性の向上	48
第5節 ライフライン施設の安全対策の推進	50
第6節 危険物施設の安全対策の推進	52
第7節 建築物等の安全性の向上	53
第8節 活動体制の強化	56
第9節 広域応援体制及び受援体制の強化	59
第10節 情報収集・連絡体制の強化	62
第11節 出火防止・消防体制の強化	65
第12節 救助・救出体制の強化	68
第13節 避難・誘導體制の強化	71
第14節 医療・救護体制の強化	86
第15節 給水体制の強化	88
第16節 食料・生活物資供給体制の強化	90
第17節 緊急輸送体制の強化	93
第18節 防疫・保健衛生体制の強化	96
第19節 廃棄物処理体制の強化	98
第20節 文教対策の強化	101
第21節 自主防災体制の強化	103
第22節 要配慮者対策の推進	106
第23節 ボランティアとの連携強化	114
第24節 防災訓練の実施	115
第25節 防災教育・研修の実施	118
第26節 災害救助法の習熟	123
第2章 災害応急対策計画	125

第1節	職員の動員・配備	127
第2節	災害対策本部等の設置	131
第3節	県・広域への応援要請	141
第4節	自衛隊の派遣要請	145
第5節	災害情報の収集・伝達	149
第6節	災害広報活動	160
第7節	消防活動	164
第8節	救出・救助及び災害の拡大防止と二次災害の防止活動	167
第9節	医療・救護活動	171
第10節	避難活動	175
第11節	道路の確保	205
第12節	緊急輸送活動	208
第13節	警備活動	212
第14節	飲料水等の供給	214
第15節	食料の供給	217
第16節	生活物資の供給	221
第17節	防疫・保健衛生活動	225
第18節	廃棄物・障害物処理対策	228
第19節	行方不明者の捜索、遺体対策等	233
第20節	ライフライン施設の応急復旧	236
第21節	住宅対策	240
第22節	文教保育対策	245
第23節	要配慮者対策	249
第24節	ボランティアとの連携	251
第25節	農業対策	254
第26節	災害救助法の運用等	256
第3章	災害復旧・復興計画	259
第1節	激甚災害の指定	261
第2節	災害復興の基本方針の設定	262
第3節	公共施設等の災害復旧	264
第4節	義援金品の受付・配分	266
第5節	生活支援等相談の実施	268
第6節	災害弔慰金・見舞金、被災者生活再建支援金の支給	269
第7節	町税の減免等	270
第8節	災害復旧への資金支援	272
第9節	罹災証明書の交付	274
第3編 地震・津波対策計画		277
第1章	災害予防計画	279
第1節	市街地整備の推進	281

第2節	地盤災害の予防対策の推進	281
第3節	道路・鉄道の安全性の向上	281
第4節	河川・海岸施設等の安全性の向上	281
第5節	ライフライン施設の安全対策の推進	282
第6節	危険物施設の安全対策の向上	282
第7節	建築物等の安全性の向上	282
第8節	津波対策の強化	282
第9節	活動体制の強化	284
第10節	広域応援体制の強化	284
第11節	情報収集・連絡体制の強化	285
第12節	救助・救出体制の充実	285
第13節	出火防止・消防体制の強化	285
第14節	避難・誘導体制の強化	285
第15節	医療救護体制の強化	286
第16節	給水体制の強化	286
第17節	食料・生活物資供給体制の強化	286
第18節	緊急輸送体制の強化	287
第19節	防疫・保健衛生体制の強化	287
第20節	廃棄物処理体制の強化	287
第21節	文教対策の強化	287
第22節	自主防災体制の強化	287
第23節	要配慮者対策の推進	288
第24節	ボランティアとの連携強化	288
第25節	防災訓練の実施	288
第26節	防災教育・研修の実施	289
第27節	災害救助法の習熟	289
第2章	災害応急対策計画	291
第1節	職員の動員・配備	293
第2節	災害対策本部の設置	293
第3節	県・広域への応援要請	293
第4節	自衛隊の派遣要請	293
第5節	災害情報の収集・伝達	293
第6節	災害広報活動	294
第7節	津波対策活動	294
第8節	消防活動	301
第9節	救出・救助活動	301
第10節	医療・救護活動	301
第11節	避難活動	301
第12節	道路の確保	301

第13節	緊急輸送活動	302
第14節	警備活動	302
第15節	飲料水等の供給	302
第16節	食料の供給	302
第17節	生活物資の供給	302
第18節	防疫・保健衛生活動	302
第19節	廃棄物処理対策	303
第20節	遺体の捜索・収容・火葬等	303
第21節	ライフライン施設の応急復旧	303
第22節	住宅対策	303
第23節	文教対策	304
第24節	要配慮者対策	304
第25節	ボランティアとの連携	304
第26節	農業対策	304
第27節	災害救助法の運用等	304
第3章	災害復旧・復興計画	305
第1節	激甚災害の指定	307
第2節	災害復旧・復興の基本方針の設定	307
第3節	公共施設の災害復旧	307
第4節	義援金品の受付・配分	307
第5節	生活支援等相談の実施	307
第6節	災害弔慰金・見舞金の支給	307
第7節	町税の減免等	308
第8節	災害復旧への資金支援	308
第9節	罹災証明書の交付	308
第4編	事故対策計画	309
第1章	海上災害対策計画	311
第1節	計画の目的	312
第2節	予防計画	312
第3節	応急対策計画	313
第2章	鉄道災害対策計画	317
第1節	計画の目的	318
第2節	予防計画	318
第3節	応急対策計画	319
第3章	道路災害対策計画	321
第1節	計画の目的	322
第2節	予防計画	322
第3節	応急対策計画	323
第4章	危険物等災害対策計画	325

第1節	計画の目的	326
第2節	予防計画	326
第3節	応急対策計画	328
第5章	大規模な火事災害対策計画	331
第1節	計画の目的	332
第2節	予防計画	332
第3節	応急対策計画	333
第6章	林野火災対策計画	337
第1節	計画の目的	338
第2節	予防計画	338
第3節	応急対策	341
第7章	航空災害対策計画	343
第1節	計画の目的	344
第2節	予防計画	344
第3節	応急対策計画	345

第1編 総則

檜葉町地域防災計画は、災害対策基本法（以下、「災対法」という。）第42条の規定に基づく、町の地域に係る防災に関する計画として、檜葉町防災会議条例（昭和37年12月28日条例第29号）により策定され、令和4年3月に計画の修正を行った。

第1節 計画の目的・構成等

第1 計画の目的

1 目的

この計画は、平成23年3月に発生した東日本大震災や令和元年東日本台風などの大規模な災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上、重要な施設の管理者等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を図ることを目的とする。

2 性格

この計画は、檜葉町の地域に係る防災に関し、町が処理すべき業務を中心として、県及びその他防災関係機関が処理すべき業務を包含する総合的かつ基本的な計画であり、国が災対法に基づき策定する「防災基本計画」を最上位に、これを踏まえた「福島県地域防災計画」との整合性を有するものとする。また、その他法令に基づく計画等と矛盾、抵触するものであってはならない。

第2 計画の策定機関

この計画は、檜葉町の地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減するため、檜葉町防災会議が作成する。

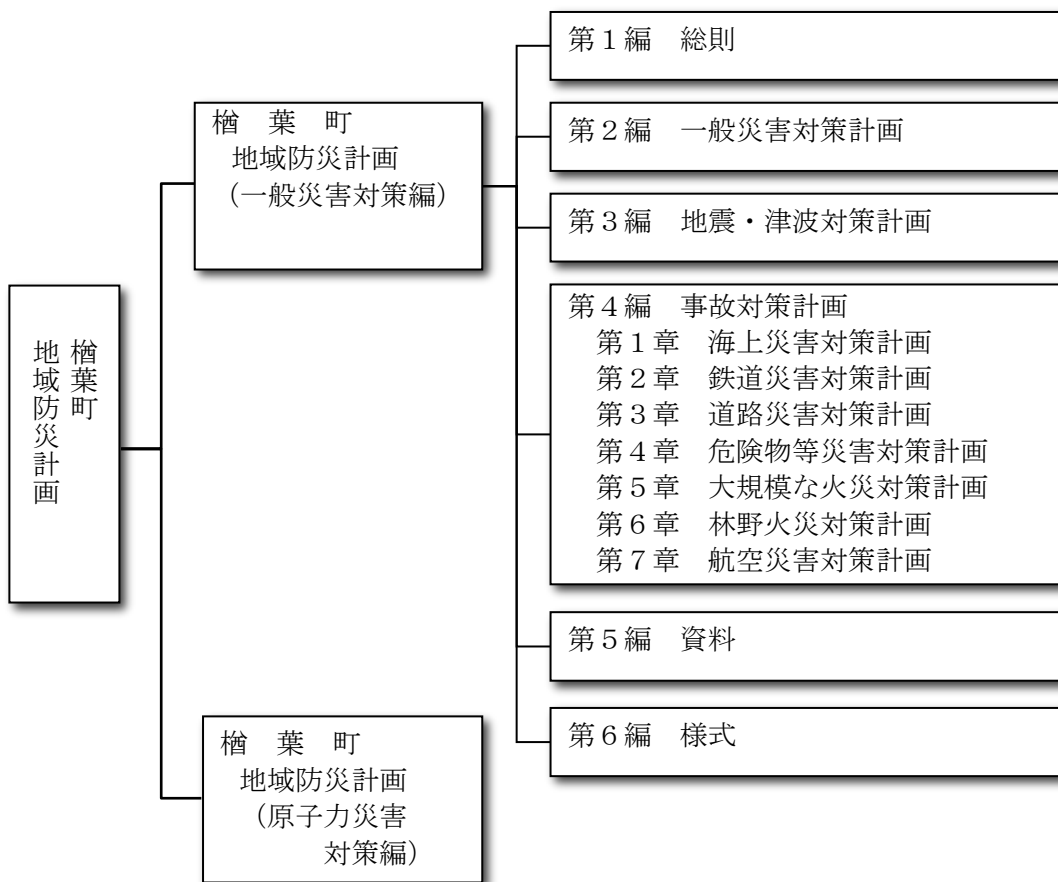
檜葉町防災会議は、檜葉町長を会長として、災対法第16条及び檜葉町防災会議条例に基づき、指定された者を委員として組織する。

なお、災対法の改正により、地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」が追加された。男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むことが求められており、女性の視点を災害対策に生かすという観点等も踏まえ、こうした委員の任命を検討するものとする。

第3 計画の構成と内容

檜葉町地域防災計画は、「一般災害対策編」及び「原子力災害対策編」により構成する。

本編「一般災害対策編」は、風水害、地震、津波及び事故の対策について定める。なお、第2編ではこれら一般災害全般についての対策、第3編では一般災害のうち特に地震・津波についての対策、第4編では事故対策についての計画で構成する。



第4 計画の修正

災害に対する予防対策及び発災後の応急対策は、国、県等の関係機関、町、住民が相互に一体的に行われなければならないことから、本計画の修正は、地域に係る社会情勢の変化、関連法令の改正、県、町の組織の改正、県地域防災計画の修正等にあわせて検討を加え、必要に応じて行う。

第5 計画の推進

町及び防災関係機関は、本計画を推進するため、関係機関と協力し、各種資機材の整備、災害時の体制の充実を図り、予防対策の強化に努める。また、災害が発生

した場合に円滑かつ迅速に対応できるよう、本計画に沿った具体的な対応について定めたマニュアルを整備し、応急対策の確実性を高める。

第6 計画の周知徹底

住民の自発的な行動や意識の高まりによって、計画の目的が達せられるよう、町及び防災関係機関は、各職員に対して、本計画の内容を習熟させるとともに、住民に対して、防災訓練、防災教育、または、職員による出前講座の実施等を通じて、災害に対する備えの重要性及び本計画の必要な事項について周知徹底を図る。

なお、防災マップ（ハザードマップ）の作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をするなど、防災に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

第7 災害に関する調査・研究

災害に関する調査・研究は、被害の軽減を図るうえで必要であり、また、地域防災計画を充実させるうえでも非常に重要である。そのため、町は、国、県が実施している調査・研究結果を検討するとともに、防災アセスメントや地区ごとのハザードマップの作成をはじめ、町独自の調査研究の実施に努める。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念としており、檜葉町地域防災計画もこの基本理念に基づき策定するものとする。

- ① 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- ② 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- ③ 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- ④ 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- ⑤ 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- ⑥ 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 基本方針

この計画は、国、県、公共機関等と連携し、必要な体制を確立し、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備、推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進にあたっては、以下の事項を基本とする。

1 災害に強いまちづくりの推進

東日本大震災により甚大な被害を受け、さらには原子力発電所事故の影響により全町避難を強いられた本町は、この経験を、忘れてはならない教訓として今後の防災に生かし、災害に強いまちをつくっていかなければならない。そのため、町国土強靱化地域計画に基づき、いかなる災害が発生しようとも、人命を守り、被害を最小化できる「災害に強いまちづくり」を平常時から推進する。

2 住民一人ひとりの防災意識の向上

大規模な災害が発生した場合、発災直後において、町、県をはじめとする防災関係機関の災害対策活動には限界がある。また、防災関係機関が要支援者への支援に傾注するためにも住民の自立的な対応（自助）が必要である。そのため、住民は「自分の身は自分で守る」という意識を十分に持ち、飲料水、食料等の備蓄、防災、救急医療に関する知識を習得することが重要である。町は、住民一人ひとりが自分の状況に適した避難行動をあらかじめ知っておくことの重要性を周知するなど、出前講座や広報等により住民の防災意識の向上を図る。

3 災害に強いコミュニティの形成

突発的な災害や想定を超える被害が発生した場合、これらに迅速かつ的確に対応するためには、行政の力だけに頼らない、地域住民による主体的な活動（共助）が展開される体制を整備しておかなければならない。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、自主防災活動を支援し、「自らの命と地域は自らで守る」という考え方を基本とし、死者を出さない「災害に強いコミュニティ」の形成を目指す。

4 応急活動体制の強化

町は、災害時に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、資機材等の備蓄、マニュアルの整備、防災関係機関との連携体制の確立、防災訓練の実施等により、応急活動体制の強化に努める。

災害対応は、すべての職員による総力戦であることから、日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について日頃から習熟しておくことが必要である。

5 連携による災害対応力の強化

大規模な災害が発生した場合、迅速な災害対応を行うためには、防災関係機関との緊密な連携はもとより、民間事業者等の協力を得ることも重要である。町は、平常時から、幅広い職種の事業者とあらかじめ協定を締結するなど、災害対応のソフト・ハード両面からの環境づくりに努める。

6 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、災害対応に当たる関係者の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

7 死者をゼロにする防災意識の醸成

台風などの風水害はある程度被害を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識

を高め、災害から身を守る「防災意識」を醸成して、災害による死者をゼロにすることを目指す。

第3 時間別の活動目標

必要となる応急対策活動は、被害の状況、時間の経過とともに、段階的に変化する。町は、防災関係機関等が連携し、円滑に災害対策を実施できるよう、時間の経過に伴う基本的な活動目標を整理する。下表は、基本的な事項についてまとめたものであるが、実際の運用に当たっては、災害の様態、状況に応じた配慮が必要となる。

表 時間別活動目標

時 期	概ねの時間	活 動 目 標
直前対応期 (※)	発災直前	<input type="checkbox"/> 災害直前活動 ・ 気象情報、警報の伝達 ・ 事前の避難誘導、避難所の開設 ・ 災害未然防止活動の実施
即時対応期	発災直後	<input type="checkbox"/> 初動体制の確立 ・ 活動要員の確保（非常参集） ・ 活動空間と資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応 ・ 避難所への職員派遣
	～数時間以内	<input type="checkbox"/> 生命・安全の確保（瞬時の対応） ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 火災延焼の阻止活動 ・ 津波、火災延焼に対応した住民の避難誘導 ・ 広域的な応援活動の要請
緊急対応期	～3日目	<input type="checkbox"/> 生命・安全の確保（72時間以内の対応） ・ 本格的な行方不明者の捜索、救出活動、医療活動 ・ 火災消火活動 ・ 道路啓開、治安維持対策 ・ 二次災害防止対策の実施
応急対応期1	～1週間	<input type="checkbox"/> 被災者の生活安定（最低限の生活環境） ・ ライフラインの早期復旧 ・ 避難所の運営、生活関連情報の提供 ・ 給食、給水、救援物資の調達と配給
応急対応期2	～1か月	<input type="checkbox"/> 被災者の生活安定 ・ 通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・ 物流等の経済活動環境の回復 ・ 生活再建に係る支援の実施
復旧対応期	～数か月	<input type="checkbox"/> 地域・生活の回復 ・ 被災者のケア ・ ガレキの撤去／都市環境の回復 ・ 生活の再建
復興対応期	数か月以降	<input type="checkbox"/> 地域の整理 ・ 教訓の整理／都市復興計画の推進 ・ 都市機能の回復強化

※直前対応期は事前に災害の発生が予測された場合

第3節 檜葉町の自然条件と社会条件

第1 位置及び面積

本町は、福島県東部の浜通りに位置し、双葉郡のやや南部にある。東は太平洋に面し、西は阿武隈山系萩塚山（標高 733.1m）を境に双葉郡川内村と、同山系燧石山（標高 721.0m）を境にいわき市小川町と接し、北は富岡町、南は広野町に隣接している。

町域は、東西 15 km、南北 11 km、総面積 103.64 km²で、約 80%が山林・原野となっている。

第2 地勢

本町は、阿武隈高地の東麓にあるなだらかな丘陵性の地形となっており、町の西側には、大峰山（標高 704.8m）、油煙山（標高 619.9m）、郭公山（標高 447.1m）、羽山（標高 297.5m）等があり、これらの山並みは町の豊かな自然を象徴していると同時に、濃霧や夜間の強風などの気象現象、土石流等の発生原となる点でも重要である。

大滝根山を源とする木戸川（流路延長 35km）は、中流域では急峻な木戸川溪谷を、下流域では広大な氾濫原を形成するとともに、発電、かんがい、工業ならびに生活用水として活用され、内水面漁業も盛んである。本町には木戸川が暴れ川であったとの伝承が残され、このことは木戸川溪谷のV字谷や女平の還流地形からも裏付けられる。また、井出川も下流域では広い氾濫原を形成し、かんがい用水として活用されている。このほか、北地区では才連川が、南地区では山田川、岩沢川が防災上重要な河川として挙げられる。

太平洋に面した沿岸部では、高さ 30m以上の海食崖が連続し、絶えず崩落を続けている。東日本大震災ではいわき市で海食崖の崩壊が発生したが、風化しやすい泥岩や砂岩からなる本町の海岸線でも同様の事象を生じうる。一方で山田浜地区、前原地区、下井出地区、波倉地区では沿岸部に低地が広がり、軟質な地質から侵食を受けるほか、浸水すれば低湿地化して排水困難となるため、海岸堤防を設置している。

第3 地質

本町の位置する阿武隈高地東麓は、中生代白亜紀の花崗岩からなっている。花崗岩はマグマが急冷されて形成されるため粒子が荒く、容易く風化崩壊して山砂に変化する。山砂は雨などで激しく流出する上、栄養に乏しく植生が発達し難いため、土砂災害を生じやすい土壌である。

また、双葉断層に沿って中世代白亜紀の相馬中村層群や双葉層群、新生代古第三紀の白水層群が分布しており、礫岩、砂岩、泥岩、粘板岩などの堆積岩からなっ

いる。白水層群は常磐炭田の主要な夾炭層であり、町内でもかつて採掘が行われたが、残置された坑道が不同沈下を生じるおそれがある。

太平洋沿岸の丘陵及び低地には新生代新第三紀～第四紀の堆積層が広く分布しており、結合のゆるやかな砂岩や泥岩からなっている。

第4 活断層

本町に関係する断層としては、双葉断層があり、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、本町、広野町を南北にのびている。この断層は、南相馬市原町区以北の10数km間では活断層、大原以南についても活断層と推定されるものとされている。

この活断層の平均活動間隔は約8,000年～12,000年であり、最新の活動時期が約2,400年前以後であることから、この活断層を起因とする次の地震が迫っている可能性は低いと考えられている。また、大原以南の活断層と推定されるものについては、将来活動するおそれがなく、起震断層として考慮する必要がないと判断されている。

第5 気象

気候は東日本型海洋性気候で、比較的寒暖の差が少なく、積雪は年数回程度、降雨量も平年値が1,500mm～1,600mmと少ない。

第6 土壌

本町の山林には褐色森林土が分布し、自然状態では落葉広葉樹林が発達して降雨による土壌の流失を防いでいる。また丘陵及び低地には黒ボク土や低地土が分布し、田畑として利用されているほか、自然状態では落葉広葉樹二次林が出現して速やかに植生が再生する。

河川氾濫原の後背湿地や沿岸の潮汐平野では、地下水位が高く一般的に排水不良となるため、土壌が青色を呈するグライ土に変質する。水田としても排水不良となるため暗渠排水が実施される場合が多い。自然状態では植生は発達せず、降雨により容易に冠水する。

河岸段丘の斜面部分や、花崗岩が風化した山砂が堆積した場所では土壌が発達しにくい。こうした土地では植生があってもその支持力は低く、降雨により高頻度で土壌が流失する。

第7 植生

本町が属する気候では、山林が自然状態で極相に達するとブナを主体とする落葉広葉樹林となり、木戸川溪谷付近などで観察される。また人為的に攪乱を受けた場

合はコナラなどの堅果類を主体とする落葉工場樹二次林（いわゆる雑木林）が発生し、町内各地で容易に観察される。これらの森林は根によって土壌を流失から守り、また土壌の保水力を高めることで河川の増水や土砂災害を和らげる作用をもつ。また樹木と菌類との共生により、落葉落枝を材料として土壌を生産し、空気中の炭素を地下に固定する役割を担う。

自然状態で上記のような植生に達しない場合、そこから地形や地質を類推することができる。例えばマツが優占する場所は、風の影響が強いことを示し、岩角地や尾根など崩れやすい地点である可能性がある。ハンノキが優占する場所は谷底の沼沢地である可能性があり、降雨時には湿地化または冠水するおそれがある。クルミやケヤキ、モミ、ヤシヤブシが優占する場所は、渓谷の斜面など降雨の影響を受けやすい条件下にある。河川の周囲でヤナギが占有する場所は、降雨時に頻繁に水没している可能性がある。また、崩壊しやすい蛇紋岩地や石灰岩地を特異的に好む植物があり、郭公山山頂付近などで観察される。このように自然植生が保護されていれば、そこから地下の地質構造を読み解くことができる。

第8 人口

現在の町民の避難状況は次の通りである。

表 町民の避難状況 (R4. 1. 31 現在)

住民基本台帳人口			
世帯数	男	女	人口(外国人含む)
3,067	3,443	3,238	6,681

町内居住者		町内居住率※	
世帯数	人数	世帯数	人数
2,152	4,155	70.17%	62.19%

※当月末の住民基本台帳人口に対する町内居住者数の割合

第9 土地利用

本町においては、全面積のうち森林が8割近くを占め、宅地はわずか3%前後となっている。

東日本大震災後、町では津波により浸水した沿岸地域を建築基準法に基づく災害危険区域に設定し、住宅などの建築を制限した。復興へ向けた土地利用の方向性を示した「檜葉町土地利用計画アクションプラン」（平成26年4月）に基づき、町の復興をけん引する「コンパクトタウン」、「竜田駅周辺開発エリア」、「産業再生エリア」の3つのエリアを形成している。

また、町内には約700haに及ぶ農地があり、町の基幹産業である農業の再生を図るため、稲作だけでなく甘藷や花き栽培などへの支援することで、農地の再生を進

めている。

第10 交通

本町では、鉄道は、JR常磐線が通っており、町内に「竜田駅」、「木戸駅」、「Jヴィレッジ駅」の3つの駅がある。

道路は、南北に縦貫する常磐自動車道と一般国道6号が広域交通の軸となっており、主要地方道いわき浪江線、一般県道小埜上郡山線、一般県道広野小高線、一般県道木戸停車場線、一般県道下川内竜田停車場線の幹線道路及び町道により形成されている。

第4節 災害履歴

第1 風水害

昭和以降の本町に被害を及ぼした主な風水害は以下のとおりである。

表 檜葉町に被害を及ぼした主な風水害

発 生 年 月 日	災 害 要 因	被 害 場 所 ・ 被 害 内 容 等
昭和5年 (1930) 春	洪水	洪水で小山川が氾濫し、上小埞地内の水田など広い地域が浸水した。
昭和61年 (1986) 8月4日～5日	台風10号	大雨により、前原地区をはじめ町内全域で床上浸水1戸、床下浸水12戸の被害が発生した。
平成元年 (1989) 8月7日	台風13号	大雨により木戸川が氾濫し、上小埞字袖山川原地内で住家兼用店舗1棟が半壊、物置2棟が流失、床下浸水8戸等の被害が発生した。
平成3年 (1991) 9月19日～20日	台風18号	大雨により前原、大谷地区等で、床上1戸、床下6戸の浸水被害が発生した。
平成5年 (1993) 11月13日～14日	豪雨	豪雨により前原地区をはじめ町内全域にわたり床上5戸、床下46戸の浸水被害が発生した。
平成14年 (2002) 10月1日	台風21号	負傷者1名、一部損壊8棟の被害が発生した。
令和元年 (2019) 10月12日～13日	東日本台風 (台風19号)	大雨により女平地区で、1戸が一部損壊、町内5箇所でがけ崩れが発生した。

第2 地震災害

昭和以降、福島県に被害を及ぼした主な地震は以下のとおりである。

表 福島県に被害を及ぼした主な地震

発 生 年 月	名 称 ・ 震 源 地	震 度 等	被 害 場 所 ・ 被 害 内 容 等
昭和2年 (1927) 8月6日	(宮城県沖)	M6.7 福島5 小名浜4	本宮町で土砂崩壊により4名が死亡し、桑折町でも1名が重傷となった。
昭和8年 (1933) 3月3日	昭和三陸地震 (三陸沖)	M8.1 福島5 小名浜4	岩手県綾里湾で津波が24mに達し、死者行方不明者3,064人という大惨事となった。県内では、福浦・中村・磯部1～1.5m程度の津波で、相双で漁船流出5隻、原釜で堤防40間決壊、床下浸水5棟の被害となった。

発 生 年 月	名 称 ・ 震 源 地	震 度 等	被 害 場 所 ・ 被 害 内 容 等
昭和 10 年 (1935) 7 月 19 日	(茨城県沖)	M6.9 小名浜 5	小津波が発生した。
昭和 11 年 (1936) 11 月 3 日	(宮城県沖)	M7.4 小名浜 5 福島 4	小津波が発生し、屋根瓦・土蔵壁のはく落、道路の亀裂等の被害が発生した。
昭和 13 年 (1938) 5 月 23 日	(茨城県沖)	M7.0 福島・小名浜 5	屋根瓦・土蔵壁のはく落 250ヶ所、煙突倒壊等 7ヶ所、橋・堤防決壊 6 件の被害が発生した。
昭和 13 年 (1938) 11 月 5 日	(福島県沖)	M7.5 福島・小名浜 5	津波が小名浜で 1m、余震が小名浜 92 回、福島 164 回発生し、浜通りで死者 1 名、負傷者 9 名、全壊 4 棟、半壊 29 棟、がけくずれ、道路の亀裂等の被害があった。
昭和 18 年 (1943) 8 月 12 日	田島地震 (福島県会津)	M6.2 白河 3 福島 2	大沼郡尾岐村で重軽傷者 6 名、土蔵亀裂 760 棟、土蔵壁落 193 件、住家壁落 5 戸の被害が発生した。
昭和 35 年 (1960) 5 月 24 日 (地震発生 5 月 23 日)	チリ地震津波 (チリ南部)	※Mw9.5	津波が小名浜で 3.75m となり、富岡・相馬・磐城・勿来で 4 名が死亡し、負傷者 2 名、家屋浸水 65 棟、畑冠水 5ha、堤防決壊 2ヶ所、山くずれ 1ヶ所、船舶流水出 4 隻の被害となった。
昭和 39 年 (1964) 6 月 16 日	新潟地震 (新潟県下越沖)	M7.5 福島・小名 浜・白河・若 松 4	会津坂下町・喜多方市等で負傷者 12 名、全壊 16 棟、半壊 37 棟、道路破損 22ヶ所、がけくずれ 17ヶ所の被害が発生し、被害は額 5 億 8,000 万円となった。
昭和 43 年 (1968) 5 月 16 日	1968 年十勝沖地震 (青森県東方沖)	M7.9 福島・小名 浜・白河 4	津波が小名浜で 0.6m となり、鏡石町等で水路決壊、床上浸水 2 棟、床下浸水 4 棟、田冠水 18ha、学校 1 件、農業施設 8ヶ所に被害が発生し、被害額は 8,720 万円となった。
昭和 53 年 (1978) 6 月 12 日	1978 年宮城県沖地震 (宮城県沖)	M7.4 福島 5 小名浜・白 河・若松 4	死者 1 名、重軽傷者 49 名、全壊 6 棟、半壊 60 棟、一部破損 1,672 棟の被害が発生し、被害額は 27 億 7,756 万円となった。
昭和 62 年 (1987) 4 月 7 日	(福島県沖)	M6.6 小名浜 5 福島 4	ガラスの破損などの被害が発生した。

発 生 年 月	名 称 ・ 震 源 地	震 度 等	被 害 場 所 ・ 被 害 内 容 等
昭和 62 年 (1987) 4 月 23 日	(福島県沖)	M6.5 白河 5 小名浜 4	軽傷者 1 名、半壊 1 棟、一部破損 1 棟の被害が発生し、被害額 1 億 5,751 万円となった。
平成 6 年 (1994) 12 月 18 日	(福島県会津)	M5.5 若松 4	一部破損 10 棟の被害が発生した。
平成 23 年 (2011) 3 月 11 日	平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震 (三陸沖) 災害名： 東日本大震災	M9.0 白河・須賀 川・国見・鏡 石・天栄・檜 葉・富岡・大 熊・双葉・浪 江・新地 6 強	死者 151 人、行方不明 2 人、 重傷 2 人、軽傷 3 人。住家全 壊 147 棟。火災 3 件。 ※被害は総務省消防庁「東日 本大震災第 161 報 R3.3.9」よ り
令和 3 年 (2021) 2 月 13 日	(福島県沖)	M7.3 国見、相馬、 新地 6 強 檜葉 6 弱	住家半壊 2 棟。 南工業団地で苛性ソーダ流出。

※Mはマグニチュード、Mwはモーメントマグニチュード

第 3 大規模事故

本町及び本町周辺において、一般災害については災害対策本部が設置されるような大規模な事故災害は発生していない。

第 4 林野火災・大規模火災

本町における主な林野火災は以下のとおりである。

表 檜葉町に被害をおよぼした主な林野火災等

発 生 年 月 日	災 害 の 状 況 及 び 被 害
大正 5 年 (1916) 年 3 月 26 日	竜田村地内の炭焼きがまの火の不始末から出火し、山林 432ha を焼失した。
昭和 9 年 (1934) 年 3 月 19 日	木戸村地内の山林から出火し、国有林 80ha を焼失した。
昭和 23 年 (1948) 年 2 月 26 日	竜田村字井出地内の竜田駅から出火し、住家 9 棟、非住家 25 棟、730 坪を全焼した。あわせて農業倉庫を焼き、米 4,000 俵を焼失した。
昭和 37 年 (1962) 年 2 月 11 日	山林 70ha を焼失した。
昭和 62 年 (1987) 年	年間を通じて、4 件発生。合計で山林 5ha を焼失。損害額 242 万円。
平成 14 年 (2002) 年 2 月 18 日	下繁岡字南代地内で不審火により出火し、山林 0.8ha を焼失。損害額 135 万円。

第5 原子力関連施設事故

日本国内で発生した原子力関連施設における事故は以下のとおりである。

表 日本国内で発生した事故

発生年月日	場 所	被 害 場 所 ・ 被 害 内 容 等
平成元年 (1989) 1月6日	福島県楡葉町	東京電力福島第2原発3号機で再循環ポンプ破損事故が発生した。
平成3年 (1991) 2月9日	福井県美浜町	関西電力美浜原発2号機で蒸気発生器細管破断事故が発生し、外部に放射能が漏れた。
平成7年 (1995) 12月8日	福井県敦賀市	動力炉・核燃料開発事業団（現在の核燃料サイクル開発機構）の高速増殖炉原型炉「もんじゅ」でナトリウム火災が発生した。もんじゅは長期間の運転停止となった。
平成9年 (1997) 3月12日	茨城県東海村	動燃東海事業所再処理工場のアスファルト固化処理施設で爆発事故が発生し、作業員37人が被ばくした。
平成11年 (1999) 7月12日	福井県敦賀市	日本原子力発電敦賀原発2号機で1次冷却水が大量に漏れる事故が発生した。
平成11年 (1999) 9月30日	茨城県東海村	JCO東海事業所において、国内初の臨界事故が発生し、作業員が重い放射線障害を受け、その後そのうち2名が死亡した。かなりの放射線が施設外に放射され、周辺地域住民にも被ばく者が発生し、東海村をはじめ隣接市町村では、学校は休校し、交通機関も止まり、金融機関、流通機関なども次々に営業を停止し、周辺の住民生活にも大きな影響を与える結果になった。
平成23年 (2011) 3月11日	福島県大熊町・双葉町	東京電力(株)福島第一原子力発電所において、東北地方太平洋沖地震(最大震度7)の発生に伴い、非常用炉心冷却装置による注水が不能になるなど、原災法に定める原子力緊急事態となった。また、原子炉建屋の水素爆発、火災、汚染水の滞留や放射性物質が外部に放出されるなどの事態となった。
	福島県楡葉町・富岡町	東京電力(株)福島第二原子力発電所において、東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、圧力抑制機能が喪失するなど、原災法に定める原子力緊急事態となった。

第5節 被害想定

第1 防災調査研究の推進

1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

町及び県は、風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、各種災害におけるハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を実施する。

なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町により整備された詳細な情報は、地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県のデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

3 自主防災組織等地域における取り組み

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの老人や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加したりする等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

第2 風水害

本町の河川では、木戸川については、浸水想定区域図が公表されている。この浸水想定区域図は、福島県が平成19年度に実施した氾濫シミュレーションに基づくものであり、当時の河道整備状況と木戸川ダム洪水調整等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね70年に1度起こる大雨が降ったことにより、木戸川等の河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を示したものである。

町では、福島県による木戸川の洪水シミュレーション結果をもとに、洪水ハザードマップを作成しており、令和2年には「檜葉町総合防災ガイド」を作成・配布した。

1 河川の状況

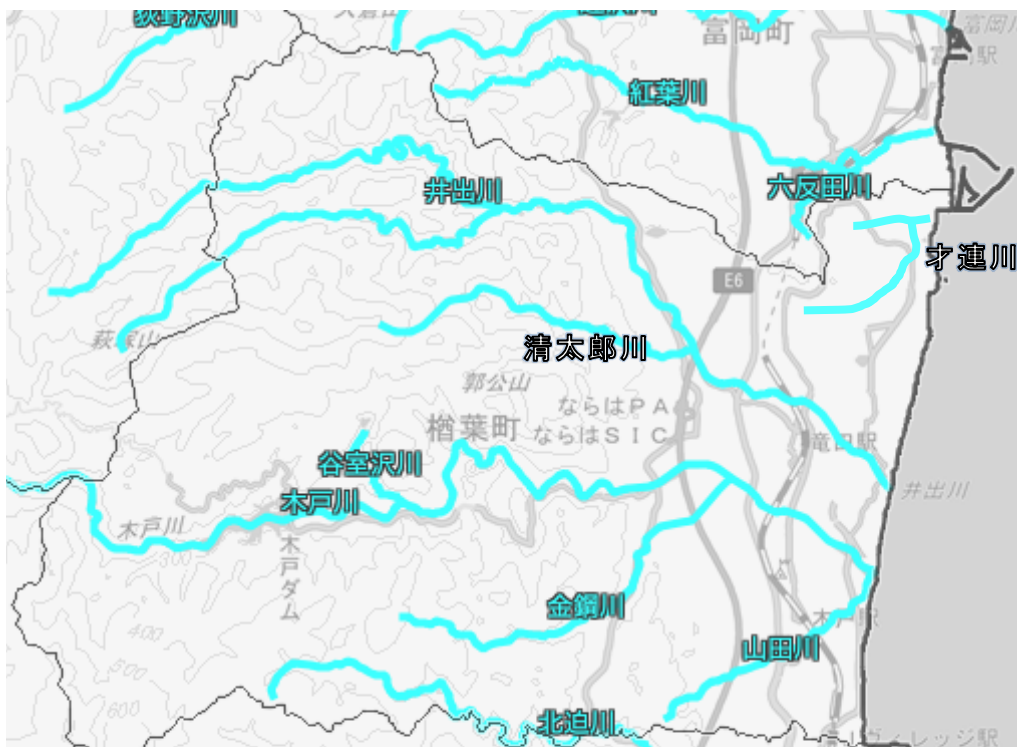
町内における河川の概要は次のとおりである。

①町内河川の概要

水系名	河川 海岸名	管理	種類	水位周知 河川の指定	水防警報 河川の指定	洪水ハザード マップ
木戸川	木戸川	福島県	2級河川	なし	なし	あり
木戸川	山田川	福島県	2級河川	なし	なし	なし
木戸川	金剛川	福島県	2級河川	なし	なし	なし
井出川	井出川	福島県	2級河川	なし	なし	なし
井出川	清太郎川	楡葉町	普通河川	なし	なし	なし
-	才連川	楡葉町	普通河川	なし	なし	なし

②重要水防区域（令和3年度福島県水防計画）

番号	水系名	河川名	水防 分団名	右岸 左岸	位置	危険判断 箇所	危険 度	区間	予想される危険	氾濫 面積	人家	対策 水防工法
40	井出川	井出川	第1分団	左岸	井出字本釜	堤防高	高	120m	溢水	1ha	8戸	土のう積
41	井出川	井出川	第1分団	両岸	井出 字五里内	堤防高	高	250m	溢水	10ha	7戸	土のう積
42	木戸川	木戸川	第4分団	両岸	上小埞 字袖山川原	堤防高 堤防断面	高	800m	溢水	68ha	22戸	土のう積
45	木戸川	山田川	第3分団	両岸	山田岡 字南作	堤防高	中	400m	溢水	25ha	138戸	木流し 土のう積
88	木戸川	金剛川	第4分団	両岸	上小埞 字中川原	※現在工事施工中 L=500m						



河川の位置（ベース図は気象庁洪水キキクル（危険度分布））

第3 土砂災害

本町には、17箇所の土石流危険溪流、19箇所の急傾斜地崩壊危険箇所があり、町では、平成21年度に、福島県の実施した土砂災害シミュレーション結果をもとに、「檜葉町・土砂災害ハザードマップ」を作成し、配布した。

なお、上記の危険箇所のうち、16箇所の土石流危険箇所及び15箇所の急傾斜地崩壊危険箇所については、土砂災害防止法に基づき、「土砂災害の危険性のある区域図（基礎調査の結果）」として公表されており、令和3年度に土砂災害警戒区域が指定された。

1 土砂災害危険箇所

檜葉町における土砂災害危険箇所は図・表のとおりである。



図 土砂災害危険箇所

表 土砂災害警戒区域

①急傾斜地の崩壊

箇所名	区域	所在地	備考
1 柴栗料	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字井出字柴栗料	自然
2 乙次郎A	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字大谷字乙次郎	自然
3 乙次郎C	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字大谷字乙次郎	自然
4 乙次郎D	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字大谷字乙次郎	自然

	箇所名	区 域	所 在 地	備 考
5	黒 石	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字大谷字黒石	自 然
6	西 代	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字大谷字西代	自 然
7	金 堂 地	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字北田字金堂地	自 然
8	腰 卷	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字波倉字腰卷	自 然
9	取 上 下	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字上繁岡字取上下	人 工
10	袖山川原	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字上小埜字袖山川原	自 然
11	除 込	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字井出字除込	自 然
12	上ノ代	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字山田浜字上ノ代	自 然
13	懐 内	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字上小埜字懐内	自 然
14	西 原	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字井出字西原	人 工
15	細 谷	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字波倉字細谷	自 然

②土石流

	箇所名	区 域	所 在 地	備 考
1	中 平 沢	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字上繁岡字中平	井 出 川
2	山 所 布 1	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字上繁岡字所布	井 出 川
3	ザンタカの沢	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字大谷字五味作	木 戸 川
4	小 荷 駄 川	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字上繁岡字小荷駄	井 出 川
5	迎 平	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字上繁岡字迎平	井 出 川
6	上小埜山神	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字上小埜字山神	金 剛 川
7	黒 石	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字大谷字黒石	木 戸 川
8	五 味 作	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字大谷字五味作	木 戸 川
9	清 田 川	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字上小埜字中平水無	木 戸 川
10	女 平	・警戒区域	大字上小埜字女平	木 戸 川
11	乙 次 郎 沢	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字大谷字乙治郎	木 戸 川
12	乙 次 郎 1	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字大谷字乙治郎	木 戸 川

	箇所名	区 域	所 在 地	備 考
13	乙次郎 2	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字大谷字乙治郎	木戸川
14	ダダの沢	・警戒区域	大字山田岡字大坂	北迫川
15	小山沢	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字山田岡字大坂	北迫川
16	大坂北	・警戒区域 ・特別警戒区域	大字山田岡字大坂	北迫川

第4 地震災害

1 県被害想定概要

以下の被害想定は、福島県が平成7年から3か年かけて策定した「福島県地震・津波被害想定調査」の結果をまとめたものである。

この調査において、まず県は、地質や地盤の状況、海岸現況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行った。次に、想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。また、これらの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、地震災害対策の提言を行っている。

なお、県は、令和元年度から見直し調査に着手しており、令和4年度に完了する見込みである。

2 想定地震

「福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震」、「会津盆地西縁南部断層帯を震源とする地震」、「双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震」の3つの内陸部地震と海洋部地震である「福島県沖を震源とする地震」の合計4つの地震を想定している。

表 想定地震

種 別	地 震 名	マグニチュード	震源の深さ等
内陸部地震	福島盆地西縁断層帯地震	M7.0	震源の深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
	会津盆地西縁南部断層帯地震	M7.0	震源の深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
	双葉断層地震	M7.0	震源の深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
海洋部地震	福島県沖地震	M7.0	震源の深さ 20km 東西幅 60km 南北長さ 100km

3 想定結果

福島県内の地震災害の被害想定結果は以下のとおりである。

表 地震災害（県全体）

地震名		福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁南部断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震
地震動		5強～6強	5強～6強	5強～6強	5強～6弱
建物被害	木造大破	11,306棟	11,031棟	7,723棟	4,733棟
	非木造倒壊	497棟	342棟	217棟	158棟
人的被害	死者	夜間 840人 昼間 327人	夜間 749人 昼間 278人	夜間 553人 昼間 203人	夜間 346人 昼間 131人
		夜間 4,324人 昼間 4,343人	夜間 4,604人 昼間 4,476人	夜間 2,908人 昼間 2,948人	夜間 1,632人 昼間 1,661人
	避難者	51,621人	38,366人	28,599人	35,798人

（参考）文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会による地震に関する評価

表 海溝型地震の今後10、30、50年以内の地震発生確率

領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			平均発生間隔
		10年以内	30年以内	50年以内	
福島県沖	7.0～7.5程度	20%程度以下	50%程度以下	70%程度以下	44.1年

※海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 令和4年（2022年）1月1日）（海溝型地震の今後10、30、50年以内の地震発生確率）からの抜粋

表 陸域・沿岸域の活断層から発生する地震の今後30、50、100年以内の地震発生確率

断層帯名等	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			平均活動間隔
		30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期
福島盆地西縁断層帯	7.8程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	8,000年程度
					約2,200年前-3世紀
双葉断層	6.8-7.5程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	8,000年-12,000年程度
					約2,400年前-2世紀
会津盆地西縁断層帯	7.4程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約7,400年-9,700年
					1611年会津地震

※主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和4年（2022年）1月1日）（陸域・沿岸域の活断層から発生する地震の今後30、50、100年以内の地震発生確率等）より抜粋

第5 津波災害

日本海溝・千島海溝周辺ではマグニチュード7や8クラスの大規模地震が多数発生し、1896年の明治三陸地震では約2万2千人の死者が発生するなど、主に津波により甚大な被害が発生している。

1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する特別措置法

中央防災会議は、平成15年に専門調査会を設置して検討を始め、翌平成16年には「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）」が公布された。この法律では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震津波防災対策の推進を図ることを目的としている。

法第3条に基づき指定された福島県における推進地域の区域は、本町を含む沿岸10市町である。

【平成18年2月20日内閣府告示第30号】

いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、相馬郡新地町

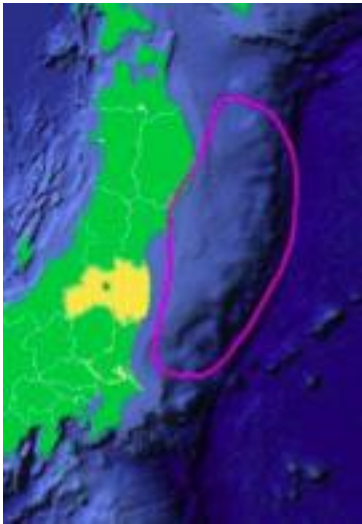
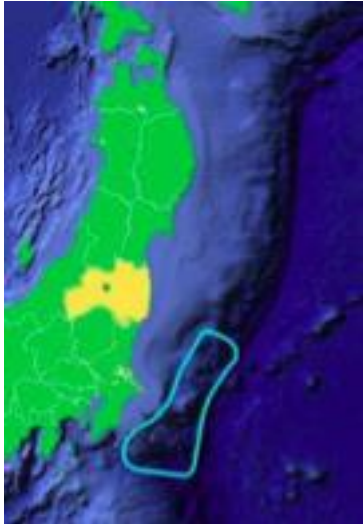
平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、今後の津波対策を構築するにあたり、海岸堤防などの構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する「比較的発生頻度の高い津波（L1（レベル1）津波）」と、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波（L2（レベル2）津波）」の2つを想定する必要があるとされた。

これを受け、県は「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」第8条第1項の規定に基づく「津波浸水想定調査」を実施し、平成31年3月に公表した。この調査においては、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」の津波レベルを想定してシミュレーションを行った。

(1) 最大クラスの津波の想定

福島県沿岸に来襲する可能性のある津波として、従来 of 想定である宮城県沖の地震津波、明治三陸タイプ地震津波、福島県沖高角断層地震津波に加え、想定宮城県沖運動型地震津波、房総沖を波源とする津波（茨城県モデル）の想定津波の津波高と、過去に福島県沿岸に来襲した既往津波の整理を行った。その結果、津波の高さが大きい東北地方太平洋沖地震津波（内閣府モデル）と房総沖を波源とする津波（茨城県モデル）の2つを最大クラスの津波として設定した。

表 想定津波

対象津波	①東北地方太平洋沖震津波 (内閣府モデル)	②房総沖を波源とする津波 (茨城県モデル)
マグニチュード	Mw=9.0 Mt=9.1~9.4	Mw=8.4 Mt=8.6~9.0
使用モデル	内閣府モデル (すべり量0.9~1.3倍)	茨城県モデル
概要	説明	<p>平成23年3月11日、三陸沖を震源とする地震により発生した津波。 東日本大震災を引き起こし、東北から関東を中心に甚大な被害をもたらした津波の再来を想定。</p> <p>地震調査研究推進本部から平成23年11月に公表された「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価(第二版)について」を基に想定した地震。</p>
	震源域	 

(2) 本町における津波浸水想定

津波浸水想定では、最大クラスの2波源によるシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域・浸水深を算出している。

津波浸水想定は、以下の表のとおりである。

表 沿岸市町別浸水面積

市町名	市町面積 [ha]	浸水面積[ha]			市町面積に 対する浸水 割合[%]
		①内閣府 モデル	②茨城県 モデル	最大包絡値 ※	
檜葉町	10,364	328.9	131.2	328.9	3.2

※ 最大包絡値とは、①津波と②津波の最大浸水範囲を重ね合わせたもの

表 最大遡上高、最大水位、影響開始時間

檜葉海岸	最大遡上高 [T. P. +m]	最大水位 [T. P. +m]	影響開始時間 [分]	第一波到達時間 [分]
①内閣府 モデル	16.7m	15.0m (14.5m)	13分	37分
②茨城県 モデル	12.8m	10.8m (10.1m)	34分	45分

- ※1 最大遡上高・最大水位は小数点第2位を切上げ、影響開始時間・第一波到達時間は、小数点第1位を切下げ
- ※2 最大水位は海岸線（海陸境界位置）での集計、括弧内は背後地盤が崖地等による評価対象外区間を除いた値
- ※3 影響開始時間および第一波到達時間は、沖合の代表地点における水位波形から集計
- ※4 最大遡上高：各地の津波が到達する最高の標高
- ※5 最大水位：海岸線における津波の最大水位
- ※6 影響開始時間：沖合の代表地点における地震発生から海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±20cm）が生じるまでの時間
- ※7 第一波到達時間：沖合の代表地点における、津波水位波形から判断した第一波目のピークが到達する時間

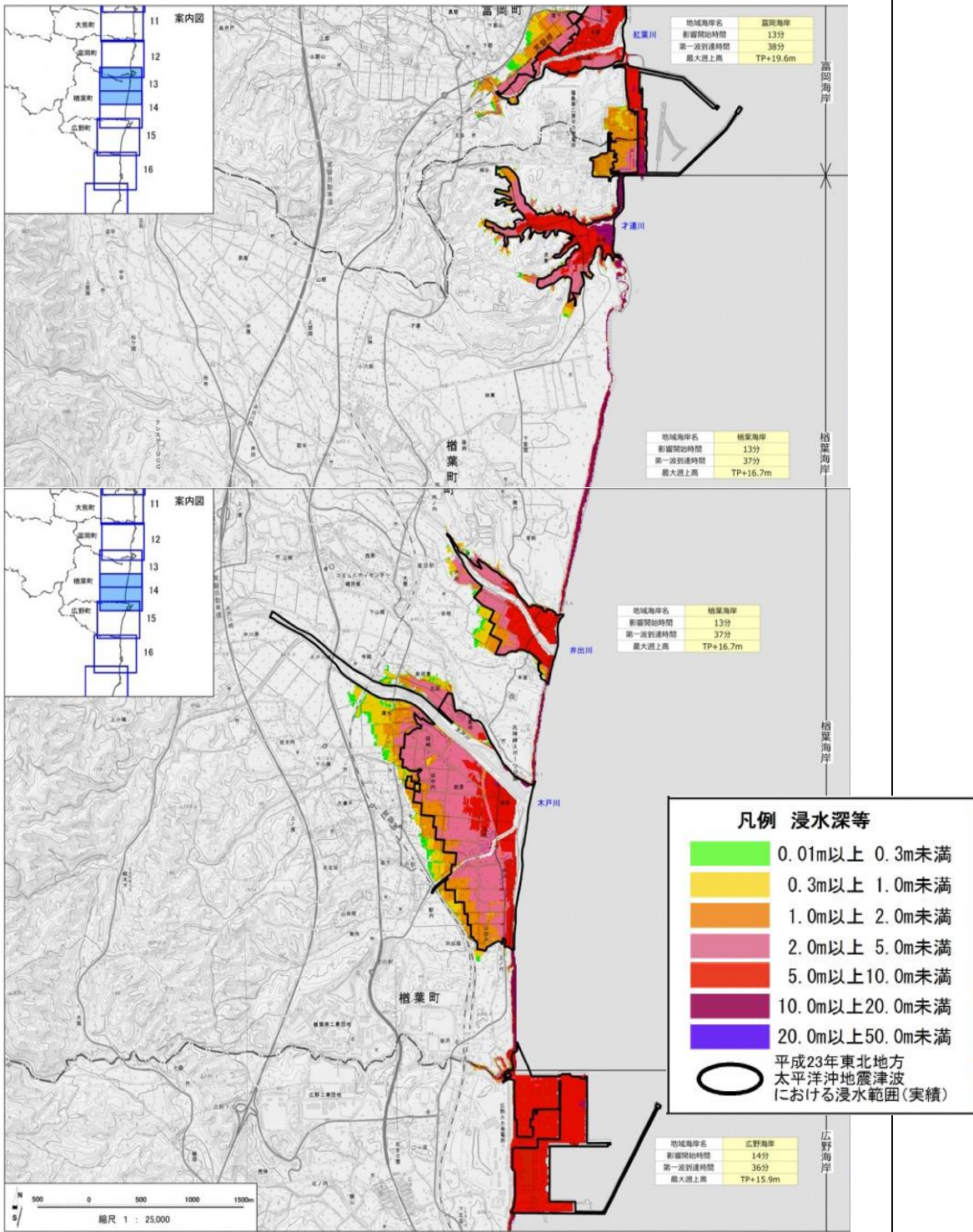


図 津波浸水想定区域図

第6節 防災関係機関等の実施責任と業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

1 檜葉町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 福島県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定地方公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急対策措置を実施する。また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 住民及び事業所

住民は、災害対策の基本方針にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。

事業所は、施設及び設備の安全性確保、消火・救出救助等に係る資機材等の整備、従業員が帰宅できないことを想定した食料や飲料水の備蓄に努めるとともに、防災訓練や研修等の実施、町や地域の防災訓練等への参加を通じて、従業員の災害

対応力の向上にも努める。

また、災害対応を行うための組織や活動内容、対策の責任者等を明確にするとともに、災害発生時における従業員のとるべき行動、住民や自主防災組織等との連携による地域の防災活動への参加方法等について定める。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 檜葉町

- ①檜葉町防災会議に関する事務
- ②災害対策の組織の整備及び教育・訓練
- ③防災知識の普及及び教育
- ④防災訓練の実施
- ⑤防災施設の整備
- ⑥防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備
- ⑦災害に関する情報の伝達、収集及び広報
- ⑧水防、消防活動、その他の応急措置
- ⑨避難対策
- ⑩被災者に対する救助及び救護措置
- ⑪保健衛生対策
- ⑫文教対策
- ⑬交通輸送対策
- ⑭被災施設の復旧
- ⑮その他災害応急対策
- ⑯その他災害発生の防御及び拡大の防止のための措置

2 双葉地方広域市町村圏組合消防本部

- ①災害の警戒及び防御
- ②救急及び救助
- ③災害情報の収集
- ④防災思想の普及
- ⑤災害応急対策

3 双葉地方水道企業団

- ①水道施設の整備及び安全対策
- ②災害時の水道施設の復旧
- ③給水対策
- ④県、町が行う被害状況調査及び応急給水への協力
- ⑤応急給水活動用災害復旧用資機材の整備

4 双葉地方広域市町村圏組合

- ①被災地における清掃業務
- ②被災地におけるし尿収集業務
- ③被災地における遺体の火葬

5 福島県及び出先機関等

(1) 福島県

- ①防災組織の整備
- ②市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ③防災知識の普及及び教育
- ④防災訓練の実施
- ⑤防災施設の整備
- ⑥防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- ⑦災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ⑧緊急輸送の確保
- ⑨交通規制、その他社会秩序の維持
- ⑩保健衛生
- ⑪文教対策
- ⑫市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- ⑬災害救助法に基づく被災者の救助
- ⑭被災施設の復旧
- ⑮その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(2) 相双地方振興局

- ①檜葉町が処理する事務又は業務の指導及びあっせん
- ②情報の収集、伝達及び指示
- ③県機関に係る応急対策に必要な総合調整
- ④災害時の物資の調達及び応急給水対策の応援

(3) 富岡土木事務所

- ①災害時における県所管の道路、橋梁等の応急対策
- ②県所管の道路、橋梁等の被害調査及び災害復旧
- ③県所管の河川、砂防、海岸の被害調査及び災害復旧

(4) 双葉警察署

- ①被災者の救出及び避難
- ②死体（行方不明者）の捜索及び検視
- ③通行規制及び交通安全施設等の保全
- ④犯罪の予防、その他社会秩序の維持

(5) 相双保健福祉事務所

- ①防疫対策及び保健衛生対策

- ②医療、助産等の救護
- ③給水対策等
- ④その他保健環境対策

(6) 相双農林事務所

- ①農業災害対策
- ②農地に係る海岸保全施設の災害復旧事業
- ③農地及び農業用施設に係る災害復旧事業
- ④林道及び治山施設に係る災害復旧事業
- ⑤被害農林業者等に対する災害融資

(7) 福島県環境創造センター

- ①原子力発電所周辺地域の放射能の監視及び測定
- ②原子力発電所周辺地域の安全対策
- ③放射性降下物の調査
- ④原子力広報

6 指定地方行政機関等

(1) 東北農政局

- ①応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
- ②農地、農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導、助成
- ③農業関係被害情報の収集報告
- ④農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- ⑤被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
- ⑥排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付
- ⑦野菜、乳製品等の食料品、飼育、種もみ等の供給対策

(2) 関東森林管理局磐城森林管理署

- ①国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成
- ②災害復旧用材（国有林材）の供給

(3) 第二管区海上保安本部（福島海上保安部）

- ①災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ②災害時における管内防災関係機関との連携
- ③海難救助、治安の維持及び海上交通安全の確保
- ④海洋環境の汚染防止、海上交通安全等の災害復旧・復興対策
- ⑤防災に関する啓発活動、訓練

(4) 仙台管区气象台（福島地方气象台）

- ①気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- ②気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

- ④県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- ⑤防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(5) 東北地方整備局福島河川国道事務所（磐城国道事務所）

- ①直轄公共土木施設の整備と防災管理
- ②洪水予警報等の発表及び伝達
- ③水防活動の指導
- ④災害時における通行規制及び輸送の確保
- ⑤被災直轄公共土木施設の復旧

7 自衛隊（陸上自衛隊第44普通科連隊）

- ①県、市町村、その他の防災関係機関が実施する応急的な対策の支援協力

8 指定公共機関

(1) 東日本旅客鉄道（株）（仙台支社福島支店）

- ①鉄道施設等の整備及び防災管理
- ②災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
- ③災害時における応急輸送対策
- ④被災鉄道施設の復旧

**(2) 東日本電信電話（株）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、
（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、
楽天モバイル（株）**

- ①電気通信設備の整備及び防災管理
- ②災害非常通信の確保及び気象予警報等の伝達
- ③被災電気通信施設の復旧

(3) 日本郵便株式会社（楡葉郵便局）

- ①災害時における郵便事業運営の確保
- ②災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

(4) 日本赤十字社（福島県支部）

- ①医療、助産等救護の実施
- ②義援金の募集
- ③災害救助の協力奉仕者の連絡調整

(5) 日本放送協会（福島放送局いわき支局）

- ①気象・災害情報等の放送
- ②住民に対する防災知識の普及

(6) 東日本高速道路（株）（東北支社いわき管理事務所）

- ①道路の耐災整備
- ②災害時の応急復旧
- ③道路の災害復旧

(7) 東北電力ネットワーク（株）

- ①電力供給施設の整備及び防災管理
- ②災害時における電力供給の確保
- ③被災電力施設の復旧

(8) 東京電力ホールディングス（株）

- ①原子力施設の防災管理
- ②放射能災害対策の実施

9 指定地方公共機関

(1) バス機関（新常磐交通（株））

- ①被災地の人員輸送の確保
- ②災害時における避難者等の緊急輸送の協力

(2) 放送機関（福島テレビ（株）、福島中央テレビ（株）、福島放送（株）、
（株）テレビュー福島、（株）ラジオ福島、（株）エフエム福島）

- ①気象（津波）予報、警報等の放送
- ②災害状況及び災害対策に関する放送
- ③放送施設の保安
- ④県民に対する防災知識の普及

(3) 新聞社（（株）福島民報社双葉南支局、福島民友新聞社（株）ふたば支局）

- ①災害状況及び災害対策に関する報道

(4) 運輸業者（（公社）福島県トラック協会双葉支部）

- ①災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

(5) （一社）福島県医師会（双葉郡医師会）、（公社）福島県歯科医師会、
（一社）福島県薬剤師会、（公社）福島県看護協会、（公社）福島県診療
放射線技師会

- ①医療助産等救護活動の実施
- ②救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- ③防疫その他保健衛生活動の協力

(6) （一社）福島県エルピーガス協会（いわき支部）

- ①災害時におけるLPガスの安全対策の実施

(7) 町社会福祉協議会

- ①災害時のボランティアの受入れ
- ②生活福祉資金の貸付

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 福島さくら農業協同組合

- ①町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- ②農作物災害応急対策の指導
- ③農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん

④被災組合員に対する融資あつせん

(2) 双葉地方森林組合

①町が行う被害状況調査及び応急対策への協力

②被災組合員に対する融資あつせん

(3) 木戸川漁業協同組合

①町が行う被害状況調査及び応急対策への協力

②被災組合員に対する融資あつせん

③漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

④漁具及び漁家生活資材の確保、あつせん

(4) 町商工会

①町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力

②災害時における物価安定についての協力

③救助用物資、復旧資材の確保についての協力

(5) 金融機関

①災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

(6) 病院等医療施設の管理者

①避難訓練の実施

②災害時における受入者の保護及び誘導

③災害時における病人等の受入及び保護

④災害時における被災負傷者等の治療及び助産

(7) 社会福祉施設等の管理者

①避難訓練の実施

②災害時における入所者の保護及び誘導

(8) 燃料供給業者

①施設の安全管理

②燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給

(9) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

①安全管理の徹底

②防護施設の整備

③災害応急対策及びその復旧対策の確立

(10) ガス事業者（LPガス販売業者）

①安全管理の徹底

②ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

第2編 一般災害対策計画

第 1 章 災害予防計画

第2編 一般災害対策計画

第1章 災害予防計画

第6節 防災関係機関等の実施責任と業務の大綱

第1節 市街地整備の推進

【建設課，くらし安全対策課，政策企画課，新産業創造室】

● 目的

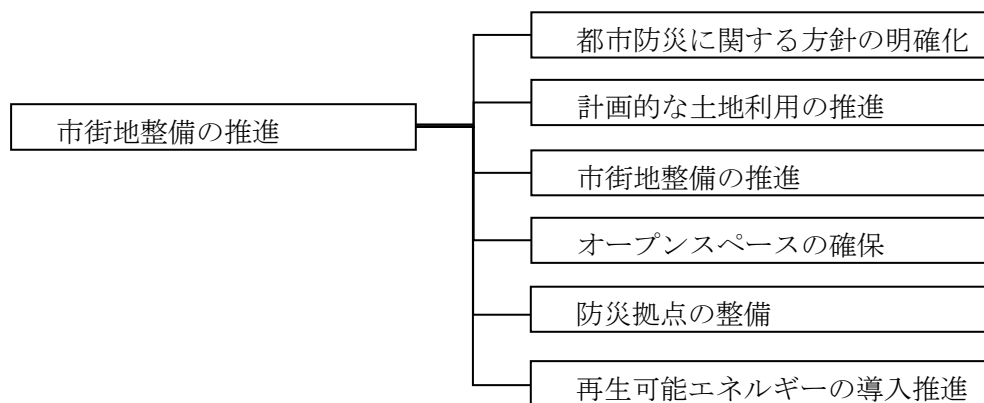
災害時の被害の発生の防止、被害の軽減を図るため、計画的な市街地の整備を推進し、平常時から災害に強いまちづくりに努める。

● 現況

平成6年8月2日に本町の西側の平地を中心に2,680haが都市計画区域に指定され、また平成10年には、都市計画マスタープランを策定し、適正な土地利用と市街地整備の推進に努めている。

東日本大震災により被災した津波浸水区域を災害危険区域に設定するなど、新たな土地利用計画を進めている。

● 施策



第1 都市防災に関する方針の明確化（建設課）

町は、都市計画マスタープランをはじめとする各種都市計画・都市整備に関する計画において、防災に関する方針を明確にし、総合的な都市防災を推進する。

第2 計画的な土地利用の推進（建設課）

町は、災害の危険性、土地の特性を十分考慮した安全で計画的な土地利用を図る。

1 安全で暮らしやすい防災集団移転事業の実施

町は、津波被災地域の世帯に対しては、再度の津波の被害を受けないよう、浸水区域外の安全な場所に宅地を確保した。その移転先については、従前のコミュニティ維持を重視し、被災集落コミュニティの意向を最大限に配慮して対応している。

2 津波防災地域づくりの総合的推進

町は、福島県の津波シミュレーションをもとに、津波被災エリア及び円滑な避難の確保のための施設整備を行う区域について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画の作成に取り組む。

なお、東日本大震災における津波被害を踏まえ、町では津波浸水区域を建築基準法に基づく災害危険区域に指定した。

また、県は、海岸堤防などとの組み合わせによる多重防御の一環として、浜街道の嵩上げ整備、海岸防災林の造成により、津波防災機能の強化を図っている。

【資料 1-1】災害危険区域

第3 市街地整備の推進（建設課）

町は、災害に強いまちづくりを進めるため、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備など、各種都市計画の手法を用いて、計画的な市街地の整備を推進する。

特に、緊急車両の通行を阻害する狭あい道路、火災の延焼拡大の要因となる住宅密集の解消を図る。また、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

さらに、本計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第4 オープンスペースの確保（建設課）

公園、緑地、緑道等は、町民の憩いの空間となるだけでなく、災害時においては、重要な避難場所、樹林等による延焼防止帯となるため、土地区画整理事業等の面整備にあわせて、公園、緑地、緑道のオープンスペースを積極的に設置していく。なお、その際には自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、同様に、広幅員の道路も延焼防止帯となるとともに、災害時の物資の輸送上重要となるため、都市計画にあわせ整備を推進する。

第5 防災拠点の整備（くらし安全対策課，政策企画課，新産業創造室）

防災拠点とは、大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護等の災害応急活動の拠点となる施設であり、災害時の応急活動の中核となる施設や建物のほか、救援物資の配送拠点や仮置き場として使用される公園、広場などのオープンスペースも地域の防災拠点となる。

町は、「道の駅ならは」の多面的な防災拠点機能の整備、多機能拠点の防災機能の整備など、災害応急活動の拠点となる施設について、必要な機能の強化を図る。

第6 再生可能エネルギーの導入推進（政策企画課）

太陽光発電設備を始めとする再生可能エネルギーを活用、蓄電池の導入や電力需給管理などのスマートコミュニティの展開、電気自動車（EV）の導入などにより、災害に強く持続可能なまちづくりに取り組む。

第2節 地盤災害の予防対策の推進

【くらし安全対策課，建設課，産業振興課，住民福祉課，こども課，
富岡土木事務所，相双農林事務所】

● 目的

地すべり・山崩れ・液状化等の地盤災害の危険性が高い地域を把握し、各種対策を実施して被害の発生の防止、被害の軽減に努める。

● 現況

本町には、山腹崩壊危険地区 36 箇所、崩壊土砂流出危険地区 12 箇所、土石流危険溪流箇所 17 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 19 箇所がある。また、31 箇所については、福島県により土砂災害警戒区域に指定されている。なお、町内の大規模盛土造成地については、すでに対策工事が実施されている。

また、町内にある多数のため池のうち、7 箇所が令和 3 年度中に防災重点農業用ため池に指定される予定である。

東日本大震災では、土砂崩壊による孤立地域の発生や、広域避難の障害となる道路閉塞が発生しており、対策の重要性が改めて認識された。また、近年、気象が激烈化しており、過去に例のない豪雨による大規模な土砂災害も発生している。こうした危険箇所の周知、観測体制の強化などの避難対策の強化が特に課題となっている。

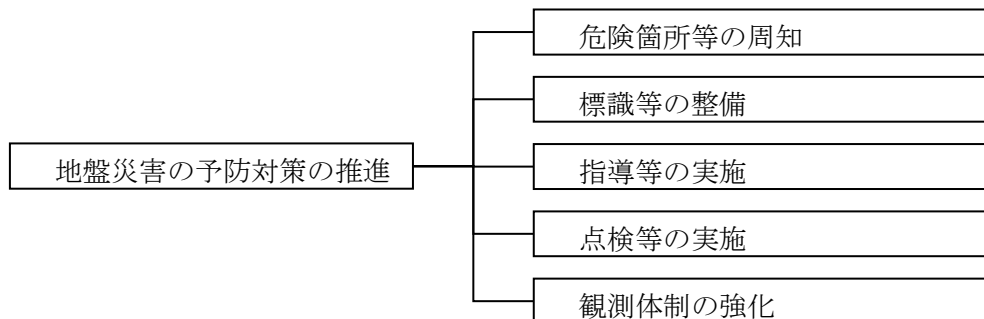
【資料 1-2】山腹崩壊危険地区

【資料 1-3】崩壊土砂流出危険地区

【資料 1-4】土砂災害警戒区域

【資料 1-5】防災重点農業用ため池

● 施策



第1 危険箇所等の周知（くらし安全対策課，建設課）

町は、大雨・長雨・地震発生後等に、地すべり・山崩れ・液状化等の地盤災害の危険性が高い地域に住民が近寄らないよう、広報紙等を通じて危険性が高い地域の周知を図る。また、他市町村で発生した地盤災害に関する広報を実施し、住民の災害に対する意識の高揚を図る。

町では、令和2年に「地震・津波災害」「洪水・土砂災害」「原子力災害」のハザードマップを取りまとめた「檜葉町総合防災ガイド」を作成・配布した。

なお、町内の大規模盛土造成地については公表済みであり、すでに対策工事が実施されている。

第2 土砂災害警戒区域等指定時の対応（くらし安全対策課，建設課，産業振興課，住民福祉課，こども課）

令和3年度に、県により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として町内計31箇所が指定されており、町として次のような対策に取り組む。

1 避難対策等の策定

警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

2 要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、町は、本計画にその名称及び所在地を定め、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

要配慮者利用施設の範囲はア～ウのとおりとする。

ア 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設等の社会福祉施設
イ 病院、診療所の医療施設（有床に限る）

ウ 幼稚園、小中学校、高等学校など児童・生徒が利用する学校施設など

なお、本計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

3 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れがある場合の避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。なお、県が概ね5年ごとに実施する基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当する区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

第3 標識等の整備（くらし安全対策課，建設課，産業振興課，富岡土木事務所，相双農林事務所）

町及び県は、地すべり防止区域等、地盤災害の危険性が高い地域の必要な場所に注意標識等を設置し、注意を促すことにより人的被害の発生の防止や被害の軽減に努める。

第4 指導等の実施（くらし安全対策課，建設課，産業振興課，富岡土木事務所，相双農林事務所）

町及び県は、地盤災害の危険性が高い地域の土地所有者、管理者等に対し、防災措置について指導するとともに、周辺住民に対しても大雨、長雨、地震発生後の対応、災害が発生した場合の避難について周知する。

町は、がけ地の崩壊（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域若しくは土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」）に存在する既存の不適合住宅の移転について国、県と一体となり促進するため、周知・指導する。

また、町は、ため池について管理状況等を確認するとともに、周辺住民・農家等に対して大雨、地震発生後の留意事項などについて周知する。

第5 点検等の実施（くらし安全対策課，建設課，産業振興課，富岡土木事務所，相双農林事務所）

町は、危険地域等に指定されている地区周辺を日頃から定期的に点検し、安全性を確認する。異常等を発見した場合、富岡土木事務所、相双農林事務所等の関係機関と協力・協議し、改善策を実施する。

第6 観測体制の強化（くらし安全対策課，建設課）

町は、大雨・長雨・地震の発生等、地盤災害が発生する危険性が生じた場合、早期に適切な対応がとれるよう、雨量観測体制、パトロール実施体制の強化を図る。

また、具体的な避難指示等発令のための新たな知見等を踏まえた見直しにも取り組むものとし、県は、町が避難指示等の判断を的確にできるよう、助言できる体制を整備する。

第3節 道路・鉄道の安全性の向上

【建設課，産業振興課，富岡土木事務所，相双農林事務所，双葉警察署，東日本旅客鉄道(株)】

●目的

道路は、災害時に救援物資の輸送等の重要な役割を担っているため、各道路管理者は、円滑な応急対策が実施できるよう、補強等の道路の安全対策を実施する。

また、運行中の鉄道が被災すると多大な被害を発生する可能性があるため、東日本旅客鉄道(株)は、各種安全対策を実施する。

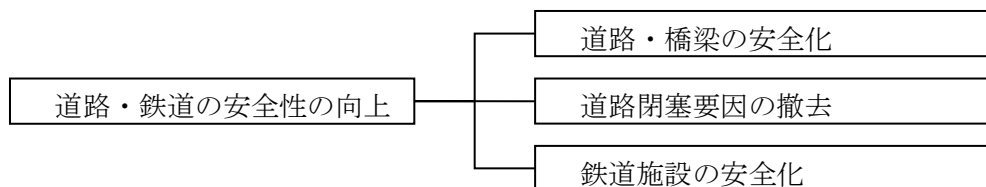
●現況

本町の道路網のうち、国道6号が、県の緊急輸送路線に位置づけられている。この国道6号をはじめ、主要地方道、県道、主要な町道、農林道等については、各道路管理者を中心に、耐震性の強化が進められている。

東日本大震災では、常磐自動車道、国道6号が地震・津波で被災した。町管理道路も、78路線が地震・津波により被災している。

鉄道については、東日本旅客鉄道(株)において、災害時の緊急停止システムや施設の耐震化を行っている。

●施策



第1 道路・橋梁の安全化（建設課，産業振興課，富岡土木事務所，相双農林事務所）

各道路管理者は、災害時の緊急物資の輸送、救助・救出、消火活動等の緊急活動を迅速かつ円滑に実施するため、多重性のある道路ネットワークを整備する。

また、定期的に主要な道路の安全性に関する点検を実施し、必要に応じて道路の耐震性の強化を図る。

震災では、渋滞の激しい国道6号を迂回する上で、町道松ノ口・大坂線が最後の命綱となった。この経験を踏まえ、各道路管理者は連携して、より信頼性の高い広域避難ルート確保を図る。

具体的には、広域避難や応急対応の緊急路線として常磐自動車道を活用できるよう、ならばスマートインターチェンジを設置するなど、複数のアクセスを確保して

いる。また、県道広野小高線（浜街道）の整備促進や、これと常磐自動車道など南北軸を結ぶ東西軸としてのアクセス道路の整備や既存道路の活用などを行い、避難をより確実にする道路網の構築を目指す。

第2 道路閉塞要因の撤去（建設課，富岡土木事務所，双葉警察署）

大規模な災害が発生した場合、放置自転車、不法に設置された自動販売機等により、道路の閉塞が予想されることから、各道路管理者は、これらの放置自転車、自動販売機等について事前指導PRを行うとともに、巡回指導、警察署による不法に設置された自動販売機等の取締りを実施する。

第3 鉄道施設の安全化（東日本旅客鉄道(株)）

東日本旅客鉄道(株)は、旅客の安全確保と円滑な輸送を図る。また、被害が発生した場合、迅速な復旧ができるよう、災害時の体制の充実に努める。

第4節 河川・海岸施設等の安全性の向上

【建設課，産業振興課，くらし安全対策課，富岡土木事務所，相双農林事務所】

● 目的

町及び県は、地震時の津波、台風時の高潮の被害を軽減するため、関係機関と連携し、堤防等の海岸施設の整備を図る。

また、洪水等の被害の軽減を図るため、町及び県は、堤防等の河川施設の整備を図る。

● 現況

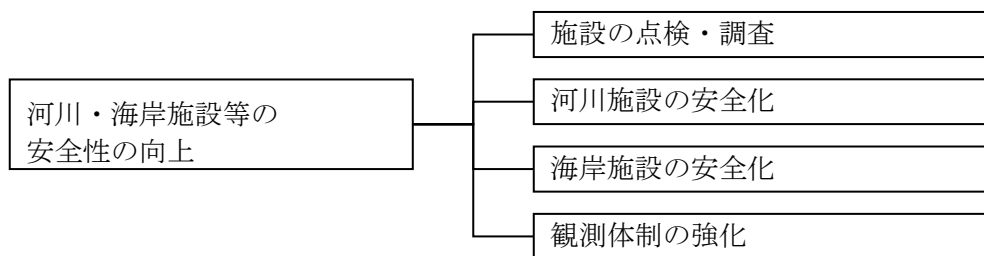
本町には、2級河川である木戸川・井出川、普通河川である才連川等が流れており、これらの河川においては、改修率が低く、河川改修事業の促進が課題となっている。このうち、木戸川においては、洪水調整等のため木戸ダムが建設された。

また、本町の海岸線は、地震時には津波の危険性が、台風時には高潮の危険性が指摘されている。

東日本大震災では、波倉、下井出、北田の一部、前原、山田浜地区を津波が襲い、甚大な被害をもたらした。現在、町は、河川、海岸等について河川管理者や海岸施設管理者等と連携しながら、災害復旧・復興計画に基づく取り組みを進めている。

【資料1-6】海岸堤防

● 施策



第1 施設の点検・調査（建設課，産業振興課，富岡土木事務所，相双農林事務所）

町及び管理者は、定期的に河川施設、海岸施設の点検・調査を実施し、危険な箇所等を発見した場合、安全対策の早期実施に努める。

第2 河川施設の安全化（建設課，富岡土木事務所）

町は、河川管理者等の関係機関と連携し、堤防等の耐震化・補強など、河川施設の安全化を図る。

第3 海岸施設の安全化（建設課，産業振興課，富岡土木事務所，相双農林事務所）

町は、海岸施設管理者等の関係機関と連携し、堤防・消波堤防の補強や海岸防災林の健全な生育等、海岸施設の安全化を図る。

第4 観測体制の強化（建設課，くらし安全対策課）

町は河川管理者、海岸管理者等の関係機関と連携し、大雨・長雨・地震の発生等、津波、洪水が発生する危険性が生じた場合、早期に適切な対応がとれるよう、気象観測体制、パトロール実施体制の強化を図る。

また、具体的な避難指示等発令の基準づくりを推進する。

県は、より多くの地域住民に対して、住民の避難行動につながる河川情報をリアルタイムに発信するために、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの設置を拡大する。

第5節 ライフライン施設の安全対策の推進

【くらし安全対策課，建設課，双葉地方水道企業団，双葉地方広域市町村圏組合，東日本電信電話(株)，エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)，(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ，KDDI(株)，ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)，東北電力ネットワーク(株)，東京電力ホールディングス(株)，(一社)福島県エルピーガス協会，】

● 目的

上下水道・電力・ガス・電気通信、廃棄物処理施設といったライフライン施設に被害を受けると、住民生活への影響が極めて大きく、避難・救助・救出をはじめとする応急対策、復旧対策の円滑な進捗をも左右することになる。

そのため、ライフライン施設の管理者は、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

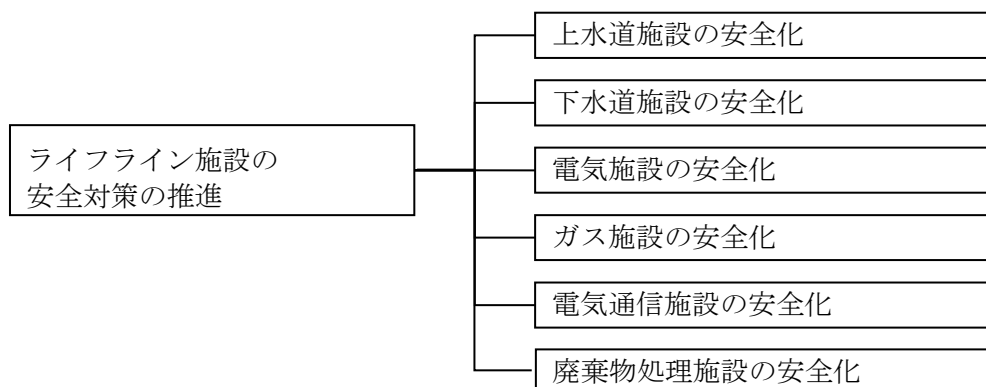
● 現況

上水道施設については、平成12年に双葉地方水道企業団に移管し、水道業務が行われている。下水道施設については、事業計画に基づき、計画的な整備を推進しており、普及率は75.5%（令和元年度）となっている。

その他のライフラインについては、各ライフライン事業者が、それぞれ、耐震化対策、安全対策を実施している。

東日本大震災において甚大な被害が生じたが、復旧は完了し、耐震化対策、安全対策を実施している。

● 施策



第1 上水道施設の安全化（双葉地方水道企業団，くらし安全対策課）

双葉地方水道企業団及び町は、水道水の安定供給、災害時の被害の軽減を図るため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、必要に応じて、老朽化した配水管の交

換、緊急遮断弁の設置等を実施し、水道施設の安全化に努める。

第2 下水道施設の安全化（建設課）

町は、下水道事業を推進するとともに、関係機関と連携しポンプ場や処理場等の下水道施設の安全対策を実施する。また、災害時においても最小限の排水機能が確保できるよう努める。

第3 電気施設の安全化（東北電力ネットワーク（株）、東京電力ホールディングス（株））

東北電力ネットワーク（株）は、発電施設・送電設備・変電設備・配電設備の耐震化、安全化対策を実施し、電力の安定供給に努める。

東京電力ホールディングス（株）は、福島第一・二原子力発電所の安全化に努める。なお、原子力災害については「原子力災害対策編」を参照すること。

第4 ガス施設の安全化（福島県エルピーガス協会・事業者）

福島県エルピーガス協会及び事業者は、ガス容器設置場所の安全性の向上、ガス容器の転倒防止対策、耐震性配管の設置、安全器具の設置、ガス放出防止器の設置等を実施し、ガス施設の安全化に努める。

第5 電気通信施設の安全化（東日本電信電話（株）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株））

電気通信各社は、災害時においても必要な通信を確保するため、施設の耐震化、ケーブルの2ルート化、回線の分散化、ケーブルの地中化等の電気通信施設の安全対策を実施する。

また、災害等により電気通信サービスが停止、又は通信が輻輳した場合の通信を確保するため、移動電源車、衛星通信システム装置、非常用可搬型交換装置等の整備を推進する。

第6 廃棄物処理施設の安全化（双葉地方広域市町村圏組合）

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こす恐れがあるので、平常時から施設の維持管理を十分に行う。

第6節 危険物施設の安全対策の推進

【くらし安全対策課，消防本部，事業所】

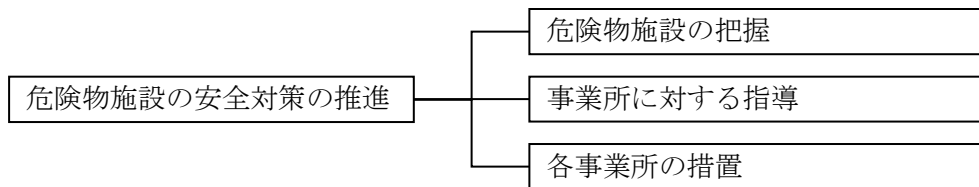
● 目的

危険物・高圧ガス・火薬類・毒物・劇物等を保有する施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生じる可能性があるため、安全対策の強化を図る。

● 現況

危険物・高圧ガス・火薬類・毒物・劇物等を保有する施設は、「消防法」、「高圧ガス保安法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、「火薬類取締法」、「毒物及び劇物取締法」等の個別の法令ごとの耐震性を含めた技術基準に基づき設置されている。

● 施策



第1 危険物施設の把握（くらし安全対策課）

町は、町内及び周辺市町村にどのような危険物施設があるか調査し、危険物の管理状況を把握する。

【資料 6-1】 檜葉町内危険物施設

第2 事業所に対する指導（くらし安全対策課，消防本部）

消防本部・町は、危険物施設の管理者に対し、施設の耐震化・安全性の向上を促すとともに、事業所内における防災教育、防災訓練の実施など必要な対策を講じるよう指導する。

第3 各事業所の措置（事業所）

危険物・高圧ガス・火薬類・毒物・劇物等を保有する事業所は、施設の耐震化、危険物等の流出防止等の安全対策を行うとともに、災害時の被害の軽減を図るため、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災資機材の整備を行う。

第7節 建築物等の安全性の向上

【建設課，総務課，くらし安全対策課】

● 目的

公共施設が被災し使用不能となった場合、避難・救助・救出をはじめとする応急対策・復旧対策の進捗に大きな影響を及ぼす。そのため、公共施設の管理者は、耐震診断、災害に対する安全性の点検を行い、必要に応じて補強を実施し、災害に強い施設づくりに努める。

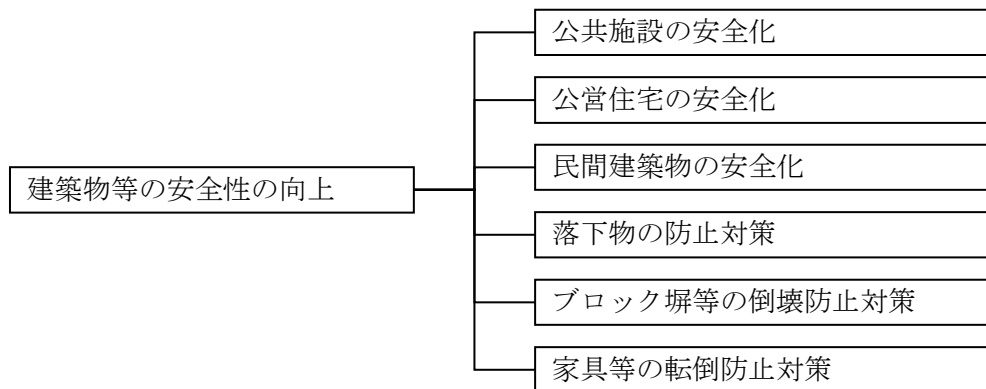
また、一般住宅について、町は、住宅の安全対策に関する広報活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図るとともに、安全性の高い住宅の普及に努める。

● 現況

小学校（平成12年竣工）、役場東庁舎（平成4年竣工）を除く東日本大震災以前に建設された各施設は、竣工から長い年月が経っているものが多いため、計画的に耐震診断、補強工事等を行っている。

また、一般住宅については、耐火建築物は年々増加しているものの、令和2年における木造率は93.4%と圧倒的に木造建築の方が多い状況である。

● 施策



第1 公共施設の安全化（建設課，総務課）

公共施設は、多くの人々が利用するとともに、災害時に応急対策の拠点（防災拠点）となることから、町は、福島県耐震改修促進計画（平成26年3月改定）を踏まえて、建築物の天井や窓ガラス、外壁部材等の非構造部材の落下防止や、屋外の建築設備の転倒防止、家具の転倒防止対策などの被害を最小限にする減災化を促進する。

また、公共施設等の点検・診断及び維持管理、修繕・更新、耐震化については、檜葉町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）において、次のような実施方針が

定められた。

旧耐震基準建築物	新耐震基準建築物
<p>ア 耐震診断を実施するとともに、耐震診断の結果を踏まえ、費用や利用状況等を考慮して耐震改修や大規模改修を実施する。</p> <p>イ 耐震性の認められた施設やすでに耐震化が行われている施設は機能維持に向けた点検を行う。</p> <p>ウ 耐震診断により耐震性を保有していない建物については、耐震化にかかる費用や利用状況等も考慮しながら複合化や統合・廃止、規模縮小等を検討する。</p>	<p>ア 定期点検を実施し、すでに大規模改修の実施時期を迎えている施設や利用者の多い施設は劣化調査を実施の上、修繕や大規模改修を検討する。</p> <p>イ 建築後 15 年～20 年経っている施設については屋上防水や外壁の劣化を目安に劣化調査を検討し、長期使用を前提として定期点検を実施する。</p> <p>ウ 定期点検結果を踏まえ、修繕の実施や劣化状況に応じて建築後 30 年を目安に大規模改修を検討するとともに、利用状況等も考慮しながら複合化の可能性を併せて検討する。</p> <p>エ 「事後保全型の維持管理」ではなく、修繕等を計画的に行う「予防保全型の維持管理」を推進する。</p>

なお、公共建築物は原則として耐火構造とするが「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に配慮した上で耐火構造の要否を判断するものとする。

【資料 8-3】公共施設等の耐震工事等実施状況

第 2 公営住宅の安全化（建設課）

町は、公営住宅については、積極的に耐震・不燃化を促進するとともに、オープンスペースの確保に努め、周辺地域の防災拠点としても活用できるよう、安全性の向上を図る。

第 3 民間建築物の安全化（くらし安全対策課，建設課）

民間の建築物については、所有者の責務において安全化を図るものであるため、町は、関係機関と連携し、耐震不燃化に関する指導、広報に努める。

特に、多数の者が利用する特殊建築物の防火、避難対策について指導に努める。

また、町は、昭和 5 6 年以前に建てられた住宅に対して、木造住宅耐震診断者派遣制度・耐震改修支援制度により耐震化を支援する。

なお、町では、檜葉町耐震改修促進計画（令和4年3月策定）に掲げる住宅の耐震化目標（令和7年度の住宅耐震化率95%）を達成するため、令和3年3月「檜葉町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定して必要な取組を位置付け、住宅の耐震化に取り組んでいる。

第4 落下物の防止対策（くらし安全対策課，建設課）

窓ガラス・外装材・看板等が落下した場合、非常に危険であるため、町は、建築物の所有者・管理者が、外装材・看板の点検・改修、強化ガラスの導入、飛散防止フィルムへの貼付、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止等を含む落下物の落下防止対策を実施するよう、関係機関と連携し指導に努める。

第5 ブロック塀等の倒壊防止対策（建設課）

ブロック塀等が倒壊した場合、人的被害の発生や道路の閉塞が予想されるため、町及び県は、危険なブロック塀等の調査を行い建築基準法に適合するよう指導する。特に主要通学路沿い、避難所周辺については、積極的に指導を進める。

第6 家具等の転倒防止対策（くらし安全対策課）

一般の住宅においては、家具等の転倒による被害が発生する危険性があるため、町は、家具の転倒防止対策等に関する広報活動を行う。

第8節 活動体制の強化

【全課、くらし安全対策課、総務課】

● 目的

町は、災害時に迅速かつ的確に応急対策が実施できるよう、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災体制を整備するとともに、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化する。

町は、動員配備基準、動員連絡、休日・夜間等の勤務時間外の対応について職員一人ひとりの習熟を図るとともに、必要に応じて動員配備体制、役割分担を見直し、動員体制の充実を図る。

また、大規模な災害が発生した場合において、迅速かつ円滑に災害対策本部が設置できるよう、町災害対策本部の強化を図る。

被害が甚大な場合は、県・他市町村等の広域応援が必要となるため、平常時から連携の強化を図る。(「第9節 広域応援体制及び受援体制の強化」参照)。また、地域住民の自主的な防災活動が不可欠であるため、地域の防災力の充実・強化を図る。(「第21節 自主防災体制の強化」参照)

表 町の防災組織

防災組織	所掌事務
防災会議	<ul style="list-style-type: none">・ 檜葉町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。・ 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none">・ 町内で災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。・ 災害発生時において災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、当該方針に沿って災害応急対策を実施すること。

【資料 2-1】 檜葉町防災会議条例

【資料 3-1】 檜葉町災害対策本部条例

● 現況

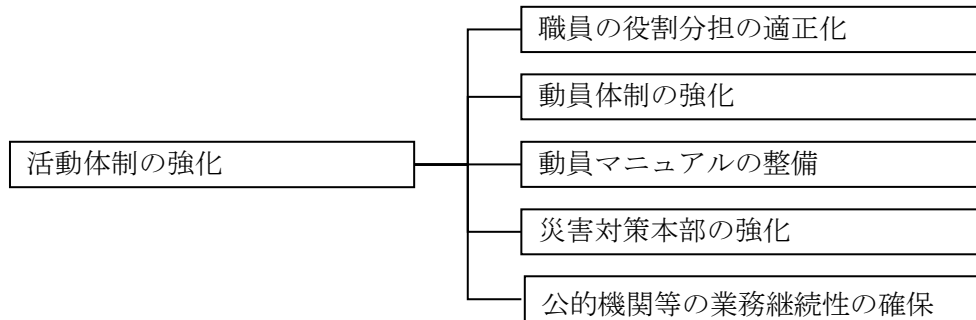
町は、災害の発生に備え、必要に応じて、動員配備基準、動員連絡、休日・夜間等の勤務時間外の対応について見直しを行っている。また、防災訓練時に参集訓練、災害対策本部設置訓練を実施し、職員の習熟を図っている。

【資料 3-2】 災害対策本部設置の連絡先

【資料 3-3】 動員される職員の人数

【資料 3-4】 配備体制・配備基準

● 施策



第1 職員の役割分担の適正化（全課，くらし安全対策課）

町は、災害時に的確に応急対策が実施できるよう、職員の人数、職制等を踏まえ、応急対策における班体制、役割分担を見直し、役割分担の適正化に努める。また、被害の状況によっては、町職員の体力・能力の限界を超える対応が迫られるため、どのように職員を交代させるか、人員を確保するかについても検討しておく。

くらし安全対策課は、大規模な災害時に、各職員が円滑に行動できるよう、各職員に対し、応急対策における班体制、役割分担の周知徹底を図る。

第2 動員体制の強化（全課，くらし安全対策課）

町は、夜間における大規模な災害の発生等、様々な場合を想定し、どの程度の職員が参集できるか、また参集できない場合はどのように対応するか等を検討し、困難な場合には改善を図り、動員体制の強化を図る。

第3 動員マニュアルの整備（くらし安全対策課）

町では、災害の発生が予想される又は発生した場合、迅速かつ的確な対応ができるよう、動員から初動の対応まで含めた「檜葉町災害対応マニュアル」を整備・更新している。

くらし安全対策課は、大規模な災害時に、自主的かつ的確に対応することができるよう、職員に「町災害対応マニュアル」の周知徹底を図る。

【資料3-5】職員対応フロー

第4 災害対策本部の強化（くらし安全対策課）

くらし安全対策課は、確実に災害対策本部が設置できるよう、災害対策本部の設置を予定している庁舎3階大会議室の安全確保に努める。なお、庁舎が被災した場合を考慮し、耐震が確保された施設の会議室を次位の本部設置箇所としてあらかじめ定めておく。

また、災害対策本部の設置及び活動に必要な災害対策本部標識板・地図・名簿・文具用品等の備品、情報収集や連絡に必要な電話・通信機器・テレビ・ラジオ等の資機材、停電時の非常電源等を災害発生時に速やかに活用できるようにしておく。非常用電源設備の整備に当たっては、耐震性があり浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

表 災害対策本部の予備設置箇所

順位	予備設置箇所
1	コミュニティセンター2階大会議室
2	保健福祉会館1階会議室

第5 公的機関等の業務継続性の確保（総務課，くらし安全対策課）

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

なお、業務継続計画の策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

また、業務継続体制の整備を通じて、町及び県は、災害情報を一元的に把握し共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努める。

第9節 広域応援体制及び受援体制の強化

【くらし安全対策課，総務課，住民福祉課，町社会福祉協議会】

● 目的

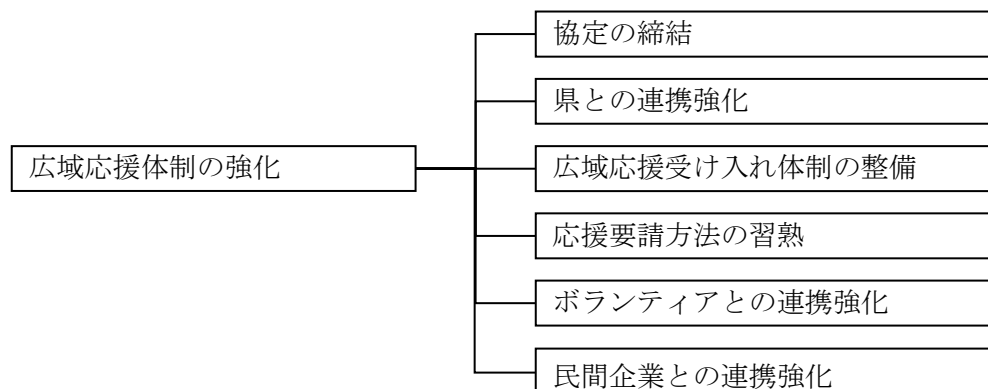
大規模な災害が発生した場合、県・他市町村・自衛隊・関係機関等の応援が不可欠である。町は、災害時に円滑に応援要請が行えるよう、応援協定の締結、体制の充実に努める。

● 現況

現在町は、姉妹都市を締結している会津美里町、双葉郡内町村及びいわき市と災害時相互援助協定を締結している。また、県をはじめ、防災関係機関、団体との連携を強化している。

ボランティアについては、県が日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会等と福島県災害ボランティア連絡協議会を設置し、災害時のボランティア活動への対応について協議を行っている。

● 施策



第1 協定の締結（くらし安全対策課）

町は、現在締結している協定の内容、連絡体制の充実を図るとともに、必要に応じて新たな市町村との協定の締結を検討する。

また、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実にできるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うとともに、総合防災訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

【資料 4-1】 災害時における相互応援協定書（1市6町2村）

【資料 4-2】 災害時相互応援協定（会津美里町）

【資料 4-3】 消防相互応援協定書（6町2村）

【資料 4-4】 消防相互応援協定書（いわき市）

第2 県との連携強化（くらし安全対策課）

大規模な災害時には、県と連携して応急活動を展開することが予想される。県では、発災初期に迅速かつ的確な災害情報収集・連絡を行うため、町へ情報連絡員（県リエゾン）を派遣するものとし、あらかじめ情報連絡員を指定している。また、情報連絡員指定職員に対して研修を行うとともにスマートフォンや衛星携帯電話などの配備に努めている。

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

また、県地域防災計画の習熟を図るとともに、連絡方法、役割分担等について協議等を行い、連絡窓口を明確化し県との連携強化を図る。

なお、県内及び県外市町村との相互応援が必要となる際には、県は町及び相手方市町村と調整の上、相互応援が円滑に進むよう配慮するものとする。

第3 広域応援受け入れ体制の整備（総務課、くらし安全対策課）

町は、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制等について必要な準備を整えるなど、応急対策職員派遣制度の活用により応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や、新型コロナウイルス感染症対策のため、応援職員等の適切な執務スペースの確保に配慮する。

また、大規模な災害時には、ヘリコプターが活用される可能性が高いため、町はヘリコプター臨時離着陸場を定め、施設管理者と連携を図り災害時に必要な空地の確保に努める。

【資料 4-6】ヘリコプター臨時離着陸場予定地

【資料 4-7】受援計画

第4 応援要請方法の習熟（総務課、くらし安全対策課）

災害時に迅速に県・自衛隊・関係市町村等に応援要請ができるよう、町は、訓練等を通じて応援要請方法の習熟を図る。また、応援要請をする担当者が不在の場合、誰が応援要請をするのか明確にし、その者についても応援要請方法の習熟を図る。

【資料 4-5】自衛隊派遣要請先

第5 ボランティアとの連携強化（住民福祉課，町社会福祉協議会）

災害時にボランティアの能力を最大限に活かせるよう、町及び社会福祉協議会は、受け入れ窓口や受け入れ体制について整理しておくとともに、ボランティアの効率的な活用方法、ボランティアの活動内容について検討しておく。

第6 民間企業との連携強化（くらし安全対策課）

町は、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先や要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

町では、民間団体等と次のような協定を締結している。

【資料 10-3】 民間業者との災害時応援協定一覧

第10節 情報収集・連絡体制の強化

【全課，くらし安全対策課，政策企画課，総務課】

● 目的

災害応急対策を迅速かつ確実に実施するためには、災害情報、被害状況の把握は不可欠である。そのため町は、情報の収集体制、連絡体制、通信網の整備を図る。

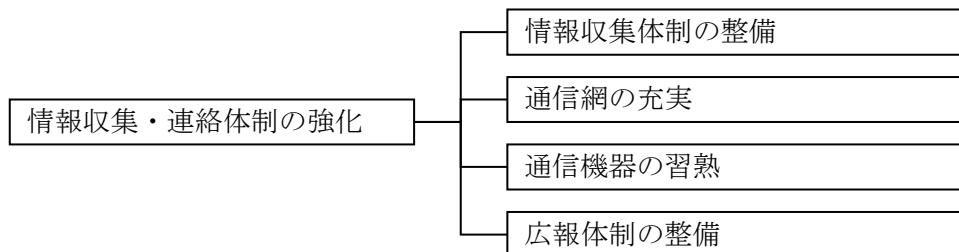
また、災害時における人心の安全と社会秩序の維持を図るため、的確な情報の提供、広報活動ができるよう日頃から広報体制の整備を図る。

東日本大震災においては国・県からの連絡が途絶え、現状の把握ができなかった。このようなことから、連絡体制については総合的に評価し県と協力しながら通信手段の整備を進めるとともに、住民への伝達手段について日頃より充実に努める。

● 現況

町及び県は、災害時の情報通信網として、防災行政無線（戸別受信機を含む）、福島県総合情報通信ネットワーク、福島県震度情報ネットワークシステム、災害時優先電話等の複数の通信手段を整備している。

● 施策



第1 情報収集体制の整備（全課，くらし安全対策課，政策企画課）

町は、災害情報、被害状況の把握、各種情報の連絡が円滑に行われるよう、必要に応じて体制を見直し、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るなど、災害情報等の収集・報告体制の強化を図るとともに、全職員が迅速に対応できるよう、情報収集の流れ、収集すべき情報等を十分熟知させる。

また、庁内における情報共有のシステム化についての方策を検討し、導入を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

なお、大規模な災害が発生した場合、町民、各関係団体、民間団体の協力が不可

欠であるため、災害時における情報収集に関する協力体制について十分協議しておく。

第2 通信網の充実（くらし安全対策課，総務課，政策企画課）

災害時において防災関係機関との情報交換を円滑に行えるよう、町及び関係機関は、防災行政無線（戸別受信機を含む）、衛星携帯電話、災害時優先電話、福島県総合情報通信ネットワーク、福島地区非常通信協議会による非常通信の整備充実に努めるとともに、通信施設の設置場所の耐震化、停電時における非常電源、自家発電機の整備を図る。なお、防災行政無線の不感地帯に対応した通信機器の整備に配慮する。

また、大規模停電時も含めた非常時の災害時の通信網として、職員の携帯電話、タクシーなどの民間事業者、アマチュア無線、インターネットなどの通信機器の活用ができるよう、関係機関、団体等と協議しておく。

なお、町では災害時の通信網を確保するため、役場庁舎や避難所等として使用する公共施設へのフリーWi-Fi（ワイファイ）の整備・拡充を図っている。

【資料 5-2】 防災行政無線

【資料 5-3】 災害時優先電話

【資料 5-4】 タクシー事業者

【資料 5-5】 フリーWi-Fi サービス提供施設

第3 通信機器の習熟（くらし安全対策課，政策企画課）

大規模な災害時においては、通信機器担当職員が参集できない可能性があるため、町は、通信機器担当以外の職員も防災行政無線をはじめとする通信設備の操作ができるよう、日頃から定期的に通信施設の利用についての研修・訓練を行う。

第4 広報体制の整備（くらし安全対策課，政策企画課）

町は、災害時に確実に広報活動が実施できるよう、広報車、防災行政無線（戸別受信機を含む）の整備に努めるとともに、様々な状況を想定し、新たな広報手段、複数の広報手段を検討しておく。

また、災害時の広報は、報道機関の役割が重要となるため、町は、報道機関への災害情報の提供、報道機関に依頼する広報の内容等について協議しておくとともに、日頃から広報する内容、手順等を事前に検討しておく。

さらに、住民が自ら情報を入手できるよう、テレビのデータ放送を始め、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておくものとする。

なお、町は、現在次のような広報手段を整備、活用している。

- ①町ホームページによる広報
- ②防災行政無線による屋外拡声子局及び戸別受信機からの発信
- ③町役場、避難所など8施設に公共Wi-Fiを整備
- ④SNS（LINE, Facebook, Instagram）の活用
- ⑤携帯電話キャリア各社が提供する、エリアメール、緊急即報メールの活用
- ⑥災害情報共有システム（Lアラート）¹への参画、活用
- ⑦株式会社いわき市民コミュニティ放送（FMいわき）と「災害時における放送要請に関する協定」を締結しており、町内においてFMいわきの聴取が可能であり、災害時の緊急放送や町からの情報発信が可能

¹ICTを活用して、災害発生時の避難指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を一元化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもの。

第11節 出火防止・消防体制の強化

【くらし安全対策課，消防本部，消防団】

● 目的

大規模な災害により、木造家屋等が倒壊し火災が発生した場合、多くの被害が発生することが予想される。そのため、町及び消防本部は、日頃から出火防止対策、初期消火対策の強化に努めるとともに、消防団の人員、資機材をはじめとする消防体制の強化を図る。

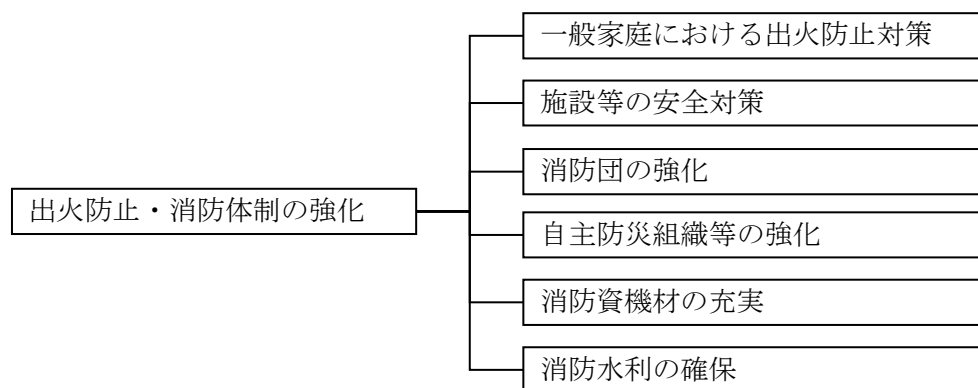
● 現況

町は、広報紙等を通じて、出火防止や初期消火に関するPR活動を行うとともに、消防計画等に基づき、消防水利・消防団組織・資機材の充実を図っている。

また、大規模な災害に対応するため、双葉郡内町村及びいわき市と「消防相互応援協定」を締結している。

なお、原子力災害によって広域避難を強いられた当町にとって、消防団組織の再構築や活動の活性化、人員の確保等は、避難指示解除後の町の防災活動における重要な課題となっている。

● 施策



第1 一般家庭における出火防止対策（くらし安全対策課，消防本部，消防団）

町及び消防本部は、広報紙等による広報、防災教育等を行い、町民一人ひとりの火災に対する知識、出火防止に対する意識の高揚を図る。また、消防団の協力を得て、住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理、対震自動消火装置付暖房器具、ガス漏れ防止器具の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について、優先的に住宅防火診断等を消防本部が実施する。

第2 施設等の安全対策（消防本部，くらし安全対策課）

可燃性の高い危険物を貯蔵する危険物施設、化学薬品を取り扱う学校、病院等の施設においては、出火の危険性が高いため、町及び消防本部は、施設の安全性、貯蔵、収納場所の安全対策に関する指導を行う。

また、町内のパトロールにより消防車両通行困難区域、火災危険箇所等を把握し、その解消に努める。

第3 消防団の強化（くらし安全対策課，消防本部，消防団）

東日本大震災以前より、消防団員の団員数の減少や高齢化等が進んでいたが、長期避難の影響により大幅に団員が減少した。このため、町及び消防本部は、広報活動等を実施し、若手消防団員の加入促進に努めるとともに、平成30年度より、団員の補足を目的とした消防団OBや町内事業所職員で構成する機能別団員制度を導入している。また、令和3年度には、女性消防団員のみで構成される第8分団が設置された。

町及び消防本部は、消防訓練の実施、救助訓練の実施、講習会への派遣等により、地域防災の中核である消防団員一人ひとりの防災能力を、知識・技術の両面から向上させることを目指す。

【資料 6-2】消防団組織

第4 自主防災組織等の強化（くらし安全対策課，消防本部）

大規模な災害時に多くの箇所で火災が発生した場合、消防団、消防本部による十分な消火活動が困難となることが予想される。そのため、住民、事業所、自主防災組織が一体となって消火活動を行う必要がある。

町及び消防本部は、広報紙・防災訓練を通じて、住民の防災能力、防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織に対する訓練・指導、消防資機材の配備による消防能力の強化に努める。また、事業所における防火管理者の設置、出火防止に対する職場内の体制の確立を指導する。

第5 消防資機材の充実（くらし安全対策課，消防本部，消防団）

町及び消防本部は、消防ポンプ車、可搬ポンプ、消火ホースといった消防資機材の適正な設置を行うとともに、配備された消防資機材が災害時に有効に機能するよう、消防団各部へ維持管理の徹底を図る。

また、災害時に的確な災害情報の収集、指揮命令の伝達を行うため、防災行政無線（戸別受信機を含む）、消防無線、携帯無線機等の情報通信体制の整備を図る。

第6 消防水利の確保（くらし安全対策課，消防団，消防本部）

町、消防団及び消防本部は、災害時に確実に消防水利が活用できるよう、定期的に点検を実施し、不備等については改善を図る。

また、大規模な災害時には、消火栓の破損等により通常の消防水利が使用不能となる場合も想定されるため、耐震性防火水槽をはじめとする多様な消防水利の確保に努める。

【資料 6-3】 消防水利

第12節 救助・救出体制の強化

【くらし安全対策課，建設課，消防本部，双葉警察署，消防団，自主防災組織】

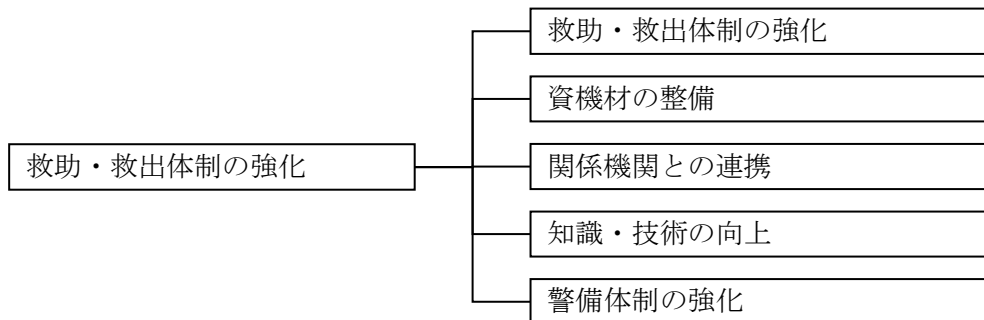
● 目的

大規模な災害が発生した場合、多数の救助・救出を必要とする状況が発生すると予想される。そのような中で、迅速かつ的確な人命救助が行えるよう、町は、消防関係機関、自主防災組織等と連携し、救助・救出体制の強化を図るとともに、救助・救出用資機材の充実に努める。

● 現況

町は、災害時に円滑に救助活動ができるよう、役場敷地内に防災倉庫を設置し、資機材の充実に努めている。また、重機等が必要となる救助に備えて、民間業者との連携強化を図っている。

● 施策



第1 救助・救出体制の強化（くらし安全対策課，消防本部，消防団，自主防災組織）

災害時は、町職員・消防本部・消防団・自主防災組織・住民等からなる救出隊を結成し、救助・救出活動を行う。そのため、町は、日頃から、救出隊の編成方法等について消防関係機関、自主防災組織と協議し、救助・救出体制の強化に努める。

また、町は、住民への伝達手段の整備に努め、救助活動については訓練等を行い、迅速な避難活動に努める。

なお、東日本大震災では住民を救助していた消防団員が津波により殉職するという事態が数多く発生したことから、消防庁では、次の2つを特に強調している。

津波災害にあっては、消防団員を含めたすべての人が『自分の命、家族の命を守る』ため、避難行動を最優先にすべきであり、消防団員が自らの命を守ることがその後の消防活動において多くの命を救う基本であることを、皆が理解しなければならない。

市町村においては、地域住民、自治会、自主防災組織などと一緒に、地域ぐるみで具体的な避難計画を作成することが重要である。その中で、消防団員等の津波災害時の活動・退避ルールについて説明しておくこと、地域住民等の協力を得ながら要配慮者が短時間で退避が可能となる方策（個別プランの作成、車両の活用、安否確認の方法の事前ルール化など）をあらかじめ定めておくことが重要である。

出典：「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における 消防団活動のあり方等に関する検討会報告書（平成24年8月）消防庁国民保護・防災部防災課

第2 資機材の整備（くらし安全対策課，消防本部，消防団，自主防災組織）

災害時に編成される救出隊が、迅速かつ的確に救助・救出活動を実施できるよう、町は地域ごとに救出用資機材を整備するとともに、消防本部・消防団は、自主防災組織等に対し、それらの資機材の使用方法について指導する。

なお、平成26年2月7日には消防団装備基準の改正が行われており、町は、これを踏まえて適切な資機材整備に努める。

【資料7-1】防災倉庫

【資料7-2】防災倉庫備品等

第3 関係機関との連携（くらし安全対策課，建設課，消防本部，双葉警察署）

町は、消防本部・警察署・その他関係機関との災害時の対応について、日頃から協議するとともに、救助・救出に活用できる建設資機材を有する土木建設業者等と協定等を締結し、協力体制の強化を図る。

【資料11-8】土木建設業者

第4 知識・技術の向上（くらし安全対策課，消防本部，消防団，自主防災組織）

大規模な災害が発生した場合において、多数の救助・救出事象に対処するため、町は、より高度な知識・技術を有する消防団員を消防本部と連携して指導育成する。

また、自主防災組織・町民に対し、広報紙・防災訓練を通じて、応急救護知識・技術の普及を図る。

近年普及が進んでいるAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の使用方法についての講習を、各公共施設等従事者が受講するなど、応急

救護体制の充実を図る。

【資料 7-6】 A E D（自動体外式除細動器）設置場所

第 5 警備体制の強化（くらし安全対策課，双葉警察署，自主防災組織）

被災地において、治安の維持、各種犯罪の予防のため、警備活動が必要となる場合がある。そのため、町は、警察・自主防災組織と連携し、どのような体制で警備を行うか検討しておく。

第13節 避難・誘導體制の強化

【くらし安全対策課，総務課，住民福祉課，建設課，こども課，生涯まなび課，
関係各課，相双保健福祉事務所，社会福祉協議会，消防団】

● 目的

災害発生時又は災害発生の恐れがある場合に安全かつ確に住民が避難できるよう、避難計画の策定、災害ごとの避難指示等の判断基準の作成を行い、警戒すべき区間・箇所を選定、避難すべき区域の設定、適切な指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定、誘導體制の充実、広報紙による住民への周知等、必要な体制を整備する。

● 現況

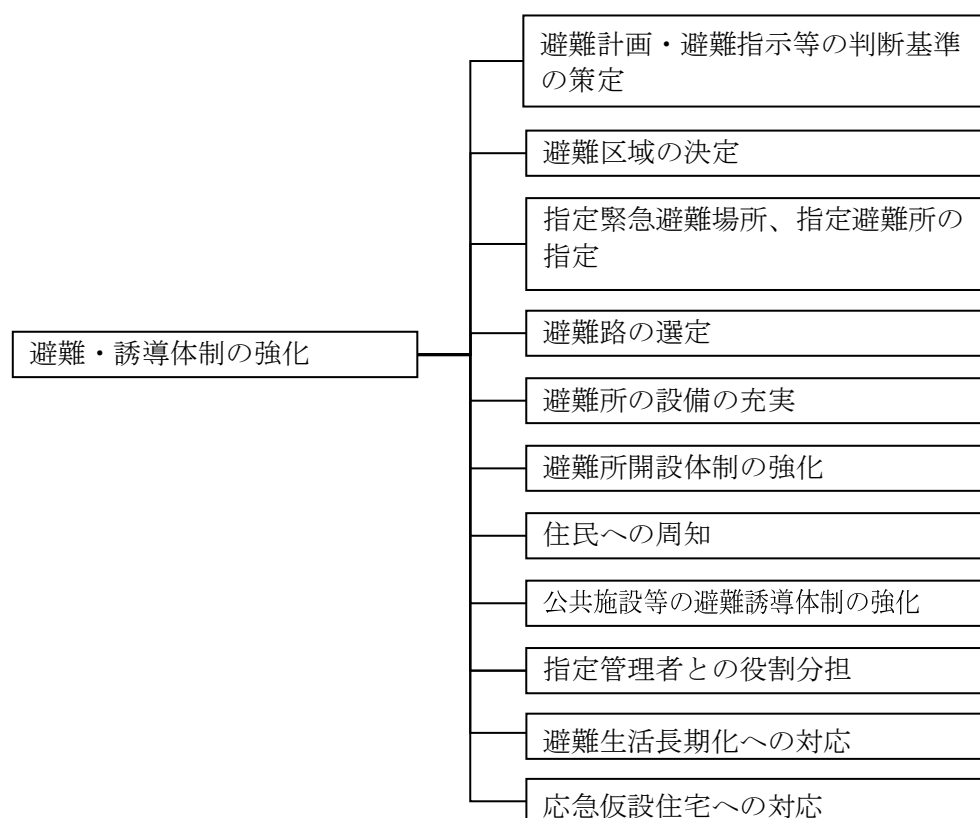
現在、町では、適切な指定緊急避難場所の選定と指定避難所となる施設の耐震診断、津波・高潮、洪水、土砂災害からの安全性確認を実施している。

また、住民が指定避難所等へ避難する際、災害の種別に応じて災害危険箇所を避け安全な避難経路を選択できるよう、津波浸水及び洪水・土砂災害の危険箇所を示した「檜葉町総合防災ガイド」を令和2年に全世帯に配布した。

併せて、災害時に安全で円滑な避難が行えるよう、避難路となる町道等の維持点検を定期的に行っている。

【資料 8-1】避難施設

● 施策



第1 避難計画・避難指示等の判断基準の策定（くらし安全対策課，住民福祉課，こども課，社会福祉協議会）

1 避難計画の策定

町は、災害時に安全かつ的確に住民が避難できるよう、次の点に留意しつつ避難計画を策定する。

ア 災害ごとの特性及び要配慮者等に対する高齢者等避難を含む避難指示等の発令の判断基準、伝達系統・方法を明確にする。

イ 町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動の見合わせを始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

ウ 町は、避難指示等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示等の発令のタイミングや判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮

する。

エ 避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難等がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は日頃から住民等への周知徹底に努める。

オ 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

カ 町は、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど業務継続計画の策定に取り組み、全庁を上げた体制の構築及び実践的な訓練の実施に努める。

キ 駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

2 広域避難への備え

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

3 浸水想定区域における避難の確保

現在、町では木戸川流域の浸水想定に基づく洪水に対するハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達方法、避難所等の避難措置について、町民への周知徹底を図っている。また、県は、水位周知河川以外の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町へ浸水想定情報を提供するよう努める。町長は、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときには、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

今後、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が指定・公表された場合、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、ファクシミリ等による洪水予報等の伝達体制を本計画に定める。

要配慮者利用施設の範囲はア～ウのとおりとする。

ア 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設等の社会福祉施設
イ 病院、診療所の医療施設（有床に限る）

ウ 幼稚園、小中学校、高等学校など児童・生徒が利用する学校施設など

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施する。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

4 避難情報を発令する基準

1) 避難情報の判断基準等の策定について

町は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の設定例等を踏まえ、定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定するものとする。

安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

なお、町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

【資料 8-2】 避難情報の判断基準

2) 指定行政機関等による助言

町は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班）に対し助言を求めることができる。

各災害に関する避難情報の判断基準等を策定する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおりである。

- ・水 害：福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）
- ・土砂災害：福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）
- ・高潮災害：福島地方気象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）

第2 警戒レベルの活用（くらし安全対策課）

町は、避難指示等の発令に際して、避難指示等に対応した警戒レベルを用いて、住民等がとるべき行動が直感的に理解できるよう伝達するものとする。

表 警戒レベルと発信する情報・住民等がとるべき行動一覧

行動を促す情報		住民等がとるべき行動	警戒レベル
気象庁が発表	早期注意情報 (警報級の可能性)	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警戒レベル1
	注意報(大雨・洪水・高潮)	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	警戒レベル2
町が発令	高齢者等避難	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	警戒レベル3
	避難指示	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	警戒レベル4
	緊急安全確保	既に災害が発生または切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	警戒レベル5

第3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定(くらし安全対策課, 住民福祉課, こども課, 生涯まなび課)

町は、円滑な避難及び避難生活が行えるよう、町有に係る関係施設等を指定緊急避難場所、指定避難所(福祉避難所を含む)として指定する。

これらは定期的に収容力、環境を踏まえて見直しを行う。なお、災害の想定等に応じて必要性があると判断される場合は、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとされている。

表 避難所の種別と説明

種 別	説 明
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るための施設。洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに指定する。
指定避難所	避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設。
福祉避難所	主として要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）を滞在させることを想定する指定避難所。 福祉避難所の利用の対象となる者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者であること。具体的には、高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族まで含めて差し支えない。なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしていない。

※ 指定緊急避難場所、指定避難所は、兼ねることができる。

【資料 8-1】避難施設

1 指定緊急避難場所の指定

町が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災対法第 49 条の 4 の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の災害事象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

- 1) 災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入に供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- 2) 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、高潮、津波、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。

但し次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。

ア 当該災害事象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ 洪水、高潮、津波、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

3) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあつては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

2 指定避難所の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、人口の状況、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設などを福祉避難所として指定するよう努める。福祉避難所の指定については、「第2編 一般災害対策計画 第1章 災害予防計画 第22節 要配慮者対策の推進」参照。

指定避難所は、下記に定める基準に適合する公共施設、又はその他施設を指定する。

- 1) 避難者等を滞在させるために必要十分かつ適切な規模であること。
- 2) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有すること。
- 3) 速やかに避難者等の受入れが可能であり、かつ、生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。
- 4) 崖くずれや浸水など想定される自然災害による危険が、比較的少ない場所にあること。

- 5) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。
- 6) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 7) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、当面の間おおむね3平方メートル以上とする。
 - イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
 - ウ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。
 - エ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

3 指定緊急避難場所、指定避難所の届出等

1) 管理者の同意

町長は、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定しようするときは、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得るものとする。

また、指定した指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

2) 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

3) 管理者の届出義務

指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者は、当該指定を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

4) 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所又は指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1) 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

2) 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

3) 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会（こども課）及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

4) 県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、町から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

県（各施設管理者）は、県有施設の指定緊急避難場所・指定緊急避難所の指定について、可能な限り協力するものとする。

5) その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合や避難が長期化する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することが可能であり、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。町では、檜葉町振興公社との協定を締結済みである。

その他、町内事業者等と連携した民間施設の活用にも取り組む。

第4 避難路の選定（建設課、くらし安全対策課）

町は、避難所まで安全に円滑な避難が行えるよう、次のような基準で地区の実情に沿った避難路を選定する。定期的に避難路の維持点検、環境をふまえて見直しを行い、必要に応じて新規に避難路を選定する。

- ①避難路は、概ね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- ②避難路は相互に交差しないものとする。
- ③避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- ④周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

【資料 11-1】 県指定緊急輸送路

第5 避難所の設備の充実（くらし安全対策課，住民福祉課，こども課，生涯まなび課）

町は、指定避難所となる施設について、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つため、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器の整備を図るものとする。

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第6 避難所開設・運営体制の強化（くらし安全対策課，住民福祉課，こども課，生涯まなび課）

町は、指定避難所の施設の管理者と災害発生時の施設の運用について協議を図るとともに、「避難所開設・運営マニュアル」を整備し、災害時の避難所の開設・運営体制の強化を図る。

また、避難所として民間の施設を活用する場合、協定の締結等により、連携の強化に努める。

町では平成30年4月に「避難所開設・運営マニュアル」を作成しており、東日本大震災の教訓も踏まえ、必要な見直しを行うとともに、訓練の機会などを通じて、職員、町民に周知することとしている。

また、町は住民等に対しあらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、町は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう努める。

第7 住民への周知（くらし安全対策課，住民福祉課，相双保健福祉事務所）

町は、広報紙、案内板、誘導標識、避難所案内図等により、住民に避難所の場所、避難所の種別、避難方法について周知を図る。

誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害種別に対応した避難場所であるか明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

町は風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを、日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

町は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップや風水害発生時の行動マニュアル等の印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。

- ①災害事象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- ②災害に関する情報伝達方法
- ③指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ④河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したもの
- ⑤その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、県相双保健福祉事務所は、平常時からハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとされている。また、町との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとされている。

第8 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進（くらし安全対策課）

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。県及び町は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について、行政区や各種団体への出前講座等を通して、以下のとおり周知啓発を図る。

- ① 自宅や職場の自然災害の危険性について、町が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
- ② 指定避難場所・指定避難所や避難先として、安全な親戚・知人宅など実際に避難する場所について検討しておくこと。
- ③ 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- ④ 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第9 公共施設等の避難誘導體制の強化（こども課，住民福祉課，関係各課，社会福祉協議会）

公共施設は、多くの利用者がいることから、災害時に利用者が安全に避難できるよう、施設職員や指定管理者は避難誘導方法の習熟を図る。

また、多くの利用者が集まる宿泊施設等の民間の施設においては、消防関係機関と連携し、避難誘導體制の強化に努める。

なお、各施設等においては以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、地域の特性を考慮した上で次の事項に留意し、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

【留意事項】

- ・避難実施責任者
- ・避難の順位
- ・避難誘導責任者及び補助者
- ・避難誘導の要領及び措置
- ・避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- ・避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- ・避難者の確認方法
- ・児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- ・通学時に災害が発生した場合の避難方法

また、教育委員会（こども課）は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時におけるこども園との間の連絡・連携体制の構築に努める。

【資料 15-2】災害時避難計画（檜葉中学校）

【資料 15-3】災害時避難計画（檜葉小学校）

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮し、避難計画を定めておく。

【留意事項】

- ・避難実施責任者
- ・避難の順位
- ・避難誘導責任者及び補助者
- ・避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- ・避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- ・避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- ・避難先についての、他の施設等への措置替えについての検討
- ・避難者の確認方法
- ・家族等への連絡方法
- ・避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 その他の防災上重要な施設の避難計画

駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておく。

第 10 指定管理者との役割分担（くらし安全対策課，施設所管課）

指定管理者が管理する施設の所管課は、避難所等運営の役割分担を確認し、指定緊急避難場所及び指定避難所として指定されている施設については、必要に応じて指定管理者との協定の締結等を通じ、町と指定管理者の間の役割分担をあらかじめ明確にしておく。

避難所等の運営を指定管理者が行う場合には、受け入れる避難者の数、安全管理、個人情報等の取扱い等運営の基本的な方針の決定方法や、他の関係機関との連絡調整の方法等については、町と指定管理者の間で調整の上定める。また、費用負担の方針、協議の方法の明確化を図る。

第 11 避難生活長期化への対応（くらし安全対策課）

大規模な災害が発生し、住居に大きな被害を受けた者については、避難生活が長期化することが予想される。そのため、町は次のような設備、備品の備蓄、調達体制の強化や避難所の空間利用に関する計画策定に取り組む。

町は、必要に応じて次の①～⑩までの設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 畳、マット、カーペット | ⑥ 仮設トイレ |
| ② 間仕切り用パーティション | ⑦ テレビ・ラジオ |
| ③ 冷暖房機器 | ⑧ インターネット情報端末 |
| ④ 洗濯機・乾燥機 | ⑨ 簡易台所、調理用品 |
| ⑤ 仮設風呂・シャワー | ⑩ その他必要な設備・備品 |

2) 環境の整備

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所などを設置するなど、避難者の人権に配慮した環境作りに努める。

第 12 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進（総務課）

県及び町は、男女共同参画の視点から男女共同参画担当部局が、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うよう努める。

第 13 応急仮設住宅への対応（建設課）

大規模な災害が発生し、多くの家屋が倒壊又は使用不能となった場合、町及び関係機関は、借上型仮設住宅の提供や応急仮設住宅の建設により避難者を受け入れ

る。なお、応急対策時、復旧・復興時に円滑に応急仮設住宅が建設できるよう、あらかじめ、応急仮設住宅建設予定地を検討するとともに、建設業者との連携の強化に努める。

第 14 節 医療・救護体制の強化

【住民福祉課，くらし安全対策課，医師会】

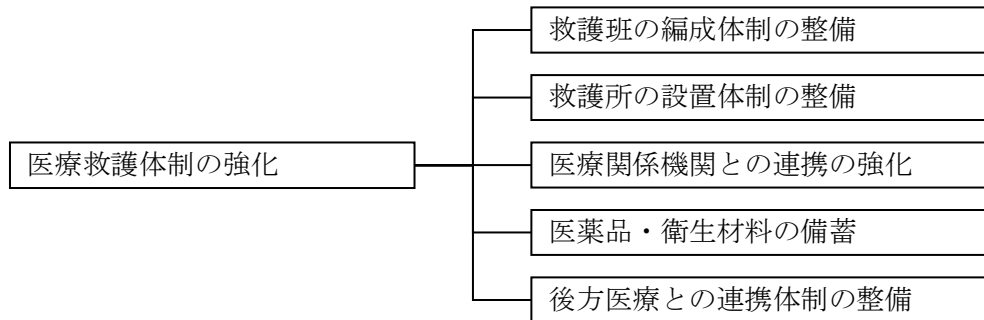
● 目的

大規模な災害が発生した場合、家屋倒壊による重傷者、その他の医療活動を必要とする住民が多数発生することが予想される。町は、関係機関と連携し、これらの負傷者等に対し、応急医療又は助産を迅速かつ適切に行うための体制を整備する。

● 現況

現在、町は、医療機関、医薬品取扱業者等の関係機関と連携を図り、災害時の医療体制の強化を図っている。

● 施策



第 1 救護班の編成体制の整備（住民福祉課，くらし安全対策課）

軽傷な場合は、医療機関において医療活動を実施するが、重傷のときは、医師・看護師・連絡員からなる救護班を編成して医療活動にあたる。そのため、町は、災害時に円滑に対応できるよう、医師会等の関係機関と連携し、救護班の編成体制の整備に努める。

また、大規模災害の発生直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運びこまれることが予想されるため、避難者や医療機関に応急的に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣に努める（可能な限り医療機関に対応を求める）。

なお、いち早く応急手当を実施するのは被災地の住民であることが多いことから、町は、自主防災組織に対して応急手当用資機材の使用法、負傷者の応急手当の方法等の救護要領について習熟させるため、消防機関が行う普通救命講習等の受講の促進を図る。

【資料 7-3】 檜葉町内医療機関

第2 救護所の設置体制の整備（住民福祉課）

災害時は、被災状況により避難所等に医療救護所を設置し、医療活動を行うため、町は、救護所の設置場所、設置の手順、設置に必要な資機材の整備等に関する計画を定めておく。

第3 医療関係機関との連携の強化（住民福祉課、医師会）

町は、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係機関と協定の締結等を図るとともに、災害時の要請先、受け入れ体制等を明確にし、災害時の医療体制の強化を図る。

また、災害が発生した場合の町内外の医療機関の被害状況、受け入れの可否状況等の必要な情報の連絡体制をどのように確保するか検討しておく。

第4 医薬品・衛生材料の確保（住民福祉課）

町は、「県災害時医薬品等備蓄等供給システム」、「県災害時衛生材料等備蓄供給システム」により、医薬品・衛生材料の確保を図る。また、災害時に医薬品・衛生材料が不足した場合は、町内医薬品取扱業者から調達することになるため、町内医薬品取扱業者と協定の締結等、協力体制の強化を図る。

また、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について町民への普及啓発を図る。

【資料7-5】 檜葉町内医薬品取扱業者

第5 後方医療との連携体制の整備（住民福祉課）

県は、救護所、救急医療機関で対応できない重症患者等を搬送し、治療、救護を行う後方医療機関として、二次保健医療圏単位に地域災害拠点病院を指定している。

町は、これらの後方医療機関への連絡方法、搬送方法、県、自衛隊等による後方医療機関への搬送要請方法等について習熟を図る。

【資料7-4】 災害医療拠点病院

第 15 節 給水体制の強化

【くらし安全対策課，双葉地方水道企業団】

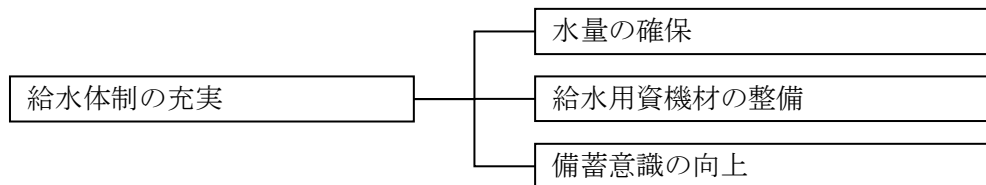
● 目的

大規模な災害が発生した場合、広範囲にわたって配水管の破損、停電による断水、配水池の汚染等により水道水が使用不能となることが予想されるため、災害時の応急給水体制について整備に取り組む。

● 現況

発災後 3 日間は、飲料水として 1 日 1 人最低 3 リットルの水が必要となり、町では、備蓄をはじめとする給水対策に取り組んでいる。

● 施策



第 1 水量の確保（くらし安全対策課，双葉地方水道企業団）

本町においては、配水池により必要な水量は十分確保されているが、災害時において、何らかの理由によりそれらの施設が使用不能となった場合に備えて、町は、災害用井戸の指定等、さらなる水量の確保に努める。

また、発災後 4 日から 7 日までは 10 リットル、2 週目は 50～100 リットル、3～4 週目は 150～200 リットルを目標とし、発災後 4 週を目途に復旧し、通水を開始するため、町及び双葉地方水道企業団は、他自治体との協定等による給水車の確保や、仮設給水栓の備蓄に取り組む。

さらに、飲料水は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合には直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水の備蓄に努める。また、指定避難所に飲料水を備蓄しない場合には、避難所が開設された場合に備えて、飲料水の供給計画を作成する。なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行う。

第 2 給水用資機材の整備（くらし安全対策課，双葉地方水道企業団）

双葉地方水道企業団及び町は、トラック、給水タンク、給水容器等の給水時に必要な資機材を整備するとともに、容器の借上及び輸送等について関係機関、管工事

組合と協定を締結し、飲料水の供給体制の充実を図る。

【資料 9-3】 指定給水装置工事事業者

第3 備蓄意識の向上（くらし安全対策課，双葉地方水道企業団）

町は、町民、事業所、自主防災組織等が災害に備えて飲料水を備蓄するよう、広報紙、パンフレット等を通じて、呼びかけるとともに、災害時の緊急給水の方法についても周知する。

第 16 節 食料・生活物資供給体制の強化

【くらし安全対策課，住民福祉課，産業振興課，こども課，生涯まなび課】

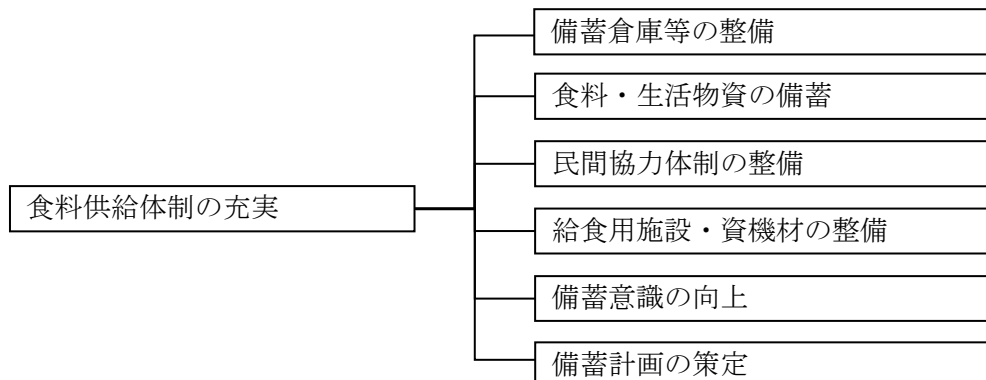
● 目的

災害による物流の混乱等により、食料・生活物資の確保が困難な者や避難者等に対し、円滑に食料・生活物資が供給できるよう、食料・生活物資供給体制を整備する。

● 現況

食料については、町民に加え町内作業員宿舍利用者等も考慮して、町役場防災倉庫等にアルファ米を中心に備蓄を行っている。生活物資については、品目が多いため、毛布等の一部の物資を除き、原則として業者から調達するものとし、備蓄を行っていない。

● 施策



第 1 備蓄倉庫等の整備（くらし安全対策課）

町は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。また、後述する備蓄計画の一環として、新たな備蓄倉庫の確保、建設等についても検討するものとする。

特に、災害時に物資等の供給が不能となるなどの危機を回避するため、複数の備蓄・防災資機材倉庫の確保が必要であり、当町において大規模災害が発生した場合、支援物資の受入拠点としての機能を併せ持つ、新たな備蓄・防災資機材倉庫の整備について計画的に進めるものとする。

さらに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第2 食料・生活物資の備蓄（くらし安全対策課，住民福祉課）

町は、各地区に設置する防災倉庫に、アルファ米等の長期保存が可能な食料を備蓄する。備蓄した食料については、定期的に賞味期限等を確認し、必要に応じて入れ替える。備蓄した食料や物資については、町内のイベント等で活用するなど、有効に無駄なく活用する仕組みを構築する。また、食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする。さらに、周りから目視で確認できるように食物アレルギーの対象食料が示されたピブス、アレルギーサインプレート等を活用する。文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合は、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。

なお、一定期間経過後の避難所での食事の提供にあたっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮など、質の確保についても配慮する。

生活物資については、毛布、おむつ等の町が備蓄すべき最低限の生活物資について備蓄する。備蓄する物資の選定にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、女性に対する配慮をし、適切な選定をする。寒冷期に被災することも考慮し、暖房器具、燃料等の備蓄を図る。

また、町の備蓄量では不足が生じる場合を想定し、近接市町村間の連携による備蓄量の確保を図る。

【資料 10-1】赤十字防災倉庫備蓄品

【資料 10-2】備蓄食料・物資

第3 民間協力体制の整備（くらし安全対策課，産業振興課）

長期保存ができない食料、発電機や車両用の燃料、LP ガス、その他様々な生活物資については、備蓄するより民間業者から調達する方が効率的であるため、町は、災害時に円滑に民間業者から供給できるよう、民間業者と協定を締結するとともに、災害時の対応等について協議し、協力体制の強化に努める。

【資料 10-3】民間業者との災害時応援協定一覧

第4 給食用施設・資機材の整備（こども課，産業振興課，生涯まなび課）

本町の小学校、中学校、こども園においては、給食用施設、資機材を有している

ため、教育委員会（こども課）は、災害時にこれらの資機材を活用できるよう、野外炊飯に備えて移動炊飯器の整備等の給食用資機材の整備に努める。また、それらを日常のイベント等において利用し、使用方法に習熟する。

調理設備を保有する、農林水産物処理加工施設及びコミュニティセンターについても、同様に資機材の整備に努めるものとする。

第5 備蓄意識の向上（くらし安全対策課）

町は、住民自らが最低3日間、推奨1週間分の食料の家庭内備蓄、家庭でのローリングストック（非常食を定期的に飲食し、使用した分を補充する循環備蓄）の実践、非常持ち出し品の整備、自動車へのこまめな満タン給油等を行うよう、広報紙、パンフレット等により呼びかけ、住民の備蓄に対する意識の向上を図る。

また、緊急避難場所・避難所への避難時には非常持ち出し品として食料等を持参することが原則であることについても周知する。

第6 備蓄計画の策定（くらし安全対策課）

町は、上記の第1から第5の観点を踏まえて備蓄計画を作成し、計画的な備蓄に取り組むものとする。

【資料 10-4】 備蓄計画

第17節 緊急輸送体制の強化

【建設課，くらし安全対策課，新産業創造室，生涯まなび課，住民福祉課，
社会福祉協議会】

● 目的

大規模な災害が発生した場合、避難や応急対策のための人員の輸送、被災者に対する物資の輸送といった緊急輸送が必要となる。そのため、災害時に円滑な輸送活動が実施できるよう、車両の手配等、緊急輸送体制を整備する。

また、道路施設が亀裂、陥没等の被害を受ける可能性が高いため、迅速に道路施設の応急復旧ができる体制を整備する。

● 現況

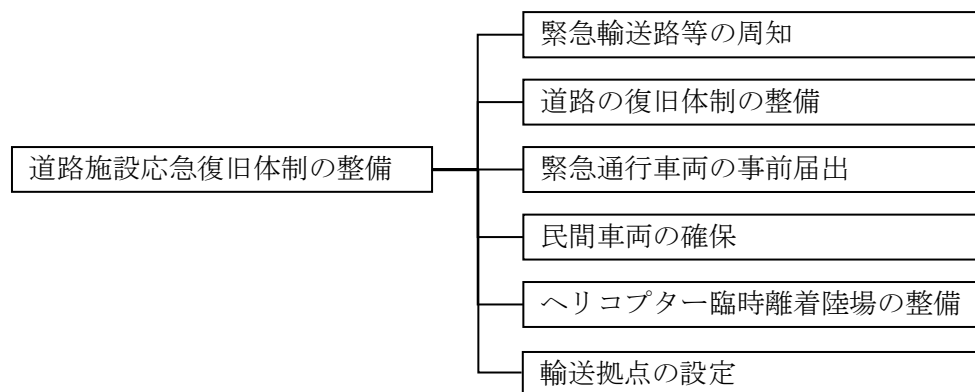
本町においては、常磐自動車道及び国道6号が緊急輸送路の第1次確保路線に、総合グラウンド、天神岬スポーツ公園がヘリコプター離着陸場に、Jヴィレッジが広域陸上輸送拠点に指定されている。

町は、被害を受けた道路施設等の応急復旧が迅速にできるよう土木建設業者との体制の強化を図るとともに、災害時の円滑な物資の輸送ができるよう運送業者と体制の強化を図っている。

また、町及び社会福祉協議会では、避難行動要支援者用の輸送車両として、ストレッチャー付車椅子同乗車両を常備している。

東日本大震災では、民間交通機関の迅速な協力により、多くの町民が避難することが可能となった。しかし、一部の介護施設入所者のバスでの避難輸送時に、困難が生じた経験から、避難行動要支援者の支援方策に取り組んでいる。

● 施策



第1 緊急輸送路等の周知（建設課，くらし安全対策課）

町は、緊急輸送路、広域陸上輸送拠点等の災害時に重要な道路、拠点を住民に周知し、災害時における利用自粛を促し、確実に緊急車両が通行できるように努め

る。

また、県は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

【資料 11-1】 県指定緊急輸送路

第 2 道路の復旧体制の整備（建設課）

災害時に円滑な緊急輸送を実施するためには、緊急輸送路の確保が重要である。そのため町は、迅速に被害を受けた道路の応急復旧が実施できるよう、土木建設資機材等を有する関係業者等と応援協定を締結するとともに、災害時の役割分担等について定めておく。

【資料 11-8】 檜葉町内土木建設業者

第 3 緊急通行車両の事前届出（くらし安全対策課）

災害発生時に、町保有の車両を緊急通行車両として活動させるため、町は、緊急通行車両の事前届出を実施するものとする。

なお、事前届出の申請は、緊急通行に係わる業務の実施責任者（町長）が、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添えて、届出書を当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会（福島県警察本部）に提出する。

【資料 11-5】 緊急通行車両確認証明書

【資料 11-6】 緊急自動車

第 4 民間車両の確保（くらし安全対策課）

大規模な災害が発生した場合、町保有車のみでは、車両が不足することが予想されるため、町は、災害時に円滑に民間車両を確保できるよう、協定を締結し協力体制を強化する。また、大規模な災害が発生した場合は、どのような車両が必要か、どのような車両の確保が可能か、民間事業者と協議を図る。

第 5 ヘリコプター臨時離着陸場の整備（くらし安全対策課，新産業創造室，生涯まなび課，住民福祉課，社会福祉協議会）

大規模な災害が発生した場合、自衛隊を中心とするヘリコプターによる物資、人員の輸送が不可欠であり、本町においては、総合グラウンド、天神岬スポーツ公園の2箇所をヘリコプター離着陸場に指定している。町は、今後、必要に応じて、新

たなヘリコプター離着陸場の指定を検討するとともに、住民、関係機関に対し、災害時のヘリコプター離着陸場の指定状況、災害時の注意事項等について周知を図る。

また、東日本大震災で課題となった避難行動要支援者の避難への適用などについて検討する。

【資料 4-6】ヘリコプター臨時離着陸場予定地

第6 輸送拠点の設定（くらし安全対策課）

町は、指定避難所等への物資配送を円滑に実施するため、あらかじめ、物資受け入れ拠点の整備や指定に取り組む。

第 18 節 防疫・保健衛生体制の強化

【くらし安全対策課，住民福祉課，相双保健福祉事務所，相双保健所】

● 目的

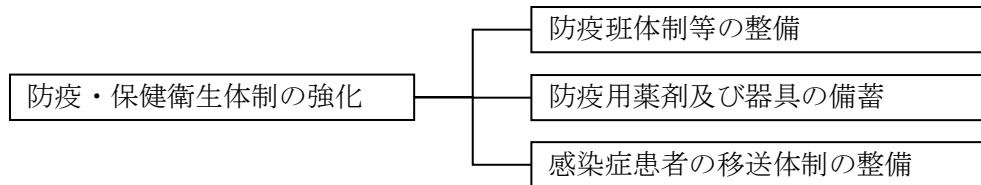
被災地域は衛生条件が悪く、感染症等の疾病が発生する危険性が高いため、災害時に円滑に防疫・保健衛生活動が実施できるよう体制を整備する。

防疫・保健衛生活動は、町単独での活動は困難なため、相双保健福祉事務所、隣接町村との連携についての体制を整える。

● 現況

現在、防疫用薬剤を備蓄し、消毒散布用機械、運搬器具などを配置している。

● 施策



第 1 防疫班体制等の整備（くらし安全対策課，住民福祉課，相双保健福祉事務所）

災害時は、住民・保健班、環境班を編成し、防疫活動を行うことから、町は、県、相双保健福祉事務所と連携し、各班の体制、活動範囲等を明確にする。また、防災訓練等により、活動方法の習熟を図る。

第 2 防疫用薬剤及び器具の備蓄（くらし安全対策課）

町は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等の防疫用薬剤、器具の備蓄に努めるとともに、災害時における防疫用薬剤、器具の調達体制の強化を図る。

【資料 7-5】 檜葉町内医薬品取扱業者

第3 感染症患者の移送体制の整備（住民福祉課，相双保健所）

災害時に感染症患者が発生した場合、的確に対応できるよう、町は、日頃から移送体制、移送先等の習熟を図る。特に周辺地域において、多数の感染症患者が発生した場合の対応について、相双保健所と十分協議しておく。

【資料 12-1】 感染症患者収容施設

第 19 節 廃棄物処理体制の強化

【双葉地方広域市町村圏組合，くらし安全対策課，建設課，総務課】

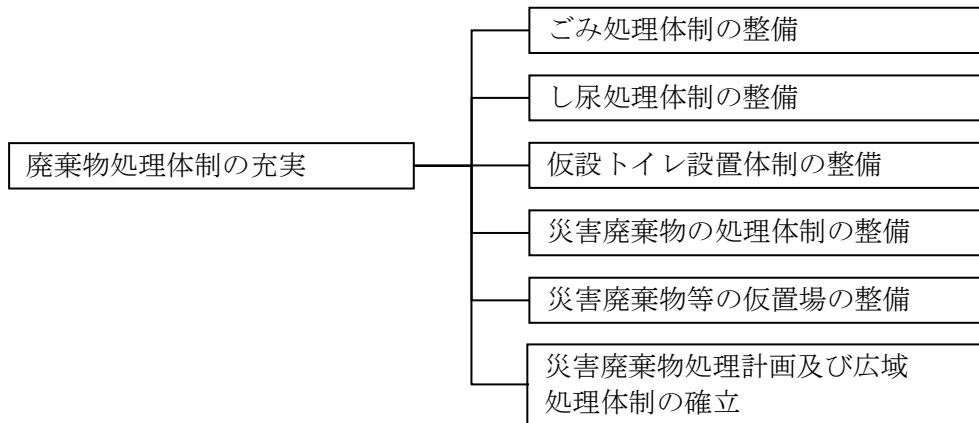
● 目的

大規模な災害が発生した場合は、相当量の廃棄物が発生することが予想される。また、避難生活が長期化した場合は、避難生活環境の向上を図る上でもごみ・し尿処理活動は重要である。そのため、町で対応できない場合を含めて、ごみ・し尿処理体制の整備を図る。

● 現況

本町のごみ・し尿処理事業は双葉地方広域市町村圏組合により実施されており、ごみは南部衛生センター及び北部衛生センター、し尿処理は双葉環境センターで処理されている。

● 施策



第 1 ごみ処理体制の整備（くらし安全対策課，双葉地方広域市町村圏組合）

町は、日頃から、双葉地方広域市町村圏組合の生活ごみ処理能力について把握するとともに、関係機関と連携し、発災時に施設が被害を受けた場合の処置、処理量が増大した場合の対応計画を作成しておく。

【資料 14-3】一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者

第2 し尿処理体制の整備（建設課，双葉地方広域市町村圏組合）

町は、日頃から、双葉環境センターのし尿処理能力について把握するとともに、関係機関と連携し、発災時に施設が被害を受けた場合の処置、処理量が増大した場合の対応計画を作成しておく。

【資料 14-4】一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬許可業者

第3 仮設トイレ設置体制の整備（建設課，くらし安全対策課，双葉地方広域市町村圏組合）

災害時は、下水道が使用不能となる可能性があることから、町は、仮設トイレの設置方法、携帯用トイレの使用方法について習熟を図る。

また、仮設トイレが不足した場合を想定し、仮設トイレ所有事業者、防災関係機関の所有状況を把握するとともに、レンタル資機材事業者との協力体制の強化を図る。

【資料 7-2】防災倉庫備品等

【資料 10-1】赤十字防災倉庫備品

【資料 11-8】土木建設業者

【資料 14-4】一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬許可業者

第4 災害廃棄物の処理体制の整備（建設課，くらし安全対策課，双葉地方広域市町村圏組合）

災害廃棄物等の処理は、町内の組織では困難となることが予想されるため、町は、応援を要請する町内の土木建設業者と協定書を締結する等、体制の強化を図る。

【資料 11-8】土木建設業者

第5 災害廃棄物等の仮置場の整備（くらし安全対策課，総務課，建設課，新産業創造室，生涯まなび課）

大規模な災害が発生した場合、最終処分場の被害、予想を上回る廃棄物、がれきの発生等、最終処分場における円滑な処理が困難となり、町内に災害廃棄物等の仮置場の設置が必要となることが予想される。そのため町は、町内の空地等を確保し、災害廃棄物等の仮置場候補地として定める。

【資料 14-5】災害廃棄物等の仮置場候補地

第6 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立（くらし安全対策課，双葉地方広域市町村圏組合）

1 災害廃棄物処理計画の策定

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下、「指針」という。）に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画を策定した。

県は指針に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、町に対する技術的な支援内容、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、県災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示している。

また、国、県及び町は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

【資料 14-1 災害廃棄物処理計画】

2 広域処理体制の確立や民間連携の促進

町及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

第20節 文教対策の強化

【こども課，生涯まなび課，くらし安全対策課，消防団，学校等】

● 目的

災害時に園児・児童・生徒の安全を確保するため、学校等の施設の安全対策を実施する。また、大規模災害が発生した場合、学校は、避難所として活用されるため、教育の再開を円滑に行えるよう、対応等を事前に検討しておく。

● 現況

中学校、小学校、あおぞらこども園は、災害時の避難所として位置づけられている。

また、天神原遺跡出土品(一括)をはじめとする文化財があり、これらを保存している歴史資料館は、耐震補強等の安全対策を行っている。

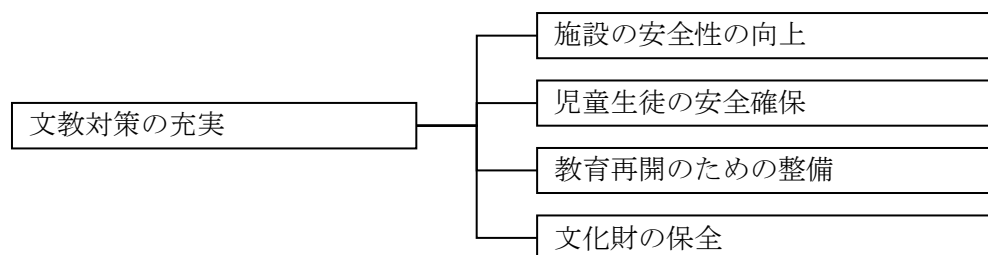
東日本大震災では、それぞれの施設において甚大な被害が生じた。中学校武道館では、平成23年東日本大震災により天井が落ちる等の被害があり、復旧工事を行った。中学校については新校舎が建設され、小学校・あおぞらこども園でも災害復旧工事が行われた。

文化財においても被害があり、県と連携して文化財救助を実施している。

【資料 8-1】避難施設

【資料 15-1】指定文化財

● 施策



第1 施設の安全性の向上（こども課，学校等）

教育委員会（こども課）は、災害時の園児・児童・生徒の安全を確保するため、施設の耐震補強、ロッカー等の備品の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策等、安全化対策を進める。

第2 児童生徒等の安全確保（こども課，学校等）

教育委員会（こども課）は、災害時に園児・児童・生徒が安全に避難できるよう、防災教育の実施、教職員の避難誘導體制の強化、保護者との連絡体制の強化を図る。

第3 教育再開のための整備（こども課，学校等）

教育委員会（こども課）は、大規模な災害が発生した場合の休園・休校等の基準、保護者等への連絡等、休校措置について日頃から整理するとともに、保育や教育再開のための手続き等を習熟する。

第4 文化財の保全（生涯まなび課，くらし安全対策課，消防団）

教育委員会（生涯まなび課）は、後世に伝えるべき貴重な財産である文化財の耐震化、破損防止等の安全対策を行うとともに、災害が発生した場合の対応について関係機関と事前に協議しておく。

また、町や消防団、消防本部等と連携し、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、町民の防火・防災意識の高揚を図る。

第21節 自主防災体制の強化

【くらし安全対策課、消防本部】

● 目的

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関は、十分に対応ができないことが予想される。このような事態に対し、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、住民自ら組織的に初期消火、被災者の救護、避難等を行うことが必要である。

そのため、自主防災組織の組織化を図るとともに、各種資機材を配備し、防災力の強化に努める。

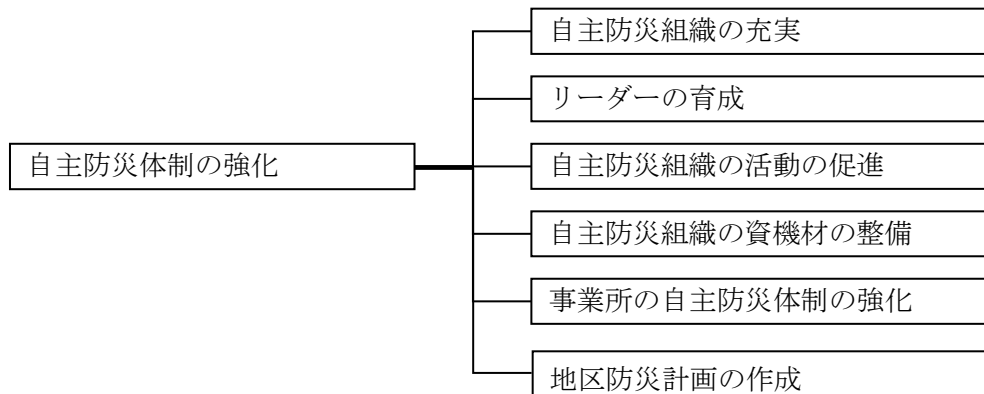
● 現況

自衛消防隊については、山間部の2行政区において行政区長を中心に組織されており、非常時に備え定期的な車両・装備等の点検などを実施している。しかし、近年地域の居住者が減少し組織の維持が難しくなっている。

また、沿岸の2行政区で組織されていた自主防災組織は、東日本大震災以降、活動を休止している。

【資料 18-1】 自主防災組織の設置状況

● 施策



第1 自主防災組織の充実（くらし安全対策課）

町は、出前講座の開催などを通じて、各行政区における自主防災組織の結成を働きかけるとともに、住民一人ひとりの積極的な参加を促す。また、自主防災組織と町、消防団、防災関係機関との連携、民生児童委員協議会、PTA等の各種団体との連携強化を図る。

今後、モデル地区の設定や地区ごとの防災訓練などに取り組む。

第2 リーダーの育成（くらし安全対策課）

自主防災組織の活動において、リーダーは非常に重要な役割を果たすことから、町は、リーダーやリーダー候補者に対する講習会等を実施し、人材の育成に努める。

第3 自主防災組織の活動の促進（くらし安全対策課）

平常時、災害時における自主防災組織の役割を明確にするとともに、災害時に自主防災組織が確実に機能するよう、町は、「自主防災組織活動マニュアル」の整備、資機材の点検、防災に関する知識の習熟、防災訓練等の活動を行う。

第4 自主防災組織の資機材の整備（くらし安全対策課）

町は、消火活動、救出活動等の災害時における自主防災活動に必要な資機材、それらを保管するための防災倉庫の整備を促進する。

第5 事業所の自主防災体制の強化（くらし安全対策課、消防本部）

一定規模以上の事業所は、消防法の規定により、消防計画を作成し、自衛消防組織を編成するよう義務づけられている。町は、関係機関と連携し、これらの自衛消防組織の強化を図る。

事業所は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努める。

事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、町及び県が実施する事業所等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、町及び県は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良事業所表彰、事業所の防災に係る取組みの積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図る。また、町及び県は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然

災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第6 地区防災計画の作成（くらし安全対策課）

町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第 22 節 要配慮者対策の推進

【住民福祉課， 暮らし安全対策課， 政策企画課， 新産業創造室， 社会福祉協議会】

● 目的

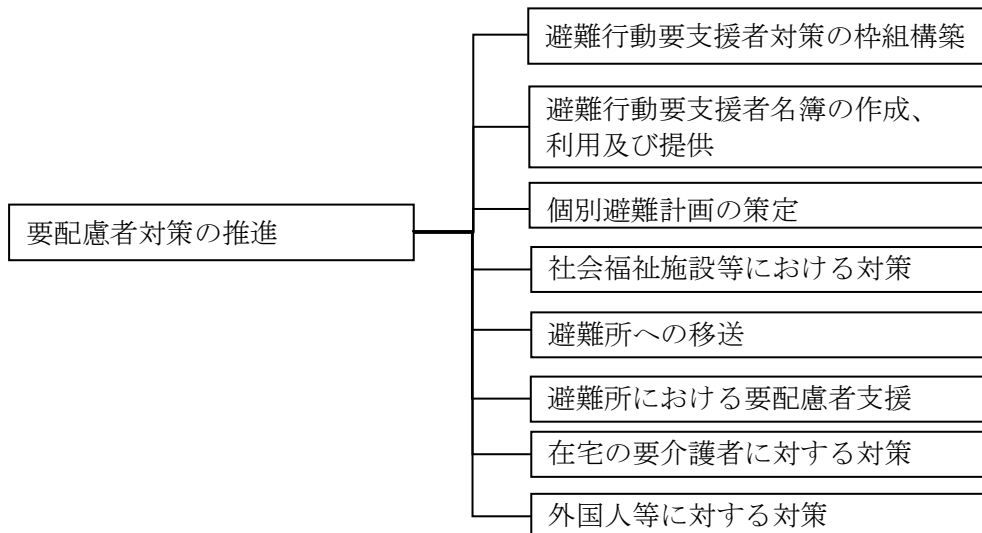
心身に障がいをもつ者、高齢者、乳幼児及び外国人、一般旅行者等は、災害時に迅速な行動をとることが困難であるため、支援、避難生活における適切なケアが必要である。これらの要配慮者の安全を図るため、社会福祉協議会、各種福祉団体、民生児童委員や民間事業者等との協力、連携により対策の推進を図る。

● 現況

町は、町内に居住する避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成しており、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携し、個別避難計画の作成に着手している。今後、行政区や民間福祉団体、消防団等との連携を図り、要支援者と避難支援者との適合を進め、個別避難計画の完成を目指している。

また、要配慮者対策として、高齢者世帯、障がい者世帯に対し緊急通報装置の設置を行っている。

● 施策



第 1 避難行動要支援者対策の枠組構築（住民福祉課， 暮らし安全対策課）

町は、地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとされている。

町は、くらし安全対策課と住民福祉課の連携の下、町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、本計画の一環として、以下の事項を定める。

1 基本的事項

1) 要配慮者となる者の範囲

避難行動及び避難所等における避難生活において特別な配慮を必要とする要配慮者は、災害対策基本法の規定により以下のとおり定義されている。（災害対策基本法第8条第2項第15号）

①高齢者

②障がい者

③乳幼児

その他の特に配慮を要する者

「その他の特に配慮を要する者」については、以下の者等が想定される。

④妊産婦

⑤傷病者

⑥難病患者

2) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

①檜葉町社会福祉協議会

②檜葉町民生児童委員協議会

③檜葉町赤十字奉仕団（震災後休止中）

④檜葉町老人クラブ連合会

⑤医師歯科医師会

⑥医療機関

⑦檜葉町消防団

⑧自主防災組織

⑨檜葉町各行政区

⑩双葉警察署

⑪双葉地方広域市町村圏組合消防本部

⑫介護保険事業者

⑬障がい福祉サービス事業者

⑭その他避難支援等の実施に携わる関係者

3) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- ①要介護3～5の認定を受けている者
- ②身体障がい者手帳1～2級の交付を受けている者
- ③療育手帳の重度(A)の判定を受けている者
- ④精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- ⑤難病患者のうち、特定疾患医療受給者であって、重症認定を受けている者
- ⑥難病患者のうち、小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者
- ⑦要介護・要支援1～2で認知症、高齢者のみの世帯で支援が必要と思われる者
- ⑧乳幼児で保護者等から申し出のあった者
- ⑨妊産婦で本人等から申し出のあった者
- ⑩外国人で本人等から申し出のあった者
- ⑪人工透析患者
- ⑫療育手帳Bを所有する単身世帯
- ⑬単身世帯に属する高齢者及び高齢者のみの世帯
- ⑭上記以外で町長又は避難支援等関係者が避難支援等の必要を認めた者

4) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める。

5) 名簿の更新に関する事項

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障がい者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、町は、次に掲げる措置を講ずる。

- ①当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- ②災対法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- ③避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重な保管を行うよう指導すること。
- ④避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- ⑤避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- ⑥個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結すること。

7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、要配慮者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、円滑に避難

のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。

2 全体計画において定める事項

町は、下記の事項を定めた全体計画を作成する。

- ①名簿作成に関する関係部署の役割分担
- ②避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）
- ③支援体制の確保（避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）
- ④具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者（「コーディネーター」）
- ⑤あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- ⑥発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- ⑦避難行動要支援者の避難場所
- ⑧避難場所までの避難路の整備
- ⑨避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- ⑩避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法 他

第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供（住民福祉課、くらし安全対策課）

町は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

1 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所

⑤電話番号その他の連絡先

⑥避難支援等を必要とする理由

⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し町が必要と認める事項

2 要配慮者の情報利用等

町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

また、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

3 名簿情報の提供と活用

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、本計画の定めるところにより、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない（町の条例に特別の定めがある場合を除く）。

なお、町は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

4 名簿情報の提供における配慮

町は、名簿情報を提供するときは、本計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者（法人の場合はその役員）に対して、名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求める。また、その他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために、必要な措置を講ずるよう努める。

5 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）は若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 町外居住者

町外への避難者については、避難先市町村に避難行動要支援者名簿を提供することとする。

第3 個別避難計画の策定（住民福祉課，くらし安全対策課，社会福祉協議会）

1 個別避難計画の作成

町は、本計画に基づき、くらし安全対策課や住民福祉課など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、行政区、消防団、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

2 個別避難計画の提供と活用

町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区、消防団、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮を行う。

3 地区防災計画との整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築（住民福祉課，くらし安全対策課，社会福祉協議会）

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、行政区、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、

情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

第5 社会福祉施設等における対策（住民福祉課）

社会福祉施設等は、災害時に迅速な移動が困難な人も利用するため、施設の管理者は、施設の耐震・耐火に努める。また、避難誘導等の災害時の職員の対応を強化するとともに、周辺の住民、関係機関と協力し、災害時の利用者の安全な避難体制の確立に努める。

なお、水防法による浸水想定区域や土砂災害防止法における土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に施設名称及び所在地が定められている社会福祉施設等の管理者等には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

さらに、社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

また、県は、大規模停発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気自動車等からの円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

第6 避難所への移送（住民福祉課，社会福祉協議会）

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難所へ移送するため、避難支援等関係者の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第7 避難所における要配慮者支援（くらし安全対策課，住民福祉課）

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむを得ずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、バリアフリートイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努める。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努める。

2 福祉避難所の指定

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。その際、こども園や今後設置が予定されている特別支援学校などについて、施設の特性に応じた対象者を受け入れる福祉避難所としての指定を検討する。

町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

【資料 8-1】避難施設

第8 在宅の要介護者に対する対策（住民福祉課，社会福祉協議会）

町は、一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、心身に障がいをもつ者、傷病者の災害時の安全を確保するため、災害時通報システムの普及を図るとともに、家族、周辺の住民、関係機関と協力し、災害時の利用者の安全な避難体制の確立に努める。

また、町及び県は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

第9 外国人等に対する対策（くらし安全対策課，住民福祉課，政策企画課，新産業創造室）

町は、災害時に外国人が安全に避難できるよう、避難所等を示す看板、標識等に外国語の併記に努める。また、国・県が作成している外国人向けの防災に関するパンフレット等を活用するとともに、ボランティア、外国人労働者を雇用する町内事業所を始めとする各種団体と連携し、必要に応じて、町独自のパンフレット等の作成や、「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実などに努める。

第23節 ボランティアとの連携強化

【住民福祉課，くらし安全対策課，社会福祉協議会】

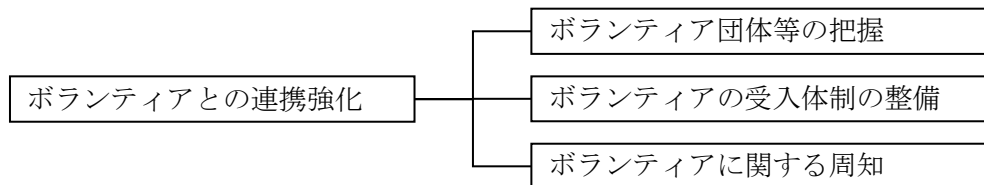
● 目的

大規模な災害が発生した場合、行政職員が実施する応急対策のみでは、十分な対応ができない可能性があり、そのような場合、ボランティアによる活動が非常に重要となる。災害時にボランティアと連携が図れるよう、ボランティアとの連携体制の整備を図る。

● 現況

ボランティアは、労務提供型の一般ボランティアと専門知識、技能を有する専門ボランティアの2種類に大きく分けられ、災害時には、専門ボランティアの活動が重要となる。現在、県において応急危険度判定士の認定登録を行っている。

● 施策



第1 ボランティア団体等の把握（住民福祉課，社会福祉協議会）

町は、県の関係機関、日赤福島県支部、社会福祉協議会等と連携を図り、ボランティア団体、専門的な知識、技能を持つボランティアの把握に努める。

第2 ボランティアの受入体制の整備（住民福祉課，社会福祉協議会）

町は、災害時の円滑なボランティアの受入が行えるよう、町、ボランティア団体、県の窓口との連携の強化を図るとともに、ボランティアセンター（社会福祉協議会に設置を要請）、ボランティアコーディネーター等の体制の確立に努める。

第3 ボランティアに関する周知（くらし安全対策課，住民福祉課，社会福祉協議会）

町は、広報紙等を活用して、県が行っている応急危険度判定士認定登録制度、ボランティア保険等、ボランティアに関する情報の周知に努める。

第24節 防災訓練の実施

【くらし安全対策課，全課，消防本部，消防団，学校長，施設管理者】

● 目的

防災活動要領の習熟、防災関係機関との連携の強化、防災意識の高揚、各種技術の習得を図るとともに、防災計画の実効性を検証するため、防災訓練を計画的に実施する。

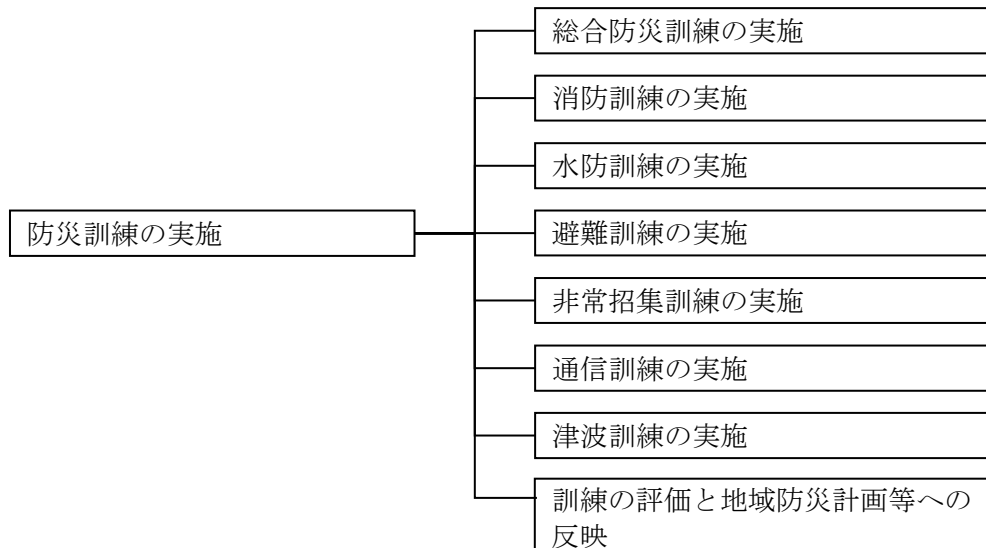
原子力災害を経験した本町としては、迅速な情報伝達手段や緻密な避難計画に重点を置き、実効性を高め、計画的に実施する。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

● 現況

町全体の総合防災訓練は数年に一度しか実施していないが、学校での総合防災訓練やこども園での避難訓練などを定期的の実施している。また、小規模な防災訓練として、行政区ごとに消防団を中心とした消防訓練等が実施されている。

● 施策



第1 総合防災訓練の実施（全課，くらし安全対策課，消防本部，消防団，学校長，施設管理者）

県、町、その他の防災関係機関、事業所、NPO・ボランティア及び要配慮者も含めた地域住民が一体となって、数年に1度、各訓練を組み合わせ総合的に実施する。

訓練の実施後において、本計画、各種マニュアル等が現実的に機能しているかどうか点検・評価を行い、問題点を明らかにし、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

【総合防災訓練の実施内容】

消防訓練、水防訓練、避難訓練、非常招集訓練、通信訓練、津波訓練における各訓練項目を選択

第2 消防訓練の実施（全課，くらし安全対策課，消防本部，消防団，学校長，施設管理者）

町は、被害を最小限におさえるため、消防関係機関と連携し、年1回、次の内容を盛り込んだ消防訓練を実施する。訓練の実施後において、消防計画、各種マニュアル等が現実的に機能しているかどうか点検・評価を行い、問題点を明らかにし、必要に応じて消防防災体制等の改善を図る。

【消防訓練の実施内容】

非常招集訓練、出動訓練、通信連絡訓練、消防操作法訓練、避難誘導訓練、救出救助訓練、建物火災防御訓練、林野火災防御訓練、車両火災訓練、文化財保護訓練、自衛消防隊教育訓練、危険物火災等特殊火災防御訓練

第3 水防訓練の実施（全課，くらし安全対策課，消防本部，消防団）

町は、水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団及び各種施設の管理者の協力を得て、水防に関する訓練を実施する。訓練の実施後において、水防計画、各種マニュアル等が現実的に機能しているかどうか点検・評価を行い、問題点を明らかにし、必要に応じて水防体制等の改善を図る。

第4 避難訓練の実施（全課，くらし安全対策課，消防本部，消防団，学校長，施設管理者）

町は、住民を対象とした各種の災害に対する避難訓練を総合防災訓練、消防訓練、水防訓練等とあわせて年1回実施する。

また、教育委員会（こども課）、学校長は、災害時に児童・生徒が安全な避難を行えるよう、管理する施設の避難計画を定めるとともに、避難訓練を実施する。

社会福祉施設、病院、宿泊施設等、不特定多数の人が集まる施設の管理者は、管理する施設の避難計画を定めるとともに、避難訓練を実施する。訓練の実施後において、本計画、各種マニュアル等が現実的に機能しているかどうか点検・評価を行い、問題点を明らかにし、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

第5 非常招集訓練の実施（全課，くらし安全対策課，消防本部，消防団）

町は、突発的な災害が発生した場合、迅速かつ確実な災害対策本部の設置、防災体制の確立、職員の招集が行えるよう、非常招集訓練を実施する。訓練の実施後において、本計画、各種マニュアル等が現実的に機能しているかどうか点検・評価を行い、問題点を明らかにし、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

第6 通信訓練の実施（全課，くらし安全対策課，消防本部，消防団）

町は、災害時において、迅速かつ的確な情報の伝達・連絡・通信が行えるよう、防災行政無線をはじめとする通信機器類の操作、平常時通信から災害時通信への移行等について訓練を行う。

第7 津波訓練の実施（全課，くらし安全対策課，消防本部，消防団，学校長，施設管理者）

町は、津波が襲来した場合の円滑な防災活動が行えるよう、津波浸水予想図又はハザードマップ、地域ごとの津波避難計画に基づき、消防団、漁業関係者等の協力を得て、津波防災に関する訓練を実施する。訓練の実施後において、本計画、各種マニュアル等が現実的に機能しているかどうか点検・評価を行い、問題点を明らかにし、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

【津波訓練の実施内容】

津波予警報等の伝達訓練、海面監視訓練、通報・動員訓練、通信機材による訓練、その他津波・浸水対策に必要な訓練

第8 訓練の評価と地域防災計画等への反映（くらし安全対策課，消防本部，消防団）

町は、訓練の実施後においては本計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させる。

第 25 節 防災教育・研修の実施

【くらし安全対策課，政策企画課，こども課，生涯まなび課，学校長，消防本部，住民福祉課，社会福祉協議会，総務課，全課】

● 目的

災害から自分を守り、的確な対応をとるためには、防災意識と防災に関する知識を持つことが重要である。そのため、職員及び住民等に対し、防災意識の高揚と防災知識の普及をめざし、防災教育、研修を行う。

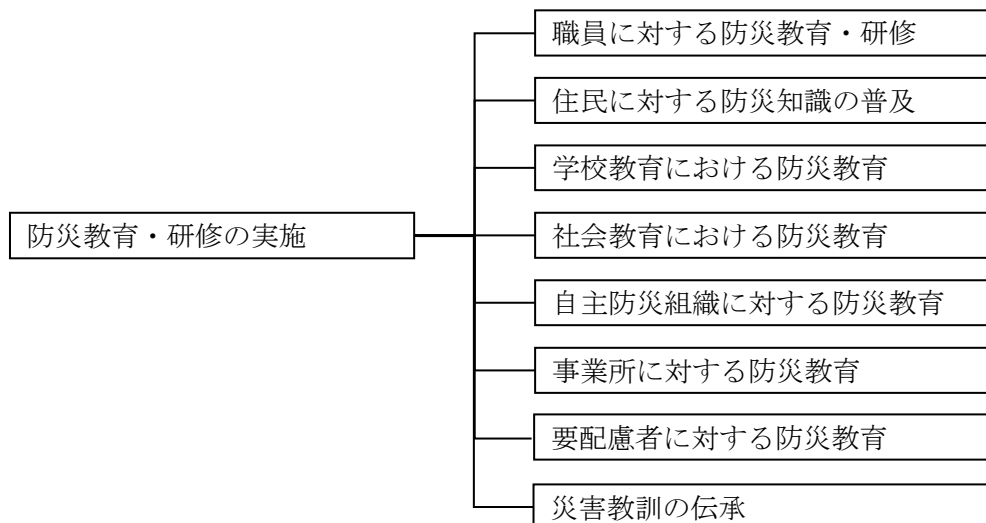
東日本大震災後に改正された災対法では、基本理念において「住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること」（同法第 2 条の 2 第 2 号）としている。また、住民の自発的な防災活動の促進を図ることを町の努力義務として（同法第 5 条第 2 項）、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与することを住民等の努力義務として（同法第 7 条第 3 項）、各々「責務」という表現で明記しているとともに、国・地方公共団体、指定公共機関等において防災教育を行うことを義務づけている（同報第 46 条）。

● 現況

職員に対しては、積極的に国、県等の主催による研修会への参加奨励を行っている。

住民に対しては、広報誌その他の広報手段を通じて、学校においては、避難訓練にあわせて、または特定科目の授業の一環として防災教育を実施している。

● 施策



第1 職員に対する防災教育・研修（くらし安全対策課，全課）

災害時に的確な状況判断と必要な対応が実施できるよう、各職員は、災害の要因・危険性、災害危険箇所の確認、災害時における防災体制・事務分掌、資機材・設備の使用法、その他必要な技術等の習熟に努める。町は、必要に応じて、講習会・講演会の開催又は派遣、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士等の資格取得・研修受講の促進、防災機関施設、防災関係研究機関等の見学会等を実施し、防災教育・研修を行う。その際、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第2 住民に対する防災知識の普及（くらし安全対策課）

町及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、住民に対する出前講座などにより、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。その際には、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図る。

- ・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、医薬品、日用品等の生活物資の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・家電等の転倒防止対策、家屋等の耐震改修、ブロック塀・石垣等の倒壊防止または生垣等への転換、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の過小評価、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ・指定緊急避難場所・避難所の位置と避難経路の確認、安全な親戚・知人宅や職場等多様な避難先の検討
- ・様々な条件下（外出先、路上、自動車運転中、感染症罹患時等）で災害時にとるべき行動、条件別の避難行動
- ・災害時の家族内、親類間等の連絡体制等（連絡方法や合流・避難ルールの取決め等）についてあらかじめ決めておくこと、災害用伝言サービス等の活用
- ・緊急避難場所・避難所への避難時には非常持出品として食料等を持参すること
- ・ペットとの同行避難に関する知識、平時からのしつけやマイクロチップなどによる所有明示の実施、ペットフードやトイレシート、ケージなどペット避難への備

え

- ・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

第3 学校教育における防災教育（こども課，学校長）

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習・探求の時間」等を通じて、自然災害の発生の仕組み、過去に発生した主な災害、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

さらに、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火を行うことができるように取り組む。

教職員は、AED（Automated External Defibrillator:自動体外式除細動器）の利用方法について講習を受講するなど、負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

なお、今後は、学校の保護者や児童生徒が自ら意見を出しあって、災害時の対応計画を作成するなど、自らが危機意識を持って自発的な防災行動に繋げられるような防災教育にも取り組むものとする。

第4 社会教育における防災教育（くらし安全対策課，生涯まなび課）

町は、社会教育施設、震災伝承施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、医療機関・社会福祉施設等、ホテル・旅館等、スポーツ施設、入浴施設、大型店舗などの不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るとともに、外部の専門家等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるように促す。

第5 自主防災組織に対する防災教育（くらし安全対策課）

町は、自主防災組織に対し、地区の防災点検、講習会の開催、自主防災組織活動マニュアルの作成・配布等を行い、自主防災組織の知識の普及と意識の高揚に努め

る。

また、自主防災組織を設けようとする者に対し、上記の支援を行うとともに、円滑な組織化のため必要な知識の普及と意欲醸成に努める。

第6 企業に対する防災教育（くらし安全対策課，消防本部）

町は、防火管理者、危険物取扱者に対し、各種講習会などを通じて防災に関する知識の普及と意識の高揚に努めるとともに、外部の専門家等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるように促す。

第7 要配慮者に対する防災教育（くらし安全対策課，住民福祉課，政策企画課）

町は、高齢者、心身に障がいをもつ者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時に迅速な行動が困難な要配慮者が安全に避難できるよう、関係機関と連携し、パンフレットの配布等により防災に関する知識の普及と意識の高揚に努める。

第8 防災ボランティア活動の環境整備（社会福祉協議会，住民福祉課，総務課）

町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第9 災害教訓の伝承（くらし安全対策課，政策企画課，生涯まなび課）

町は、東日本大震災の災害教訓を広くに伝えるため、記録誌の編纂を行った。今後は、資料館、震災伝承施設などを活用して、被災経験とそこから得られた災害教訓、復興への取組を伝える貴重な資料を将来にわたって収集・蓄積・活用することに務める。

また、震災及び原子力災害から得た経験を、風化させることなく、震災を経験していない若い世代へ伝承していくことが、重要な責務である。そのため、一定の講習・研修のできる環境づくり、資料等の展示や保管、生の声で災害を伝える語り部の確保などに取り組む。

あわせて、災害教訓の原点となった東日本大震災の発生日を永く記憶にとどめ、3月11日という日付に格別の意義を見出し、災害に向き合い自らの生活を見直す

機会となるよう働きかける。

第10 災害教訓の発信（くらし安全対策課,政策企画課,生涯まなび課）

町は、東日本大震災及び原子力災害がもたらした未曾有の被害と社会的影響を顧みて、住民の被災経験とそこから得られた災害教訓が世界的に貴重な財産であり、地域にとってこの上ない魅力となることを認識し、積極的にその教訓を発信することに努める。

また、住民みずからが教訓の発信者となり、広く社会に貢献することで、故郷に誇りと自信を持ち、より魅力ある人と町へと発展するよう促す。

第26節 災害救助法の習熟

【くらし安全対策課，全課】

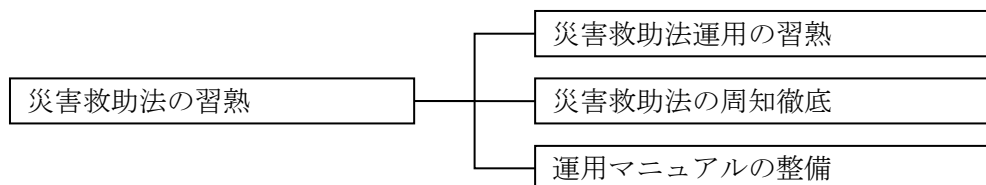
● 目的

災害救助法が適用されるような災害が発生した場合、災害救助法に関する事務が円滑に行えるよう、災害救助法に関する運用、手続き等について習熟を図る。

● 現況

東日本大震災における災害救助法に関する事務等の経験について、記録の作成や教訓整理・マニュアル化等が必要となっている。

● 施策



第1 災害救助法運用の習熟（くらし安全対策課）

町は、災害救助法の適用基準、災害救助法における県から町への委任事項、県の担当連絡先、災害救助法の運用方法、事務手続き等、災害救助法適用に必要な事項の習熟に努める。

【資料 16-2】 災害救助法適用基準

【資料 16-3】 災害状況認定基準

【資料 16-4】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償

第2 災害救助法の周知徹底（くらし安全対策課，全課）

災害救助法は、様々な応急対策に関連することから、各職員は、災害救助法の習熟に努める。また、くらし安全対策課は、全職員が災害救助法を正しく理解するよう、必要に応じて研修等を行う。

第3 運用マニュアルの整備（くらし安全対策課）

町は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、わかりやすいマニュアルを作成する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 職員の動員・配備

【全班，本部班】

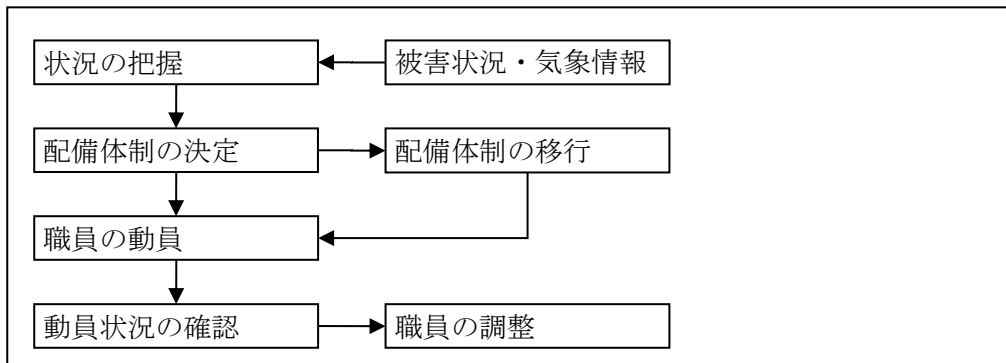
● 留意点

町は、迅速に応急活動を実施するため、災害の規模、被害の状況により、配備を決定するとともに、必要な人員を動員する。特に勤務時間外に大規模な災害が発生した場合においても的確に動員できるよう基準等を明確にする。

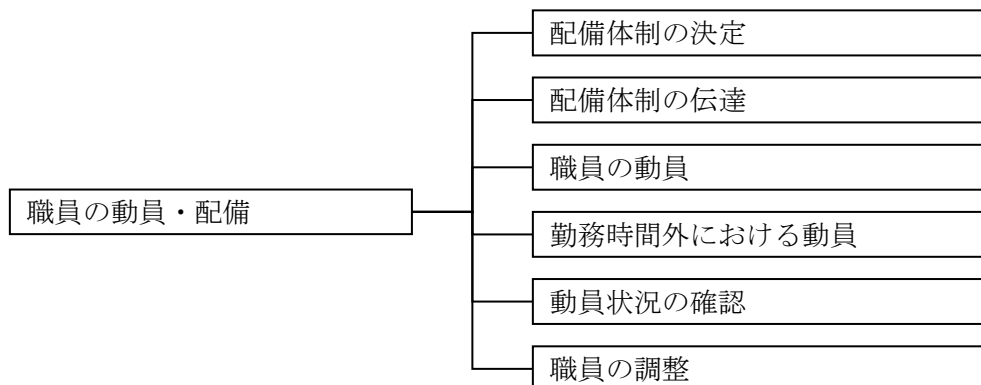
東日本大震災の経験を踏まえて、町は、災害対応の2号配備体制（警戒配備体制）以降は、原子力施設に異常の発生のないことが確認されるまでの間、原則として原子力災害との複合災害に対応するための体制を敷くものとする。

- ・災害発生の危険性がある場合は、不急の行事、会議、出張等を中止すること。
- ・常に災害に関する情報、本部等の指示に注意すること。
- ・参集は、徒歩又は自転車、自動二輪車等を利用し、作業服等の活動しやすい服装で参集すること。
- ・参集途上においては、被害状況等をできる限り把握すること。
- ・自らの言動で住民に不安、誤解を与えないように留意すること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 配備体制の決定

町長は、一定規模以上の地震が発生した場合、風水害等の被害の危険性がある場合等、次の基準に基づき、副町長、総務課長、くらし安全対策課長等と協議のうえ配備体制を決定する。町長が不在の場合は、職制に従い最も上位の者が決定する（「第2節 災害対策本部の設置 第2 意思決定者不在時の措置」参照）。

なお、警戒本部及び災害対策本部は、配備の基準となる警報等の発令があった場合は自動的に設置されるものとする。

勤務時間外に大規模な災害が発生した場合は、緊急時対応マニュアル（夜間・休日用）により、自動的に動員配備体制をとる。

表 配備体制の基準

配備体制	指揮・監督者	状況	配備の基準
1号配備 (事前配備)	くらし安全対策課長	<ul style="list-style-type: none"> 被害が未確認の場合 被害発生危険性が低い場合 町長が必要を認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震が発生 大雨注意報の発表 洪水注意報の発表 高潮注意報の発表 台風の進路
2号配備 ^{注1)} (警戒配備)	町長	<p>【警戒本部設置】 (配備の基準に達した時に自動的に設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽微な被害が発生した場合又は発生が予想される場合 町長が必要を認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱の地震が発生 津波注意報の発表 大雨警報の発表 暴風警報の発表 暴風雪警報の発表 洪水警報の発表 高潮警報の発表 大雪警報の発表 土砂災害警戒情報の発表 台風の接近
3号配備 ^{注2)} (非常配備)	本部長 (町長)	<p>【災害対策本部設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相当規模の災害が発生した場合又は発生が予想される場合 本部長が必要を認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5強以上の地震が発生 特別警報に切り替える可能性が高い場合^{注4)} 特別警報の発表^{注5)} 津波警報以上の発表 台風の直撃
4号配備 ^{注3)} (特別非常配備)	本部長 (町長)	<ul style="list-style-type: none"> 激甚災害が発生した場合又は発生が予想される場合 大規模(広域)な災害が発生した場合又は発生が予想される場合 本部長が必要を認めたとき 	

注1 原子力災害対策の情報収集事態における体制と同一。

- 注2 原子力災害対策の警戒事態の発生を認知した場合における体制と同一。
 注3 原子力災害対策の施設敷地緊急事態発生又は全面緊急事態に該当する事象発生 of 通報を受けた場合における体制と同一
 注4 福島地方気象台から、特別警報や警報に切り替える可能性が発表された場合。職員には各課連絡網を通じて情報伝達。
 注5 職員は、参集が危険と判断される場合には、所属長に連絡の上、安全な場所で待機。

第2 配備体制の伝達

配備が決定された場合、本部班（くらし安全対策課防災交通係）は、直ちに配備体制を職員、関係機関に口頭、庁内放送、電話、防災行政無線等により伝達する。

第3 職員の動員

配備が決定された場合、班長（活動責任者）は、定められた配備に必要な人員を確認するとともに、高次の配備に移行することも考慮し、配備以外の班員（職員）の行動についても指示する。班長（活動責任者）不在の場合は、順次職制に従い対応する。各配備体制による動員される人員は次のとおりである。

表 動員される職員

配備体制	配備の内容	動員される職員
1号配備 (事前配備)	種々の情報を確認し、2号配備（警戒配備）をとるか判断する体制	○くらし安全対策課長、総務課長、産業振興課長、建設課長 ○くらし安全対策課防災交通係 ○建設課（震度4の地震の場合） ○その他各課必要な人員
2号配備 (警戒配備)	【警戒本部設置】 情報収集、連絡活動を主とし、一部、被害の防止、救助活動ができる体制	○町長、副町長、教育長、全課長 ○各課で指定する職員 ○くらし安全対策課 ○消防団本部 (時間外：参集職員以外は自宅待機)
3号配備 (非常配備)	【災害対策本部設置】 全職員をあげあたる体制	○全職員 ○全消防団員（地震では震度6弱以上の場合）
4号配備 (特別非常配備)	全職員をあげあたる体制	○全職員 ○全消防団員

【資料3-3】動員される職員の人数

第4 勤務時間外における動員

休日、退庁後に災害が発生した場合、又は災害が発生する恐れのある場合、各職員は、職員初動マニュアル、配備基準に従い、庁舎に参集する。比較的軽微な場合は、電話等による連絡をとることもあるが、大規模な場合は、職員初動マニュアル、配備基準により自主参集する。

第5 動員状況の確認

活動責任者は、動員された所属職員を確認し、状況を本部班へ連絡する。なお、班長（活動責任者）が不在の場合は、順次職制に従い対応する。本部班は、動員状況を確認し、人員が不足する場合はさらに動員をかける。

災害が軽微な場合において、あらかじめ動員を任命されている職員が出張等により、不在であり、動員職員が不足する場合は、所属職員のうち他の職員の動員を促す。

第6 職員の調整

班長（活動責任者）は、災害対策活動を実施するにあたり、人員が不足する場合は、本部班に増員を要請する。本部班は、総務班と連携のうえ、他の班の職員を派遣するとともに、さらに不足する場合は、県へ職員等の派遣を要請する。

また、災害対応が長期化したときは、管理職を含めて職員全員が8～12時間をサイクルとして交代することを原則に、調整を実施する。

第2節 災害対策本部等の設置

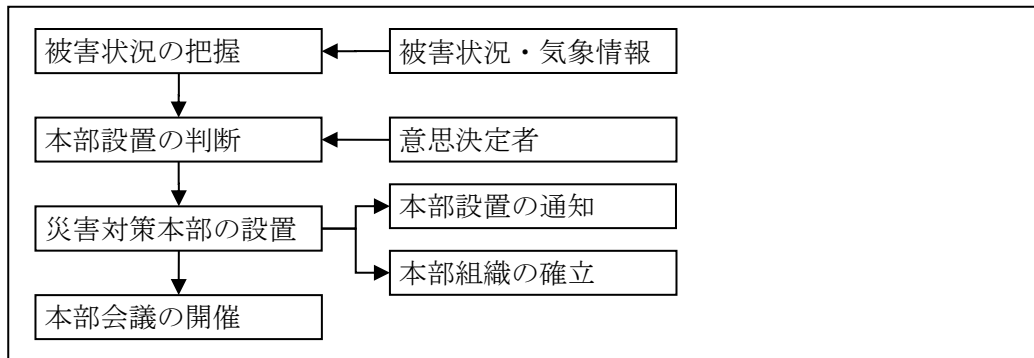
【全班，本部班，情報・広報班】

● 留意点

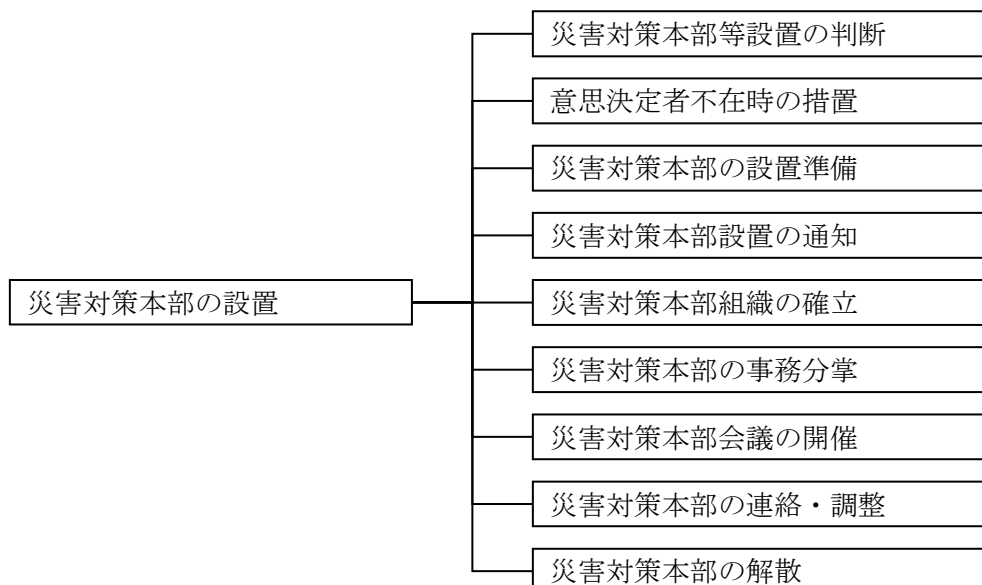
大規模な災害が発生した場合又は発生する危険性がある場合、町は必要に応じて災害対策本部を設置して、町の総力をあげてこれらの災害に対応する。

- ・意思決定者が不在の場合の対応を明確にする。
- ・災害対策本部が庁舎内に設置できない場合の代替設置を的確に行う。
- ・各職員は、各自の役割をよく理解し、迅速に対応する。

● 活動の流れ



● 活動



第1 災害対策本部等設置の判断

災害が発生した場合、状況に応じた配備として警戒本部、災害対策本部の順に設置される。

警報等が発令され、軽微な被害が発生した場合又は発生が予想される場合、町長は、警戒本部を設置する。

状況が移行し、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町内における災害応急対策を実施するため必要があると認める場合、町長は、災対法第23条の規定に基づく檜葉町災害対策本部を設置する。災害対策本部の設置基準は、おおむね次のとおりである。ただし、町内において震度6弱以上の地震が発生した場合及び気象庁が津波警報を発令した場合は自動的に災害対策本部を設置するものとする。

また、町長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めたときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、災害名を付した名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度、本部長が定めるものとする。

【警戒本部の設置基準】

- ・震度5弱の地震が発生した場合（自動設置）
- ・津波注意報・大雨・暴風・暴風雪・洪水・高潮・大雪警報の発表があった場合（自動設置）
- ・土砂災害警戒情報の発表
- ・台風の接近
- ・軽微な被害が発生した場合又は発生が予想される場合
- ・その他町長が必要を認めたとき

【警戒本部の組織】

- ・町長、副町長、教育長、全課長、各課で指定する職員、くらし安全対策課、消防団本部（時間外：参集職員以外は自宅待機）

【警戒本部の業務】

- ・情報収集、連絡活動、被害の防止、救助活動ができる体制

【災害対策本部の設置基準】

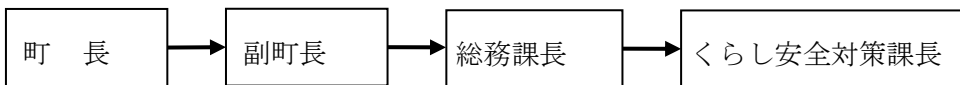
- ・町内において震度5強以上の地震が発生した場合（自動設置）
- ・特別警報に切り替える可能性が高い場合
- ・特別警報が発表された場合
- ・津波警報以上が発表された場合（自動設置）
- ・台風の直撃
- ・相当規模の災害が発生した場合又は発生が予想される場合

・その他町長が必要を認めた場合

第2 意思決定者不在時の措置

町長が公務、災害等により不在、又は連絡がとれない場合は、職制に従い順次下位の者が、災害対策本部の設置、配備体制の確定等を決定し、必要な措置を速やかに行う。

【災害対策本部設置決定の順位（警戒本部設置決定も同様とする。）】



第3 災害対策本部の設置準備

本部班は、総務班及び各班の応援のもと、次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

【災害対策本部設置準備】

- ・庁舎の被害状況の把握、火気・危険物の点検を行う。
- ・通信機器（県防災行政無線、町防災行政無線、電話）の状況を点検する。
- ・電力の状況を確認する。停電の場合には、自家用発電機により最低限の機能を確保し、故障等で確保できないときには、修理業者へ連絡を行う。
- ・災害対策本部設置予定場所である大会議室の状況を確認する。
- ・テレビ、ラジオを準備し、報道機関の情報確保の体制をとる。
- ・町内の地図、広域地図、掲示板、関係名簿等を準備する。

第4 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置した場合、本部班、情報・広報班は、直ちにその旨を次のとおり通知及び公表する。また、災害対策本部の設置を示す標識を町役場に掲示する。

表 通知・公表の責任者

通知・公表先	担当	責任者	通知及び公表の方法
各部班	本部班	暮らし安全対策課長	庁内放送
福島県	本部班	暮らし安全対策課長	総合情報通信ネットワーク、有線電話等可能な手段

住 民	情報・ 広報班	政策企画課長	防災行政無線、報道機関、広報車 等
報道機関	情報・ 広報班	政策企画課長	口頭、文書、有線電話

【資料 3-2】 災害対策本部設置の連絡先

第 5 災害対策本部組織の確立

災害時の迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、次のとおり災害対策本部組織を定める。原則として、本来の行政組織を主体に編成するが、大規模な災害の発生等、計画どおりの参集が望めない場合は、人命の救出に係わる活動を最重要活動としてとらえ、本部長、副本部長、本部員等の判断により、適宜配備していく。

なお、災害対策においては、常に原子力災害との複合災害の発生を念頭に置いて対処する。

【資料 3-1】 檜葉町災害対策本部条例

図 災害対策本部組織図



第6 災害対策本部の事務分掌

各班における事務分掌は、以下のとおりである。また、災害対策本部を設置するに至らない災害にあつては、本部に準じた体制を整え、事態の処理にあたる。

【事務分掌】

注) 表中の「原)」の表示は、原子力災害対策における事務

班 等	事 務 分 掌
本部長 (町長) 副本部長 (副町長)	1 重要事項の意思決定に関する事。 2 災害対策本部の設置・廃止の決定に関する事。 3 災害対策本部の運営に関する事。 4 避難の指示等の決定に関する事。 5 自衛隊・県等の派遣要請の決定に関する事。
本部長 (教育長・くらし安全対策課長・総務課長・税務課長・住民福祉課長・政策企画課長・産業振興課長・建設課長・新産業創造室長・こども課長・生涯まなび課長・議会事務局長・会計管理者・消防団長)	1 災害対策本部の設置・廃止決定の支援に関する事 2 災害対策本部の運営に関する事。 3 本部会議の開催・運営に関する事。 4 重要事項の意思決定の支援に関する事。
本部班 班長：くらし安全対策課長 (くらし安全対策課防災交通係)	1 災害対策本部の設置準備に関する事。 2 災害対策本部の運営に関する事。 3 本部会議の運営に関する事。 4 班員の配備・動員に関する事。 5 各班との連絡調整に関する事。 6 自衛隊・県等の派遣要請に関する事。 7 自衛隊・県・防災関係機関等との連絡調整に関する事。 8 消防団の出動・活動・連絡調整に関する事。 9 行方不明者・遺体の捜索に関する事。 10 自主防災組織との連絡調整に関する事。 11 その他災害対策全般に関する事。 12 原) 原子力発電所の情報取得に関する事。 13 原) 広域的な町外避難ルートの立案に関する事。 14 本部長の命ずる応急対策に関する事。
環境班 班長：くらし安全対策課環境係長 (くらし安全対策課環境係、放射線対策係)	1 応急給水に関する事。 2 飲料水のモニタリング情報に関する事 3 避難所の清掃等に関する事。 4 生活ごみ・し尿処理に関する事。 5 ペット同行避難に関する事。 6 災害廃棄物処理に関する事。 7 モニタリング設備等に関する被害情報の収集、連絡に関する事。 8 原) 町独自のモニタリング情報の収集、分析に関する事。

	<p>9 本部長の命ずる応急対策に関すること。 【初期は主に本部班の応援】</p>
<p>総務班 班長：総務課長 (総務課行政係、総務課秘書係、財産管理係、入札監理係、議会事務局)</p>	<p>1 町職員外の人員調整に関すること。 2 従事命令・協力命令の事務に関すること。 3 自衛隊・県・防災関係機関等の受け入れ準備に関すること。 4 応援職員等の受け入れに関すること。 5 車両の調達・配車要請に関すること。 6 緊急輸送に関すること。 7 災害救助法の申請に関すること。 8 班員の医療救護・公務災害に関すること。 9 視察・見舞等の来町者への対応に関すること。 10 業務の継続に関すること。 11 議会関係の連絡調整に関すること。 12 原) 広域避難先自治体との連絡調整に関すること (状況に応じて先遣隊を派遣) 13 原) 広域避難の誘導に関する職員の調整に関する こと。 14 庁舎の被害調査・応急復旧に関すること。 15 町有財産の災害対策・被害調査に関すること。 16 原) 一時集合場所、避難所の機能確保・維持に関 すること。(集会所) 17 原) 町外での業務継続に必要な環境整備に関す ること。 18 本部長の命ずる応急対策に関すること。 【初期は主に本部班の応援】</p>
<p>財政・出納班 班長：会計管理者 (総務課財政係、出納室出納係)</p>	<p>1 災害予算に関すること。 2 応急対策に要する経費の支払い・経理に関するこ と。 3 その他経理全般に関すること。 4 原) 総務班への応援。 5 本部長の命ずる応急対策に関すること。 【初期は主に住民・保健班の応援】</p>
<p>情報・広報班 班長：政策企画課長 (政策企画課)</p>	<p>1 被害の取りまとめ、被害報告の作成に関するこ と。 2 県防災情報提供システムへの被害報告に関するこ と 3 災害対策本部会議の記録作成に関すること 4 災害情報の時系列記録作成に関すること 5 復興計画に関すること 6 情報システム全般に関すること。 7 防災行政無線、エリアメール、LINE その他を使 用した広報に関すること。 8 各種問い合わせへの対応(マスコミ対応含む)に 関すること。 9 災害記録(写真等を含む)に関すること。 10 本部長の命ずる応急対策に関すること。</p>

<p>住民・保健班 班長：住民福祉課長 (住民福祉課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、運営に関する事。 2 ボランティアの受け入れ・調整に関する事。 3 避難行動要支援者対策に関する事。 4 福祉避難所の設置運営に関する事。 5 行方不明者届出の受理に関する事。 6 遺体の収容・処理・埋火葬に関する事。 7 弔慰金・見舞金等の支払いに関する事。 8 安否情報に関する事。 9 被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供に関する事。 10 被災証明書の発行に関する事。 11 原) 広域避難の誘導に関する事。 <p>注) 原子力災害における広域避難実施の際には、町内の避難所を一時集合場所に、避難所を広域避難先の受入施設に、それぞれ読み替える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 12 医療機関・社会福祉施設等の被害状況把握に関する事。 13 医療救護所の設置、医療救護活動に関する事。 14 医薬品・衛生材料の調達・配分に関する事。 15 受傷被災者の調査に関する事。 16 感染症の予防・消毒に関する事。 17 被災者への栄養指導・健康管理に関する事。 18 原) 安定ヨウ素剤の配布・服用に関する事。 19 原) 内部被ばく検査に関する事。 20 本部長の命ずる応急対策に関する事。
<p>産業班 班長：産業振興課長 (産業振興課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物・家畜・農業用施設の被害調査、災害対策に関する事。 2 食料の調達・配分に関する事。 3 生活物資の調達・配分に関する事。 4 非常炊き出しに関する事。 5 義援品の受付・配分に関する事。 6 農林関係機関との連絡調整に関する事。 7 農家に対する融資・支援に関する事。 8 原) 飲食物の摂取制限に関する事。 9 原) 農林水産物の出荷制限に関する事。 10 本部長の命ずる応急対策に関する事。
<p>商工班 班長：新産業創造室長 (新産業創造室)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業の被害調査・災害対策に関する事。 2 町内滞在者の把握調査・保護に関する事。 3 商工関係機関との連絡調整に関する事。 4 商工業者に対する融資・支援に関する事。 5 原) 商工業品の出荷制限に関する事。 6 本部長の命ずる応急対策に関する事。 <p>【初期は主に産業班の応援】</p>
<p>建設班 班長：建設課長 (建設課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 治山施設の被害調査・応急復旧に関する事。 2 海岸・河川施設の被害調査・応急復旧に関する事。 3 道路・橋梁の被害調査・応急復旧に関する事。 4 公園の被害調査・応急復旧に関する事。 5 重機による救出活動に関する事。 6 交通規制・道路情報に関する事。 7 障害物の除去に関する事。 8 建築物の応急危険度判定に関する事。 9 町営住宅の応急修理に関する事。

	10 町営住宅のあっせんに関する事 11 応急仮設住宅等の建設、住宅の応急修理に関する事 12 住宅のあっせん、応急仮設住宅の入居に関する事 13 応急仮設住宅の運営に関する事 14 公共下水道の被害調査・応急復旧に関する事 15 仮設トイレの設置に関する事 16 原) 町外避難ルートの立案のための広域的な道路被害状況の把握に関する事 17 本部長の命ずる応急対策に関する事
税務班 班長：税務課長 (税務課)	1 義援金に関する事 2 被災者生活再建支援法に関する事 3 住家被害状況の調査に関する事 4 町税の減免・徴収猶予に関する事 5 罹災証明書の発行に関する事 6 損害補償に関する事 7 原) 財産管理班への応援 8 本部長の命ずる応急対策に関する事 【初期は主に住民・保健班の応援】
教育班 班長：こども課長 (こども課、生涯まなび課)	1 園児・児童・生徒の保護に関する事 2 避難所の開設、運営に関する事 3 教育施設の被害調査・応急復旧に関する事 4 体育施設の被害調査・応急復旧に関する事 5 教員職員の動員に関する事 6 災害時の応急教育に関する事 7 学用品の調達に関する事 8 文化財・公民館等の被害調査に関する事 9 保健管理・学校給食に関する事 10 一時集合場所、避難所の機能確保・維持に関する事。(文教施設) 11 その他教育全般に関する事 12 保育施設の被害調査・応急復旧に関する事 13 本部長の命ずる応急対策に関する事 ※原子力災害における広域避難実施の際には、広域避難先での対応に、それぞれ読み替える。 【初期は主に住民・保健班の応援】
消防団	1 災害情報の収集・報告に関する事 2 人命の救出に関する事 3 避難行動要支援者の保護に関する事 4 住民の避難誘導に関する事 5 火災(水害)の防御に関する事 6 行方不明者・遺体の捜索に関する事 7 障害物除去作業の協力に関する事 8 通行規制・災害警備の協力に関する事

※ 会計年度任用職員は災害対応要員には含まない。

第7 災害対策本部会議の開催

適切な応急活動を実施するため、人員の配置、応急対策の実施順位、基本方針等を協議、決定する組織として、災害対策本部の下に災害対策本部会議を設置する。災害対策本部会議の構成は、本部長、副本部長、本部員、その他必要な人員とする。

災害対策本部会議の開催については、被害の状況、必要性等をふまえ、本部長が決定する。

第8 災害対策本部の連絡・調整

災害対策本部における決定事項の伝達、各班からの情報の整理を行うため、本部班、情報・広報班の定められた者は、本部連絡員として、災害対策本部室に詰め。特に必要がある場合、各班から本部連絡員を派遣する。

県の現地災害対策本部が設置された場合、町、県、防災関係機関との情報の共有化を図るため、必要に応じて相互に職員を派遣する。

第9 災害対策本部の解散

本部長は、災害の危険がなくなった場合、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了した場合、災害対策本部を解散する。災害対策本部解散の通知は、設置の通知に準じて処理する。警戒本部の解散もこの例による。

第3節 県・広域への応援要請

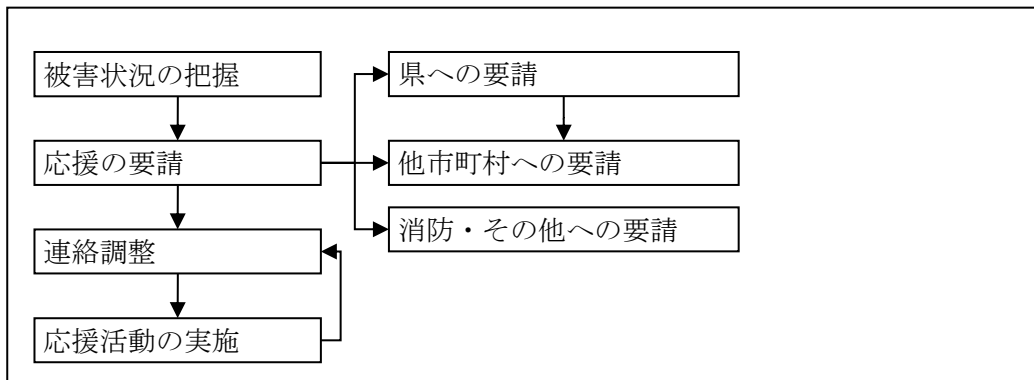
【本部班，総務班，税務班，消防本部，消防団】

● 留意点

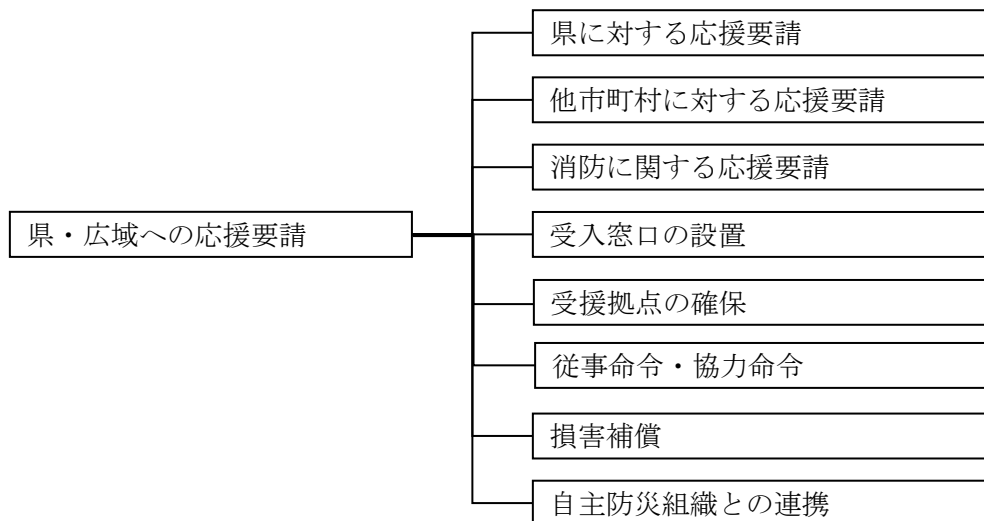
大規模な被害により、町、関係機関だけでは対応が不十分となる場合は、県をはじめ、他の市町村等に応援を要請し、円滑な応急対策を実施する。また、民間、公共的団体、自発的な防災組織等へも協力を要請する。

- ・ 広域応援要請は、早急な判断を行うこと。
- ・ 応援拠点は、応急対策活動の支障にならない箇所に設けること。
- ・ 本町と派遣された職員との間で情報の共有化に努めること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 県に対する応援要請

1 県への応援要請

県の応援が必要な場合、又は県に他市町村、指定行政機関等の応援のあつせんを求める場合は、各種法令、相互応援協定に基づき、必要事項を明確にしたうえで、本部班が協力要請の手続きを行う。

要請手続きは、原則として文書により行うが、状況によっては、県災害対策本部に無線、電話等により行い、後日文書により改めて処理する。

応援を要請する基準は、原則として、自衛隊の災害派遣要請基準（「第4節 自衛隊の派遣要請」参照）に準じるものとするが、これに達しない災害であっても活動に支障ある場合は、本部長の判断により応援を要請する。

【県応援要請の必要事項】

- ・ 災害の状況及び応援を要する理由
- ・ 応援を必要とする期間
- ・ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ・ 応援を必要とする場所
- ・ 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
- ・ その他の必要事項

【応援のあつせん要請の必要事項】

- ・ 派遣を必要とする理由
- ・ 派遣を要請する職員の職種別人員表
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他負担方法
- ・ その他参考となるべき事項

2 町が事務を行うことが不可能になった場合の応援

県は、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行うものとする。

第2 他市町村に対する応援要請

町長は、他市町村等からの応援が必要と判断されたときは、協定締結市町村に対し、協力を要請する。要請は、必要事項を明らかにし、電話等により行い、後日、所定の様式により速やかに文書を提出する。なお、要請事務は、本部班が行う。

【資料4-1】災害時における相互応援協定書（1市6町2村）

【資料4-2】災害時相互応援協定（会津美里町）

第3 消防に関する応援要請

大規模な災害が発生し、消防団、消防本部の消防力のみでは、十分な消火活動が行うことが困難な場合、本部長（町長）、消防本部消防長、消防団長は、協定締結消防組織に応援を要請する。

【資料4-3】消防相互応援協定書（6町2村）

【資料4-4】消防相互応援協定書（いわき市）

第4 受入窓口の設置

町は、総務班を県との受入に関する連絡窓口とし、広域応援に関する連絡調整の一本化を図る。

第5 受援拠点の確保

町は、派遣された職員等が円滑な応急活動を実施できるよう、宿舎、受援拠点を設置する。ただし、災害の状況によって、町が設置することが困難な場合は、派遣された職員等が、町と協議のうえ、宿舎、受援拠点等を確保する。

第6 従事命令・協力命令

町長、警察官、海上保安官、自衛官は、災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、従事命令、協力命令を発することができる。なお、町の従事命令、協力命令に関する事務手続きは、総務班が行う。

表 権限に関する根拠法令

区分	根拠法令
町長	災対法第 64 条、65 条
警察官、海上保安官	災対法第 64 条 7 項、65 条 2 項
自衛官	災対法第 64 条 8 項、65 条 3 項

第 7 損害補償

公務、又は町長、警察官、海上保安官、自衛官の従事命令により、応急措置に関する業務に従事、協力した者が、負傷、疫病、死亡した場合、条例に定めるところにより損害補償金を支給する。なお、損害補償に関する事務は、総務班、税務班が行う。

【損失補償及び損害補償に関する根拠法令】

区分	根拠法令
損失補償及び損害補償	災対法第 82 条 1 項、84 条 1 項

第 8 自主防災組織との連携

大規模な災害が発生した場合、町職員、広域応援等により要請された職員のみでは、十分な対策の実施が困難な場合がある。そのため、自主防災組織との連携を図り、適切な応急対策活動を進める。なお、自主防災組織との連携により行う応急活動対策は、おおむね次のとおりである。

【自主防災組織との連携を図る活動】

- ・大地震等による被害発生初期における被害状況の把握、連絡及び救出
- ・火災発生時における初期消火活動
- ・避難指示等による避難の際の避難誘導、避難者確認
- ・要配慮者の保護、安全確保及び生活支援
- ・避難所の運営補助

第4節 自衛隊の派遣要請

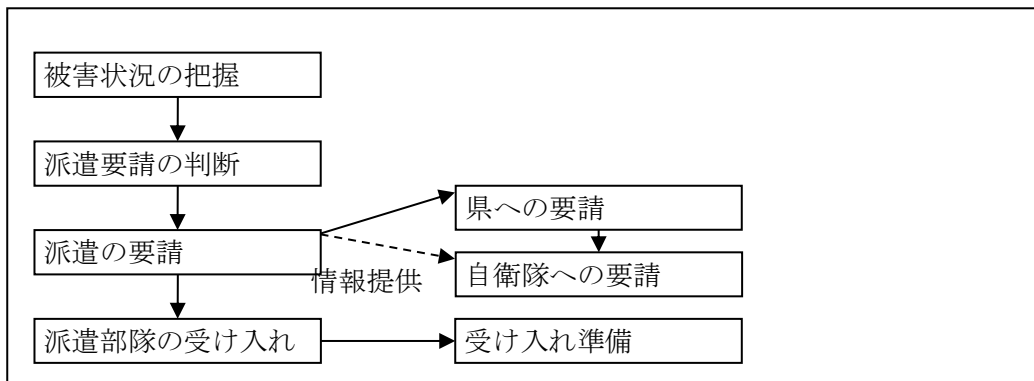
【本部班，総務班，財政・出納班】

● 留意点

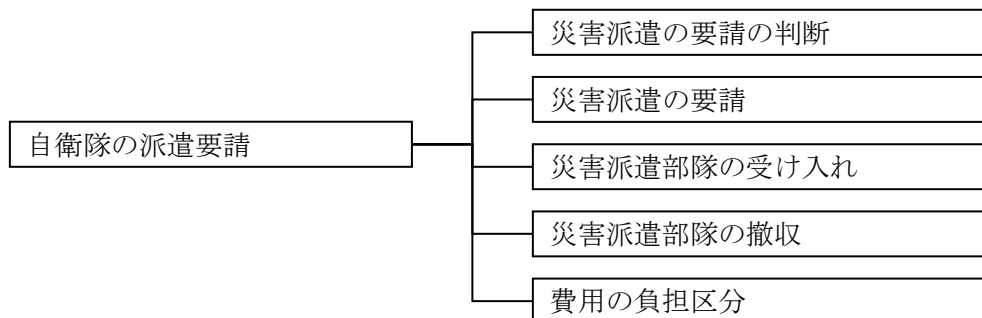
町長は、災害の規模、被害状況から判断し、人命、財産を保護するため、自衛隊の派遣が必要であると認めた場合、県知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

- ・自衛隊の派遣要請は、要請基準を考慮し遅滞なく行うこと。
- ・町長が不在時に要請を行う意思決定者について、把握しておくこと。

● 活動の流れ



● 活動



第1 災害派遣の要請の判断

本部長（町長）は、人命救助及び財産保全のため緊急の措置を必要とする場合、自衛隊の派遣要請を決定する。なお、自衛隊派遣の要請の基準は、おおむね次のとおりである。

意思決定者である本部長（町長）が不在の場合は、災害対策本部設置における意思決定と同様、職制に従い決定する。

【災害派遣要請基準】

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災対法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- ①被害状況の把握
- ②避難の援助
- ③遭難者等の捜索救助
- ④水防活動
- ⑤消防活動（空中消火を含む。）
- ⑥道路又は水路の啓開
- ⑦応急医療、救護及び防疫
- ⑧人員及び物資の緊急輸送
- ⑨炊飯及び給水
- ⑩物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条）
- ⑪危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
- ⑫予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合。）

【具体的な要請例】

- a 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合。
 - b 大津波警報の発令に伴い、沿岸部に大規模な災害の発生が急迫している場合で、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。
 - c 風水害により大量に発生した風倒木を放置した場合、河川等への流出による地域住民の人命に係る二次災害の発生が予測され、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。
- ⑬その他
- 知事（災害対策本部総括班）が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 災害派遣の要請

自衛隊の災害派遣が必要と判断された場合、本部班は、次の派遣要請に係わる必要事項を明らかにし、災害派遣要請依頼書（2通）を福島県知事へ提出する。

なお、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに派遣要請依頼書を提出するものとする。また、福島県へ要請できない場合、町長は、町を災害派遣隊区とする駐屯地司令の職にある部隊長（福島駐屯地司令）に対して災害の状況を通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事（災害対策本部総括班）に通知しなければならない。

【派遣要請に必要な事項】

- ・ 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

【資料 4-5】 自衛隊派遣要請先

【様式 1-1】 自衛隊派遣要請依頼書

第3 災害派遣部隊の受け入れ

県知事から災害派遣の通知を受けた場合、本部長（町長）、総務班は、次の派遣部隊の受け入れ準備を速やかに行う。

本部班は、派遣部隊が到着した際、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるとともに、派遣部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、従事している作業内容及び進捗状況を県に報告する。

【自衛隊受け入れ準備】

- ・ 自衛隊の宿泊施設（野営施設）
- ・ 車両の保管場所
- ・ 県及び派遣部隊との連絡責任者の指名（連絡所の設置）
- ・ 派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資器材の確保
- ・ ヘリコプター臨時離着陸場に関すること（風向表示、着陸地点の表示等）

【資料 4-6】 ヘリコプター臨時離着陸場予定地

第4 災害派遣部隊の撤収

本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣の目的を達成した場合、その必要がなくなった場合は、派遣要請手続きに準じて、自衛隊の撤収を要請する。なお、事務手続きは本部班が行う。

第5 費用の負担区分

派遣部隊の装備及び携行品（食料、燃料、衛生材料等）以外に必要とする物品は町において負担する。

町が必要品を所有していない場合において、部隊が使用した消耗品等は原則として部隊の回収（代品弁償による回収を含む）に応じるものとする。

その他細部の経費の負担等については、あらかじめ本部長（町長）と派遣部隊等の長との間で協議し決定し、本部班、財政・出納班が手続き等を行う。

第5節 災害情報の収集・伝達

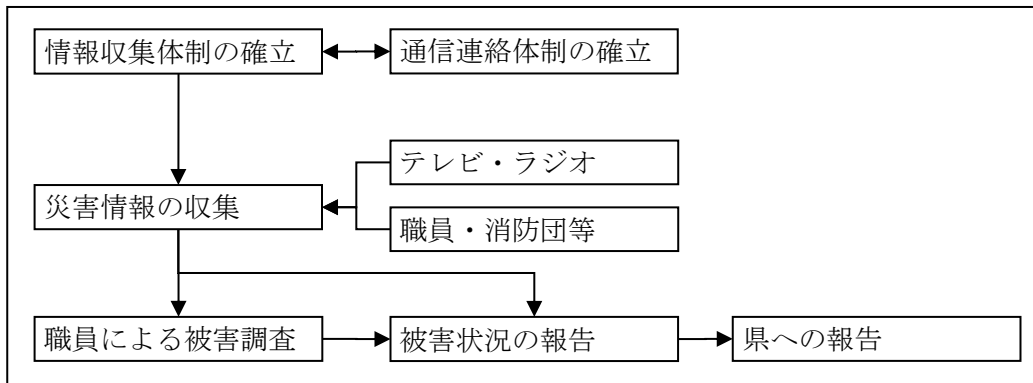
【全班，本部班，情報・広報班，消防団】

● 留意点

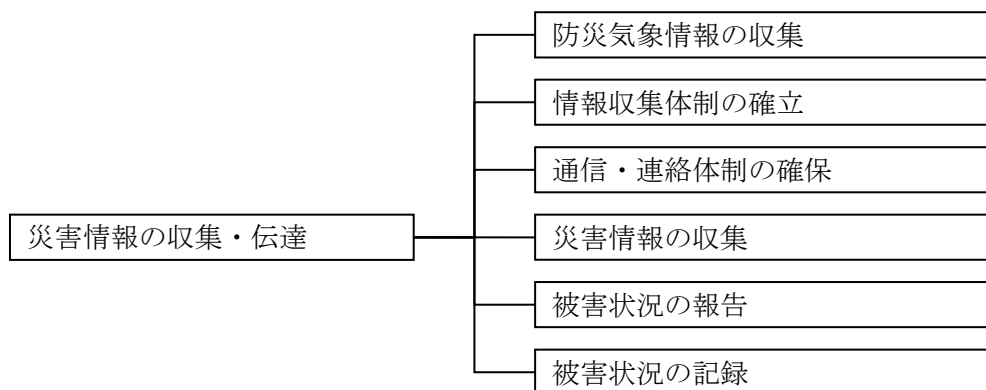
人命の救出、消火、避難、自衛隊派遣要請等、様々な応急対策を実施するうえで、災害情報、被害情報は非常に重要である。そのため、迅速かつ的確に災害情報等の収集、通信連絡体制の確保、収集した情報の整理を行う。

- ・災害情報収集は、迅速かつ的確に行うこと。
- ・情報は、時間により必要な情報、詳細さが異なるため、留意すること。

● 活動の流れ



● 活動

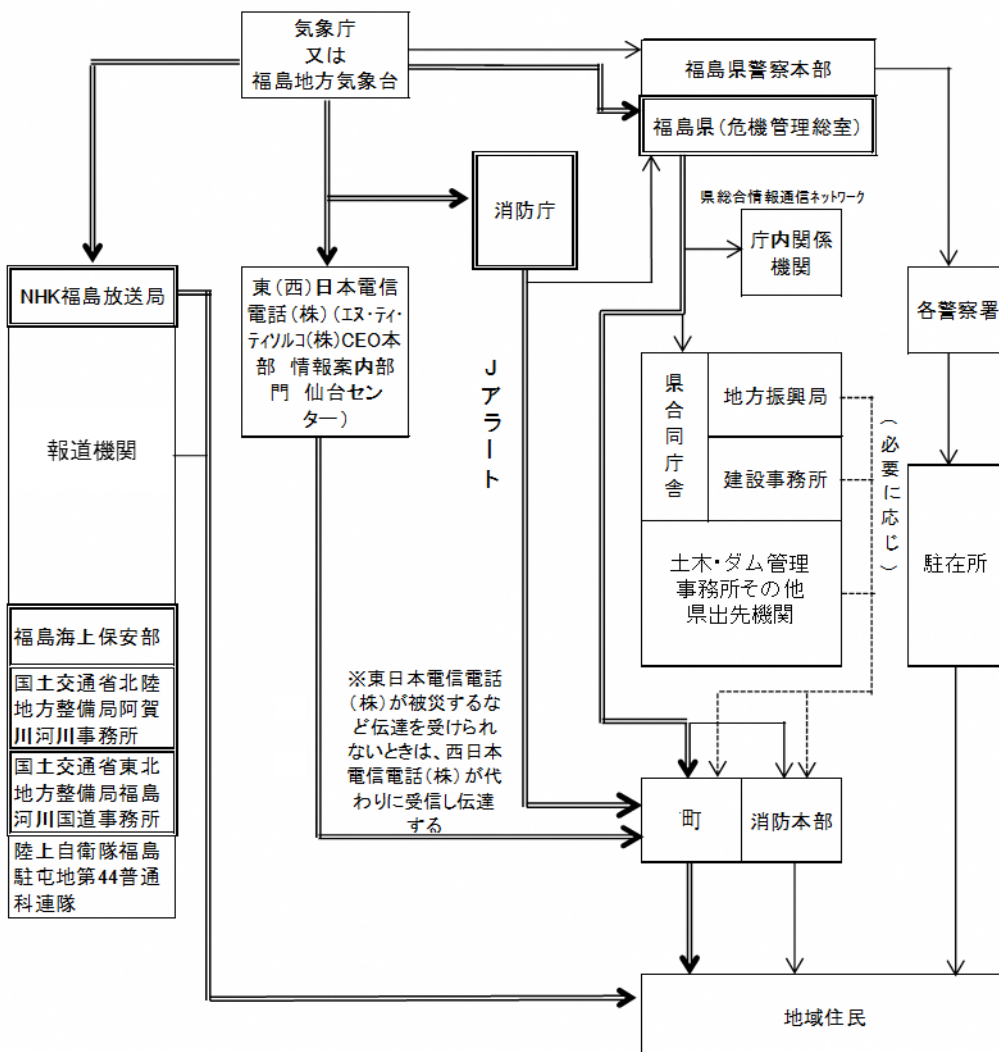


第1 防災気象情報の収集

1 防災気象情報の伝達系統

本部班は、災害対策本部、配備動員に関わる気象予警報に関する情報を収集する。また、本部班は、継続的に気象、災害に関する情報を収集する。気象予警報に関する情報の伝達の流れは次のとおりである。

【防災気象情報の伝達系統図】



※二重線は特別警報発表時の伝達義務(放送機関はNHK福島放送局のみ)気象業務法第15条の2
 ※二重枠は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先
 ※気象台から福島県危機管理総室への経路は二重化(防災情報提供システム、アデスオンライン)

2 気象台、県土木事務所からのホットライン

極めて甚大な災害の発生が予見される等の場合には、気象台、県土木事務所から、町長へのホットラインによる情報提供、警戒の呼びかけがなされる。

【資料 5-1】 予警報の種類と発表基準

【様式 2-1】 気象通報等受理伝達簿

第2 情報収集体制の確立

各班長は、本部班、情報・広報班と連携し、班員の参集状況、人数等をふまえ、組織的な情報収集が行えるよう、情報収集体制を確立する。

第3 通信・連絡体制の確保

有線通信施設の被災等により、通常の電話連絡が困難となることが予想されるため、情報・広報班は、優先電話、防災行政無線、衛星携帯電話、福島県総合情報ネットワーク防災事務連絡システム等の通信連絡体制を確保する。必要に応じて、タクシー無線、アマチュア無線等の民間の通信手段も活用する。

使用不能となった通信施設は、関係機関と連携を図り、できる限り早急に復旧に努める。

通信機器及び通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

【資料 5-2】 防災行政無線

【資料 5-3】 災害時優先電話

【資料 5-4】 檜葉町内タクシー事業者

第4 災害情報の収集

1 職員による情報収集

班員は、班長の指示に従い、被害状況等の必要な情報を収集する。発災直後は、自衛隊の派遣要請、広域応援要請等に深く係わるため、一刻も早い集約が必要であり、ある程度概算でも、早く報告することを念頭に収集する。情報の収集にあたっては、時間の経過とともに必要な情報の種類、正確性が異なるため、その点を十分留意しながら情報を収集する。また、スマートフォンやドローンなど、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行う。

夜間、休日等の勤務時間外に参集を要する災害が発生した場合、職員は、参集途上にできる限りの災害情報を収集する。収集した情報は、各班長を通じて、本部、情報・広報班に報告する。なお、この情報収集は、参集途上にできる範囲の情報収集であり、あくまでも迅速な参集を第一とする。

表 情報収集・調査要領

人的被害	住民・保健班が、警察、消防団、自主防災組織の協力を得て調査する。
建物被害	税務班が、消防団、自主防災組織の協力を得て調査する。
社会福祉施設被害	住民・保健班が各施設より情報収集する。
土木関係被害	建設班が調査する。
農林水産関係被害	産業班が、農業協同組合等の協力を得て調査する。
商工業関係被害	商工班が、商工会等の協力を得て調査する。
文教施設被害	教育班が、学校長等の協力を得て調査する。
上水道施設被害	環境班が双葉地方水道企業団より情報収集する。
下水道施設被害	建設班が調査する。
電気・電話関係被害	税務班が、東北電力ネットワーク、NTT等に連絡し、調査する。
原子力発電所	本部班が東京電力HDより情報収集する。
その他の被害	町有財産施設の被害は、各施設を所管する班が調査する。

2 消防団による情報収集

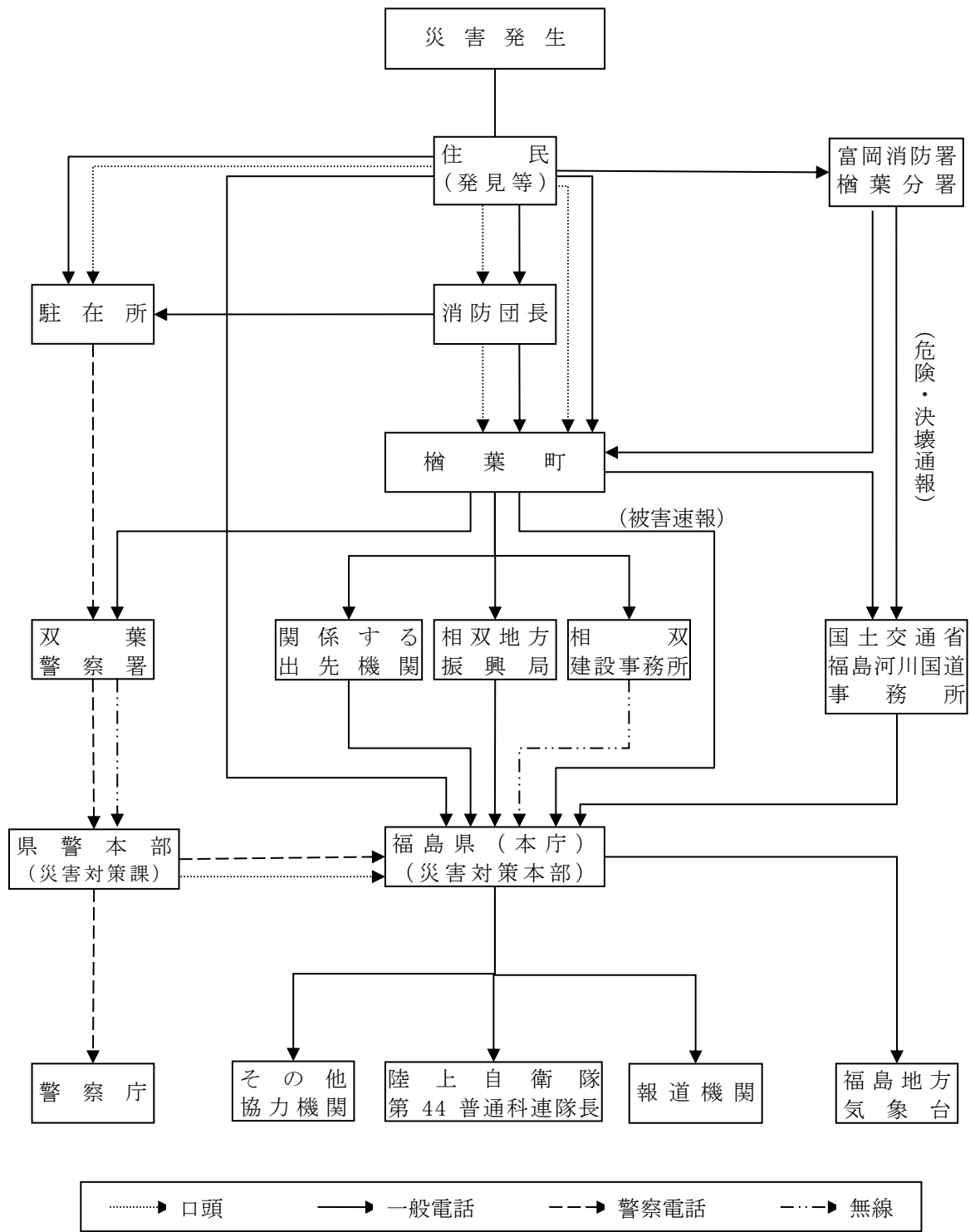
消防団は、消火活動、救出活動を行うとともに、可能な限り被害情報収集を行い、電話、無線等を用いて災害対策本部へ連絡する。連絡手段が途絶されているときには、消防団の連絡員を災害対策本部へ直接派遣し、情報の伝達を行う。

3 自主防災組織による情報収集

自主防災組織は、災害発生直後、初期消火、救出等の自主防災活動を行うとともに、倒壊家屋件数、出火件数、二次災害危険箇所等の情報を収集する。

収集した情報は、災害対策本部との連絡手段が確保できる場合、情報を直接災害対策本部へ連絡する。連絡手段が途絶されているときには、自主防災組織の連絡員を災害対策本部へ直接派遣し、情報の伝達を行う。

【災害収集伝達の流れ】



第5 被害状況の報告

1 被害調査報告の取りまとめ

情報・広報班は、第1報として、職員、自主防災組織員、消防団等により収集された災害情報を集約する。その後、各班により、組織的に調査された被害状況を随時取りまとめる。

- 【様式 2-2】 檜葉町被害調査票
- 【様式 2-3】 一般被害関係被害状況報告書
- 【様式 2-4】 公衆衛生関係被害状況報告書
- 【様式 2-5】 農林水産関係被害状況報告書
- 【様式 2-6】 商工関係被害状況報告書
- 【様式 2-7】 土木関係被害状況報告書
- 【様式 2-8】 教育関係被害状況報告書
- 【様式 2-9】 その他被害状況報告書
- 【様式 2-10】 世帯構成員別被害者状況調

2 県への被害状況報告

情報・広報班は、取りまとめた被害状況を、県災害対策地方本部（相双地方振興局）、県現地災害対策本部に報告する。町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとされている。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（総務省消防庁）へ報告するものとする。また、県は、人的被害の数につ

いて広報を行う場合には、町等と連携しながら適切に行うものとする。

県への報告に当たっては、福島県総合情報通信ネットワークを通じて「防災事務連絡システム」により行うことを基本とする。被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告する。

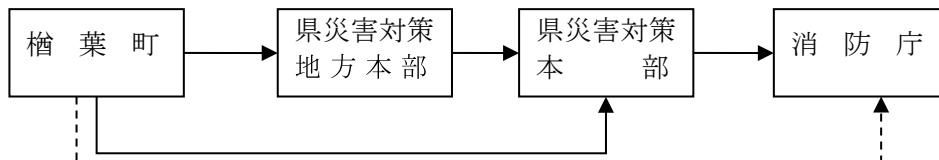
報告にあたっては、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況、その他について簡潔に記入する。人的被害、住家被害、非住家被害、田畑被害、その他の被害、被害金額については、「被害の分類認定基準」により、重傷者、軽傷者の別が判断できない場合は、とりあえず負傷者とし、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたものだけとする。

県及び町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

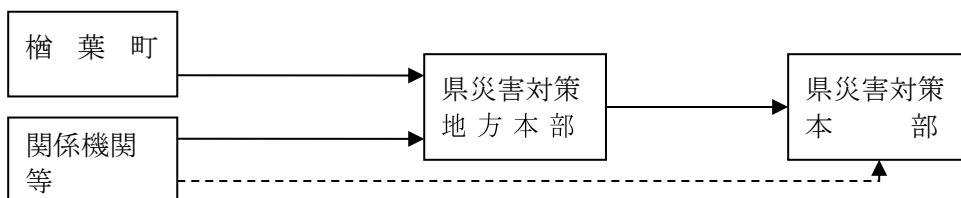
3 現地の状況確認

県は、町長と直接連絡を行うホットライン方式による情報収集を行う仕組みを定め、大規模な災害により地方振興局が被災し、各市町村からの被害情報の収集が困難となった場合の情報を補完するため、ホットライン方式を用いて災害発生直後の情報収集を行う。

【報告の系統】



【被害区分別の報告系統】



【該当する関係機関等】

被害区分	該当する関係機関等
人的被害、建物被害等	消防本部
文教施設被害	
病院被害	病院、診療所
道路、橋梁被害	道路管理者等
河川災害、その他水害被害	河川管理者等
農林、畜産、森林被害	
砂防関係施設の被害等	
水道施設被害	水道事業者
下水道施設被害	

【被害発生時の報告先】

報告先の優先順位 (被害情報収集システムが機能しない場合)		
①県災害対策地方本部 直通電話 0244-26-1144 夜間電話 0244-26-1111 FAX 0244-26-1120 防災電話 (衛星系)TN-810-700-721 (地上系)TN-811-700-721 防災 FAX (衛星系)TN-810-700-720 (地上系)TN-811-700-720	②県災害対策本部 直通 電話 024-521-7194 FAX 024-521-7920 防災電話 (衛星系)TN-810-201-2632, 2636 (地上系)TN-811-201-2632, 2636 防災 FAX (衛星系)TN-810-210-5523, 5524 (地上系)TN-811-210-5523, 5524	③消防庁震災等応急対策室 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 消防庁救急救助課 (救急・救助事故) 電話 03-5253-7529 FAX 03-5253-7539

【報告の種別・内容】

種 類	内 容
災害発生報告	災害の発生状況、被害の状況等を「人的・建物被害等報告」及び「公共施設等被害報告」により報告する。
被害中間報告	被害状況が、新たに判明した段階で、逐次報告するもので、先に報告した事項に変更があるときは、「人的・建物被害等報告」及び「公共施設等被害報告」により報告する。
被害確定報告	被害の程度が最終的に判明した場合、「確定報告」により報告する。
避難状況・救護所開設状況報告	避難所の開設及び救護所の開設を行った場合、「避難状況・救護所開設状況報告」により報告する。

【資料 5-6】 被害の分類認定基準

【様式 2-2】 檜葉町被害調査票

第6 被害状況の記録

被害状況の写真等は、被害状況確認、記録保存のため、非常に重要である。そのため、情報・広報班は、災害全般にわたり記録写真等を撮影し、災害応急対策等に活用するとともに、報道機関、一般住民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録の収集確保に努める。災害対策本部においては、本部員会議をはじめ災害対応にかかる意思決定の過程について、議事録の作成など記録を徹底するとともに、各種文書についても、平常時に準じた文書管理を行うこととする。

また、各班においても記録担当をおき、災害記録の収集確保に努める。

第6節 災害広報活動

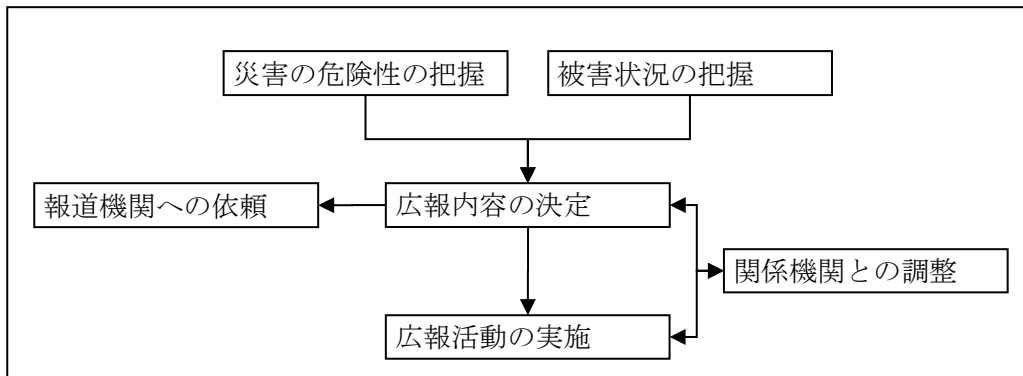
【情報・広報班, 住民・保健班】

● 留意点

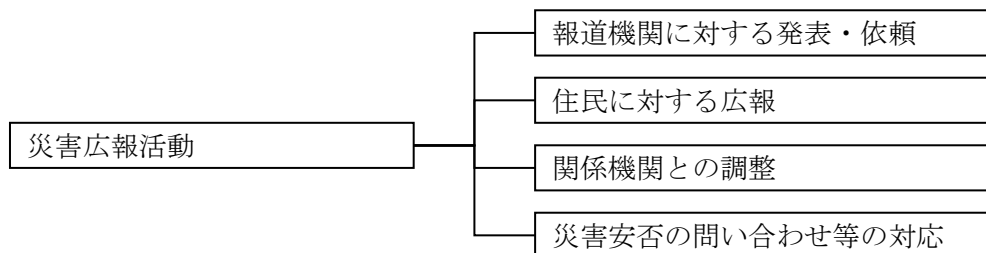
人命の安全と社会秩序の維持を図るため、被害状況、その他災害情報を迅速かつ的確に周知する。広報活動においては、報道機関と連携を図るとともに、被災者が知りたい情報を明確に伝え、人心の安定に努める。

- ・ 必要な時期に適切な広報を行うこと。
- ・ 報道機関に対しては、場所、時間、広報者を明確にすること。
- ・ 住民に対する広報は、わかりやすく、正確、短い文章で行うこと。
- ・ 要配慮者への生活支援・救援情報を適切かつ正確に伝えること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 報道機関に対する発表・依頼

情報・広報班は、災害の種別、発生の場所、日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難の勧告・指示等の情報を取りまとめ、報道機関に発表する。また、必要に応じて、文字放送、外国語による放送等、要配慮者に留意した情報の提

供を依頼する。この際、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行う。

第2 住民に対する広報

災害発生前の広報は、予想される災害の規模、動向、被害の防止等に必要な注意事項を報道機関に依頼するとともに、広報車やLアラート等により広報活動を行う。災害発生後の広報は、被害の程度、避難の勧告・指示、応急措置の状況等について、要配慮者をはじめとするすべての人に確実に行き渡るように広報する。

町で行う広報は、情報・広報班が、広報車、防災行政無線、チラシ、自主防災組織等を活用し行う。また、報道機関等に対しては、災害情報共有システム（Lアラート）を通じて情報発信する。

【広報活動の流れ】

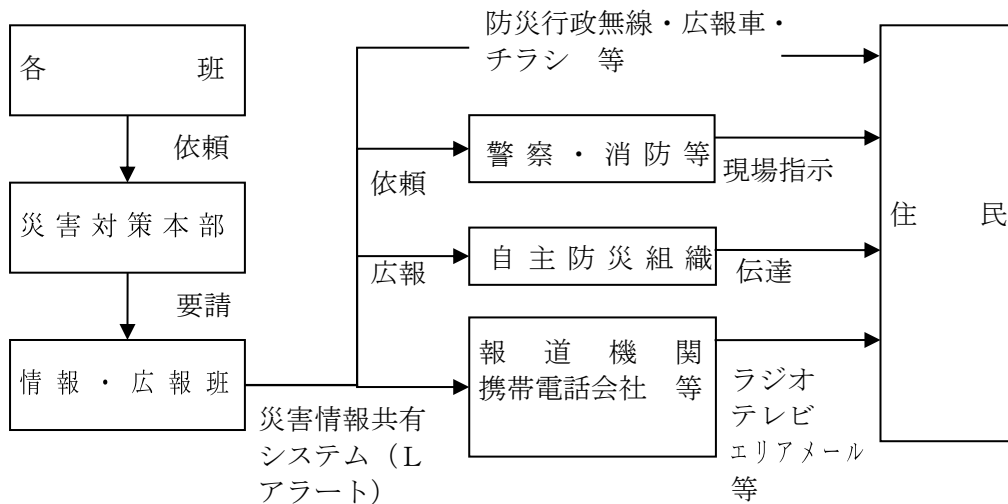


表 主な広報内容

災害・状況	広報内容
地震時・火災時	<ul style="list-style-type: none"> 地震情報、余震情報 被害の状況 火災発生の状況 交通の状況
台風・水害時	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報 被害の状況 交通の状況
避難時・救護時	<ul style="list-style-type: none"> 避難通報、避難時の注意事項

	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示、誘導 ・救護対策の周知 ・防疫、保健衛生に関する注意
--	---

第3 関係機関との調整

情報・広報班は、広報を実施した場合、直ちに関係する防災関係機関にその旨を通知する。また、各防災関係機関は、独自に広報を実施した場合、広報を実施した日時、広報の目的、広報内容の概要を町災害対策本部へ通知する。

第4 災害安否の問い合わせ等の対応

1 安否の問合せ対応

災害問い合わせについては、住民・保健班の中からあらかじめ決められた担当者があたる。

災害時においては、町以外からの各種災害問い合わせ電話が殺到するおそれがあり、担当者は次のとおりに対応するものとする。

【災害安否問い合わせ対応要領】

- ・電話受付部門は、防災関係機関からの情報と住民等からの問い合わせとを的確に仕分けする。
- ・電話の殺到による初動通信活動への支障が起らないようにするために、各種問い合わせに対する対応電話を決め、その電話で集中対応する。
- ・電話の通信量が増加しても、決められた担当者の数で行い、各初動活動の遅れにつながらないように配慮する。
- ・通信事業者が提供する災害用伝言板の活用を周知する。
- ・学校、入所施設等で安否が確認できた場合には、テレビ、ラジオなどに、全員が無事であることの放送を依頼する。

なお、自主的に町外に避難した場合には、役場に連絡をするよう、呼びかける。遠隔地に避難した町民の所在を把握するためには、マスコミを通じて連絡を呼びかけることも有効である。

2 照会による安否情報の提供

県又は町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災

者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

1) 安否情報照会に必要な要件

- ① 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- ② 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ③ 照会をする理由
- ④ ①に係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

2) 提供する安否情報

- ① 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- ② 被災者の親族（①以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
- ③ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

3 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

県又は町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

第7節 消防活動

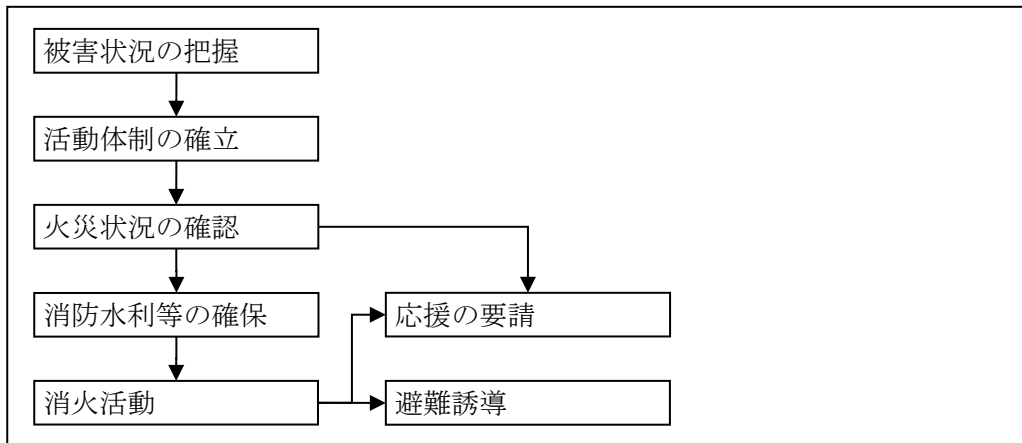
【本部班，消防団，消防本部】

● 留意点

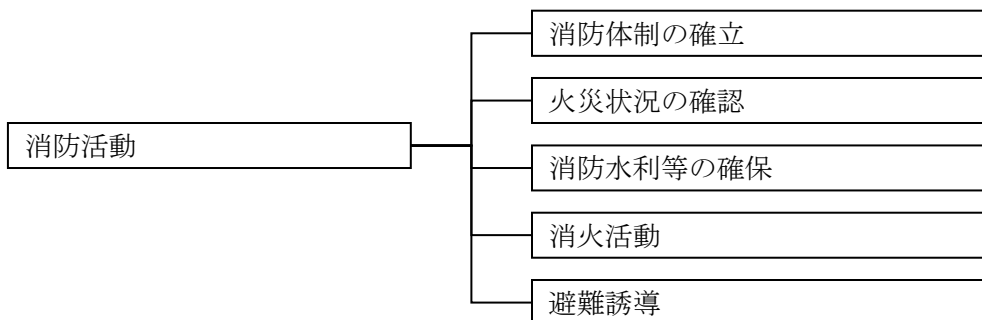
消防団、消防本部は、町民の生命、財産を保護するため、迅速に消防活動体制を確立し、消防活動を行う。大規模な災害により、消防力を上回る火災が発生した場合は、速やかに広域応援を要請する。

- ・多数の地域に火災が発生した場合、人命救助を最優先とした上で優先順位を勘案し消火にあたること。
- ・町、県、関係機関との連携を図り消火にあたること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 消防体制の確立

消防団長は、町本部長から消防団の出動命令を受けた場合、直ちに団員を被害規模に応じて動員する。ただし、震度5強以上の地震が発生した場合、これに準ずる

災害が予想される場合、自己の判断により、消防団本部員は消防団本部へ参集し、各分団員は所属する分団詰所に参集する。

各団員は、参集途上において、可能な限りの被害情報を収集し、参集状況及び被害状況を指揮者に、指揮者は団長に、団長は災害対策本部に報告する。

また、本部班は、利用できる通信手段により、消防本部との連絡体制を確立する。

第2 火災状況の確認

消防団は、速やかに火災発生状況、被害状況を把握し、人命救助を最優先とした上で優先順位等を勘案し、どのように対応するか決定する。本部班、消防団、消防本部は、被害情報について随時連絡をとり、適切な対応を行う。

第3 消防水利等の確保

消防水利は、消火栓、防火水槽を基本とするが、災害により、消火栓、防火水槽の破損により支障が生じた場合は、学校等のプール、水路の水、井戸水などを活用し消防水利を確保する。

【資料 6-3】消防水利

第4 消火活動

消防団、消防本部は、その全機能をあげて消火にあたる。大規模な火災、多数で火災が発生した場合等、消防団、消防本部の消防力での対応が困難な場合は、消防相互応援協定に基づき、町長又は消防団長が応援要請を行う。また、自らの町の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事（災害対策本部総括班）に連絡し、応援を要請する。

【資料 4-3】消防相互応援協定書（6町2村）

【資料 4-4】消防相互応援協定書（いわき市）

第5 避難誘導

消防団、消防本部は、延焼火災等により住民の避難の必要性が生じた場合、住民

に伝達するとともに、町職員、自主防災組織等と連携をとりながら、火勢の状況等正しい情報に基づき、安全な場所に避難誘導する。

第8節 救出・救助及び災害の拡大防止と二次災害の防止活動

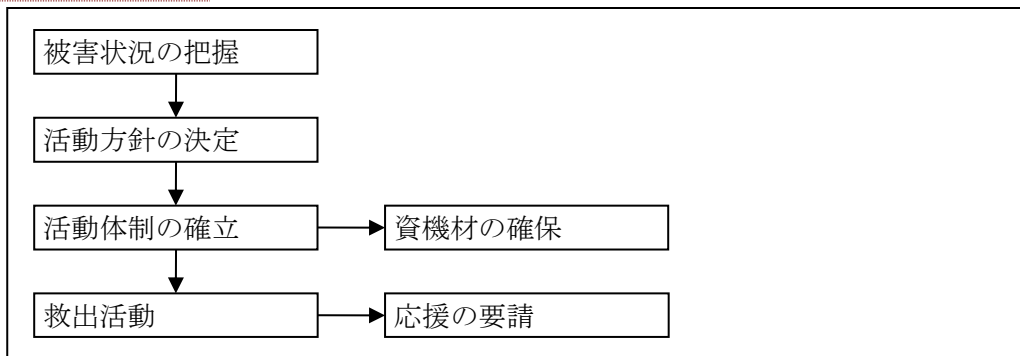
【本部班，情報・広報班，建設班，消防団，自主防災組織】

● 留意点

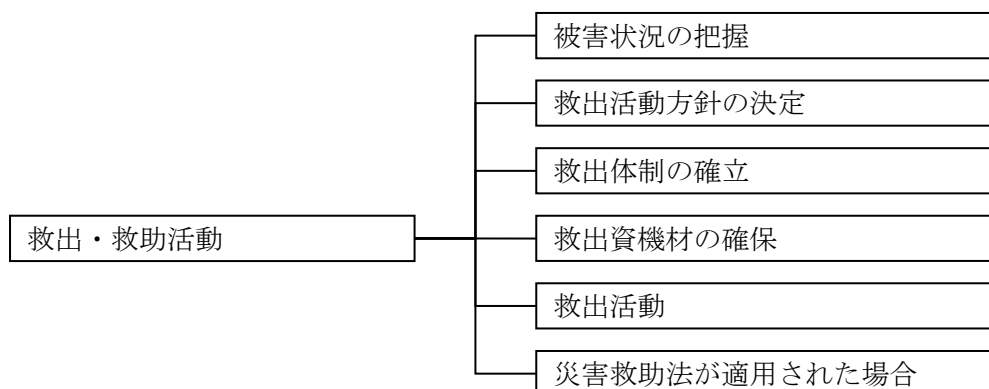
大規模な災害が発生した場合、建築物等の倒壊、落下物等により、下敷きや生き埋め等の被害が多数発生することが予想される。発災当初の72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、これらに対処するため、救出活動体制を確立し、迅速かつ的確な救出活動にあたる。

- ・救出にあたる人員を迅速に確保すること。
- ・事業所等と連携し、重機等の救出機具を調達すること。
- ・自主防災組織は、積極的に初期救出活動を行うこと。

● 活動の流れ



● 活動



第1 被害状況の把握

災害発生後、各班員は、地域の被害状況を速やかに災害対策本部へ報告する。本部班、情報・広報班は、速やかに被害状況、要救出現場等に関する状況を取りまとめる。

第2 救出活動方針の決定

大規模な災害が発生した場合、多数の要救出現場が発生する可能性がある。少しでも多くの住民を救出するため、本部班は、関係機関と連携し、被害の状況、火災の状況、人員、救出資機材の確保状況等をふまえ、救出活動の方針を決定し、円滑な救出活動に努める。

第3 救出体制の確立

本部班は、消防団員、自主防災組織、住民等により救出隊を結成する。ただし、消防団が消火活動に全消防力を投入し、消防団員が確保できない場合、自主防災組織と連携して救出隊を結成する。

本部班は、大規模な災害により緊急に救出を要する事態が多数あり、救出隊において救出が困難と認められる場合、消防本部、警察署、県、自衛隊等の広域応援を要請する。

【資料 4-5】自衛隊派遣要請先

第4 救出資機材の確保

救出にあたっては、防災倉庫等に備蓄している資機材を活用するとともに、建設班が、土木建設業者に連絡し、救出活動に必要な重機、資機材を調達する。

【資料 7-1】檜葉町防災倉庫

【資料 7-2】檜葉町防災倉庫備蓄品

【資料 11-8】檜葉町内土木建設業者

【様式 4-1】救出車両、舟艇その他機械器具調達先報告書

【様式 4-3】被災者救出用機械器具燃料受払簿

第5 救出活動

町における救出活動は、救出隊を中心に行う。建設班は、土木建設業者を的確に

指示し、重機等による円滑な救出活動を行う。

救出活動を実施するうえで、二次災害に十分注意し、特殊救助技術を要する場合、消防救助隊、自衛隊等の派遣を要請する。

また、大規模な被害により、複数の組織、機関が同一現場で救出にあたる場合、本部班は、現場指揮者を選任し円滑な救助活動を行う。

【様式 4-2】被災者救出状況記録及び修繕簿

【様式 4-4】救護班編成及び活動記録

第6 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

町は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

町は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、国〔環境省〕、県、町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第7 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の救出活動に関する費用の範囲は、原則として次のとおりである。また、期間は、災害発生の日から3日以内とするが、県が内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

表 費用の範囲

種別	名目
借上費	舟艇、その他救出のために必要な機械、器具の借上費で直接使用したもの。
修繕費	救出のために使用した機械器具の修繕費。
燃料費	機械器具等を使用する場合に必要な燃料費、照明用の灯油代、採暖用燃料費。

【資料 16-2】 災害救助法適用基準

【資料 16-4】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償

【様式 4-1】 救出車両、舟艇その他機械器具調達先報告書

【様式 4-2】 被災者救出状況記録及び修繕簿

【様式 4-3】 被災者救出用機械器具燃料受払簿

【様式 4-4】 救護班編成及び活動記録

第9節 医療・救護活動

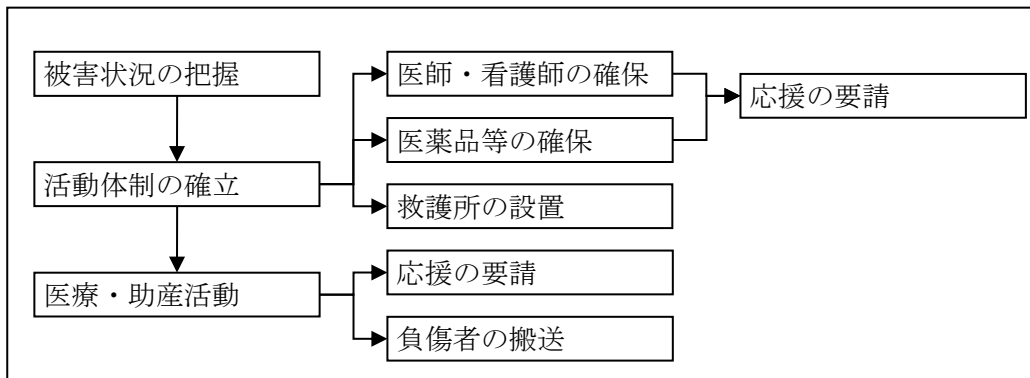
【住民・保健班，教育班，情報・広報班，本部班，医師会】

● 留意点

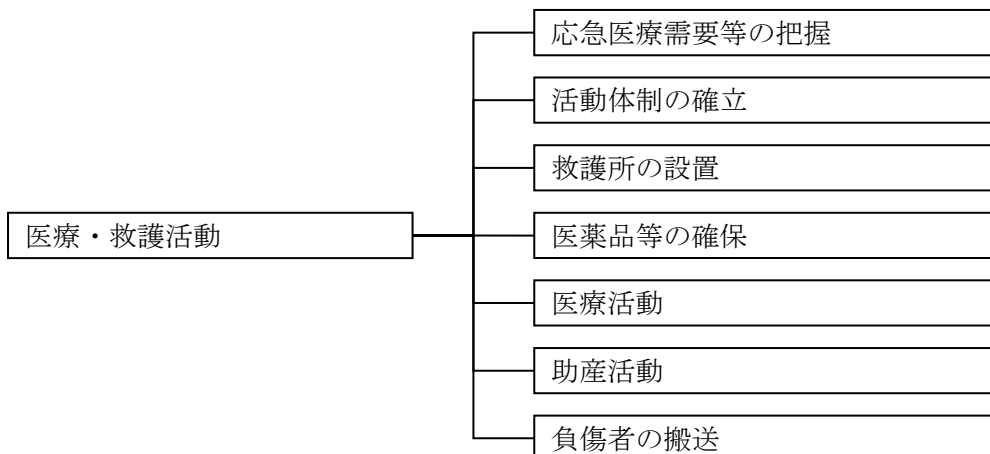
災害により医療機関の機能が停止・不足・混乱したため、住民が適切な医療・助産を受けられなくなった場合、応急的に医療又は助産を実施する。また、人工透析を受けているなど、重篤な病状の患者に係る情報収集を実施し、対処にあたる。

- ・ 関係機関と連携し、迅速に活動体制を確立すること。
- ・ 医療に関する広報を明確に行うこと。
- ・ 被災状況等を勘案し、適時、適切な場所に医療救護所を設置、運営すること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 応急医療需要等の把握

大規模な災害が発生した場合、多数の医療需要が発生するため、住民・保健班は、医療を必要とする状態にある概ねの人数、負傷状況等を迅速に把握する。また、町内の医療機関の被害状況、医療可能病院を把握する。

【資料 7-3】 檜葉町内医療機関

【様式 4-5】 診療所医療実施状況

第2 活動体制の確立

災害時の医療活動は、「福島県災害医療行動計画（令和3年3月）」に基づき、被災状況に応じて速やかに医療救護班を編成し、活動体制を確立する。

第3 救護所の設置

住民・保健班は、必要に応じて、指定緊急避難場所等に救護所を設置し、医療活動の円滑化に努める。負傷者数の状況、医療救護班の状況によっては、指定避難所に救護所を設置する。

救護所の設置にあたっては、住民・保健班、教育班等の避難所の責任者、町内医療機関、医師会、医療救護班等の医療関係者と連携のもと行い、救護所を設置した旨を情報・広報班、本部班と連携し関係機関、各班、住民に伝達する。

また、救護所を設置する施設において災害時の安全性に問題がないかどうか、日頃から定期的に点検を実施し、問題がある場合は、補強等の必要な措置を行う。特に要配慮者に配慮し、障がい者用トイレやスロープ、簡易手すりの設置などバリアフリー化を図る。

【資料 8-1】 避難施設

第4 医薬品等の確保

医療、助産活動に必要な医薬品及び衛生材料は、各病院に備蓄のものを使用し、不足する場合、住民・保健班、町内医療機関、医師会、医療救護班は、町内医薬品取扱業者から調達するとともに県へ要請する。血液の確保については、県内の赤十字血液センターとの連携により確保する。

【資料 7-5】 檜葉町内医薬品取扱業者

第5 医療活動

応急医療活動は、おおむね次の要領のとおり行う。医療の実施にあたっては、在宅の高齢者、透析が必要な患者、乳幼児等の要配慮者に十分配慮し実施する。

表 医療活動要領

対象者	医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者
医療の範囲	診療、治療、処置、手術、看護、薬剤等の支給
医療のために支出できる費用 (患者の移送費は別途計上)	(医療救護班による場合) 治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 (病院、診療所による場合) 国民健康保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料金の額以内
期間	災害発生の日から14日以内(ただし県(内閣総理大臣)の承認を得て延長することができる。)

【様式4-5】診療所医療実施状況

第6 助産活動

応急助産活動はおおむね次の要領のとおり行う。

表 助産活動要領

対象者	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者
助産の範囲	分べんの介助、分べん前及び分べん後の処置、脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
助産のために支出できる費用	(医療救護班等による場合)使用した衛生材料等の実費 (助産婦による場合)慣行料金の2割引以内の額
期間	分べんした日から7日以内

【様式4-6】助産台帳

第7 負傷者の搬送

住民・保健班、医療機関、医師会、医療救護班は、町内で対応できない負傷者を県等との連携により、町外、県外の受け入れ可能な病院に搬送する。搬送は、原則

として、救急車をはじめとする自動車により行うが、必要に応じて、ヘリコプターによる搬送等、最善の方法により搬送する。

【資料 7-4】 災害医療拠点病院

第10節 避難活動

【本部班，情報・広報班，住民・保健班，教育班，環境班，消防団，
自主防災組織】

● 留意点

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自らの命を自ら守るための行動」である。

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行なわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

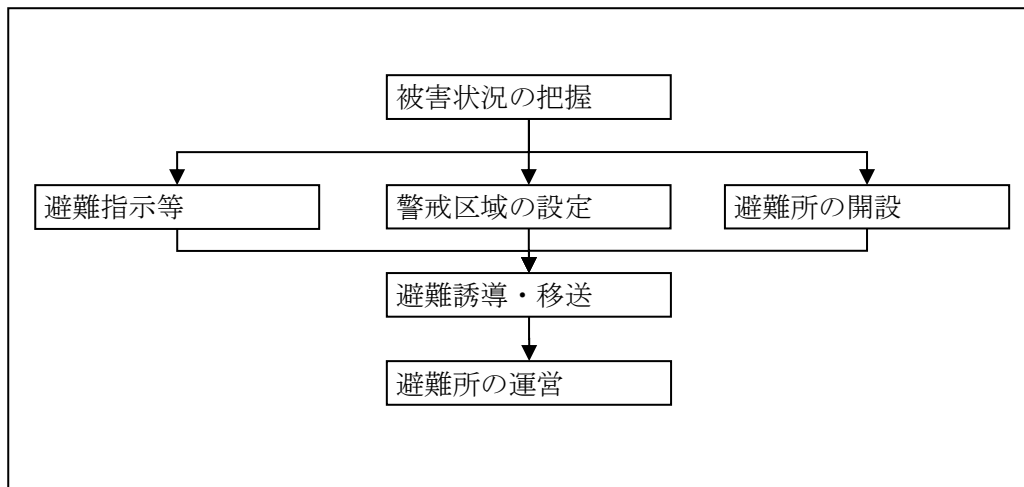
こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

- ・避難指示を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。
- ・災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所（兼指定避難所）や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所（兼指定避難所）等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。
- ・避難指示等については、避難指示等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、日中の明るい時間帯に高齢者等避難等の発令に努める。
- ・災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所（兼指定避難所）を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。
- ・危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位なども踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する5段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行

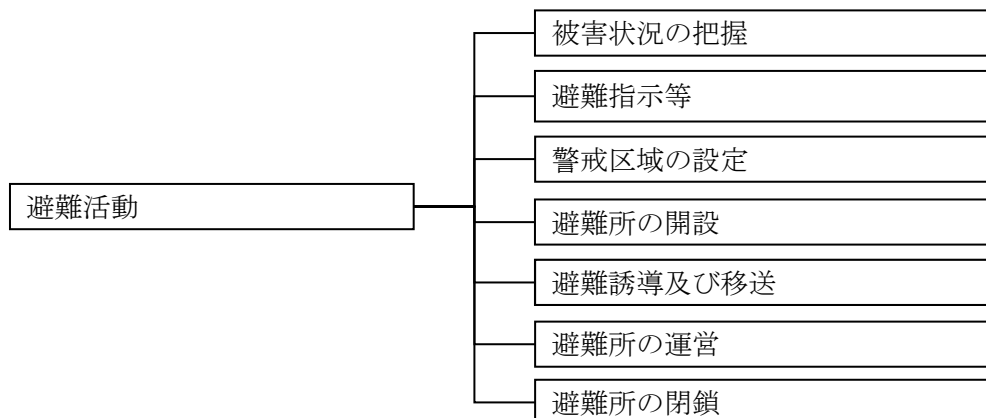
動の喚起に努める。

- ・ 県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期について助言するものとする。また、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言するものとする。
- ・ 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

● 活動の流れ



● 活動



第1 被害状況の把握

災害が発生した場合、又は災害が発生する危険性がある場合、住民を避難すべきかどうか判断するため、本部班、情報・広報班は、災害に関する情報、被害の状況を把握する。また、避難所及び周辺の火災、建物の倒壊等に対する安全性についても確認する。

第2 避難指示等

町長等は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）を発令する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、町長は必要な地域の必要な居住者等に対して、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1 避難の実施機関

町長は、住民の安全のために必要と判断した場合、高齢者等避難及び避難指示、緊急安全確保の発令を行う。避難指示等にあたっては、関係機関と相互に緊密な連絡をとりながら行う。避難指示等の実施責任者、区分は、次のとおりである。

【避難指示等発令の意思決定者の順位】



【高齢者等避難、避難指示の実施責任者】

<高齢者等避難（警戒レベル3情報）>

実施責任者	災害の種類	措置	実施の基準
町長	災害全般	高齢者等は、危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。

<避難指示等（警戒レベル4情報）>

実施責任者	災害の種類	措置	実施の基準
町長 (災対法 第60条)	災害全般	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、特に必要があると認められるとき。
知事 (災対法 第60条)	災害全般	立退き及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	災害の発生により、町がその全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合。
知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	地すべり	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	洪水・高潮	立退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
警察官 (災対法 第61条)	災害全般	立退き及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	町長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができない場合。 町長から要求があった場合。
警察官 (警察官職務執行法第4条)	災害全般	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
海上保安官 (災対法 第61条)	災害全般	立退き及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	町長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができない場合。 町長から要求があった場合。
自衛官 (自衛隊法 第94条)	災害全般	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

<緊急安全確保（警戒レベル5情報）>

実施責任者	災害の種類	措置	実施の基準
町長	災害全般	高所への移動、近傍の堅固な建物への待避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切

迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、災害の性質や発災時の状況によっては、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認められる場合は、近隣の安全な場所への移動、「屋内安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

町は、避難指示等について、避難情報の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、暗くなる前の高齢者等避難の発令等を検討する。

2 避難指示等の要否を検討すべき情報

避難指示等の要否を検討すべき情報としては、次のようなものがある。

ア 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報・警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に福島県気象情報、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値がある。

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、国、県からの土砂災害緊急情報及び大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるか等、すでに実施済みの措置の内容を再点検し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等のさらなる措置を検討する必要がある。

ウ 高潮

高潮に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、台風情報、高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報がある。

エ 竜巻

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（浜通りなど）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

オ その他

町で定める基準に達したとき。

なお、町は、避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行うこととされている。この際、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとされている。

また、県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

さらに県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとされている。

各災害に関する避難指示等を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおりである。

- ・水 害：福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、建設事務所等）
- ・土砂災害：福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、建設事務所等）
- ・高潮災害：福島地方気象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、建設事務所等）
- ・津波災害：福島地方気象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、建設事務所等）

本町における避難指示等の判断基準は、次表に示すとおりである。

【資料 8-2】避難情報の判断基準

表 避難指示等の判断基準

《洪水》

区分	判断基準	対象区域
高齢者等避難 警戒レベル3	<p>次のア～ウのいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。</p> <p>ア 木戸川木戸水位観測所の水位が2.3m（水防団待機水位等）に到達し、さらに、木戸川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒（赤）」となり、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>イ 井出川井出川橋の水位が－2.21m（観測開始水位）に到達し、かつ、井出川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒（赤）」となり、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>ウ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>エ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>次の①～③のいずれかに該当する場合。</p> <p>①大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 （判断材料） ・降水短時間予報（6時間先までの各1時間雨量） ・福島県気象情報（予想される24時間雨量）</p> <p>②判断する時点（夕刻）の福島県気象情報、降水短時間予報で、上流にさらに1時間降水量50mm以上の降雨が予想される場合</p> <p>③降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p>	<p>■木戸川</p> <p>○浸水</p> <p>①北田（金堂地・大道下・権現下・寺脇・堂後）</p> <p>②前原（岡崎・作助・付念田）</p> <p>③大谷（黒石・五味作）</p> <p>④上小埞（夫太郎、中川原、大師作、袖山川原）</p> <p>⑤下小埞（清水）</p> <p>■金剛川</p> <p>○急流</p> <p>①上小埞（小山、中川原）</p> <p>②下小埞（縦ノ木下）</p> <p>○浸水</p> <p>上小埞（中川原）</p> <p>■山田川</p> <p>○浸水</p> <p>山田岡（南作）</p> <p>■井出川</p> <p>○急流</p> <p>井出（立石）</p>
避難指示 警戒レベル4	<p>次のア～オのいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。</p> <p>ア 木戸川木戸水位観測所の水位が3.4m（氾濫注意水位）に到達し、かつ、木戸川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「非常に危険（うす紫）」となり引き続き水位上昇のおそれがある場合</p>	

	<p>イ 井出川井出川橋の水位が－1.71m (危険水位) に到達し、かつ、井出川の洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) が「非常に危険 (うす紫) 」となり引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>注1) 山間部等の流れの速い河川沿いの家屋、堤防を越えた氾濫水によって流失のおそれがある家屋や最上階の床の高さまで浸水する家屋等、自宅にとどまることで命に危険が及ぶおそれがある住民等は速やかに立退き避難を行う。</p> <p>注2) 氾濫しても床下にとどまる等、命に危険を及ぼさない小河川沿いの住民等は、各自の判断で屋内安全確保 (屋内の高いところや場合によっては屋上への移動) も含めた避難行動をとる。</p> <p>注3) 令和4年度中に、危険度分布の「うす紫」「濃い紫」が、「紫」に統一され、新たに「黒」警戒レベル5相当が新設されることとなっており、その際には、発令基準の見直しが必要である。</p> <p>ウ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>エ 木戸ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「計画規模を超える洪水時の操作に関する情報」 (3時間前にFAXで通知) ・「計画規模を超える洪水時の操作に関する事前通知」 (1時間前にFAXで通知) <p>オ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)</p> <p>①～②のいずれかに該当する場合に、発令するものとする。</p> <p>①判断する時点 (夕刻) で、木戸川木戸水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、福島県気象情報、降水短時間予報で、上流にさらに50mm以上の降雨が予想される場合 (判断材料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降水短時間予報 (6時間先までの各1時間雨量) ・流域雨量指数の6時間先までの予測値 ・福島県気象情報 (予想される24時間雨量) <p>②木戸水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風</p>	<p>○浸水 井出 (本釜)</p>
--	--	------------------------

	<p>が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p> <p>カ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>【注】</p> <p>(発令基準について) 夜間・未明であっても、発令基準例ア～ウに該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>(発令基準オについて) 前線や台風等により、夜間・未明に警戒レベル4 避難指示を発令するような状況（発令基準例ア～イに該当する場合等）が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4 避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例ア～イに該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>(発令基準カについて) 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となる（発令基準例1～2に該当する場合等）ような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、警戒レベル4 避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。</p>	
<p>緊急安全確保 警戒レベル5</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のア～カのいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>ア 木戸川の木戸水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である8.1mに到達した場合</p> <p>イ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p>	

	<p>ウ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>エ 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合</p> <p>オ 木戸ダムより計画規模を超える洪水時の操作開始の通知があった場合</p> <p>カ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p> <p>【注】 発令基準例ア～オを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準力の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	
解除	<p>河川の水位がピークを過ぎ、氾濫注意水位を下回り、洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合。</p>	

《土砂災害》

区分	判断基準	対象区域
<p>高齢者等避難 警戒レベル3</p>	<p>次のア～エのいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。</p> <p>ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」となった場合</p> <p>イ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。</p> <p>ウ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p> <p>【注】</p>	<p>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等のある行政区。</p> <p>状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令する。</p>

	<p>(アの注) 大雨警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込む。</p>	
<p>避難指示 警戒レベル4</p>	<p>次のア～オのいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令する。</p> <p>ア 土砂災害警戒情報が発表された場合 イ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「非常に危険(うす紫)」となった場合 ウ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) エ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) オ 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合</p> <p>【注】</p> <p>(全体の注) 夜間・未明であっても、発令基準例ア～イ又はオに該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>(全体の注) 山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに避難情報の判断を行うことも必要である。</p> <p>(アの注) 土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込む。</p>	
<p>緊急安全確保 警戒レベル5</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のア～イのいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>(災害が切迫)</p> <p>ア 大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合 (災害発生を確認)</p>	

	<p>イ 土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>【注】</p> <p>(アの注) 大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと。発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「極めて危険(濃い紫)」(実況で土砂災害警戒情報の基準に到達)のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、「対象区域」にて発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>(イの注) 発令基準例アを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準イの災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	
解除	<p>土砂災害警戒情報が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。</p> <p>一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認(崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など)等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、町は国・都道府県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。</p>	

《高潮》

区分	判断基準	対象区域
高齢者等避難 警戒レベル3	<p>次のア～エのいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。</p> <p>ア 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合(数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表)</p> <p>イ 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている、又は台風が町に接近することが見込まれる場合</p>	<p>波倉地区 下井出地区 北田地区 前原地区 山田浜地区 岩沢海水浴場</p>

	<p>ウ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>エ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、福島県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>	
<p>避難指示 警戒レベル4</p>	<p>基本的には、台風等の暴風域に入る前に避難指示が発令されていることを前提とする。</p> <p>次のア～イのいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。</p> <p>ア 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合</p> <p>イ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）</p>	
<p>緊急安全確保 警戒レベル5</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のア～カのいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>（災害が切迫）</p> <p>ア 水門、陸閘等の異常が確認された場合</p> <p>イ 潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合</p> <p>※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>ウ 海岸堤防等が倒壊した場合</p> <p>エ 異常な越波・越流が発生した場合</p> <p>※発令基準例ア～イを理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基</p>	

	<p>準ウ～エの災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	
解除	<p>当該地域の高潮警報が解除された段階を基本として解除するものとする。</p> <p>浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。</p>	

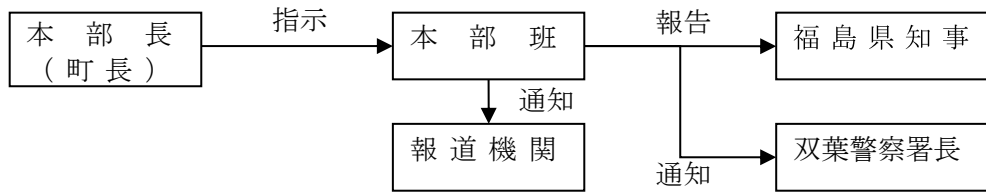
《津波》

区分	判断基準	対象区域
避難指示	<p>ア～イのいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。</p> <p>ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表（ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。）</p> <p>イ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p>	<p>①津波注意報の発表時 岩沢海水浴場</p> <p>②津波警報・大津波警報の発表時 波倉地区 下井出地区 北田地区 前原地区 山田浜地区 岩沢海水浴場</p>
遠地地震の場合の避難情報	<p>我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。</p>	
解除	<p>当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。</p>	

3 避難指示等の報告

本部長は、避難のための立退きを指示した場合、次により速やかに必要事項を県知事及び警察署長に通知する。なお、警察官、自衛官が単独で警告及び避難等の措置を行ったときは、直ちにその旨の報告を受けるものとする。

図 避難に関する報告・通知の流れ



【様式 3-1】避難命令及び状況報告書

4 避難指示等の解除

町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

土砂災害に関する避難指示等解除に関しては、必要に応じて県に助言を求める。

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域と避難指示等の相違

避難指示が、対人的にとられて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。警戒区域の設定は、災害がより急迫している場合に設定されるため、避難指示に罰則規定がないのとは異なり、禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科される。

2 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域からの退去を命ずる。警察官、自衛官が単独で警告及び避難等の措置を行ったとき、又は、警戒区域を設定したときは、直ちにその旨の報告を受けるものとする。なお、警戒区域の設定権者区分、警戒区域設定の時期と範囲等は次のとおりである。

表 警戒区域の設定権者区分

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき。	災対法第 63 条
警察官	災害全般	同上の場合において、町長もしくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災対法第 63 条、警察官職務執行法第 4 条、消防法第 28 条及び第 23 条の 2
海上保安官	災害全般	同上の場合において、町長もしくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災対法第 63 条
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられ、同上の場合において警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。	災対法第 63 条（上記の者が現場にいない場合に限る）
消防吏員 又は 消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定する。	消防法第 28 条
水防管理者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。	水防法第 14 条
知事	災害全般	災害の発生により、市町村がその全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合。	災対法第 73 条

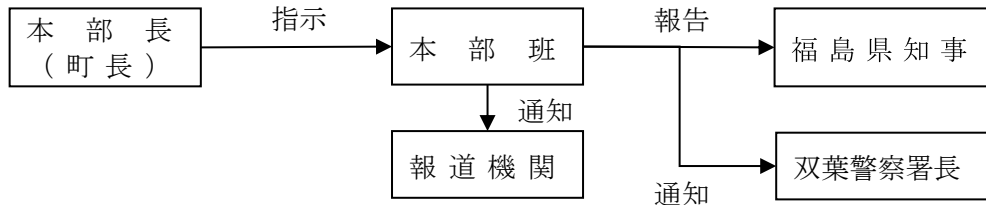
【警戒区域設定の時期と範囲等】

設定時期	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域設定は、災害がより急迫しており、人的、物的に大きな被害を招くことが予想される場合にとられる措置であるから、時期を失することのないよう迅速に実施する。 災害の種類によっては、円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
設定範囲	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定範囲は、災害現場の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。 警戒区域の設定は、住民等の行動を制限するものであるから不必要な範囲にまで設定することのないように留意する。 警戒区域の設定をいかなる範囲に設定するかは、高度の技術的知識、経験と慎重さが求められるものである。 警戒区域の設定は、これらの要因と迅速、かつ的確な実施が絶えず調和することに配慮して設定時期を失することのないよう措置しなければならない。
伝達方法	避難指示の伝達方法を準用する。

3 警戒区域設定の報告

警戒区域を設定したときは、避難指示と同様、速やかに必要事項を県知事、及び警察署長に通知する。

図 警戒区域設定に関する報告・通知の流れ



第4 避難所の開設

1 避難所の開設

町は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。このとき町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

町は、避難所を開設する場合には、次の点に留意する。

- ・あらかじめ施設の安全性を確認する。
- ・避難所となる施設においては、避難所としての開放範囲(避難スペース及びその他の必要スペース)について、あらかじめ施設管理者と協議し定めておく。
- ・指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- ・体育館等の大空間においては、避難の長期化が見込まれる場合には、地域の実情等も十分に踏まえながら、早急に仮設間仕切り等によりプライバシーの確保に努めるものとする。特に、学校の多目的室など、既に冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等については、要配慮者の避難場所にあてるなどの配慮をする。
- ・指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、避難者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、避難者の理解に努める。加えて、在宅医療患者

(医療的ケア児を含む)等で吸引・酸素吸入などの処置を必要とする者の避難に備え、医療機器等稼働のための電源を確保する。

避難所の開設は、避難所運営マニュアル等に従い、住民・保健班が担当する。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある、かつ施設管理者が避難所に在所するときには、施設管理者が実施する。

避難所を設置した場合は、原則として各避難所に町職員等を維持、管理のための責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行う。

【資料 8-1】避難施設

【様式 3-6】避難所開設用施設及び器物借用簿

2 避難所開設の報告、周知

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるものとする。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

【様式 3-5】避難所設置及び受入人員

3 避難所が不足する場合の措置

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

4 給水・給食施設

町は、一定期間が経過した段階において、避難者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進める。

また、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給

方法の確保に努めるとともに、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮する。

なお、一定期間が経過した段階においては、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに必要な水量が増加することから、水量が確保できるよう早期の水道施設の復旧を進める。

5 情報伝達施設

町は、避難者に対し、各種情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備が必要であり、被災地の状況把握のためのテレビ・ラジオはもとより、インターネットへ接続できるパソコン等に情報伝達手段を確保しておく。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段の確保に努める。

なお、発災時から、通信環境を確保するため、自家発電装置、非常用発電機及び衛星電話が設置されていることが望ましい。

6 トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、町は、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理するものとする。

トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいものとする。

また、衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法を周知するための手段についても、あらかじめ準備を行う。

7 ペット等の保護

町は、衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応する。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整する。

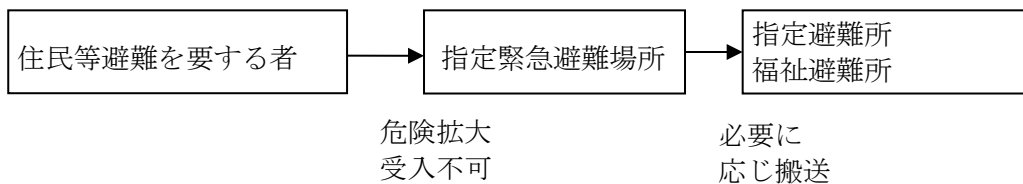
第5 避難誘導及び移送

1 住民の避難誘導

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものである。住民の避難誘導は、時間的に余裕がある場合は、消防団が町職員、警察官、自主防災組織等の協力により実施し、時間的に余裕がない場合は、災害現場において避難指示等の伝達を行った者、自主防災組織等が担当する。また、勤務時間外に大規模地震が発生した場合等、職員が避難誘導できない場合は、町民は自発的に、あらかじめ決められた指定緊急避難場所へ避難する。その後、安全が確認された後に、必要に応じて、指定緊急避難場所から指定避難所へ移動する。

なお、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

【指定緊急避難場所、指定避難所（福祉避難所含む）への避難順序】



【誘導方法、輸送方法】

- ・ 地域の実情に応じて安全な避難経路（2箇所以上が望ましい）を設定し、広報車等により伝達する。
- ・ 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- ・ 避難経路中に危険な箇所があるときは、明確な標示（なわ張り等）を行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- ・ 特に危険が認められたときは、他の安全な場所に誘導する。
- ・ 夜間には、可能な限り投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- ・ 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- ・ 被害地が広域で、大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、県に応援要請を行う。
- ・ 避難開始とともに、警察官、消防団員等による現場警戒区域を設立し、危険防止その他必要な警戒連絡を行う。
- ・ 避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できれば行政区等の単位

で行う。

【避難にあたっての注意事項】

- ・避難に際しては、火の元を確認し、電気のブレーカーを切って戸締りを完全に行う。
- ・できれば氏名票を携行する。(住所、氏名、生年月日、血液型を記入したもので、水にぬれてもよいもの)
- ・服装は長袖、長ズボンとし、ヘルメット、防災頭巾、帽子等で頭を保護する。
- ・避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品(現金、預金通帳、印鑑、有価証券)、下着類1組、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品(その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品)等を持参する。危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。
- ・自動車、オートバイは利用しない。
- ・隣近所の人と集団で指示された指定緊急避難場所に避難する。
- ・会社、工場等においては、危険物等の流出防止対策、電気、ガス等の保安措置を実施して避難する。

2 要配慮者の避難誘導・移送

町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、妊産婦、身体障がい者等の要配慮者のうち、避難時に支援を必要とする人(避難行動要支援者)については、優先的に避難誘導を行い、車両輸送やタンカ搬送等、個々の状況に応じた避難を行う。要配慮者の避難は避難支援等関係者が中心となって実施し、住民・保健班は、自主防災組織等との情報交換により、要配慮者の避難状況、どこの避難所に受入したかを把握する。なお、避難支援中における二次災害を防止するため、避難支援等関係者に対して、危険箇所や気象情報、被害発生状況等に関する情報の提供に努める。

要配慮者については、災害発生からの避難が落ちついた時点で、福祉避難所へ避難させる。要配慮者の中には、避難所生活を続けることが困難と判断される者もい

るため、医療機関をはじめとするそれぞれに適した場所への移送を運送事業者等の協力を得ながら行う。

3 学校・事業所等の避難誘導

学校、会社、事業所その他多数の人が集合する場所における避難等の措置は、その責任者、管理者等による自主統制を原則とする。ただし、学校等については、災害の規模態様により必要な職員を派遣し、管理者、責任者に協力して下校、帰宅及び安全な場所への避難誘導等必要な措置を講ずる。

第6 広域的な避難対策

1 県内市町村間の広域避難

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、町長は、県に受入先市町村との調整を要請する。

町は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県の協力を得て輸送手段を調達する。また開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

また、広域避難を受け入れる市町村は、避難所の開設や、町と協力した避難所運営を行う。

2 県外避難の調整

町からの要請により被災者を県外へ避難させる必要がある場合、県は、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受入先となる都道府県との調整スキームを整備するとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達などを支援する。

3 病院、社会福祉施設等の広域避難

病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、県は、関係団体と十分に連携して、病院、社会福祉施設等があらかじめ策定した広域避難計画に基づき、受入元と受入先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の実施にあたる。

4 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、町外への広

域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

第7 避難所の運営管理等

1 避難所における措置

避難所における町の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- ① 避難者の受入、避難者名簿の作成
- ② 避難者に対する給水、給食措置、清掃等（避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。）
- ③ 負傷者に対する医療救護措置
- ④ 避難者に対する生活必需物資の供給措置
- ⑤ 避難者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）、ファクシミリ、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図ること。）
- ⑥ 感染症対策
- ⑦ その他被災状況に応じた救援措置

なお、物資等については、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

また、町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。また、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。なお、県（健康衛生班）は、必要に応じて福島県獣医師会等へ協力を要請するものとする。

2 避難所の運営体制

避難所を設置した場合は、原則として各避難所に運営責任者を配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行う。その際、運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておく。また、災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮する。

運営責任者の役割は、以下のとおりとする。

- ① 避難所に避難した避難者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備すること。
- ② 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、町（災害対策本部）や近接する他の避難所と連絡をとること。
- ③ 避難所の運営にあたって、例えば次のような班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを置くこと。

【構成班の例】

班名	役割
調整班	各班の業務の調整
情報班	町との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保健班	避難者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難所内の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいがづくりのための交流の場の提供
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

- ④ 発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、避難所に滞在する避難者への周知に努めること。
- ⑤ 避難者名簿に基づき、常に避難者の状態やニーズを把握し、救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うため、町に連絡すること。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、町と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取ることが望ましい。

また、避難所の運営については以下のように取り組む。

- ①避難所には、町災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行う町職員を派遣する。
- ②住民・保健班は、避難所運営マニュアル等に従い、自主防災組織、社会福祉協議会、各ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て、避難所運営委員会を設置し、プライバシーの確保、避難者の要望に十分配慮しながら円滑に避難所を運営する。なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。
- ③避難所においては、避難者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、町や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。なお、住民による自主的な運営を進めるにあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないように配慮する。
- ④避難所における防火対策として、防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場所等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るとともに、火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示する。

また、避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についての意見を聞き、照明の増設など環境改善を行う。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、避難者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底する。避難所の治安・防犯等の観点からは、必要に応じて、警備員等の雇用も検討する。必要に応じて、警察本部は、(一社)福島県警備業協会に、県は、ALSOK福島株式会社とあらかじめ締結した協定に基づき、避難所の警戒活動業務を要請する。

避難所等において、避難者やその支援者が、性暴力やDV、ハラスメントの被害者及び加害者にならないよう、「暴力は許されない」という意識の普及・徹底を図る。
- ⑤避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難してないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、避難所の運営を行う。
- ⑥町及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、

拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

⑦町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

⑧町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

⑨町は、避難者への体調管理の呼びかけや、熱中症の予防・対処に関する普及啓発等に努める。

⑩町は、新型コロナウイルスを含む感染症対策のため、避難者間のスペース確保のほか、手洗いや手指の消毒、マスクの着用、非接触型体温計の配備等適切な対応を講じるよう努める。

3 避難者名簿の作成等

住民・保健班は、食料、生活物資の配布、町民からの問い合わせ等に円滑に対応するため、避難者名簿を作成する。作成した避難者名簿は、速やかに、災害対策本部へ提出する。避難者が都合で避難所を変更する場合、的確に避難者名簿の変更を行い、混乱のないように努める。

高齢者、乳幼児、傷病者、妊産婦、身体障がい者等の要配慮者については、福祉避難所や医療機関に円滑に移送する必要があるため、別に避難者名簿を作成する。

【様式 3-2】 避難受入者名簿

【様式 3-3】 避難所受入台帳

4 住民の避難先の情報把握

大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支

援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

5 食料・生活物資の配布

住民・保健班は、備蓄又は産業班が調達した食料・生活物資を自主防災組織、ボランティアの協力を得て、避難者に配布する。住民・保健班は、物品を受け入れた場合、物品の受払簿に記帳する。住民・保健班は、各避難所や要配慮者用拠点施設ごとに不足又は必要な食料や生活物資の供給を災害対策本部へ要請する。特に要配慮者が必要とする食料・生活物資に配慮する。

【様式 3-4】 避難所用物品受払簿

6 状況の報告・運営の記録

住民・保健班は、1日に1回定期的に災害対策本部へ状況を報告する。傷病者の発生等、異変があった場合は、その都度、災害対策本部へ報告する。また、避難所内での運営の状況については、避難日誌に記録する。

7 避難者への情報提供・周知

1) 災害情報の伝達

避難者が必要とする情報は、避難誘導段階、避難所設置段階、避難所生活段階、応急仮設住宅設置段階、応急仮設住宅生活段階など、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、避難者の必要性に即した情報を的確に提供する。

また、町から避難所や地域への情報提供ルートを確立する。一方で町の避難所の状況、被災者数、避難所内の問題等を町から県へ情報提供できるような体制を確立しておくことが望ましい。

2) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

災害発生から一定の時間が経過した段階においては、被災者支援制度に関する情報や、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、避難者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供する。

また、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することに努める。

3) 避難者に対する各種相談業務

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置する。その際、

女性の障がい者等が安心して相談できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切である。

また、そうして把握した避難者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から町へ、町でも対応できない場合は、県へと適切に伝えていく仕組みを構築する。

外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向けの相談体制について配慮することが望ましい。

8 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

避難所の設置者は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ① 畳、マット、カーペット、
段ボールベッド | ⑥ 仮設トイレ |
| ② 間仕切り用パーティション | ⑦ テレビ・ラジオ |
| ③ 冷暖房機器 | ⑧ インターネット情報端末 |
| ④ 洗濯機・乾燥機 | ⑨ 簡易台所、調理用品 |
| ⑤ 仮設風呂・シャワー | ⑩ その他必要な設備・備品 |

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努める。

さらに、避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所を設置するなど、避難者の人権に配慮した環境作りに努める。

9 要配慮者対策

1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかにバリアフリートイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮

者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

2) 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼する。

3) 健康支援活動の実施

さらに、町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

4) 栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する。

5) 施設・設備の整備

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

10 指定避難所以外の被災者への支援

1) 在宅被災者及び車中生活をおくる被災者への支援

町は、避難所に避難している避難者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活をおくる被災者等に対しても、情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

また、在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、行政区や町職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して適切な対応を取ることで、情報、支援物資、医療・福祉等のサービスの提供が行き届くような必要な措置を講じる。

特に、在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む）を得られないため直接支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮する。

2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した避難者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、

生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（町庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求める。

11 人とペットの避難対策

災害時には、ペットと同行避難することが基本となる。

町は、避難所において同行避難者の受入のため、避難所等敷地内にペットの収容スペースを指定確保し、県にペットフードや飼育用品の供給及びケージ等の確保の支援を要請する。また、ペットの預け先の確保（避難所で飼養できない場合等の預け場所）、支援者（獣医師会や愛護団体等）との災害時等の対応に係る調整に努めるものとする。なお、同行避難したペットの飼養管理は、原則としてペットの所有者が行う。

ペット等の救護対策や衛生管理については本章第 17 節を参照のこと。

第 8 避難所の閉鎖

町長は、災害が終息し避難の必要がなくなった場合、応急仮設住宅への移転が可能となった場合、避難所を閉鎖する。

避難所を閉鎖した場合、情報・広報班は、県、施設管理者、関係機関に速やかに報告し、住民に周知する。

第11節 道路の確保

【建設班，情報・広報班，警察署，消防団】

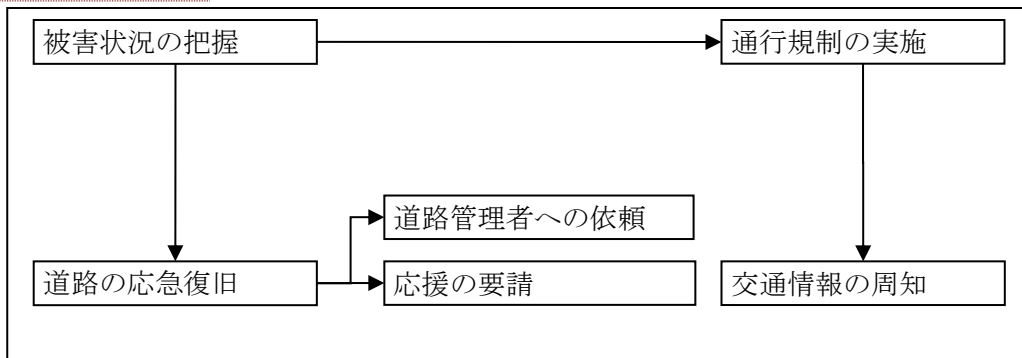
● 留意点

円滑に応急対策を実施するうえで、道路の確保は非常に重要である。そのため、迅速に被害調査を実施し、優先順位をふまえた計画的な応急復旧を行う。

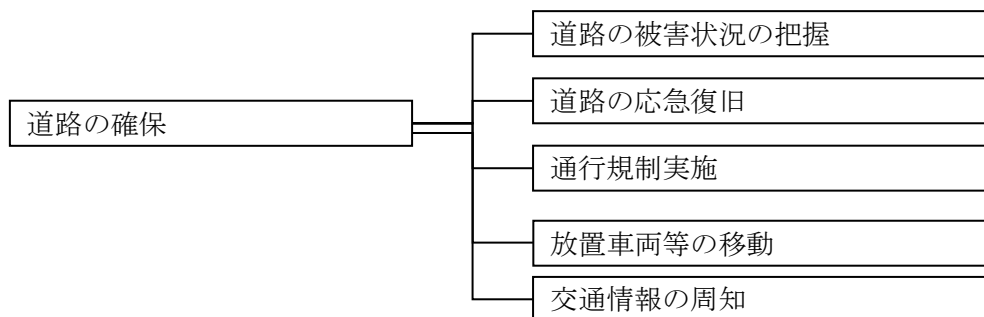
また、通行可能な道路に交通が集中することが予想されるため、通行規制を実施し道路の確保を図る。

- ・常に優先順位をふまえて道路の確保にあたること。
- ・警察と協力し、迅速な通行規制を実施すること。
- ・生活道路となっている農林道にも留意すること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 道路の被害状況の把握

建設班は、道路の被害状況を把握する。なお、被害状況調査においては、福島県の指定する緊急輸送路、町の災害対策上重要な路線等、優先順位を考慮しながら行

う。

【資料 11-1】 県指定緊急輸送路

【資料 11-9】 檜葉町指定避難道路

第2 道路の応急復旧

道路の応急復旧は、被害状況、復旧順位、復旧に要する期間、労力、資材等の状況を考慮し、応急復旧方針を定めて実施する。

県道については富岡土木事務所、町道、農林道については土木建設業者に依頼する。富岡土木事務所と連絡がとれない場合で、かつ緊急に道路啓開する必要があるときは、町が手配した土木建設業者を用いて作業を行い事後に報告する。

また、緊急を要する場合で、重機等が確保できない場合は、消防団に依頼し、人力で道路の啓開を図る。被害が甚大で、町内土木建設業者で対応が難しい場合は、県災害対策本部を通じて応援要請を依頼する。

電力、通信、水道等の道路占用工作物に被害があった場合は、それぞれの関係機関に連絡し、安全対策を実施する。

【資料 11-8】 檜葉町内土木建設業者

第3 通行規制の実施

県公安委員会は、災害応急対策活動のための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止・制限する。県公安委員会は、必要に応じて、交通検問所等を設置し、緊急通行車両の確認事務及び現場広報等所要の交通対策を行う。

【資料 11-3】 交通規制の表示

【資料 11-4】 緊急車両の標章

【資料 11-5】 緊急通行車両確認証明書

第4 放置車両等の移動

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、各道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

第5 交通情報の周知

県、町、県公安委員会は、通行規制した場合、ラジオ、標識等により、規制状況、道路の被害状況、迂回路等の必要な情報提供を行う。町における交通情報の周知は、建設班、情報・広報班が協力して実施する。

また、あわせて、避難のため車両を使用しない等、災害時の運転手のとるべき措置についても呼びかけを行う。

第12節 緊急輸送活動

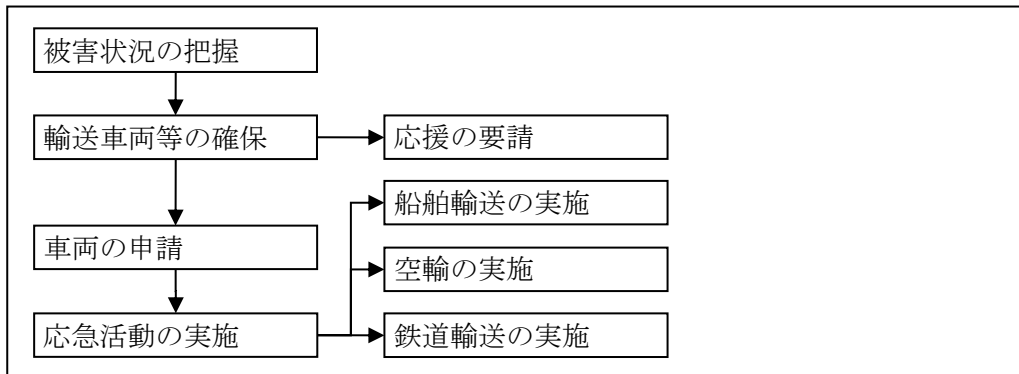
【総務班, 各班, 社会福祉協議会】

● 留意点

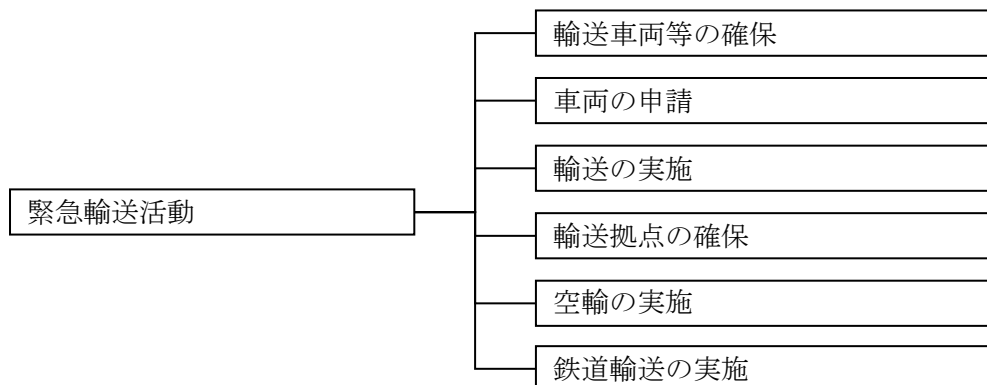
被災者、応急対策に必要な人員、物資を緊急に輸送するため、車両の手配から始まる一連の輸送体制を確立し、円滑な輸送活動を実施する。輸送に必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

- ・緊急通行車両の事前届出はあらかじめ済ませること。
- ・応急対策においては、各種車両が必要となるため、的確な配車を行うこと。
- ・緊急輸送においては、優先順位を十分考慮すること。
- ・物資等の輸送、荷裁き、配送という一連の流れについては、民間の輸送業者などからアドバイスや支援を得て取り組むことが効果的である。

● 活動の流れ



● 活動



第1 輸送車両等の確保

輸送車両は、原則として町保有車とするが、町保有車両での対応が困難な場合、特殊な車両が必要な場合、社会福祉協議会、運送業者、バス・タクシー事業者、建設事業者等に協力を要請する。また、燃料についても燃料取扱業者に協力を依頼し、確実に確保する。被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、町への燃料の優先供給に係る調整に努める。

近隣において輸送に必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

総務班は、確保した車両についての集中管理及び配車計画簿に基づく配車計画を作成する。

【資料 11-6】 緊急通行車両確認証明書

【資料 11-7】 檜葉町内ガソリン給油所

第2 車両の申請

大規模な災害が発生した場合、緊急車両等の円滑な通行を確保するため、通行規制が実施される。そのため、応急対策に使用する車両は、緊急通行車両標章の交付を受ける必要がある。

総務班は、あらかじめ緊急通行車両の事前届出により緊急通行車両等事前届出済証を受けている町所有の車両以外を活用する場合は、双葉警察署に緊急通行車両の確認申請を行う。なお、交通検問所が設置された場合は、検問所においても標章及び証明書の交付を受けることができる。

緊急通行車両を使用する際は、証明書を常に携行し、標章については、当該車両に向かって前面ガラスの右側下に掲出する。

【資料 11-4】 緊急車両の標章

【資料 11-5】 緊急通行車両確認証明書

第3 輸送の実施

輸送活動は、原則として、各担当班が行う。各班の応急対策に該当しない輸送活動については、総務班が担当する。各班は、車両を使用する場合、輸送記録簿に必要事項を明記し、総務班に提出する。

災害救助法による輸送の範囲は、下表内1のとおりであるが、災害の応急対策の

段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

なお、県は、必要に応じて、道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとされている。

表 緊急輸送の範囲

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- ・被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- ・医療及び助産における輸送
- ・被災者の救出のための輸送
- ・飲料水の供給のための輸送
- ・救済用物資の運搬のための輸送
- ・行方不明者の捜索のための輸送
- ・遺体対策（埋葬を除く）ための輸送
- ・その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

○第1段階

- ・救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- ・後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、通行規制等に必要な人員及び物資

○第2段階

第1段階に加え、

- ・食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

○第3段階

第2段階に加え、

- ・災害復旧に必要な人員及び物資
- ・生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- ・人命の安全
- ・被害の拡大防止
- ・災害応急対策の円滑な実施

【様式 6-1】 輸送記録簿

第4 輸送拠点の確保

県は、県有備蓄物資を保管する民間事業者の倉庫や県倉庫協会との災害時応援協定により、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図ることとされている。

また、町は、指定避難所等への物資配送を円滑に実施するため、地域内輸送拠点を開設し、輸送体制を確保する。

【資料 11-2】 広域陸上輸送拠点

第5 空輸の実施

大規模な災害が発生し、必要と判断された場合、ヘリコプター等により空路で人員、救援物資等が輸送される。そのため、県、自衛隊等の関係機関と連携を図り、円滑な空輸活動の実施に努める。消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請した町長等は、消防防災航空センターとの連絡連携のもと、必要に応じて以下の受け入れ体制を整備する。

- ① 緊急離着陸場の確保及び安全対策の実施
- ② 傷病者等の搬送先の緊急離着陸場所の確保や病院等への搬送の手配
- ③ ヘリコプター等による災害応急対応
- ④ その他必要な事項

【資料 4-6】 ヘリコプター臨時離着陸場予定地

第6 鉄道輸送の実施

町及び防災関係機関は、東日本旅客鉄道(株)と連携を図り、必要に応じて鉄道により、人員、物資等の輸送を行う。

第13節 警備活動

【本部班，警察署，自主防災組織】

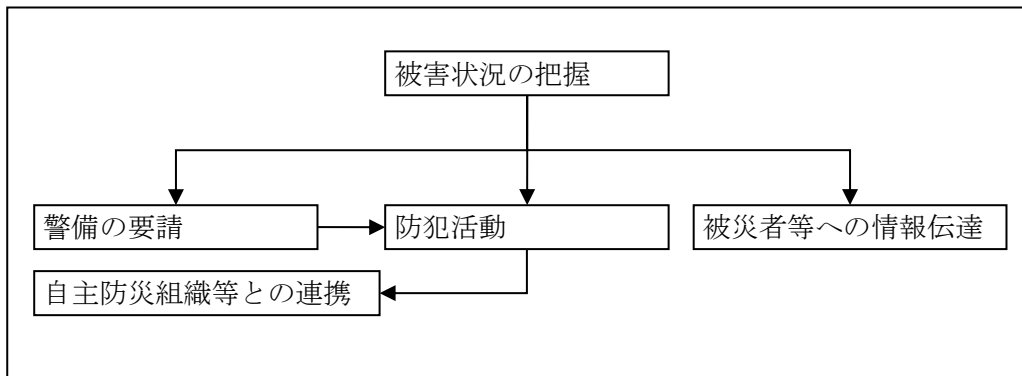
● 留意点

町は、警察、自主防災組織等と連携し、災害地における社会秩序の維持に努める。

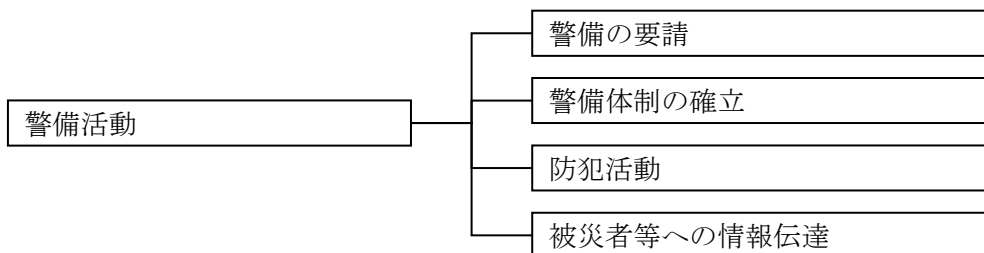
警察は、警備体制を早期に確立し、県警察の総力をあげて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策を実施する。

- ・警察署と協力し、町の治安維持に努めること。
- ・自主防災組織、ボランティア等との連携を図ること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 警備の要請

町長は、住民の生命及び財産を保護し、社会公共の秩序を維持するため必要と認めた場合、被災地の犯罪の予防、取締り、災害に伴う治安広報等の警備活動を双葉警察署に要請する。

第2 警備体制の確立

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警察は、発災と同時に双葉警察署に警察署長を警備本部長とする署警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、署警備本部と災害対策本部は、必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。さらに、別に定めるところによる警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行う。

第3 防犯活動

警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

第4 被災者等への情報伝達

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、通行規制等の警察が実施する措置に関する情報等を駐在所等を活用し、適切な伝達に努める。

第 14 節 飲料水等の供給

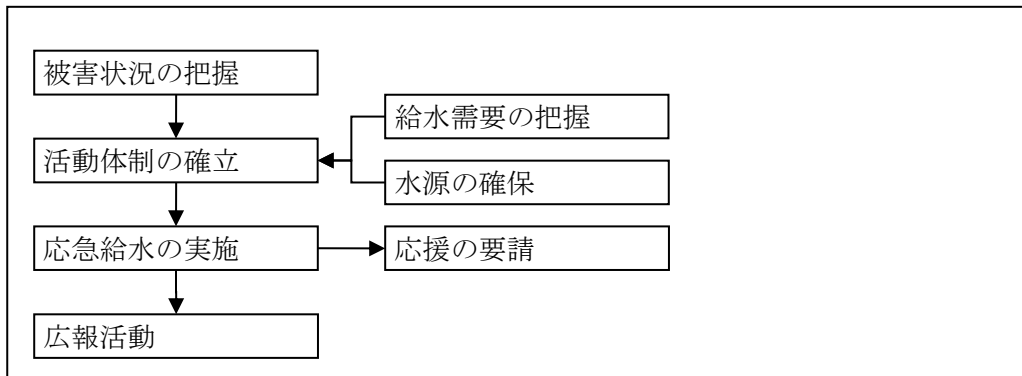
【環境班，双葉地方水道企業団】

● 留意点

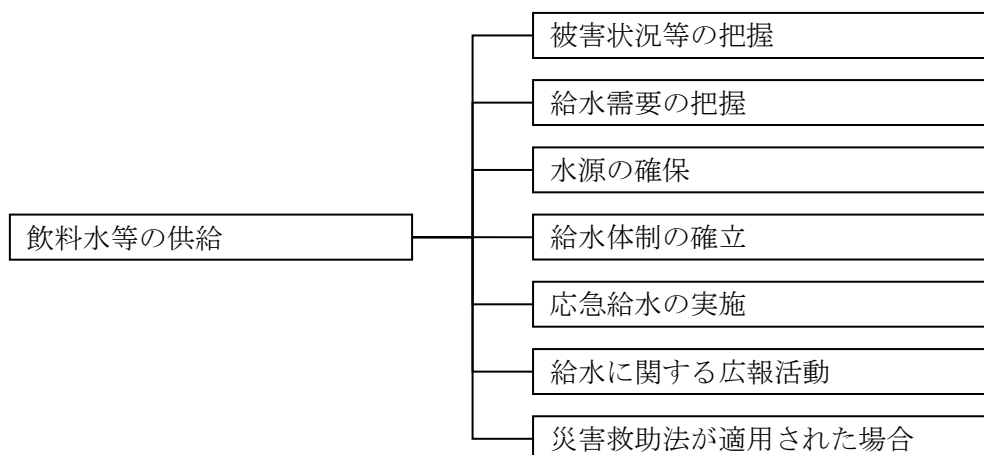
大規模な災害が発生した場合、水道管等の上水道施設の損壊等による断水が予想される。そのため、生命維持にとって最も重要な飲料水を迅速かつ的確に供給する。

- ・被害状況等を的確に把握し給水計画を立てる。
- ・住民への正確な情報を伝達し、混乱を生じないように給水活動を行う。

● 活動の流れ



● 活動



第1 被害状況等の把握

大規模な災害が発生した場合、双葉地方水道企業団及び環境班は、水道管をはじめとする給水施設の被害状況、断水の状況を把握する。把握した情報は災害対策本部に報告する。

【災害対策本部に報告する内容】

- ・給水機能停止区域、世帯、人口
- ・配水池等水道施設の被害状況及び復旧の見込み
- ・応急給水活動の開始時期及び編成班数
- ・給水所の設置（予定）場所

第2 給水需要の把握

被害状況をもとに、給水需要を算定する。ただし、断水期間が長期化した場合、飲料水だけでなく生活用水の需要がでてくるため、別途給水能力にあわせた計画を作成する。

給水量は、発災後3日間は、飲料水としておおむね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

第3 水源の確保

応急給水が必要な場合は、配水池、非常用飲料水貯水槽、鋼板プール、個人保有井戸、河川等により必要な水量を確保する。

鋼板プール、個人保有井戸、事業者保有井戸、河川等の水については、ろ過、滅菌処理を行い飲料水として利用するか、生活用水として利用する。

第4 給水体制の確立

水道施設に被害が生じ、給水活動が必要な場合、双葉地方水道企業団及び環境班は、人員を給水担当、広報担当、復旧担当に分け、体制を確立する。

必要に応じて、指定水道工事事業者へ応援を要請し、被害の状況によっては、県災害対策本部に他の水道事業者の応援要請を行う。

また、人員とともに、給水車、給水タンク、配水器、車両の確保を行う。

なお、使用する給水タンク、配水器等の衛生的処理には、充分留意する。

【資料 9-1】 双葉地方水道企業団連絡先

【資料 9-3】 指定給水装置工事事業者

第5 応急給水の実施

町内の全域にわたって給水機能が停止し、復旧に相当期間を要すると判断される場合は、直ちに応急給水を開始する。

応急給水にあたっては、優先順位等を十分ふまえ、指定した給水所において行う。応急給水において、共用水栓を設置できる場合は使用し、設置できない場合は、給水タンク、給水車等から直接給水する。

【資料 9-2】 緊急時の給水場所

第6 給水に関する広報活動

応急給水を実施した場合、双葉地方水道企業団、環境班は、給水状況について広報活動を行う。また、給水に関する要望の把握を行う。

【広報する内容】

- ・被害状況の説明及び復旧見込みについての広報
- ・給水所の場所及び緊急給水に関する諸注意についての広報
- ・町が保有する給水容器の貸与に関する広報

第7 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、飲料水の供給状況を県知事に報告する。

【様式 5-1】 飲料水供給記録簿

【様式 5-2】 給水用機械・器具・燃料及び浄水用薬品資材受払簿

【様式 5-3】 給水用機械・器具修繕簿

第15節 食料の供給

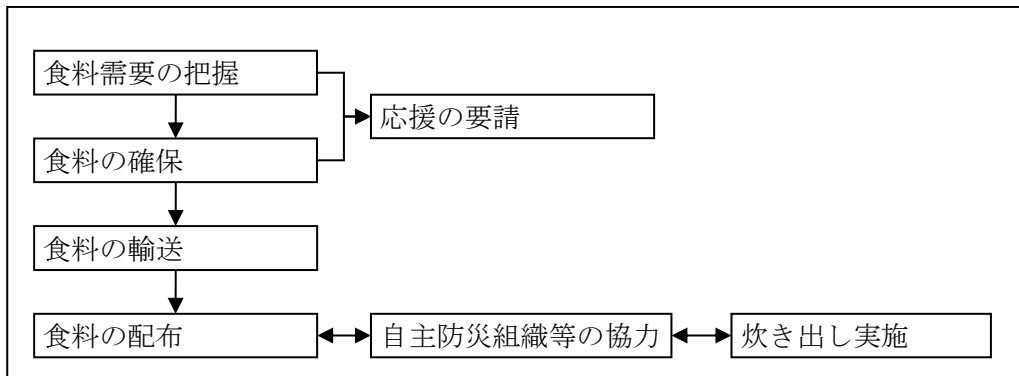
【産業班，住民・保健班、教育班，消防団，自主防災組織】

● 留意点

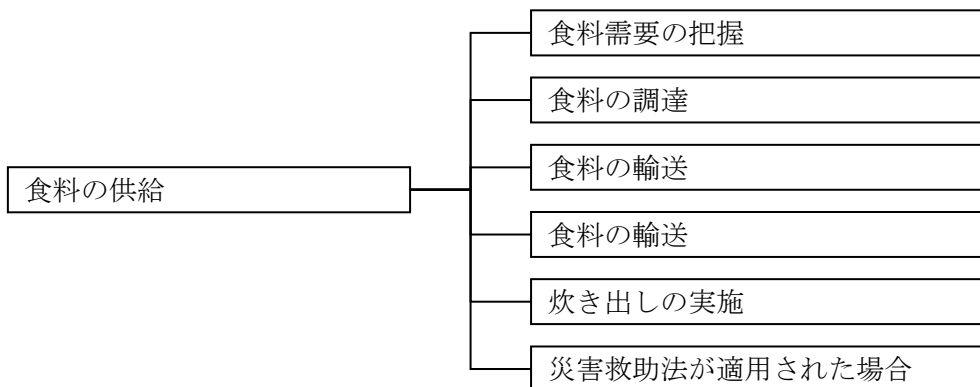
被災者、救助活動に従事する者、災害により食料が入手困難な者に対し、食料の供給、炊き出しを行う。

- ・ 需要を的確に把握し、過不足のない供給に努めること。
- ・ 要配慮者に対しては、品目、配布方法等十分考慮すること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 食料需要の把握

産業班は、避難者数、電気、水道供給停止等による調理不能者数、防災要員数等から食料の需要を把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児、給食に配慮を要する高齢者、傷病者等の要配慮者の数についても把握する。

【食料供給実施対象者】

- ・避難所に受入された者
- ・住家に被害を受けて炊事のできない者
- ・住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- ・旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- ・救助活動に従事する者

第2 食料の調達

産業班は、公的備蓄量、小売業者、卸売業者が保有している食料の量を把握する。食料の調達は、協定締結業者、その他の業者から調達し、業者の保有量では供給が困難な場合、県知事に要請する。調達した食料については、主要食料等調達台帳に記入し整理する。

また、調達する際は、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、温かいもの、柔らかいもの、食物アレルギー対応食等、健康状態に応じた品目について考慮する。

なお、県は、被災市町村に対する物資を確保し輸送するための体制について、あらかじめ検討するとともに、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

【供給品目】

- ・米穀
- ・保存食（乾パン、アルファ米、缶詰）
- ・パン等麦製品
- ・インスタント食品、カップめん
- ・おにぎり、弁当等
- ・乳児用粉ミルク、牛乳アレルギー対応ミルク、液体ミルク

【資料 10-1】 赤十字防災倉庫備蓄品

【資料 10-2】 備蓄食料・物資

第3 食料の輸送

産業班は、町において調達した食品及び県から給付を受けた食品を指定の集積地に集め、避難所等の給食地へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接給食地等に輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等の措置を行う。

集積地は、原則として、総合グラウンド及び「ならはスカイアリーナ」とし、災害の状況によっては、避難所、交通、連絡に便利な公共施設、広場を選定する。

なお、集積や払出については、できるだけ民間事業者の協力を得るよう努める。

さらに、町及び県は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第4 食料の配布

産業班は、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、避難者等への食料の配布を行う。配付を行ったものについては、主要食料等配付台帳に記入し、整理する。配布する際には、高齢者、乳幼児を優先する等、要配慮者に対し十分考慮する。

また、品目等、要望については、自主防災組織や住民・保健班、教育班を通じて把握する。

【様式 5-4】食料品現品給与簿

第5 炊き出しの実施

産業班は、給食設備を有する施設（避難所等）について、炊き出し可能かどうか把握し、速やかに炊き出しができるように、連絡調整、指揮にあたる。

炊き出しは、原則として、消防団、配給対象者及び自主防災組織が中心となっ
て行い、状況により、地域の団体、日赤奉仕団又は自衛隊等の協力を得て実施する。

【資料 8-1】避難施設

【様式 5-5】炊出し給与簿

【様式 5-6】炊出しその他による食品給与物品受払簿

【様式 5-7】炊出し用物品借用簿

第 6 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、災害の状況により業者の保有のみでは供給が困難であるときは、県知事に要請する。

炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は主食、副食及び燃料等の経費とする。

第16節 生活物資の供給

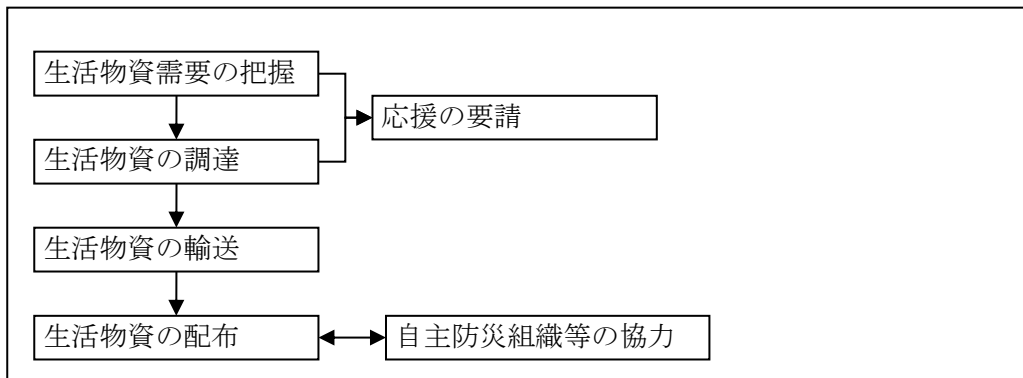
【産業班，住民・保健班，教育班，消防団，自主防災組織】

● 留意点

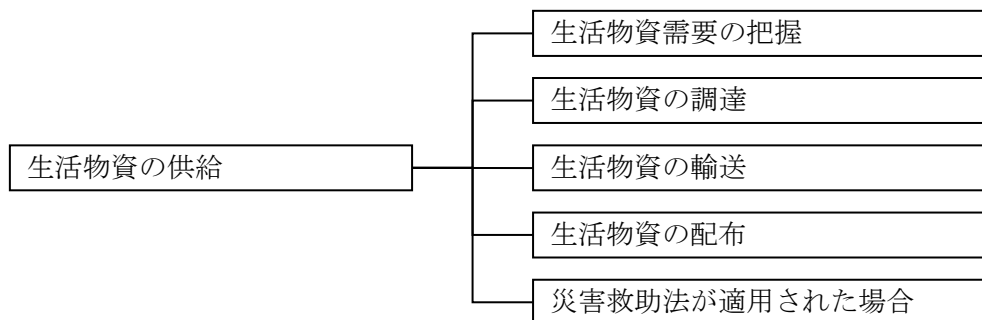
必要に応じて、毛布、衣類等の生活物資を供給し、罹災者の生活・心身の安定に努める。義援物資、義援金の受け入れについては、受け入れに関する一連の流れを整備しておく。

- ・ 要配慮者の必要としている品目を正確に把握すること。
- ・ 生活物資を適切に供給すること。
- ・ 指定避難所以外の被災者を把握し、物資支援を遺漏のないようにすること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 生活物資需要の把握

産業班は、住家被害程度別に被災者数を把握し、それをもとに、生活必需品の需要を把握する。

生活物資の供給対象者は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、破損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

第2 生活物資の調達

生活必需品は、備蓄物資で対応するが、不足する場合は、あらかじめ協定を締結した生活物資等の販売業者から物資を調達する。調達を行ったものについて、物資調達台帳に記入し、整理する。

ただし、町で調達が困難な場合は、県に対して調達支援の要請を行う。

県は、被災市町村に対する物資を確保し輸送するための体制について、あらかじめ検討するとともに、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

なお、町及び県は、被災者の生活の維持のため必要な燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

【生活必需品の品目例】

- ・寝具（毛布、布団、簡易ベッド等）
- ・衣類（下着、上着、靴下等）
- ・身の回り品（タオル、軍手、靴、サンダル、長靴、傘等）
- ・炊事用具（鍋、釜（炊飯器）、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等）
- ・食器（茶わん、汁わん、皿、はし等）
- ・生活用品（懐中電灯、乾電池、石けん、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨粉、マスク、消毒液、トイレットペーパー等）
- ・光熱材料（マッチ、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等）
- ・その他（紙おむつ、医薬品、ラジオ、ブルーシート、土のう袋等）

【資料 10-1】 赤十字防災倉庫備蓄品

【資料 10-2】 備蓄食料・物資

また、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資(プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液 等)を備蓄する。

さらに、公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等と協定を締結し、また他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努める。

生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付したり、女性専用のスペースや女性トイレに常備したりしておくなど、配付方法の工夫に配慮する。

第3 生活物資の輸送

産業班は、町において調達した生活必需品及び県から給付を受けた生活必需品を指定の集積地に集め、避難所等へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等の措置を行う。

集積地は、原則として、総合グラウンド、「ならはスカイアリーナ」及び多機能防災拠点とし、災害の状況によっては、避難所、交通、連絡に便利な公共施設、広場を選定する。

なお、集積や払い出しについては、できるだけ民間事業者の協力を得るよう努める。

第4 生活物資の配布

産業班は、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、避難者等へ生活物資を配布する。配付を行ったものについては、救助物資受払簿に記入し、整理する。配布する際には、高齢者、乳幼児を優先する等、要配慮者に対し十分考慮する。

また、品目・物品の要望については、自主防災組織や住民・保健班、教育班を通じて把握する。

【様式 5- 8】 救助物資受払簿

【様式 5- 9】 救助物資引継書

【様式 5-10】 救助物資給与及び受領書

第 5 災害救助法が適用された場合

給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は、被害の程度、季節、1世帯の人数により決められる。

【資料 16-4】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第17節 防疫・保健衛生活動

【住民・保健班，環境班，相双保健福祉事務所】

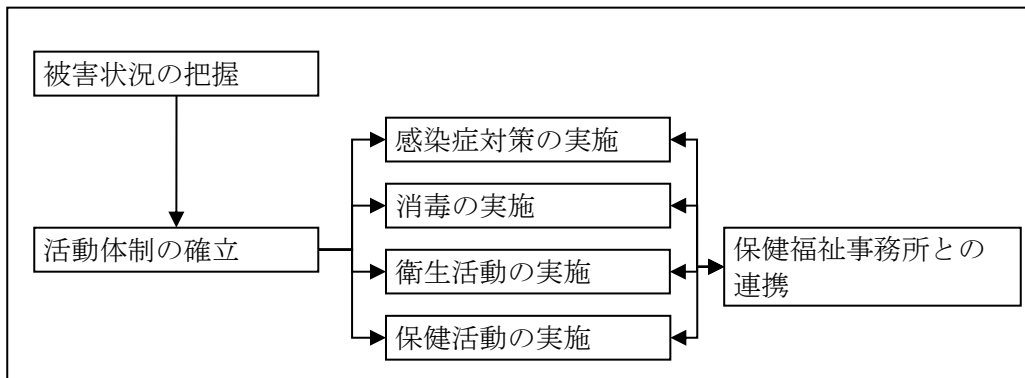
● 留意点

大規模災害にみまわれた被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるため、防疫及び保健衛生活動を実施する。

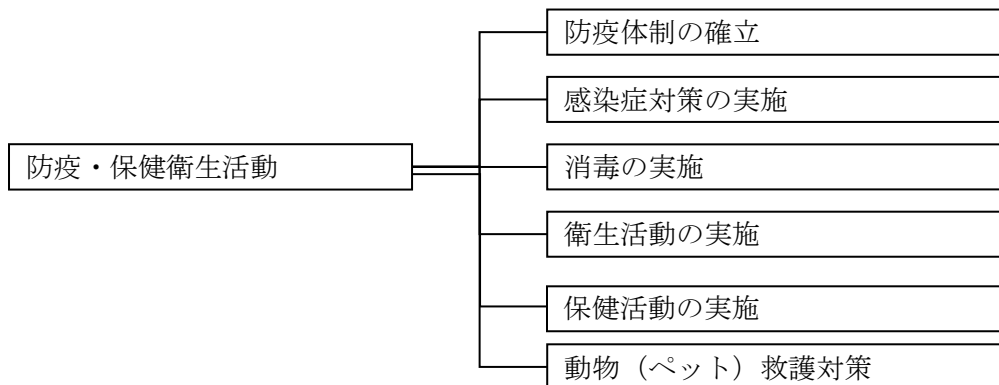
なお、防疫、保健衛生活動は、町単独では困難なため、相双保健福祉事務所等、関係機関の協力を受け適切に進める。

- ・被災地の状況を十分把握すること。
- ・相双保健福祉事務所との連携を図り活動を行うこと。

● 活動の流れ



● 活動



第1 防疫体制の確立

住民・保健班は、相双保健福祉事務所と連携し、被災状況、感染症等の発生、発生が予想される被災地域等の状況を把握する。把握した状況に基づき対策方針を定め、消毒担当班を編成する等、防疫活動体制を確立する。被害状況により、実施が困難な場合、県内他保健福祉事務所等の応援を要請する。

防疫器具・薬品等については、住民・保健班が町内業者から調達し、防疫器具・薬品等が不足する場合は、県に防疫器具・薬品等の調達のあっせんを依頼する。

第2 感染症対策の実施

住民・保健班は、相双保健福祉事務所と連携をとり、次の感染症対策を実施する。

【感染症対策】

- ・ 検病調査を行い、感染症発生状況の把握、患者の早期発見に努める。
- ・ 健康診断を実施し、応急的治療を行う。
- ・ 手指の消毒の指導、消毒液の配付等を行う。
- ・ 感染症発生箇所の消毒を実施する。
- ・ 防疫上必要と認める場合、県の指示に従い臨時の予防接種を対象、期間を定め実施する。
- ・ 情報・広報班と連携し、ビラの配付や広報車による広報を実施する。

【資料 12-1】 感染症患者収容施設

第3 消毒の実施

住民・保健班は、環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある地域の消毒を実施する。消毒の実施にあたっては、次の地域を優先的にを行い、消毒方法については、法令の定めるところに従う。

【消毒を優先する地域】

- ・ 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- ・ 避難所の便所、その他の不潔な場所
- ・ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
- ・ 飲料水確保場所（鋼板プール、井戸、河川等）
- ・ 災害廃棄物仮置場、応急し尿処理場所
- ・ そ族、昆虫等の発生場所

【様式 8-1】 防疫活動状況報告書

【様式 8-2】 災害防疫経費所要見込額調書

【様式 8-3】 災害防疫業務完了報告書

第4 衛生活動の実施

住民・保健班は、相双保健福祉事務所と連携し、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理ならびに消毒、手洗いの励行等の衛生指導を行う。

住民・保健班は、被災地、避難所において、食中毒防止のための食品衛生監視、給食施設の衛生活動等が必要な場合は、相双保健福祉事務所へその実施を要請する。

第5 保健活動の実施

住民・保健班は、相双保健福祉事務所と連携し、高齢者、乳幼児をはじめとする避難者の健康状態の把握、風邪等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病、人工透析等の人への健康診断を行うとともに、精神科医や臨床心理士、各医療ボランティアと連携して、心のケアを実施する。

また、保健福祉事務所、栄養士会等との協力により、避難所等の被災住民に対し、疾病者に対する栄養指導、食事に関する栄養相談を実施する。

第6 動物（ペット）救護対策

被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を実施する。

第 18 節 廃棄物・障害物処理対策

【環境班，建設班，情報・広報班，産業班，社会福祉協議会】

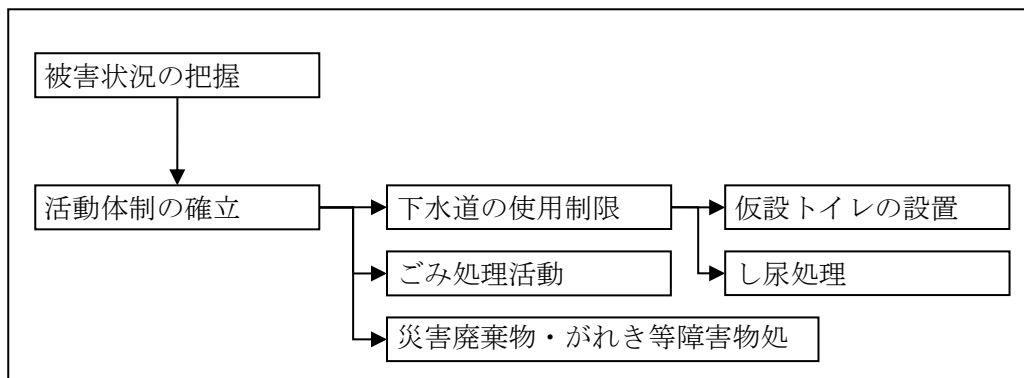
● 留意点

大規模な災害が発生した場合、生活ごみ等一般廃棄物に加え、家財等の廃棄、施設等の被災によるがれき等の発生により、ごみの処理量が増加することが予想される。また、下水道が使用不能となった場合、避難所等においてし尿処理が必要となる。災害廃棄物処理計画に基づき、関係機関、関連業者と連携し、ごみ処理、し尿処理を円滑に行う。

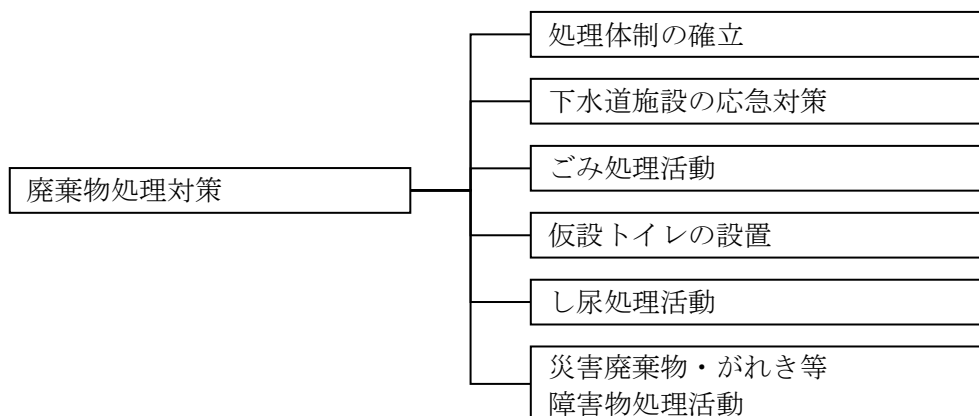
一方、災害により発生した住宅関連障害物、道路、河川障害物の除去について、災害廃棄物処理計画に基づき、関係機関、関連業者と連携し、障害物処理を円滑に行う。

- ・被害状況を勘案して生ごみ・粗大ごみ・がれき・し尿の発生量を把握すること。
- ・生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物の早期収集体制の確立を図ること。
- ・粗大ごみ、がれき等、障害物の一時集積場所を確保すること。
- ・生ごみを含む生活ごみ、し尿の収集処理は、委託業者との連携を図ること。
- ・住宅関連障害物の除去体制の確立を図ること。
- ・道路・河川の機能を回復するため、障害物の除去体制の確立を図ること。
- ・必要に応じて、関係機関に応援を要請すること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 処理体制の確立

生活ごみ、し尿処理は環境班、下水道対策、仮設トイレ設置、災害廃棄物・がれき等障害物処理は建設班が担当する。

各班は、町内の被害状況から発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、平常時に策定している災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場や中間処理施設、最終処分場等を確保し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

加えて、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、県及び町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的に実施する。

第2 下水道施設の応急対策

建設班は、災害が発生した場合、公共下水道等の構造を勘案して、直ちに被害状況の調査施設点検を実施し、損傷その他の異常がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道の機能を維持するために必要な応急措置や応急復旧を行うものとする。

下水道管渠の破損、処理場施設の機能停止等により、下水道の使用を制限する必要がある場合、建設班は、情報・広報班と連携し、広報車による広報及びピラに

よる住民への周知を行う。

第3 ごみ処理活動

環境班は、災害廃棄物処理計画に基づき、委託業者と連携し、次の要領により、ごみ収集・処理活動を実施する。

【ごみの収集要領】

- ・委託業者の被災状況を確認し、収集搬送の可能能力について把握する。
- ・防衛上から、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物を優先的に収集する。
- ・自主防災組織に通常の集積場所が利用可能であるか、調査を依頼する。
- ・通常の集積場所が使用不能な場合は、通行に支障のない道路際又は、搬出に便利な空地を選定し、選定したことを情報・広報班と連携し広報する。
- ・発生するごみの量及び業者の能力を勘案して、収集搬送が難しいと判断したときは、県災害対策本部に収集搬送の応援を要請する。

【ごみの処理要領】

- ・ごみ処理場についての被害状況及びごみ処理能力について把握する。
- ・処理が難しいと判断した場合、公用地で搬入可能な場所、ならびに住民生活に支障のない場所に一時集積を行う。ごみの一時集積場所を開設するときは、定期的な消毒を実施する。
- ・がれきの適正処理を図るため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討する。
- ・がれき等の応急処分の過程においては、粉じん、有害物質の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがあるので、その実態を把握するとともに、公害防止対策を実施する。
- ・大量のがれき等を処分するためには、県外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、広域的処分対策について県災害対策本部と協議を行い、迅速な処理に努める。

【資料 14-3】 一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者

第4 仮設トイレの設置

建設班は、環境班と連携し、仮設トイレを設置する。仮設トイレが不足した場合

は、環境班が、産業班、建設班と連携を図り事業者等から調達する。

仮設トイレを設置した場合、建設班は、場所、設置個数、1日当たりの総排出量、設置期間の見通しについて、本部班へ報告を行う。

第5 し尿処理活動

環境班は、状況に応じた災害時し尿処理計画を作成の上、委託業者と連携し、次の要領に基づき、し尿の処理活動を実施する。

【し尿の処理要領】

- ・委託業者の被災状況を確認し、処理の可能能力について把握する。
- ・し尿処理場についての被害状況及びし尿の処理能力について把握する。
- ・し尿処理場が使用できないときは、県災害対策本部と処理についての方法、場所についての協議を行う。
- ・仮設トイレの排出量を考慮した、総排出量及び業者の能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県災害対策本部に処理の応援を要請する。

【資料 14-4】 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬許可業者

第6 災害廃棄物・がれき等障害物処理活動

建設班は、住宅関連障害物、がれき、道路、河川障害物の除去について、状況に応じた災害時障害物処理計画を作成の上、町土木建設業者、県災害対策本部等の関係機関と連携を図り、次の要領に基づき、災害廃棄物・がれき等障害物処理活動を実施する。

がれき等については、原則として排出者自らが、町のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、町が収集処理を行う。

建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、町及び県(環境保全班、建築班及び救援班)は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、町又は事業者、及び県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等

を講じる。

町及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他都道府県及び市町村への協力要請を行う。

【災害廃棄物の処理要領】

- ・ 災害廃棄物・障害物の仮置場が使用できるか確認を行う。
- ・ 不可能な場合は、別の公用地で搬入ならびに住民生活に支障のない場所を選定する。
- ・ 決定した災害廃棄物・がれき等障害物の仮置場を本部班に報告する。
- ・ 災害廃棄物・がれき等障害物の処理、仮置場の搬入管理及び災害廃棄物・がれき等障害物の管理を町土木建設業者に要請する。
- ・ 町土木建設業者で対応ができない場合は、県災害対策本部へ応援を要請する。
- ・ 適当な時期に最終処分場への搬出を行う。最終処分については、処理方法、処理場所等を必要に応じて、県災害対策本部と協議する。

【資料 11-8】 檜葉町内土木建設業者

【資料 14-2】 廃棄物・障害物の中間処理施設

第19節 行方不明者の捜索、遺体対策等

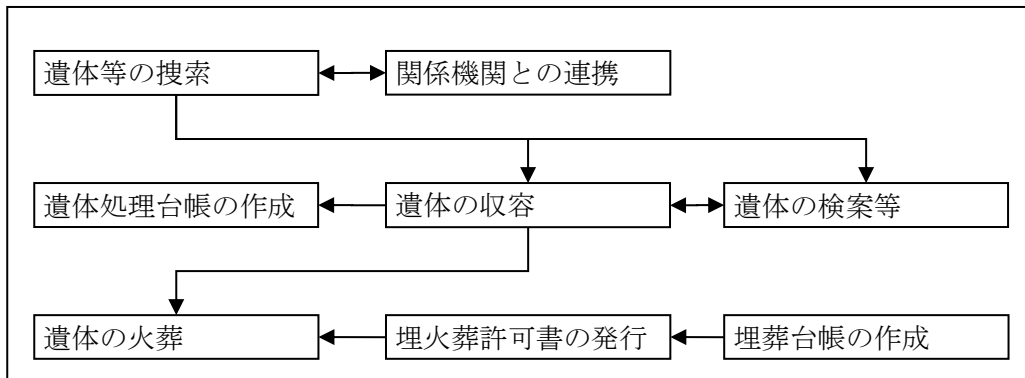
【住民・保健班，双葉警察署，消防本部，消防団，自主防災組織】

● 留意点

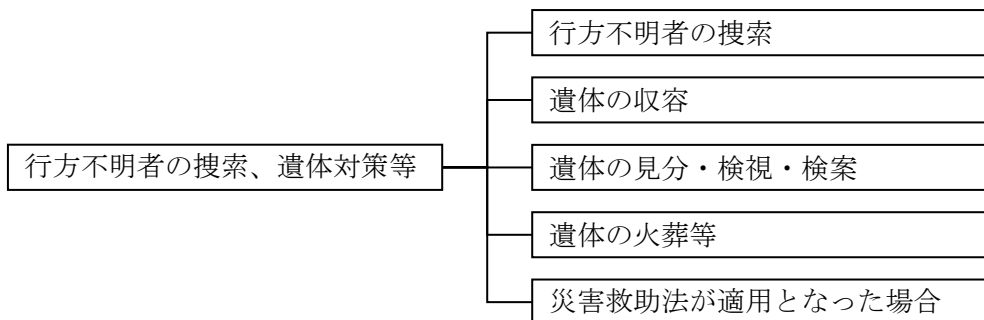
災害によって死亡したと推定される者の捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

- ・警察、消防等と連携し遺体の捜索・収容・火葬を円滑に行うこと。
- ・遺体収容・安置所を早急に設置すること。
- ・納棺用品、安置所、火葬場の確保を迅速に行うこと。

● 活動の流れ



● 活動



第1 行方不明者の捜索

住民・保健班は、行方不明者の届出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

また、行方不明捜索届出受理者、行方不明者及び死亡していると推定される者の捜索を警察署、消防団、消防本部、自衛隊等の関係機関及び自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに行う。

災害救助法を適用した場合の遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、以下の基準で実施する。

- ①救助実施者が遺体の捜索を実施するに当たっては、捜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付する。
- ②費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第2 遺体の検視・検案

警察官又は海上保安官は、遺体の検視を行い、監察医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師は、遺体の検案を行う。この際、町は検視場所として適当な施設(遺体収容場所付近で水道・電気等検視に必要な設備を有する施設)を検視場所として確保する。

第3 遺体の収容

町は、公共施設、寺院、公園等の適当な場所に遺体収容・安置所を設置し、捜索により発見した遺体の収容、検視・検案を終えた遺体を安置する。

住民・保健班は、収容された遺体を遺体処理台帳により整理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。

収容において、気温の高い時期、長時間の保存が必要なときは、ドライアイスの確保を行う。

【様式 7-1】遺体処理台帳

第4 遺体の火葬等

遺体の火葬は、原則として遺族が行うが、身元が判明しない遺体の場合、遺族が火葬を行うことが困難な場合及び死亡した者に遺族がいない場合には、町が実施す

る。

【遺体の火葬要領】

- ・住民・保健班は、埋・火葬許可証を発行するとともに、埋葬台帳を作成し、遺体を管理する。
- ・住民・保健班は、民間葬祭業者等へ依頼し、霊柩車等の確保、遺体の火葬場への搬送を行う。
- ・多数の死者発生により、町が日常使用している火葬場の能力を越えたときには、広域火葬応援体制に基づき、地域外の火葬場へ搬送する。
- ・遺留品は包装し、氏名札、遺留品処理票を添付して保管場所に一時保管する。
- ・家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ引き渡す。

【資料 13-1】 遺体の火葬場所

【様式 7-2】 埋葬台帳

第5 災害救助法が適用された場合

行方不明者・遺体の捜索費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費の実費とする。期間については、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

遺体の処理費用は、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置、一時保存、検案のための費用に係る費用とする。期間は、災害発生の日から10日以内とする。

遺体の火葬期間は、災害発生の日から10日以内とする。

【資料 16-4】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第 20 節 ライフライン施設の応急復旧

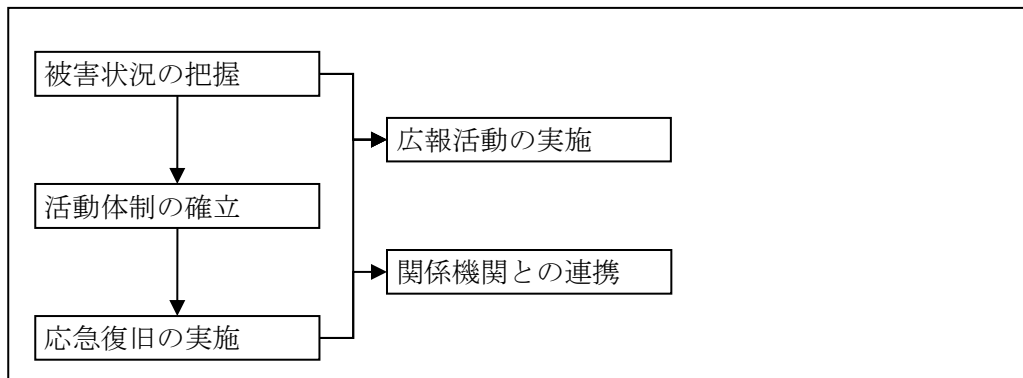
【環境班，建設班，双葉地方水道企業団，東北電力ネットワーク（株），東京電力ホールディングス（株），（一社）福島県エルピーガス協会，東日本電信電話（株），エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株），（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ，KDD I（株），ソフトバンク（株），楽天モバイル（株）】

● 留意点

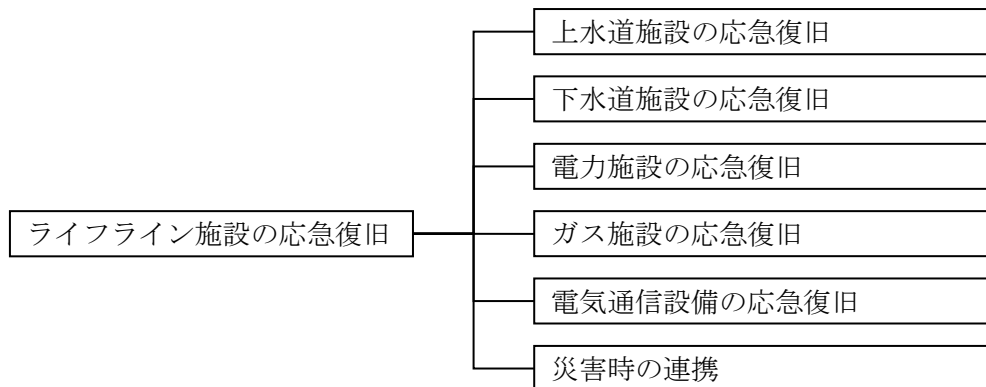
災害時において、上・下水道、電気、ガス、電話等のライフラインの機能停止は、災害対策業務に著しく影響を与える。そのため、関係各機関と連携を図り、優先復旧をふまえた速やかな応急復旧を実施する。

- ・ 優先順位をふまえた復旧活動を行うこと。
- ・ ライフラインに関する被害情報、復旧情報の広報を関係機関に依頼し、ライフラインに関する町への問い合わせを極力減らすこと。
- ・ 関係機関と連携を図り、被害情報、復旧情報の一元化に努めること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 上水道施設の応急復旧

上水道施設に被害が生じた場合、双葉地方水道企業団、環境班は、被害施設の復旧及び順位計画を作成する。

被害が大きく、双葉地方水道企業団において対応できない場合は、県災害対策本部を通じて広域応援要請を行う。復旧にあたっては、配水場・給水拠点までの配水管、病院、学校、応急対策のうえで重要な施設等、優先順位をふまえて作業を実施する。

【資料 9-1】 双葉地方水道企業団連絡先

【資料 9-3】 指定給水装置工事事業者

第2 下水道施設の応急復旧

下水道管渠の被害が発生した場合、建設班は、公共下水道等の構造を勘案して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、損傷その他の異常がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道の機能を維持するために必要な応急措置や応急復旧を行うものとする。復旧にあたっては、重要な施設・本管、病院、学校、応急対策のうえで重要な施設等、優先順位をふまえて作業を実施する。

第3 電力施設の応急復旧

東北電力ネットワーク（株）、東京電力ホールディングス（株）は、電力施設に被害が発生した場合は、被害状況を速やかに把握し、火災、感電事故の防止に努める。

災害時において、原則として、送電は維持するが、円滑な防災活動を行うため、

警察、消防機関等から、送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

復旧にあたっては、被害の状況、難易度、復旧効果の高さ、災害対策における重要性、病院等の優先性等をふまえ、計画的に復旧作業を行う。

【資料 17-1】 関係機関連絡先

第 4 ガス施設の応急復旧

(一社)福島県エルピーガス協会は、災害が発生した場合、情報の収集・伝達ができる体制をとる。各事業者は、(一社)福島県エルピーガス協会と連携し、火災等の事故防止に努めるとともに、各家庭等のガス設備の被害が発生した場合、被害状況を速やかに把握し、速やかに修理を実施する。

【資料 17-1】 関係機関連絡先

第 5 電気通信施設の応急復旧

電気通信事業者は、災害が発生した場合、情報の収集・伝達ができる体制をとり、現状復旧までの間の維持に必要な応急復旧工事を行う。

また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳、通信途絶等の場合においても最小限の通信を確保するため、優先電話、特設公衆電話、災害用伝言ダイヤル等の応急措置を実施する。

さらに、災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板(スマートフォン)、災害用音声お届けサービス(スマートフォン)を活用し、被災地に集中するトラフィックを分散する。

【資料 17-1】 関係機関連絡先

第 6 災害時の連携

災害時は、電力・通信・ガス関係機関と連携を図り、お互いに情報を提供し、被害状況等の情報を共有する。

また、必要に応じて、電力・通信・ガス関係機関は、町災害対策本部に連絡員の派遣を行う。この際、連絡員は各社の災害対策本部(設置しない場合は営業所)と

の通信手段を確保できる無線等を携帯する。

【資料 17-1】 関係機関連絡先

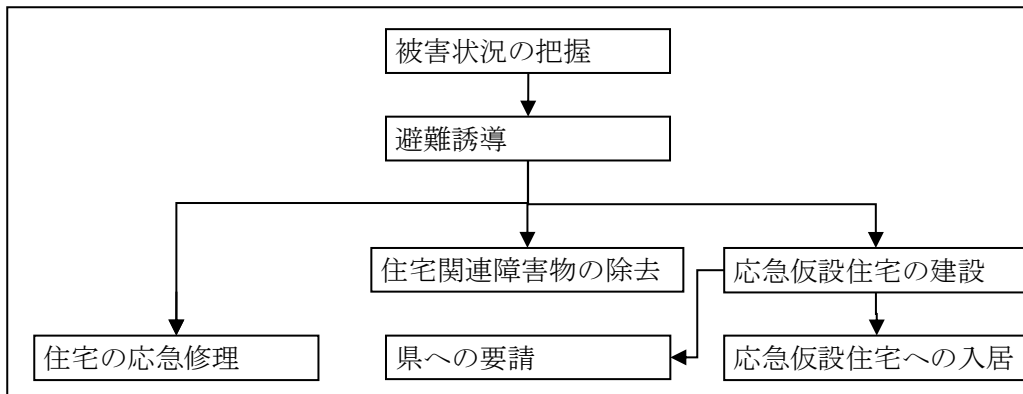
● 留意点

住宅被害を受けかつ自らの資力では修理及び住宅を得ることができない者に対して、住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設を行う。既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

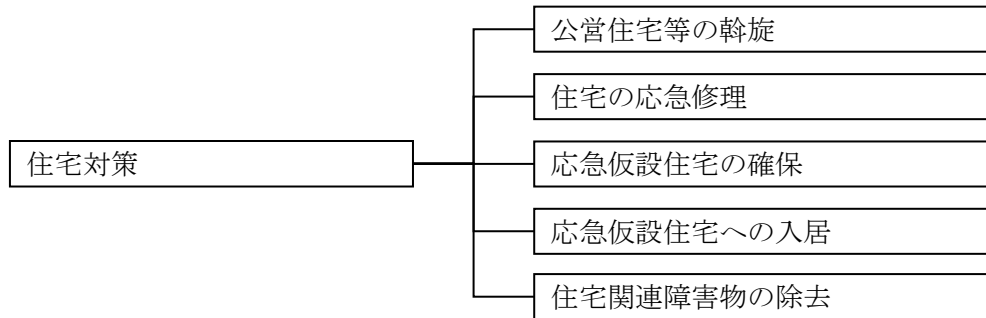
また、災害により、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害が及び、個人での除去が不可能なとき、災害時障害物処理計画（第 18 節参照）により、除去を実施する。

- ・ 迅速に住宅の応急修理を実施すること。
- ・ 迅速に応急仮設住宅を建設すること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 公営住宅等のあっせん

大規模な災害により、避難生活が長期化する場合、町は、空いている町営住宅、県営住宅、周辺市町村等の公営住宅をあっせんする。また、必要に応じて、民間アパート等の賃貸住宅、企業社宅等の空家を所有者、管理者と協議のうえ確保し、あっせんする。あっせんにあたっては、高齢者、障がい者等を優先する。

町営住宅及びその他賃貸住宅等のあっせんについては建設班が担当する。

第2 住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、原則として、災害救助法が適用された場合は県知事、災害救助法が適用されない場合は町長が実施する。ただし、県知事が権限を委任した場合は町が実施し、町において処理できない場合は、県災害対策本部に広域応援を要請し実施する。

町が実施する場合は、建設班が、建設業協会、土木建設業者、その他事業者等と連携し、資機材の調達、住宅の応急修理を行う。

表 応急修理の実施要領

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅が準半壊、半壊又は大規模半壊し、当面の日常生活を営むことができない者 ・準半壊、半壊の被害を受けた場合は、自らの資力で、応急修理ができない者（ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。） ・応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者
-----	---

	・ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しない者（ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。）
応急修理の実施範囲	住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限の部分に対し、現物をもって行うものとする。
費用	①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内
期間	災害発生の日から3ヶ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）。

【資料 11-8】 檜葉町内土木建設業者

【様式 9-3】 住宅の応急修理該当者調

【様式 10-1】 障害物除去該当者調

【様式 10-2】 障害物除去該当者選考調書

【様式 10-3】 障害物除去の状況

第3 応急仮設住宅の確保

応急仮設住宅の建設は、原則として、災害救助法が適用された場合は県知事、災害救助法が適用されない場合は町長が実施する。ただし、町において処理できない場合は、県災害対策本部に広域応援を要請し実施する。

町が実施する場合は、建設班が、建設業協会、土木建設業者、その他事業者等と連携し、資機材の調達、応急仮設住宅の建設を行う。

また、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

なお、住宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、内閣府と協議の上、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。

表 応急住宅の概要

建設型応急住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 集会施設の設置 おおむね50戸に1施設設置可 4 着工時期 災害発生の日から20日以内着工 5 供与期間 完成の日から最長2年 「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能
賃貸型応急住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1 規模 世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模 2 基本額 地域の実情に応じた額（実費） 3 着工時期 災害発生の日から速やかに提供 4 供与期間 最長2年 「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

【資料 11-8】 檜葉町内土木建設業者

第4 応急仮設住宅への入居

応急仮設住宅へ入居できる者は、地震災害等により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

入居の選定については、県が行うものとし、これに町が協力を行う。町に事務委託された場合、建設班は、次の選考の留意点をもとに選定する。選定が行われた際には、応急仮設住宅該当対象者選定調書に記入し、入居者の把握等の整理を行う。

【入居対象者】

- ・法による応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して提供することを原則とする。なお、迅速な対応が必要であるが、災害による混乱時には十分な審査が困難であり、資産の被害や被災後の所得の変化等も勘案すると、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。

【選考の留意点】

- ・高齢者、傷病者、身体障がい者等の要配慮者を優先的に選定する。
- ・多地域に仮設住宅を建築する場合、要配慮者を孤立化させない選定を行う。
- ・従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

なお、「障害物の除去」や「住宅の応急修理」との併給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

【様式 9-1】 応急仮設住宅入居該当調

【様式 9-2】 応急仮設住宅該当対象者選定調書

第5 住宅関連障害物の除去

災害により、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木などで日常生活に著しい障害が及び、個人での除去が不可能なときで、次のいずれかに該当するものについては、町が状況に応じた災害時障害物処理計画（第18節参照）を作成し、除去を実施する。

第一次的には、町が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（相双建設事務所）に派遣（応援）要請する。労力又は機械力が相当不足する場合は、（一社）福島県建設業協会からの資機材、労力の提供等協力を求める。

【該当要件】

- ・居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で 自力では除去することのできない者

災害救助法が適用された場合の費用の限度額は、町内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内である。

実施期間は、災害発生の日から 10 日以内である。

なお、「応急仮設住宅の供与」との併給は認められない。

第22節 文教保育対策

【教育班, 学校・こども園】

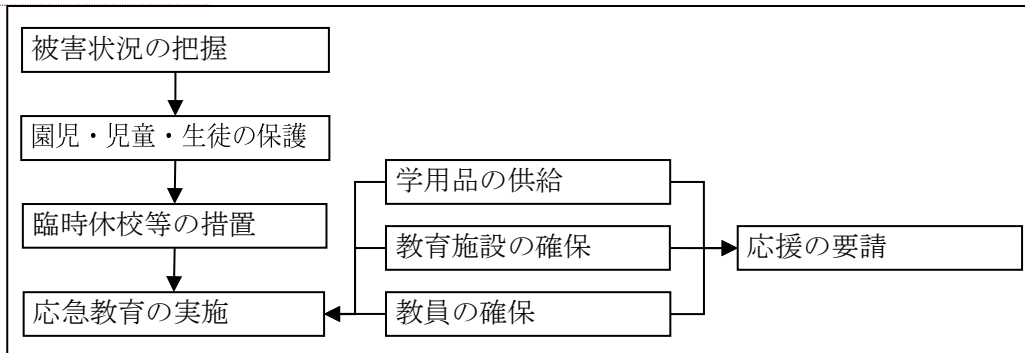
● 留意点

災害が発生した場合、学校長・園長は、園児・児童・生徒の保護に努めるとともに、被害状況を把握し、適切な対応を図る。

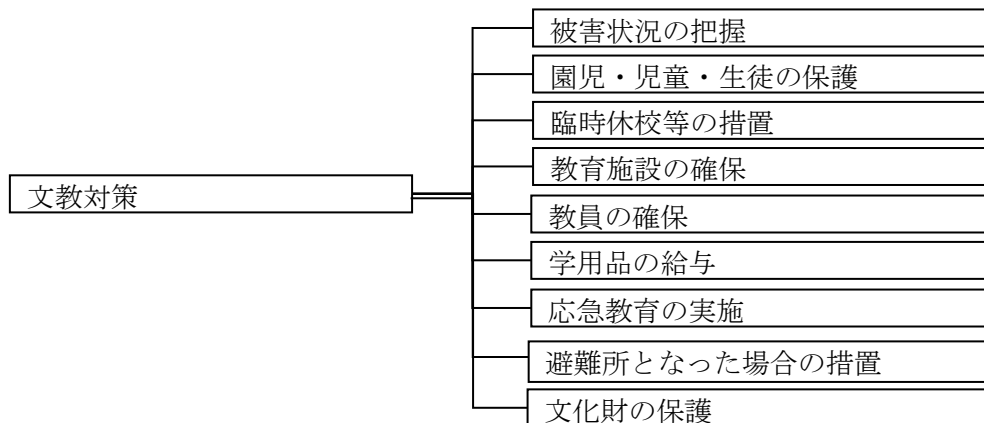
また、教育施設に被害を受け、通常の教育を行うことができない場合、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

- ・園児・児童・生徒の安全を第一とすること。
- ・できるだけ早期の教育再開に努めること。
- ・教育施設が避難所となった場合、避難者と教育関係者、町災害対策本部との間で十分に協議しルールを確立すること。
- ・被災後の園児・児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応に努めること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 被害状況の把握

教育班は、学校長・園長を通じて、速やかに園児・児童・生徒、教職員、施設等の被害状況を把握し、町災害対策本部に報告する。夜間、休日において大規模な災害が発生した場合、教員は、各々所属する学校に参集し、施設等の被害状況、園児・児童・生徒の安否確認等を行い、被害状況の把握に努める。

第2 園児・児童・生徒の保護

園児・児童・生徒等が校内・園内にいるときに災害が発生した場合、学校長・園長・教職員は、園児・児童・生徒等の安全な避難・誘導及び救護を実施する。学校長・園長は、屋外の移動が危険な場合等、被害の状況により、校内・園内において保護するか、帰宅の措置をとるか判断する。帰宅とした場合は、集団下校等の安全対策を行い、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち、引渡し又は帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。

第3 臨時休校等の措置

学校長・園長は、施設の被害状況、又は園児・児童・生徒、教員の被災の程度等により臨時休校・休園の措置をとる。学校長・園長は、臨時休校・休園の措置をとった場合は、保護者に確実に周知する。

第4 教育施設の確保

教育班は、園・学校施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

表 施設の効率的な利用

被害の程度	教育施設の確保の方法
校舎の一部が使用不能	<ul style="list-style-type: none">・ 特別教室、屋内体育館等を使用・ 二部授業の実施・ 施設の修理
校舎の全部に被害	<ul style="list-style-type: none">・ 体育館等の公共施設の活用・ プレハブ校舎等の応急仮設校舎の設置・ 周辺の学校への協力要請
特定の地域全体に被害	<ul style="list-style-type: none">・ 体育館等の公共施設の活用・ プレハブ校舎等の応急仮設校舎の設置・ 周辺の学校への協力要請
県内全域に大きな被害	<ul style="list-style-type: none">・ 体育館等の公共施設の活用・ プレハブ校舎等の応急仮設校舎の設置・ 避難先の最寄の学校・ 避難先の公民館等の施設を活用

第5 教員の確保

教育班は、教員の被害状況を確認し、教員が不足する場合は、町内の学校内で調整し、なお不足する場合は、県教育委員会に教員の応援要請を行う。

第6 学用品の給与

教育班は、学校長と緊密な連携を保ち、給与対象となる児童、生徒数及び応急教育に必要な学用品等についてその種類、数量を把握する。

教科書については、教科書取次店、教科書供給所から調達し、学用品については、町内業者から調達する。

災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品等の調達を行うが、同法が適用されない場合にも、災害の規模、範囲及び程度により、同法の基準に準じた支給ができるようにする。

表 学用品の給与

給与対象者	災害によって住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学に支障をきたしている小学校児童及び中学校生徒。
支給品目	・教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの。 ・文房具及び通学用品。
給与方法	教科書は、学年別、使用教科書別に給与対象名簿を作成し、学用品は、小、中学校別に配分計画書を作成して配分する。

【様式 11-1】学用品購入（配分）計画表

【様式 11-2】被災教科書一覧表

【様式 11-3】教科書購入（配分）計画表

第7 応急教育の実施

災害の発生により、施設が一部使用不能な場合、教員が確保できない場合においても、休校等の措置を極力避ける。そのため、二部授業、圧縮学級の編成等の措置を導入し、応急教育を実施する。また、臨時休校・休園とした場合、教育環境の悪化により教育効果が著しく低下した場合は、補修授業、夏休みの振替授業等により授業時間を確保する。

【資料 19-5】教育、学校関係支援

第8 避難所となった場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため、町の防災担当部局、県教育委員会及び町教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたっていくものとする。

第9 文化財の保護

災害が発生した場合、教育班は、被害の状況、文化財の状況等により、移動、転倒防止等の措置を行い、文化財の保護に努める。また、国・県の指定文化財については、管理者に報告し、指示に従い応急対策を行う。

【資料 15-1】 指定文化財

第23節 要配慮者対策

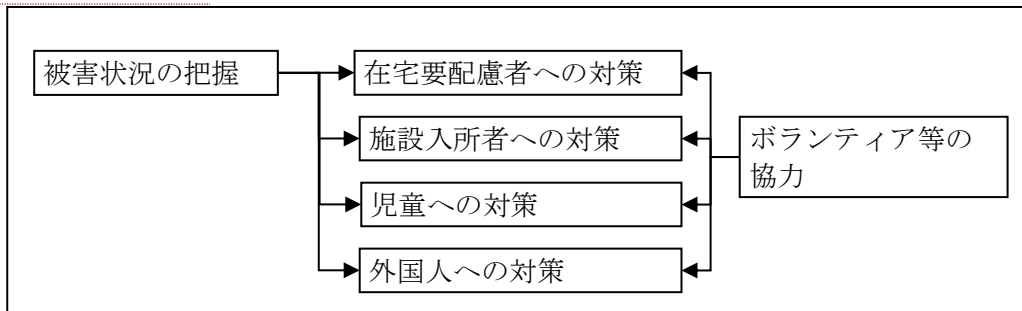
【住民・保健班，社会福祉協議会，自主防災組織】

● 留意点

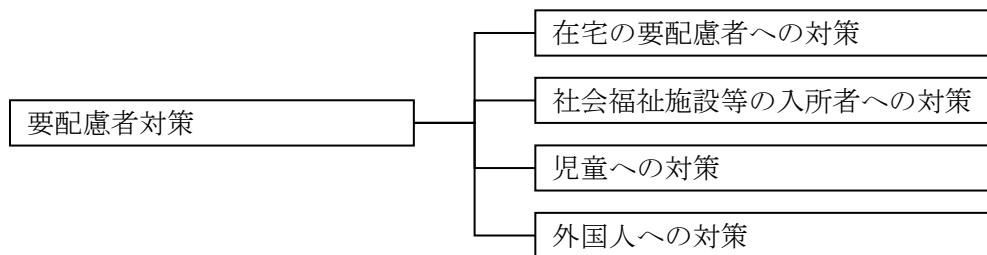
大規模な災害が発生した場合、心身に障害を有する者、一人暮らしの要配慮者、高齢者、乳幼児及び一般の旅行者、外国人等の要配慮者は、災害に関する情報の受理、認識、避難行動において、困難に直面する可能性が高いため、社会福祉協議会、各種福祉団体、自主防災組織等と協力し要配慮者の安全を図る。

- ・ 要配慮者への対応は要配慮者の状況を十分配慮すること。
- ・ 社会福祉協議会、自主防災組織等と連携を図ること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 在宅の要配慮者への対策

住民・保健班は、社会福祉協議会、ホームヘルパー、自主防災組織、地域住民、ボランティア等と連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなどして、寝たきりの高齢者、障がい者の安否を確認し、必要に応じて、避難所、社会福祉施設等へ移送する。また、被災後のストレス等心理的な健康管理に留意する。

第2 社会福祉施設等の入所者への対策

社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合、施設の被害状況、入所者の状況を把握し、必要に応じて、入所者を避難させる。避難の必要がある場合は、町、社会福祉協議会、ホームヘルパー、自主防災組織、地域住民、ボランティア等に協力を要請し、安全に入所者を避難させる。また、被災後のストレス等心理的な健康管理に留意する。

第3 児童への対策

住民・保健班は、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア等と連携し、被災による孤児、遺児等の要保護児童の把握、外部からの問い合わせに対する情報提供、被災後のメンタルケア、援護に努める。

第4 外国人への対策

外国人は、言葉の問題から、円滑な避難、必要な情報の入手が困難と思われるため、住民・保健班は、自主防災組織、語学ボランティア等と連携し、外国人の避難誘導や安否確認、外国語や「やさしい日本語」による情報の提供に努める。

第24節 ボランティアとの連携

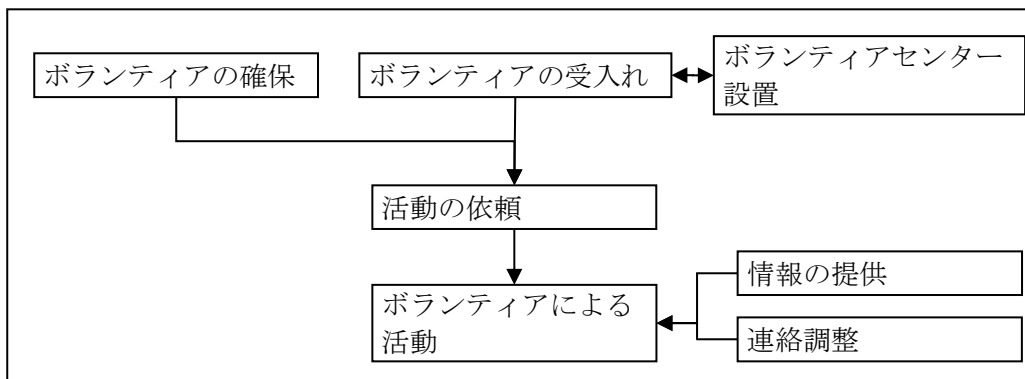
【住民・保健班，社会福祉協議会】

● 留意点

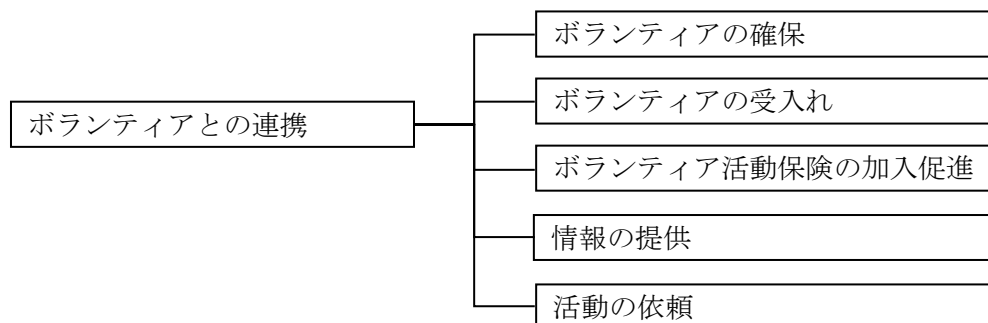
大規模な被害が発生した場合、防災関係機関のみでは、円滑な災害応急対策を実施することは困難である。そのため、各種ボランティアとの連携を図り、被災住民の救援、救護、各種支援を実施する。

- ・社会福祉協議会、県、関係機関と連携を図り、ボランティア活動を支援すること。
- ・ボランティアコーディネーターを積極的に活用すること。
- ・ボランティアに対し、住民のニーズ等を的確に情報提供すること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 ボランティアの確保

町は、災害応急対策を円滑に実施するうえで、人員に不足が生じた場合、社会福

社協議会、県、その他関係機関と連携して、ボランティアを確保する。ボランティアの確保にあたっては、どのようなボランティアが必要なのか明確にする。

また、ボランティアの活動を円滑にするため、ボランティアの適切な派遣を行うボランティアコーディネーターを確保する。

【ボランティアの種類】

- ・救出に係わる専門ボランティア
- ・医療に係わる専門ボランティア
- ・土木、建築に係わる専門ボランティア
- ・保健、福祉に係わる専門ボランティア
- ・通信に係わる専門ボランティア
- ・労力を提供する一般及び企業ボランティア

【ボランティアコーディネーターの活動内容】

- ・宿泊場所のあっせん
- ・ボランティア保険の加入状況の把握
- ・行政情報の提供（避難所情報、物資情報、交通情報）
- ・ボランティア活動に伴う材料費等負担についての協議
- ・ボランティア名簿の作成
- ・民間ボランティアセンター及び県の受入れ窓口との連絡調整

第2 ボランティアの受入れ

日本赤十字社の奉仕団、医療関係者、建築技術者等の専門的なボランティアに関しては、組織的な活動が展開されるが、一般のボランティアについては、受入れが必要となる。

住民・保健班、社会福祉協議会は、ボランティアの窓口となるボランティアセンターを保健福社会館に設置し、ボランティアを受入れる。

県災害対策本部が県のボランティアの受入れ窓口を開設した場合は、受入れについて県災害対策本部との情報交換、連携に努める。

なお、県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができることに留意する。

第3 ボランティア活動保険の加入促進

町及び県は、ボランティア活動保険への加入について広報等を通じて呼びかける。

第4 情報の提供

町は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にするともに、被災者のニーズや支援活動全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

住民・保健班は、ボランティアセンター、ボランティアコーディネーター、ボランティアに対し、応急対策を実施するうえでのボランティアに対する要望、ボランティアが円滑に活動するための必要な情報の提供を行う。

第5 活動の依頼

原則として、ボランティアとは、自主的自発的に無報酬で、能力、労力を提供する個人もしくは団体である。しかし、円滑な応急対策を実施するためには、ボランティアに対し、活動の指示、依頼を行う必要がある。

そのため、ボランティアセンター、ボランティアコーディネーター、社会福祉協議会、県との連携を十分にとり、適切な指示・依頼を行う。

なお、町及び県は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受入れは行わない。

【ボランティアの活動内容】

- ・救出、救急医療活動
- ・建物の応急危険度判定活動
- ・清掃、障害物除去活動
- ・要配慮者に対する各種福祉サービス、心理相談等健康管理支援活動
- ・被災者に対する各種生活相談等生活支援活動
- ・避難所における運営援助活動
- ・外国人や障がい者等の要配慮者に対する各種情報集約、提供活動

第 25 節 農業対策

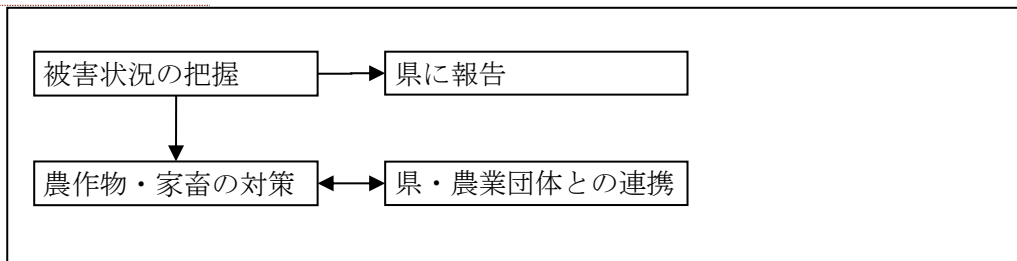
【産業班】

● 留意点

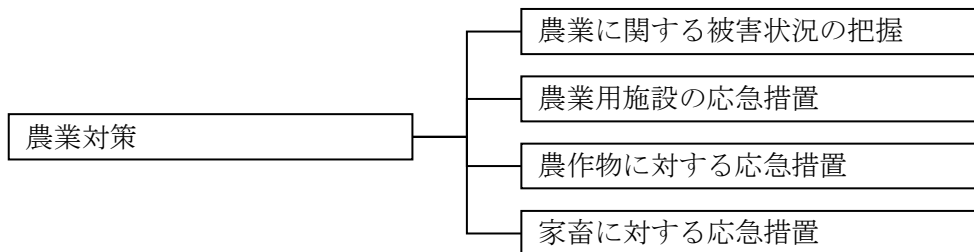
災害時における農地、農作物、農業用施設、家畜等の被害の防止、軽減を図るため、各種応急措置を実施する。

- ・ 農業に関する応急措置は、農業団体と連携して実施すること。
- ・ 被害の拡大、病気の発生防止に努めること。
- ・ 農業者の生活に十分留意した対応を行うこと。

● 活動の流れ



● 活動



第 1 農業に関する被害状況の把握

災害が発生した場合、産業班は、町内における農作物、家畜、農業用施設の被害について把握を行う。被害調査結果は、県に報告する。

第 2 農業用施設の応急措置

災害により農業用施設等の被害が発生し、農地等の被害拡大のために必要な場合、応急仮工事等の応急対策を実施する。

第3 農作物に対する応急措置

農作物について被害が発生した場合、産業班は、県の機関、農業協同組合等の農業団体と協力して、被害の実態に即した必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

第4 家畜に対する応急措置

家畜及び畜舎が被災した場合、産業班は、県の機関、畜産関係団体等と協力して応急措置及び防除指導を行い、被害の軽減を図る。

【家畜に対する応急措置】

- ・被害畜舎の修理、復旧
- ・外傷、病傷家畜の治療と看護
- ・栄養回復のため飼料調達・給与
- ・家畜伝染病の予防
- ・死亡した家畜の早期処理
- ・畜舎内の清掃、消毒

第 26 節 災害救助法の運用等

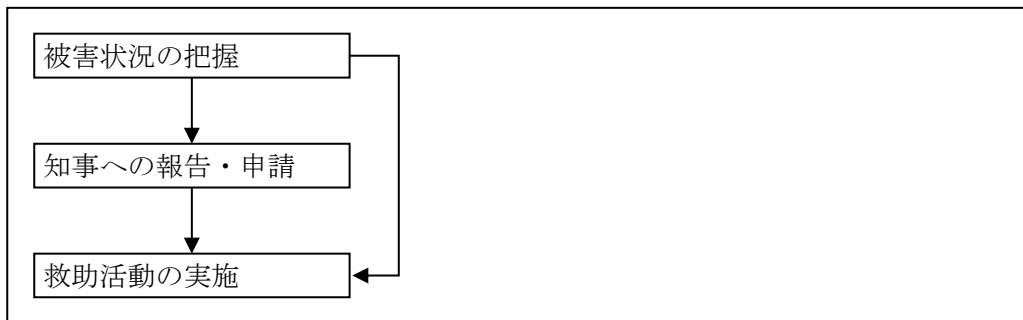
【本部班，総務班，情報・広報班，税務班】

● 留意点

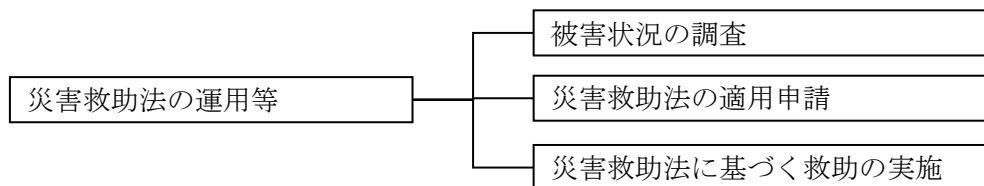
災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、罹災者の保護と社会秩序の維持を目的として、救助活動、食料の供給等の応急的救助を法定受託事務として、県知事が実施する。県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

- ・ 災害救助法適用の判断基準となる被害に関する情報を的確に収集する。
- ・ 災害救助法の申請を迅速かつ円滑に行う。

● 活動の流れ



● 活動



第 1 被害状況の調査

税務班は、情報・広報班と連携し、災害救助法適用の基準となる被災世帯数、住家被害状況等を調査する。

【資料 16-2】災害救助法適用基準

第 2 災害救助法の適用申請

災害救助法の適用条件を満たすと判断された場合、又は該当する見込みがある場

合、町長は県知事に対し、災害救助法の適用申請を行う。なお、災害救助法の申請事務は、総務班が実施する。

災害の事態が急迫し、県知事による救助の実施を待つことができない場合、町長は災害救助法の規定による救助に着手する。救助に着手した場合、その状況を県知事に報告し、その後の指揮を県知事より受ける。

【資料 16-3】 災害状況認定基準

第3 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法に基づく救助の内容は次のとおりである。本部班は、災害救助法を適用し応急救助を実施した場合は、その実施状況等を救助実施記録日計票を作成し、県に報告する。

なお、県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

表 災害救助法に基づく救助の内容

実施責任者	知事（災害救助法が適用された場合）
救助の内容	①避難所の設置 ②応急仮設住宅の供与 ③炊き出しその他による食品の給与 ④飲料水の供給 ⑤被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ⑥医療 ⑦助産 ⑧被災者の救出 ⑨被災した住宅の応急修理 ⑩生業に必要な資金の給与又は貸与 ⑪学用品の給与 ⑫埋葬 ⑬死体の捜索 ⑭遺体対策 ⑮災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ⑯応急救助のための輸送 ⑰応急救助のための賃金職員等

【資料 16-4】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 激甚災害の指定

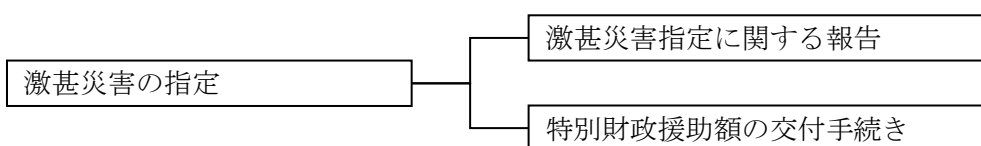
【本部班】

● 留意点

多大な被害をもたらす災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（激甚法）、「激甚災害指定基準、局地激甚災害指定基準」（中央防災会議）に基づき、内閣総理大臣が激甚災害に指定する。指定された場合、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定し、これにより必要な財政援助措置がとられる。

- ・ 県と連携し、激甚災害指定に関する手続き等を円滑に進めること。
- ・ 激甚災害の指定後の特別財政援助額の交付手続きを円滑に進めること。

● 活動



第1 激甚災害指定に関する報告

激甚災害指定に関する内閣総理大臣への報告は、原則として県知事が実施する。町長は、町域内に災害が発生した場合は、災対法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間行う。

第2 特別財政援助額の交付手続き

町長は、激甚災害の指定を受けた場合、特別財政援助額の交付を受けるため、速やかに関係調書を作成し、県各部へ提出する。

第2節 災害復興の基本方針の設定

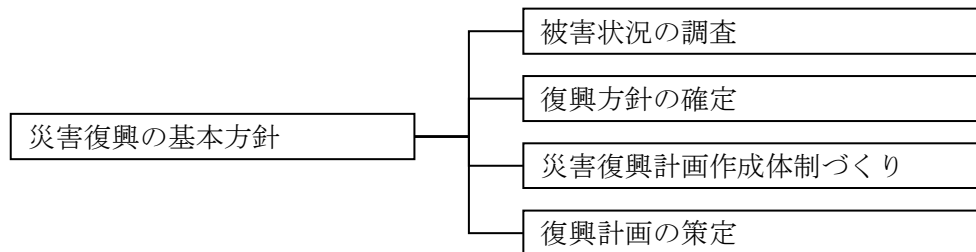
【情報・広報班，本部班，全班】

● 留意点

大規模な災害により、町内の広い地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、「災害に強いまちづくり」を基本とした計画的な改良を含む復旧・復興をめざし、復興計画を作成する。

- ・災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良をおこなう等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。
- ・公共施設の災害復旧事業計画を速やかに作成すること。
- ・被災の経験を教訓とし、「災害に強いまちづくり」を基本とした都市復興計画を策定すること。
- ・復興計画は、多くの権利関係が発生するため、住民、関係者との調整を十分図り作成すること。

● 活動



第1 被害状況の調査

町は、災害応急対策を講じた後に、被災状況を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

第2 復旧・復興方針の確定

町は、被害の状況を的確に判断し、再度の災害発生を防止するため必要な施設の設計又は改良をおこなう等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目指す。また、被災の経験を教訓とし、住民等の意見をふまえた「災害に強いまちづくり」を基本とした復興方針を確定する。

第3 災害復興計画作成体制づくり

大規模な復興事業を実施する場合、復興計画を作成する。作成にあたっては、住民、各部門の専門家、学識経験者などから専門チームを編成して実施する。

第4 復興計画の策定

復興計画は、再度の災害発生を防止するため必要な施設の設計又は改良をおこなう等、将来の災害に備えることを基本とし、今後の「町のあるべき姿」、「災害に強いまちづくり」を念頭において作成する。作成の過程においては、住民の意見を十分に反映し、住民の納得のいく計画とし、できるだけ早い計画の策定に努める。

第3節 公共施設等の災害復旧

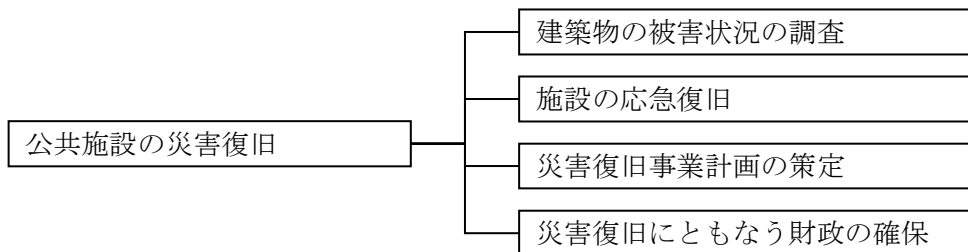
【建設班, 全班】

● 留意点

公共施設等は、住民の生活、社会活動において非常に重要である。災害復旧・復興時において、できる限り、民心の安定、経済、社会的活動の早急な回復を図るため、公共施設の災害復旧を迅速に実施する。

- ・ 関係機関と連携し早期の復旧に努めること。
- ・ 復旧は優先順位等をふまえ計画的に行うこと。

● 活動



第1 建築物の被害状況の調査

町は、公共施設の復旧を図るため、公共施設の被災状況を詳細に調査する。調査は、必要に応じて、建築士等の専門家に協力を依頼する。

第2 施設の応急復旧

災害により被災した公共施設等は、原形復旧等の応急措置を実施し、必要に応じて、再災害の発生防止のため施設の新設、改良を行う。

なお、町が管理する道路、河川については、町に代わって国あるいは県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度の利用を要請する。

第3 災害復旧事業計画の策定

円滑かつ計画的な復旧事業を実施するため、必要に応じて災害復旧事業計画を策定する。

第4 災害復旧に伴う財政の確保

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努める。

第4節 義援金品の受付・配分

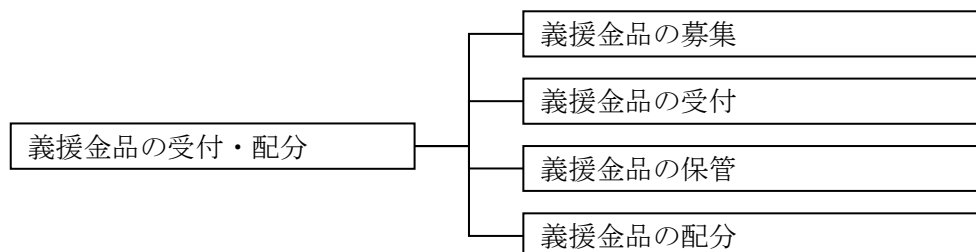
【情報・広報班，税務班，財政・出納班，産業班，自主防災組織】

● 留意点

大規模な被害が発生した場合、被災者の生活の安定を確保するため、救援物資、資金が必要となる。マスコミ等により、全国的に被害が報道された場合、全国からの多くの義援金品が送られてくることが予想される。これらの義援金品を円滑に配分する。

- ・必要としている義援品を的確に広報すること。
- ・雑多な義援品は事務量の増大を招くことを考慮すること。
- ・義援品の配布は自主防災組織、ボランティアとの協力を得て円滑に行うこと。
- ・義援金の管理、配布は、計画的に行うこと。

● 活動



第1 義援金品の募集

情報・広報班は、被害の状況により、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット（ホームページやSNS等）、立看板、ポスター、各種団体関係機関への呼びかけを通じ、義援金品の募集を行う。

義援品については、被災住民の要望等を的確に把握し、緊急食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅れることなく広報等により募集を行う。

円滑な配布を行うため、一般住民からの援助については、義援金の協力を主とし、義援品については、品種・数量の適切な確保、集積・配分が容易な製造業者、流通業者等の企業から援助を主に募集を行う。

第2 義援金品の受付

檜葉町に寄託された義援金は、税務班、財政・出納班、義援物資については、産業班で受け付ける。また、避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受け後、上記各班に引き継ぐ。

税務班、財政・出納班、産業班は、義援金品受領の際に寄託者又はその搬送者に対し義援金品領収書を発行する。

第3 義援金品の保管

義援金の保管については、金融機関の預金口座等に預け入れ、寄託者名、金額等を受付簿に記入し、定期的に会計管理者に報告する。

義援品の保管については、原則として、産業班で行い、災害の状況によっては、交通及び連絡に便利な公共施設とする。その際、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。

第4 義援金品の配分

義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分率ならびに配分方法を決定し、公平かつ円滑に行う。

義援品の配分については、産業班が公平かつ円滑に配分する。配分に際しては、配分世帯者、分配金額、分配物品等を配分簿に記入する。

第5節 生活支援等相談の実施

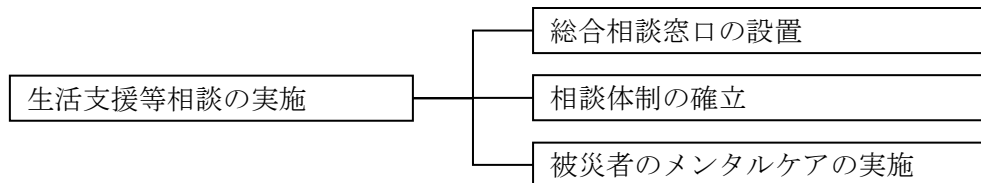
【全班，本部班，住民・保健班】

● 留意点

大規模な災害が発生した場合、衣食住、ライフライン、生活、財政等に関する様々な問題が発生する。早期に見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

- ・各課、関係機関との連携を図ること。
- ・相談窓口において集中的な事務処理ができるような体制を整えること。

● 活動



第1 相談窓口の設置

町民、被災者が種々の問題を相談できる相談窓口を設置する。設置場所は原則として町役場内とするが、町役場は災害対策本部等、応急対策の中心となることから、災害の規模、設置時期を十分配慮し決定する。

また、必要に応じて、各地域に相談所、自動車による巡回相談等を実施し、町民、被災者の不満、悩み、問題を解消する。

第2 相談体制の確立

町民、被災者からの要望に対し、的確に処理できる体制を確立する。また、相談内容が金銭、建築、権利関係等、専門的になることが予想されるため、国、県の担当部局と連携し、弁護士、会計士、建築士、権利擁護関係者等の専門家の派遣を検討する。

第3 被災者のメンタルケアの実施

大規模な災害により、被害を受けた被災者の非常に不安定な精神状態を解消するため、専門機関と連携し、カウンセリングをはじめとするメンタルケアを実施する。

第6節 災害弔慰金・見舞金、被災者生活再建支援金の支給

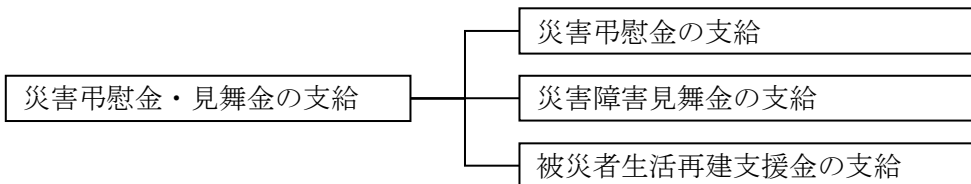
【住民・保健班，税務班，財政・出納班】

● 留意点

災害により町民が死亡した場合、身体又は精神に著しい障害を受けた場合、町は、条例に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

- ・混乱を防止するため、明確に広報を行うこと。
- ・条例等に基づき円滑に支給すること。

● 活動



第1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金支給に関する条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

【資料 19-1】 災害弔慰金、支援金、見舞金

第2 災害障害見舞金の支給

災害障害見舞金支給に関する条例に基づき、災害により負傷し、又は疾病にかかり、精神又は身体に障がいを受けた者に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

【資料 19-1】 災害弔慰金、支援金、見舞金

第3 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。

【資料 19-1】 災害弔慰金、支援金、見舞金

第7節 町税の減免等

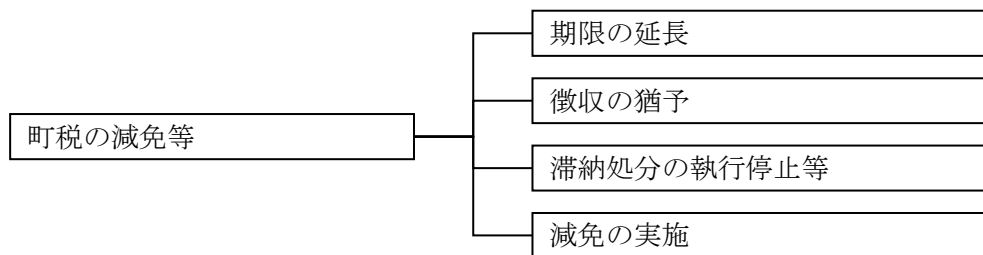
【税務班】

● 留意点

被災者に対し、地方税法及び町条例により、租税等の徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じ適時適切に講ずる。

- ・ 混乱を防止するため、明確に広報を行うこと。
- ・ 減免等については、被災者の状況を十分考慮して実施すること。

● 活動



第1 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は町税を納付もしくは、納入できないと認めるときは、当該期限を延長する。

第2 徴収の猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、町税を一時的に納付、納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむをえない理由があると認められたときは、さらに1年以内の延長を行う。

第3 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等、被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

第4 減免の実施

被害の状況等をふまえ、必要に応じて、町民税、固定資産税、国民健康保険税等の税の減免措置を実施する。

【資料 19-6】 その他の支援

第8節 災害復旧への資金支援

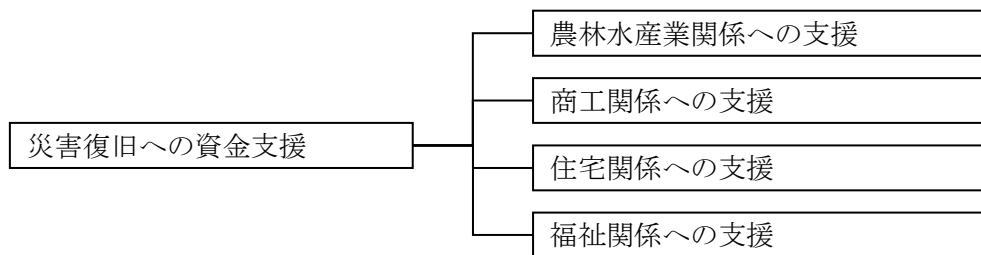
【本部班，産業班，商工班，住民・保健班】

● 留意点

被災した民間施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金、復旧資材等についてあっせん指導を行う。

- ・ 混乱を防止するため、明確に広報を行うこと。
- ・ 民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努めること。

● 活動



第1 農林水産業関係への支援

天災により農作物等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金を無利子又は低利で融資し、農林漁業者経営の安定を図る。

第2 商工関係への支援

天災による事業等に支障が生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資する。

第3 住宅関係への支援

住宅金融支援機構は、天災による住宅に被害を受けた町民に対し、災害復興住宅の建設資金・購入資金又は補修資金の融資を行う。

【資料 19-4】 土木・住宅関係支援

第4 福祉関係への支援

災害救助法が適用されない場合において、災害により被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として、災害援護資金を貸し付ける。

【資料 19-3】 保健福祉関係支援

● 留意点

町長は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。

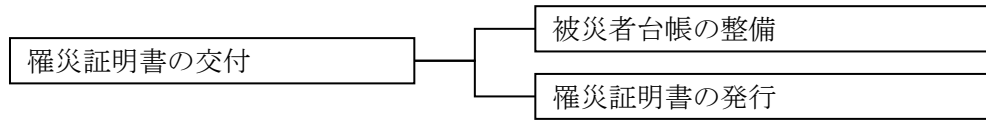
町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。併せて、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努め。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努める。

消防本部は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

- ・ 混乱を防止するため、明確に広報を行うこと。
- ・ 効率よく迅速に交付手続きを行うこと。
- ・ 罹災証明の交付にあたっては、被災者の状況を十分考慮し実施すること。

● 活動



第1 被災者台帳の整備

町は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。台帳の作成は、住民・保健班が被害状況の個別調査結果をもとに行う。

税務班による被害状況の個別調査前に、建物の撤去の必要が生じた場合は、被災の状態がわかる写真を撮り、この写真をもとに台帳を作成する。

1 被災者台帳に記載する内容

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成
- ⑩ 罹災証明書の交付の状況
- ⑪ 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑫ 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑬ 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- ⑭ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

1) 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災

者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

- ① 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- ② 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- ⑤ 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

第2 罹災証明書の交付

町長は、罹災者に対し、必要があると認めるときは、被災者台帳に基づき、罹災証明書を交付する。罹災証明書の発行事務は、税務班が行う。被災者台帳により確認ができない場合は、申請者の立証資料をもとに客観的な判断で行う。

罹災証明書の交付にあたっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努める。

その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明する。

【様式 12-1】 罹災証明書

【様式 12-2】 罹災証明申請書

第3編 地震・津波対策計画

第1章 災害予防計画

第1節 市街地整備の推進

市街地整備の推進は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第1節市街地整備の推進」に準じて行う。

第2節 地盤災害の予防対策の推進

地盤災害の予防対策の推進は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第2節地盤災害の予防対策の推進」に準じて行う。

【二次災害予防対策】

- ・余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害等の危険箇所を専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し、点検する体制の整備を図る。
- ・危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制等についてもあらかじめ検討しておく。

第3節 道路・鉄道の安全性の向上

道路・鉄道の安全性の向上は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第3節道路・鉄道の安全性の向上」に準じて行う。

第4節 河川・海岸施設等の安全性の向上

河川・海岸施設等の安全性の向上は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第4節河川・海岸施設等の安全性の向上」に準じて行う。

【ため池施設災害対策】

- ・老朽化したため池は、かんがい期の満水時に地震による被害を受けた場合、下流域に二次災害を発生させるおそれがあるため、緊急性の高いものから順次整備を進める。なお、現在、防災重点農業用ため池（下流に住宅や公共施

設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのある等のため池)は指定されていないが、今後指定がなされた場合には、緊急連絡体制を整備するとともに、ハザードマップを作成し住民等への周知に努める。

第5節 ライフライン施設の安全対策の推進

ライフライン施設の安全対策の推進は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第5節ライフライン施設の安全対策の推進」に準じて行う。

第6節 危険物施設の安全対策の向上

危険物施設の安全対策の向上は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第6節危険物施設の安全対策の向上」に準じて行う。

第7節 建築物等の安全性の向上

建築物等の安全性の向上は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第7節建築物等の安全性の向上」に準じて行う。

第8節 津波対策の強化

【くらし安全対策課，政策企画課，消防団】

第1 施設の安全性の強化（くらし安全対策課）

町は、津波による被害の軽減を図るため、浸水の危険性を十分考慮したうえで、施設管理者と連携し、公共施設、指定緊急避難場所等の施設の安全性の強化に努める。なお、指定緊急避難場所等は次の点を検討し、指定する。

【指定緊急避難場所の指定における留意点】

<p>安全性確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域から外れていること。 ・原則としてオープンスペースとするが、耐震性が確保されている建物（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物）を指定すること。 ・周辺に山・がけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険個所がないこと。
<p>機能性確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者一人当たりのスペースが十分確保されていること。 ・夜間照明や情報機器（戸別受信機、テレビ・ラジオ等）等を備え付けていること。 ・避難場所表示があり、入口等が明確であること。 ・一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲料や食料等の備蓄や、冬期間での発生を踏まえ、暖房器具などが備えられていることが望ましい。

第2 情報伝達体制の強化（くらし安全対策課，政策企画課）

津波警報・注意報、津波警報の発表、沿岸の異常の発見等、津波の危険性がある場合、町は、住民、観光客等の外来者、関係機関等に円滑に情報の伝達が行えるよう、情報伝達体制の強化に努める。具体的には次のとおりとする。

【津波情報伝達体制の整備】

○防災行政無線通信施設の充実強化

町は、津波情報伝達体制の整備について、サイレン、広報車等の整備はもとより、海岸線の同報系防災行政無線を充実強化することにより、海浜地への伝達の確保に努める。

○沿岸部の津波情報伝達体制の確立

町は、県及び福島地方気象台等からの、津波警報・注意報、津波予報、津波情報を授受したときは、避難指示等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手段、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領）について、あらかじめ定めておく。

また、消防機関及びその他防災関係機関と協力し、夜間、休日においても、沿岸の住民や海浜にいる観光客及び旅行者等に対して、津波情報等を迅速かつ正確に伝達できるよう、体制を整備する。

第3 監視警戒体制の強化（消防団）

町は、津波警報・注意報の発表、沿岸の異常の発見等、津波の危険性がある場合、安全かつ円滑に監視警戒が行えるよう、担当者、担当地区等を明確にし、監視警戒体制の強化に努める。

第4 津波危険性の周知（くらし安全対策課）

町は、防災アセスメントをはじめとする津波の危険性に関する情報の把握に努めるとともに、これらの情報を住民へ周知し、津波に対する意識の啓発に努める。また、浸水予測図を作成し、浸水危険区域を把握し、地域の特性に配慮した避難場所、避難路の整備を図る。これらの結果をふまえ、ハザードマップを作成し、より確実な予防計画、応急対策計画、避難計画の作成を図るとともに、住民へ周知徹底することにより被害の軽減に努める。

第5 沿岸地震・津波対策連絡会への参画（くらし安全対策課）

町は、県主催の沿岸地震・津波対策連絡会に参画し、県、沿岸各市町、消防関係機関と連携し、津波警報発表時の警戒体制、住民への伝達体制、住民の避難、被害時の応急対策、住民の意識の啓発及び防災知識の普及方法、沿岸地域の危険性の把握等の情報交換、調査及び検討に努める。

第9節 活動体制の強化

活動体制の強化は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第8節活動体制の強化」に準じて行う。

第10節 広域応援体制の強化

広域応援体制の強化は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第9節広域応援体制の充実」に準じて行う。

第11節 情報収集・連絡体制の強化

情報収集・連絡体制の強化は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

第12節 救助・救出体制の充実

救助・救出体制の充実は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第11節救助・救出体制の充実」に準じて行う。

第13節 出火防止・消防体制の強化

出火防止・消防体制の強化は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第11節出火防止・消防体制の強化」に準じて行う。

【出火防止・消防体制の強化】

○要配慮者に対する出火防止体制の強化

被災の危険性が高い寝たきり、一人暮らしの高齢者、障がい者のいる家庭について、町は、消防機関と連携して、優先的に住宅防火診断等を実施する。

○消防体制の広域応援体制づくり

福島県地震・津波被害想定調査によれば、福島県沖地震発生時には、沿岸市町において、広域的に火災が発生する見込であるため、被害の及ばない市町村との消防相互応援協定の締結を促進するとともに、隣接市町村との既存の消防相互応援協定について随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

第14節 避難・誘導體制の強化

避難・誘導體制の強化は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第13節避難・誘導體制の強化」に準じて行う。

【避難・誘導體制の強化】

○「檜葉町津波避難計画」の策定

住民等が円滑に避難できるよう、避難対象地域、避難場所、避難路等の指定、避難指示等のための情報収集・伝達等の基本的事項を定めた「檜葉町津波避難計画」を策定する。また、実効性のある計画とするため、「地域ごとの津波避難計画」との整合性を図り、随時見直しを行う。

○「地域ごとの津波避難計画」の作成

「檜葉町津波避難計画」の策定とともに、避難をより具体的かつ実行可能とするために、「地域ごとの津波避難計画」を作成する。

町では、これまで各津波危険地域の町民が参加したワークショップにより、津波ハザードマップを作成、配布している。今後、復旧・復興に伴う大幅な土地利用の変化等を踏まえ、随時見直しを行う。

第 15 節 医療救護体制の強化

医療救護体制の整備は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 14 節医療・救護体制の強化」に準じて行う。

第 16 節 給水体制の強化

給水体制の強化は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 15 節給水体制の強化」に準じて行う。

第 17 節 食料・生活物資供給体制の強化

食料・生活物資供給体制の強化は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 16 節食料・生活物資供給体制の強化」に準じて行う。

第18節 緊急輸送体制の強化

緊急輸送体制の強化は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第17節緊急輸送体制の強化」に準じて行う。

第19節 防疫・保健衛生体制の強化

防疫・保健衛生体制の強化は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第18節防疫・保健衛生体制の強化」に準じて行う。

第20節 廃棄物処理体制の強化

廃棄物処理体制の強化は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第19節廃棄物処理体制の強化」に準じて行う。

【廃棄物処理体制の強化】

○地震災害によるがれきの処理体制の強化

地震災害は、広い範囲にわたり住宅、施設等に影響を及ぼし、倒壊等によりがれきが発生する。町は、がれき処理について、一時集積所、収集方法などを、関係機関、関連業者と連携し、円滑に行う体制を整備する。

第21節 文教対策の強化

文教対策の強化は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第20節文教対策の強化」に準じて行う。

第22節 自主防災体制の強化

自主防災体制の強化は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第21節自主防災体制の強化」に準じて行う。

【自主防災体制の強化】

○「地域ごとの津波避難計画」の作成の促進

津波が発生した場合に住民等が安全に避難するための「地域ごとの津波避難計画」作成は、地域の詳しい事情や地理を最もよく知っている地域住民自身が計画づくりに参画することが必要となる。

町は、作成した計画の実効性を高めるため、住民参加のワークショップの開催を促し、地域の防災力向上を図る。

○事業所における緊急地震速報受信装置等の活用

事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大の防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第 23 節 要配慮者対策の推進

要配慮者対策の推進は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 22 節要配慮者対策の推進」に準じて行う。

第 24 節 ボランティアとの連携強化

ボランティアとの連携強化は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 23 節ボランティアとの連携強化」に準じて行う。

第 25 節 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、「第 2 編一般災害対策計画 第 1 章災害予防計画 第 24 節防災訓練の実施」に準じて行う。

【防災訓練の実施】

○津波避難訓練の実施

いざというときの円滑な避難実施及び防災意識の高揚を図るため、津波浸水予想地域や避難路、避難場所等の確認、水門や陸こう等の点検等のため、少なくとも年 1 回以上は、津波避難等の訓練を実施する。

第26節 防災教育・研修の実施

防災教育・研修の実施は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第25節防災教育・研修の実施」に準じて行う。

【住民に対する防災教育】

○住民に対する津波防災教育

海水浴場や海岸付近で、津波フラッグを見かけたら速やかに避難すること、津波フラッグは海水浴場等で、津波警報等が発表されたことを知らせる避難の合図であること。(津波警報等の視覚的な伝達)

第27節 災害救助法の習熟

災害救助法の習熟は、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第26節災害救助法等の習熟」に準じて行う。

第2章 災害応急対策計画

第1節 職員の動員・配備

職員の動員・配備については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節職員の動員・配備」に準じて行う。

第2節 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第2節災害対策本部の設置」に準じて行う。

第3節 県・広域への応援要請

県・広域への応援要請については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第3節県・広域への応援要請」に準じて行う。

第4節 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第4節自衛隊の派遣要請」に準じて行う。

第5節 災害情報の収集・伝達

災害情報の収集・伝達については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第5節災害情報の収集・伝達」に準じて行う。

【緊急地震速報】

町、県、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線（戸別受信機を含む）等により、住民への伝達に努めるものとする。また、町は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努める。

第6節 災害広報活動

災害広報活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」に準じて行う。

第7節 津波対策活動

【本部班，情報・広報班，消防団，消防本部】

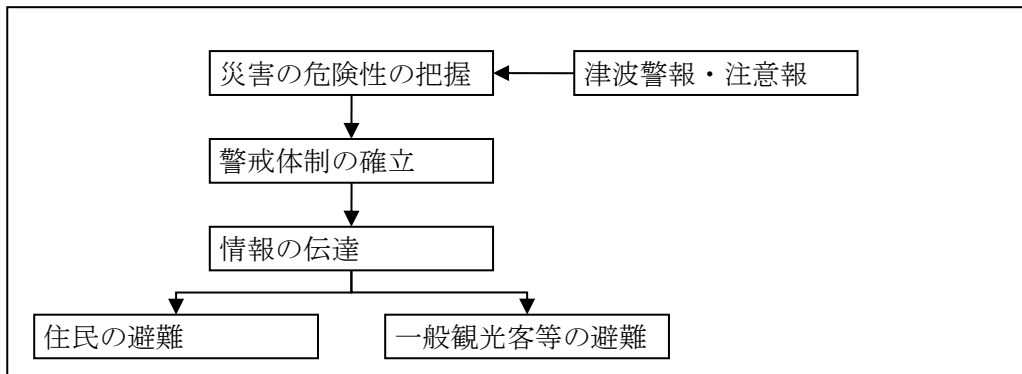
● 留意点

大規模な地震等により、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまで、及び、津波のおそれのある地震が発生した場合の津波の心配がないことが確認されるまでの間、「檜葉町津波避難計画」に基づき、初動体制の確立、津波情報の収集・伝達、避難対象地域住民への避難指示の発令、避難誘導を迅速に行う。

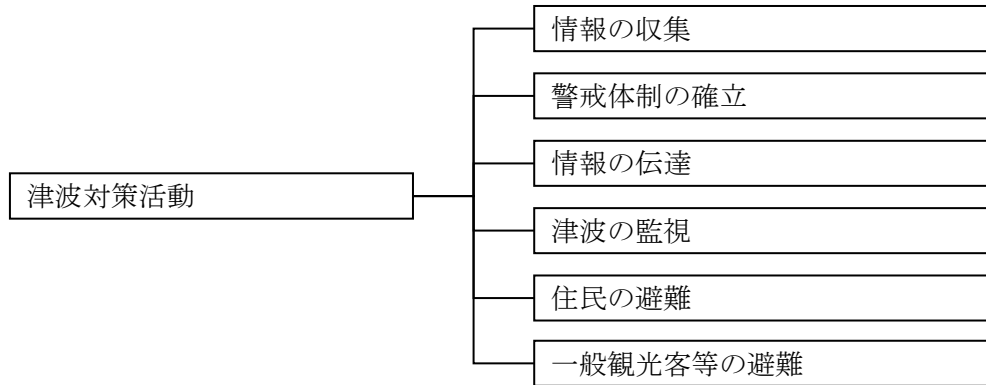
なお、町は、津波災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、地域住民等に対して避難指示等を行う。どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要なことから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

- ・ 迅速に情報を収集し、的確な情報の伝達を行うこと。
- ・ 円滑な避難誘導を行うこと。
- ・ 要配慮者、一般観光客等に対する避難誘導について、配慮すること。

● 活動の流れ



● 活動



第1 情報の収集

本部班、情報班は、気象庁が発表する津波警報・注意報及び津波情報、津波予報、その他の情報を収集し、津波の危険性を把握する。

第2 警戒体制の確立

津波発生の危険性がある場合、町は、警戒体制を確立するとともに、消防機関、消防団、水門操作員等に連絡し、監視等の警戒体制をとるよう命じる。

第3 情報の伝達

津波は、地震発生後極めて短時間で沿岸に到達するおそれがあるので、情報・広報班は、津波予報・情報、海面監視の状況、避難指示等について、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車、津波フラッグ、ホームページ、SNS、携帯電話への緊急速報メール等を活用し、迅速に情報の伝達を行うとともに、消防機関、消防団、警察署、自主防災組織に情報の伝達を依頼する。

なお、津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津

波の高さも数値で発表する。

【津波警報・注意報の種類】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除するまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除するまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

【津波情報】

津波情報は、津波警報・注意報を発表した場合に、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表するものである。

表 津波情報の種類と内容

情報の種類	内容
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載）を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合にその時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

表 避難指示の発令基準

発令基準	発令時期
<ul style="list-style-type: none"> 津波警報の通知を受けた場合 報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合 	直ちに発令
<ul style="list-style-type: none"> 強い地震（震度4以上）があった場合 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合 	町長が必要と認める場合に発令
<ul style="list-style-type: none"> 海面監視等により異常を発見した場合 	町長が必要と認める場合に発令
<ul style="list-style-type: none"> 災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることが出来なくなった時、町長が気象業務法施行令第10条の規定に基づき自ら災害に関する警報を発した場合 	直ちに発令

※津波注意報が発表された場合は、沿岸部住民や海岸付近にいる観光客等への伝達を行い、必要があると認める場合には、避難指示を発令する。

※避難指示の解除の発令は、原則として津波予報の解除の発表に基づき実施するものとする。


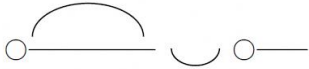


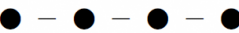


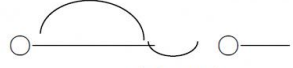
【資料 8-2】 避難情報の判断基準

表 津波警報等の伝達・周知

伝達手段	伝達対象	伝達内容	実施担当
防災行政無線	・住民 ・海岸付近滞在者	津波警報・注意報（解除も含む） 津波予報 海面監視の状況 避難指示の内容	情報・広報班
サイレン	・住民 ・海岸付近滞在者	津波警報・注意報（解除も含む）	情報・広報班
広報車 消防車	・住民 ・海岸付近滞在者	津波警報・注意報（解除も含む） 津波予報 海面監視の状況 避難指示の内容	情報・広報班 消防団

【津波警報等標識】

津波注意報、津波警報及び大津波警報を鐘音又はサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。（気象庁告示第3号－予報警報標識規則）

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報 標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波警報 標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 (特別警報) 標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波注意報及び 津波警報 解除標識	(1点2個と2点の斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

※鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

津波注意報、津波警報及び大津波警報を旗によって伝達する場合は、次の方法による。(気象庁告示第5号—予報警報標識規則 令和2年6月24日一部改正)

標識の種類	標識				
津波注意報標識	<table border="1"> <tr> <td>赤</td> <td>白</td> </tr> <tr> <td>白</td> <td>赤</td> </tr> </table>	赤	白	白	赤
赤		白			
白		赤			
津波警報標識					
大津波警報標識					

第4 津波の監視

津波発生の危険性がある場合、消防機関、消防団と協力し、海面監視による津波の監視を行う。海面監視等による情報収集は、高台等の安全な場所の監視地点から、消防団等により目視等により行い、異常を覚知した場合は、防災行政無線、携帯電話、一般加入電話等を使用し、連絡系統により伝達する。

第5 住民の避難

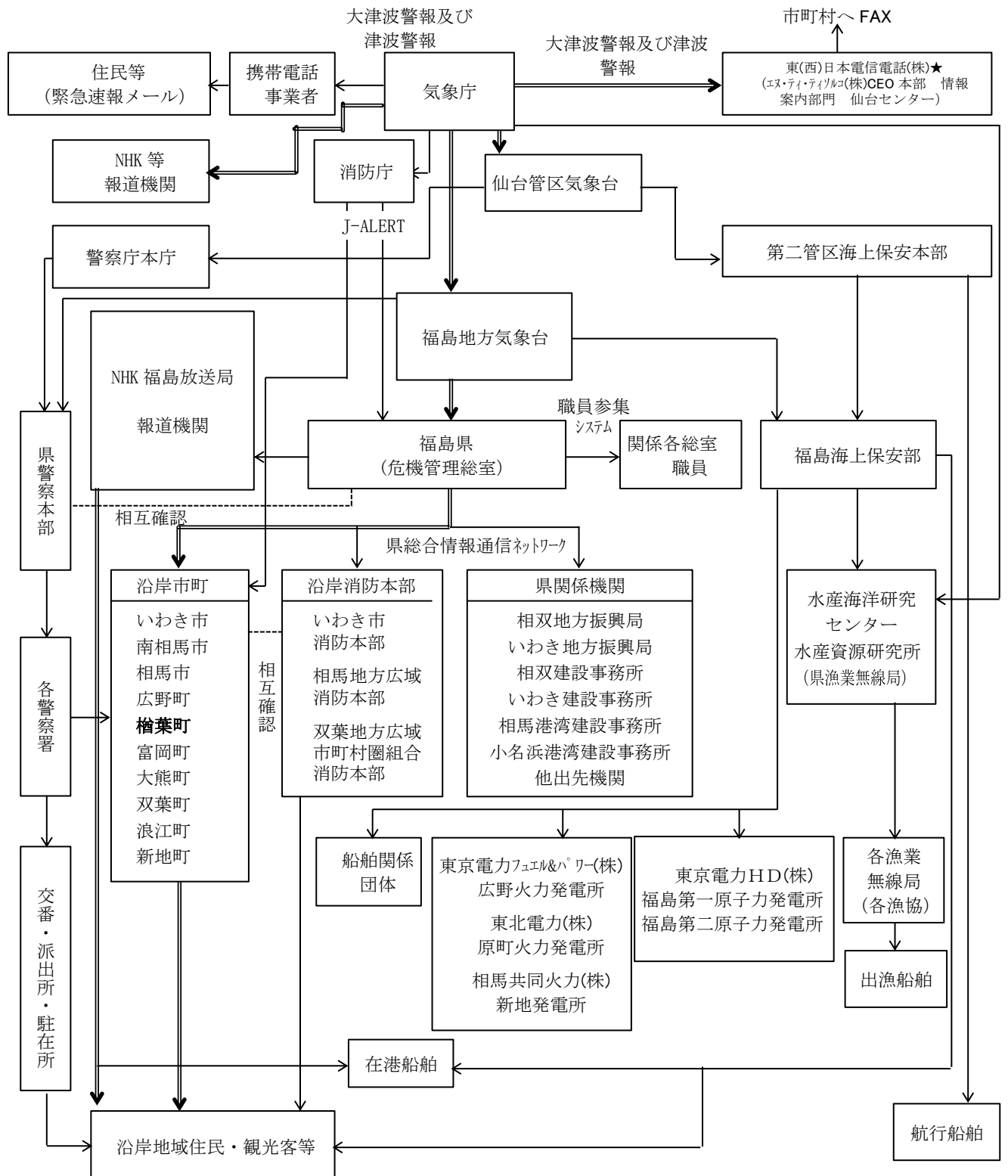
津波発生により被害の危険性がある場合、沿岸の住民を避難させる。

避難誘導にあたっては、警察署、消防団、自主防災組織等の関係機関と協力し、円滑に行う。避難場所については、指定緊急避難場所とするが、被害の危険性等をふまえ決定する。

避難措置を実施した場合、直ちに県に報告する。

【資料 8-1】 避難施設

図 津波情報の伝達系統図



※二重線の経路は特別警報発表時に伝達、通知又は周知の措置が義務づけられている。

★東日本電信電話(株)が被災するなど伝達を受けられないときは、西日本電信電話(株)が代わりに受信し、伝達する。

(※) バックアップ回線を用意するなど被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮するものとする。

第8節 消防活動

消防活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第7節消防活動」に準じて行う。

第9節 救出・救助活動

救出・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2部災害応急対策計画 第2章応急対策活動 第8節救出・救助活動」に準じて行う。

第10節 医療・救護活動

医療・救護活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第9節医療・救護活動」に準じて行う。

なお、社会公共施設においては、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動を実施する。

第11節 避難活動

避難活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第10節避難活動」に準じて行う。

第12節 道路の確保

道路の確保については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第11節道路の確保」に準じて行う。

第 13 節 緊急輸送活動

緊急輸送活動については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 12 節緊急輸送活動」に準じて行う。

なお、津波により崩壊し、また浸水した道路等施設の安全性を調査し、安全な迂回路を選定する。

第 14 節 警備活動

警備活動については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 13 節警備活動」に準じて行う。

第 15 節 飲料水等の供給

飲料水等の供給については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 14 節飲料水等の供給」に準じて行う。

第 16 節 食料の供給

食料の供給については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 15 節食料の供給」に準じて行う。

第 17 節 生活物資の供給

生活物資の供給については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 16 節生活物資の供給」に準じて行う。

第 18 節 防疫・保健衛生活動

防疫・保健衛生活動については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 17 節防疫・保健衛生活動」に準じて行う。

第19節 廃棄物処理対策

廃棄物処理対策については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第18節廃棄物処理対策」に準じて行う。

第20節 遺体の捜索・収容・火葬等

遺体の捜索・収容・火葬等については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第19節行方不明者の捜索、遺体対策等」に準じて行う。

第21節 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の応急復旧については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第20節ライフライン施設の応急復旧」に準じて行う。

第22節 住宅対策

【建設班】

建築物に被害が生じた場合、余震等による建築物の倒壊、落下、転倒等による二次災害が発生する危険性がある。二次災害を防止するため、今後も建築物が使用可能かどうか判定する応急危険度判定を実施する。

その他の住宅対策については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第21節住宅対策」に準じて行う。

第1 応急危険度判定の実施

建設班は、災害対策本部を通じて、応急危険度判定士の派遣要請を県に行う。

応急危険度判定は、防災基幹施設、避難所、公共施設等を優先して実施する。建設班は、応急危険度判定士の活動が円滑に行われるよう、必要な資機材の確保に努めるとともに、宅地及び建築物の位置、判定士への活動範囲の伝達等を的確に行う。

第 23 節 文教対策

文教対策については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 22 節文教対策」に準じて行う。

第 24 節 要配慮者対策

要配慮者対策については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 23 節要配慮者対策」に準じて行う。

第 25 節 ボランティアとの連携

ボランティアとの連携については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 24 節ボランティアとの連携」に準じて行う。

第 26 節 農業対策

農業対策については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 25 節農業対策」に準じて行う。

第 27 節 災害救助法の運用等

災害救助法の運用等については、「第 2 編一般災害対策計画 第 2 章災害応急対策計画 第 26 節災害救助法の運用等」に準じて行う。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 激甚災害の指定

激甚災害の指定は、「第2編一般災害対策計画 第3章災害復旧・復興計画 第1節激甚災害の指定」に準じて行う。

第2節 災害復旧・復興の基本方針の設定

災害復旧・災害復興の基本方針の設定は、「第2編一般災害対策計画 第3章災害復旧・復興計画 第2節災害復興の基本方針の設定」に準じて行う。

第3節 公共施設の災害復旧

公共施設の災害復旧は、「第2編一般災害対策計画 第3章災害復旧・復興計画 第3節公共施設の災害復旧」に準じて行う。

第4節 義援金品の受付・配分

義援金品の受付・配分は、「第2編一般災害対策計画 第3章災害復旧・復興計画 第4節義援金品の受付・配分」に準じて行う。

第5節 生活支援等相談の実施

生活支援等相談の実施は、「第2編一般災害対策計画 第3章災害復旧・復興計画 第5節生活支援等相談の実施」に準じて行う。

第6節 災害弔慰金・見舞金の支給

災害弔慰金・見舞金の支給は、「第2編一般災害対策計画 第3章災害復旧・復興計画 第6節災害弔慰金・見舞金の支給」に準じて行う。

第7節 町税の減免等

町税の減免等は、「第2編一般災害対策計画 第3章災害復旧・復興計画 第7節 町税の減免等」に準じて行う。

第8節 災害復旧への資金支援

災害復旧への資金支援は、「第2編一般災害対策計画 第3章災害復旧・復興計画 第8節災害復旧への資金支援」に準じて行う。

第9節 罹災証明書の交付

罹災証明書の交付は、「第2編一般災害対策計画 第3章災害復旧・復興計画 第8節罹災証明書の交付」に準じて行う。

第4編 事故対策計画

- 第1章 海上災害対策計画
- 第2章 鉄道災害対策計画
- 第3章 道路災害対策計画
- 第4章 危険物等災害対策計画
- 第5章 大規模な火災対策計画
- 第6章 林野火災対策計画
- 第7章 航空災害対策計画

第1章 海上災害対策計画

第1節 計画の目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生、又は船舶、陸上施設、海上施設からの危険物の大量流出等による著しい海洋汚染、火災等の発生といった海上災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 情報収集・連絡体制の強化

町、県、防災関係機関及び海上運送事業者をはじめとする民間事業者(以下、この章において「関係事業者」という。)は、海上における船舶の事故、危険物等の大量流出等の海上災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 活動体制の強化

町、県、及び関係事業者は、遭難者、行方不明者の捜索、負傷者の救出、危険物、汚染物等の拡散防止等の応急対策が迅速かつ円滑にできるよう、化学消火薬剤等消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油防除用資機材等の整備等、活動体制の強化を図る。

2 救助・救急及び医療(助産)救護

町は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

また、町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

3 防災訓練の実施

町、防災関係機関は、大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、関係事業者及び関係団体等が相互に連携するため、排出油防除、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第3 福島県沿岸排出油等防除協議会への参画

町は、福島海上保安部主催の福島県沿岸排出油等防除協議会に参画し、県、沿岸他市町、関係機関と連携し、排出油防除計画の策定、必要な施設、機材の整備の推進、研修及び訓練、排出油防除活動を行う。

第4 要配慮者対策

町及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第3節 応急対策計画

第1 情報の収集・伝達

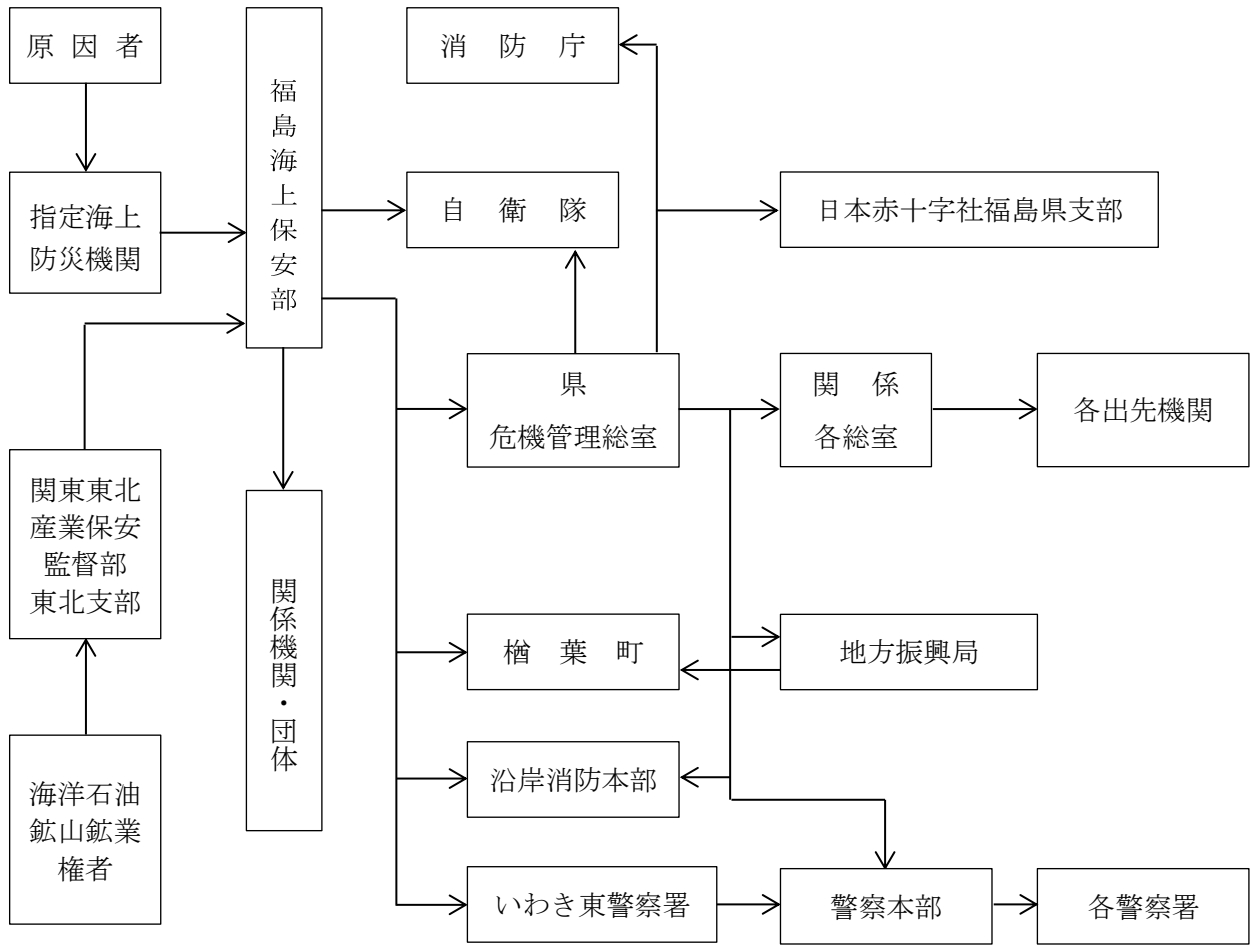
くらし安全対策課は、関係機関と連携し、事故の状況、被害の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。

なお、町から県（危機管理総室）への海上災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統－7 海上災害」により連絡する。

海上災害情報伝達系統

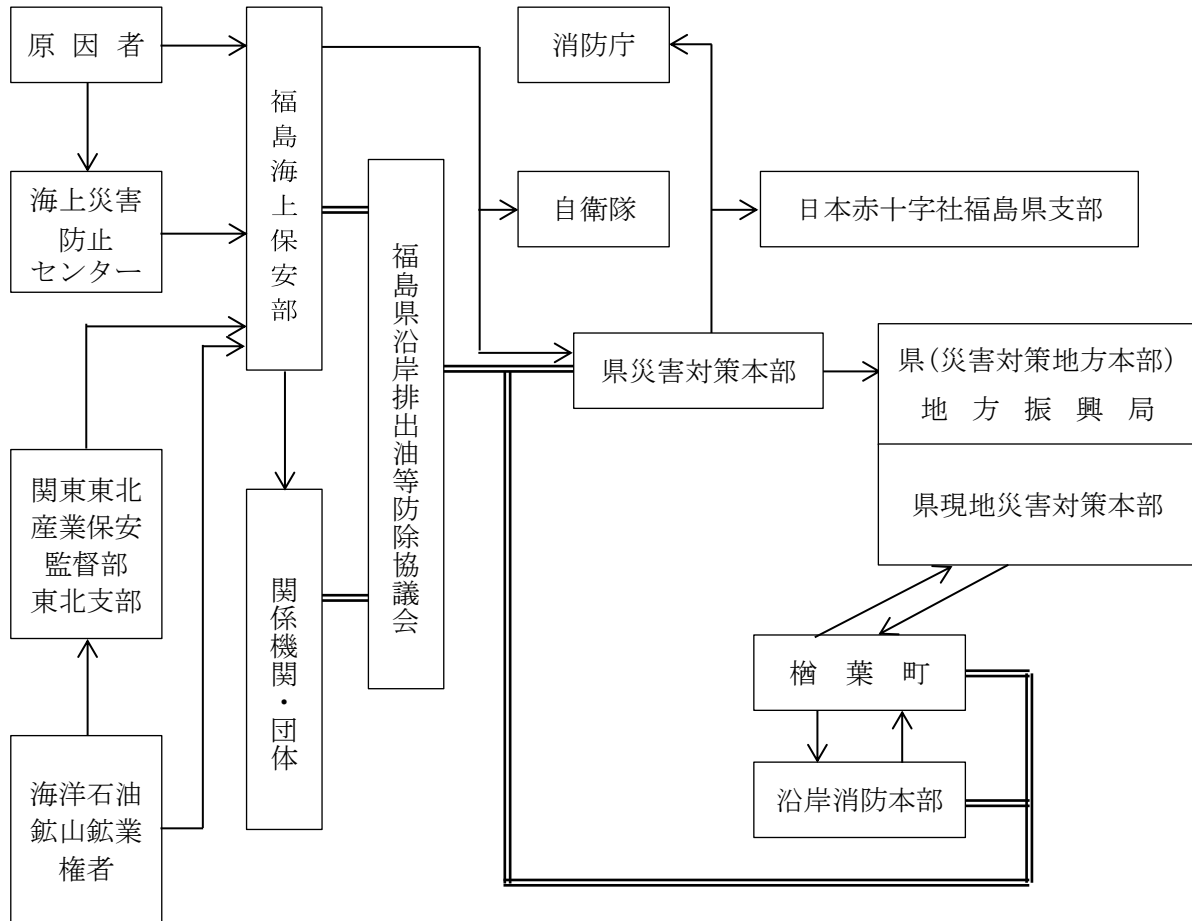
I 災害の初期情報体系

海上災害情報伝達系統



II 災害対策本部設置後の体系

災害対策本部設置後の海上災害情報伝達系統



※ 二重線は、福島県沿岸排出油等防除協議会の構成機関・団体の伝達系統

第2 活動体制の確立

町沿岸、近隣において、船舶の事故、危険物の大量流出等の海上災害が発生した場合、町は、必要に応じて災害対策本部を設置し、国、県の現地対策本部等と連携し、負傷者の救助、危険物等の拡散防止活動、広報活動等の応急対策活動が実施できる体制を確立する。

なお、活動体制の確立については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節 職員の動員・配備、第2節災害対策本部等の設置」に準じて行う。

第3 搜索・救助活動の実施

町、消防団、警察署は、関係機関と連携し、行方不明者等の搜索を行う。また、町、消防団、警察署、医療機関、消防本部は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

なお、搜索・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第8節救出・救助活動及び災害の拡大防止と二次災害の防止活動、第9節医療・救護活動、第19節行方不明者の搜索、遺体対策等」に準じて行う。

第4 危険物等の大量流出に対する応急措置

1 防除活動への協力等

海上災害の拡大を防止するため、必要に応じ防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供する。

2 沿岸地先海面の監視

流出油等の漂着及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の巡回監視を行う。

3 防除協議会への参画

防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、関係市町は、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。

4 漂着油等の応急処理

漂着油等により海岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要に応じて漂着油の除去作業等応急の措置を行う。

第5 ボランティアとの連携

このことについては、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第25節 ボランティアとの連携」を参照する。

第6 広報活動の実施

くらし安全対策課、政策企画課は、県、防災関係機関及び関係事業者と相互に協力して、流出油等が漂流又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等海上災害の状況、安否情報、交通規制、火気使用の制限又は火気使用の禁止等危険防止措置等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者の家族等に対し適切に広報するとともに、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」の定めにより、必要な措置を講じる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

第2章 鉄道災害対策計画

第1節 計画の目的

列車の衝突、脱線、横転等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 情報収集・連絡体制の強化

東日本旅客鉄道(株)は、列車の衝突等の鉄道災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。また、町、県及び関係機関と密接に情報の収集・連絡するために必要な措置を講じる。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 活動体制の強化

東日本旅客鉄道(株)は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療(助産)救護活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第8節活動体制の強化」に準じて行う。

2 救助・救急及び医療(助産)救護

町は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

また、町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

3 消防力の強化

町は、消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化に努める。

4 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、鉄道事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第2 要配慮者対策

町及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

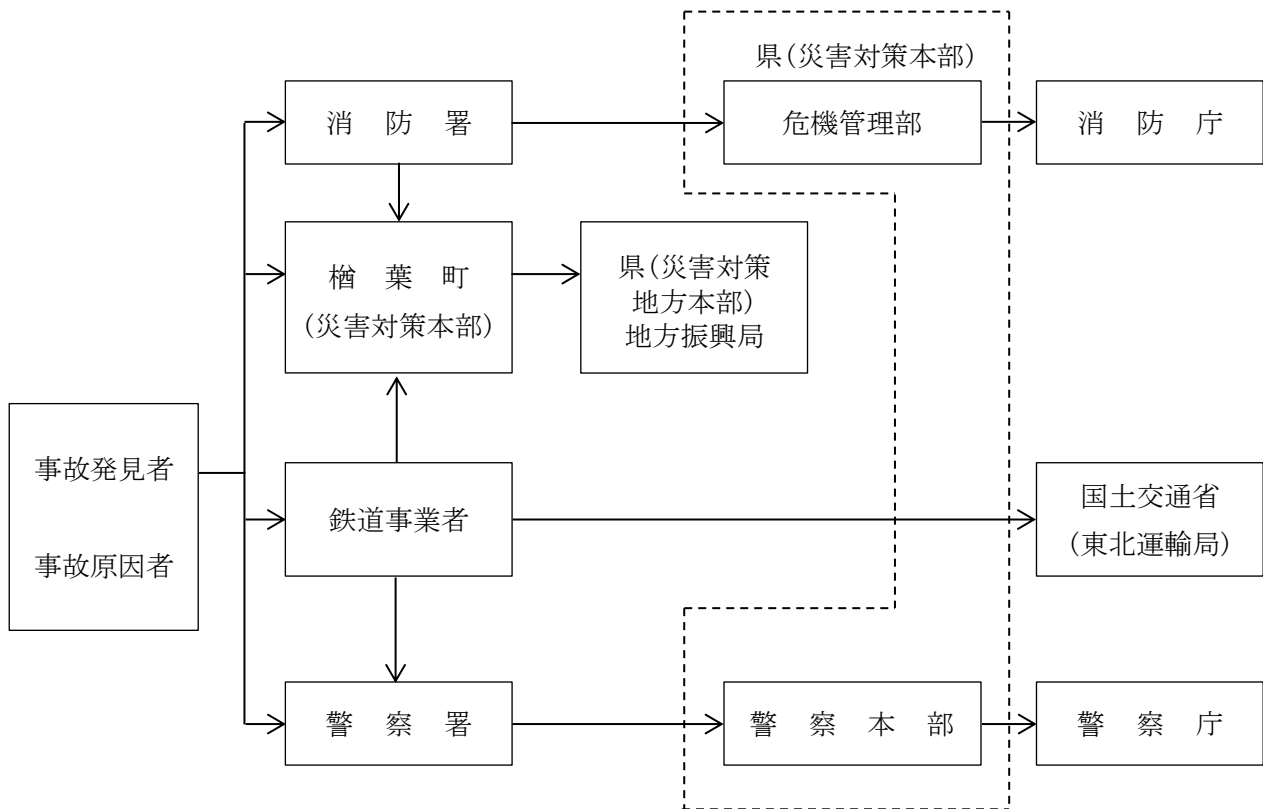
第3節 応急対策計画

第1 情報の収集

くらし安全対策課は、関係機関と連携し、事故の状況、被害の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。

なお、町から県（危機管理総室）への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集報告システム－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

鉄道災害情報伝達系統



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

列車の衝突等の鉄道災害が発生した場合、町は、必要に応じて災害対策本部を設置し、国、県の現地対策本部等と連携し、負傷者の救助、広報活動等の応急対策活動が実施できる体制を確立する。

なお、活動体制の確立については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節職員の動員・配備、第2節災害対策本部の設置」に準じて行う。

第3 搜索・救助活動の実施

町、消防団、警察署、医療機関、消防本部は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

なお、搜索・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第8節救出・救助活動及び災害の拡大防止と二次災害の防止活動、第9節医療・救護活動、第19節行方不明者の搜索、遺体対策等」に準じて行う。

第4 事故現場の立ち入り制限

二次災害の発生防止、円滑な応急活動の実施、事故原因の調査、究明を行うため、町は、警察、関係機関と連携し、事故現場への一般人の立ち入り制限を実施する。

なお、通行規制については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第11節道路の確保」に準じて行う。

第5 広報活動の実施

くらし安全対策課、政策企画課は、必要に応じて東日本旅客鉄道(株)及び関係機関と連携し、広報活動を実施する。

なお、広報活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」に準じて行う。

第3章 道路災害対策計画

第1節 計画の目的

自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 道路施設の安全管理

道路管理者は、事故等を防止するため、道路施設の整備を行うとともに、必要に応じて安全パトロールを実施し、危険箇所の把握、改善に努める。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第3節道路・鉄道の安全性の向上」に準じて行う。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報収集・連絡体制の強化

道路管理者は、道路構造物への被害、大規模な事故等の道路災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

2 活動体制の強化

道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておく。

また、関係機関と連携して、二次災害の防止、広報活動等の応急対策が迅速かつ円滑にできるよう、活動体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第8節活動体制の強化」に準じて行う。

3 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第3 要配慮者対策

町及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配

慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

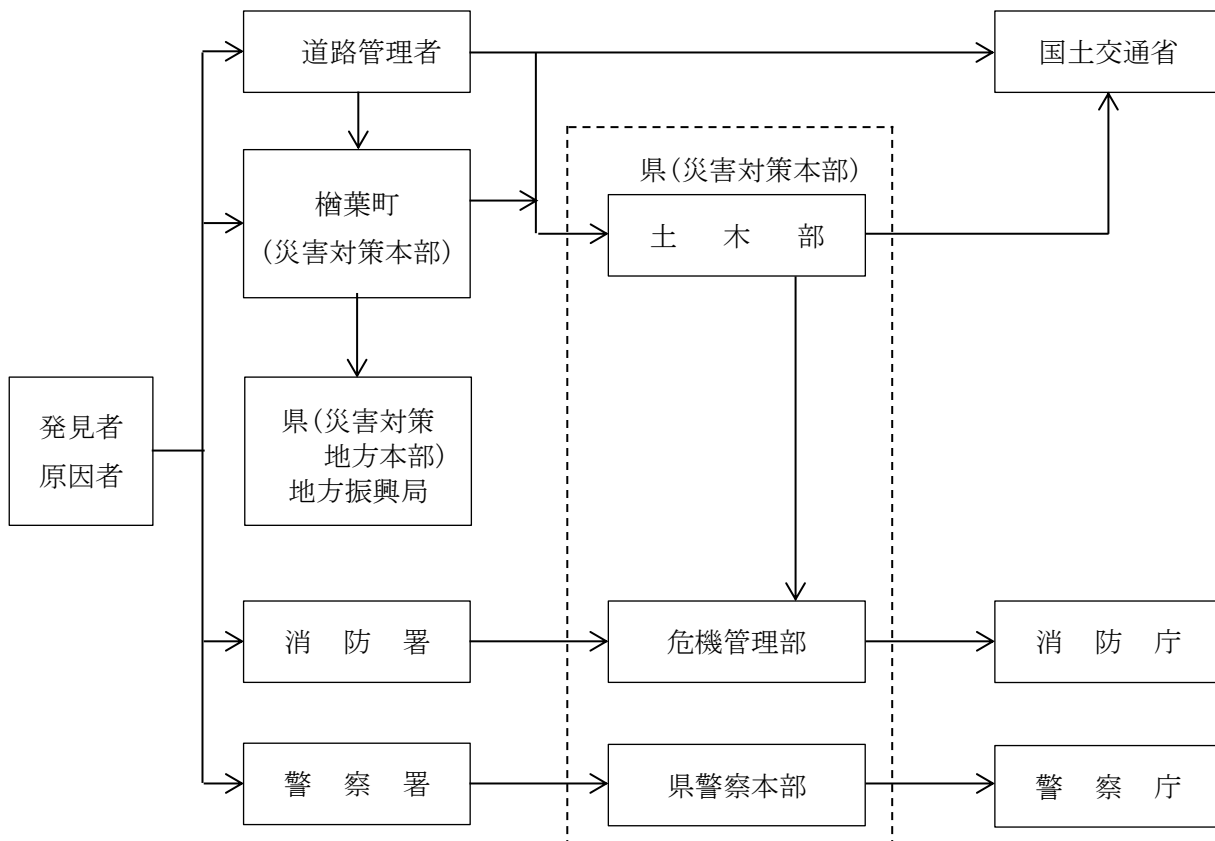
第3節 応急対策計画

第1 情報の収集

くらし安全対策課は、関係機関と連携し、事故の状況、被害の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。

なお、町から県（危機管理総室）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集報告システム－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

道路災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

道路施設の被害、大規模な交通事故が発生した場合、町は、必要に応じて災害対策本部を設置し、負傷者の救助、道路の復旧活動、広報活動等の応急対策活動が実施できる体制を確立する。

なお、活動体制の確立については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節職員の動員・配備、第2節災害対策本部の設置」に準じて行う。

第3 救助活動の実施

町、消防団、警察署、医療機関、消防本部は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

なお、捜索・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第8節救出・救助活動及び災害の拡大防止と二次災害の防止活動、第9節医療・救護活動、第19節行方不明者の捜索、遺体対策等」に準じて行う。

第4 事故現場の立ち入り制限

二次災害発生の防止、事故原因の調査、究明を行うため、町は、警察、関係機関と連携し、事故現場への一般人の立ち入り制限を実施する。

なお、通行規制については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第11節道路の確保」に準じて行う。

第5 消火活動の実施

消防本部、消防団は、関係機関と連携し、消火活動にあたる。

なお、消火活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第7節消防活動」に準じて行う。

第6 広報活動の実施

くらし安全対策課、政策企画課は、必要に応じて道路管理者及び関係機関と連携し、広報活動を実施する。

なお、広報活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」に準じて行う。

第4章 危険物等災害対策計画

第1節 計画の目的

危険物・高圧ガスの漏洩・流出・火災・爆発により多数の死傷者が発生した場合、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出等により多数の死傷者が発生した場合、火薬類の火災・爆発により多数の死傷者が発生した場合等の危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 危険物施設の安全対策

危険物等の貯蔵、取り扱いを行う事業者は、次に示す法令で定める技術基準を遵守するよう定められている。

表 取り扱いに関する法令

種 類	法 令
危険物	消防法
高圧ガス	高圧ガス保安法
液化石油ガス	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
火薬	火薬類取締法
毒物及び劇物	毒物及び劇物取締法

【資料 6-1】 檜葉町内危険物施設

事業者は、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報収集・連絡体制の強化

町、消防本部及び防災関係機関は、危険物の漏洩及び流出、火災等の危険物災害に対し、迅速かつ的確に防除、消火等の対応ができるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

2 活動体制の強化

町、消防本部及び防災関係機関は、避難、負傷者の救出、危険物、汚染物等の拡散防止等の応急対策が迅速かつ円滑にできるよう、活動体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第8節活動体制の強化」に準じて行う。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

町は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

また、町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

4 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編第1章第13節 避難・誘導體制の強化」の定めにより、必要な措置を講ずる。

5 防災知識の普及・啓発

町、県及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

6 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、鉄道事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第3 要配慮者対策

町及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

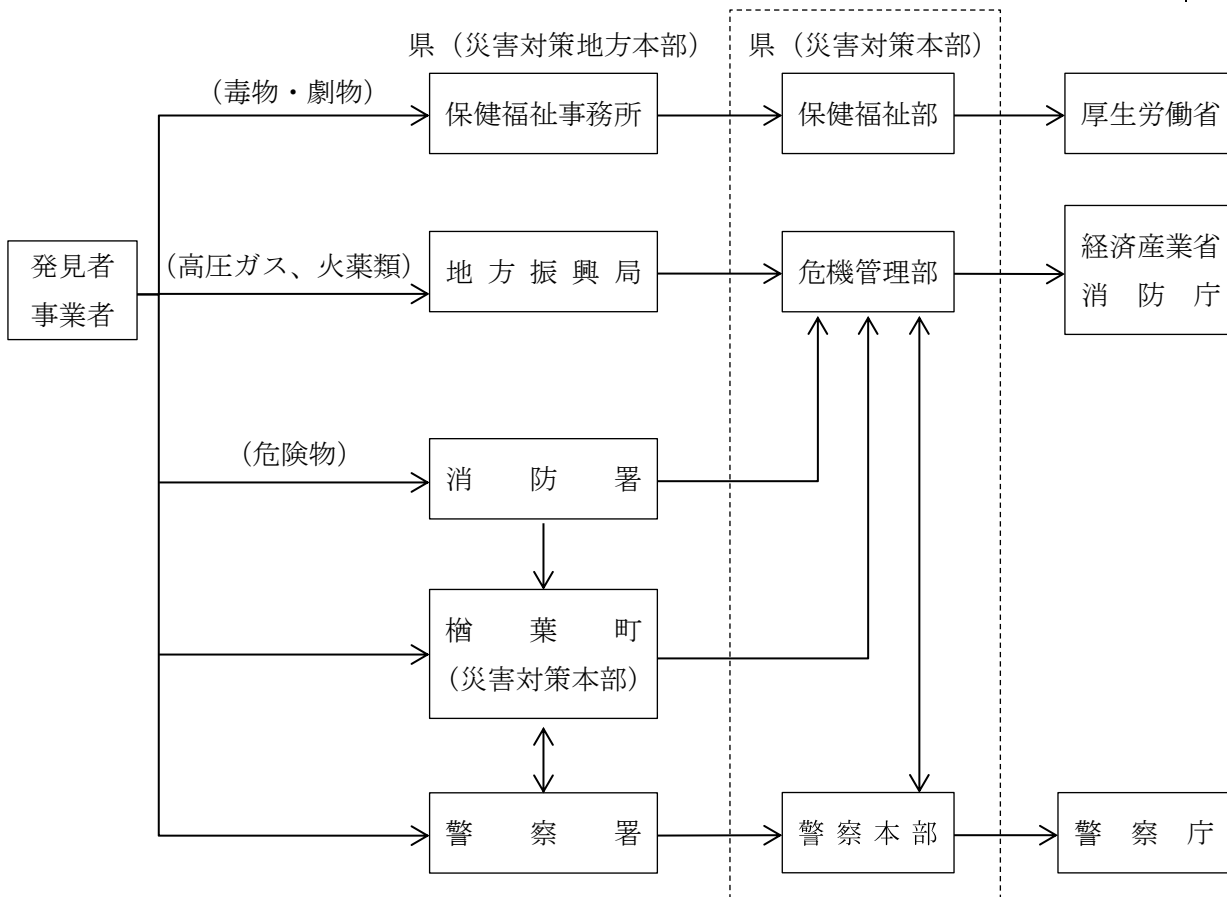
第3節 応急対策計画

第1 情報の収集・伝達

くらし安全対策課は、関係機関と連携し、事故の状況、被害の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。

なお、町から県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統 2 火災、危険物に係る事故・救助事故」及び「同集 報告系統 4 火薬類・高圧ガス事故通報」により連絡するものとする。

危険物等災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

危険物の漏洩、火災等の危険物災害が発生した場合、町は、必要に応じて災害対策本部を設置し、国、県の現地対策本部等と連携し、負傷者の救助、危険物等の拡散防止活動、広報活動等の応急対策活動が実施できる体制を確立する。

なお、活動体制の確立については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節職員の動員・配備、第2節災害対策本部の設置」に準じて行う。

第3 災害の拡大防止

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法及び県地域防災計画の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

町、消防本部等は、関係法及び県地域防災計画の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4 避難・救助活動の実施

町、消防団、警察署は、関係機関と連携し、避難活動を行う。また、町、消防団、警察署、医療機関、消防本部は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

なお、避難・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第8節救出・救助活動、第9節医療・救護活動、第10節避難活動」に準じて行う。

第5 事故現場の立ち入り制限

危険物災害が発生した場合、事故現場は爆発等の二次災害、中毒等の被害が発生する危険性がある。また、事故原因の調査、究明を行うため、事故現場の保全は重要である。そのため、町は、警察、関係機関と連携し、事故現場への一般人の立ち入り制限を実施する。

なお、通行規制については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第11節道路の確保」に準じて行う。

第6 消火活動の実施

消防本部、消防団は、関係機関と連携し、消火活動にあたる。

なお、消火活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第7節消防活動」に準じて行う。

第7 広報活動の実施

くらし安全対策課、政策企画課は、必要に応じて事業者及び関係機関と連携し、

広報活動を実施する。

なお、広報動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」に準じて行う。

第5章 大規模な火事災害対策計画

第1節 計画の目的

大規模な火災による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 市街地における整備の推進

市街地における大規模火災の発生の防止、火災に対する建築物の安全化など、被害の軽減を図るため、計画的な市街地の整備を推進し、災害に強いまちづくりに努める。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第1節 市街地整備の推進」に準じて行う。

第2 火災に対する建築物の安全化

1 消防用設備等の整備、維持管理

町及び消防本部は、県、事業者等と連携し、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

2 建築物の防火管理体制

町及び消防本部は、県、事業者等と連携し、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、診療所、工場等の防火対象物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努める。

消防本部は、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図る。

3 建築物の安全対策の推進

町は、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

消防本部は、旅館等不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適マーク」対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導を行う。

第3 情報収集・連絡体制の強化

大規模な火事災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

第4 活動体制の強化

避難、負傷者の救出、消火活動等の応急対策が迅速かつ円滑にできるよう、活動体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第8節活動体制の強化」に準じて行う。

第3節 応急対策計画

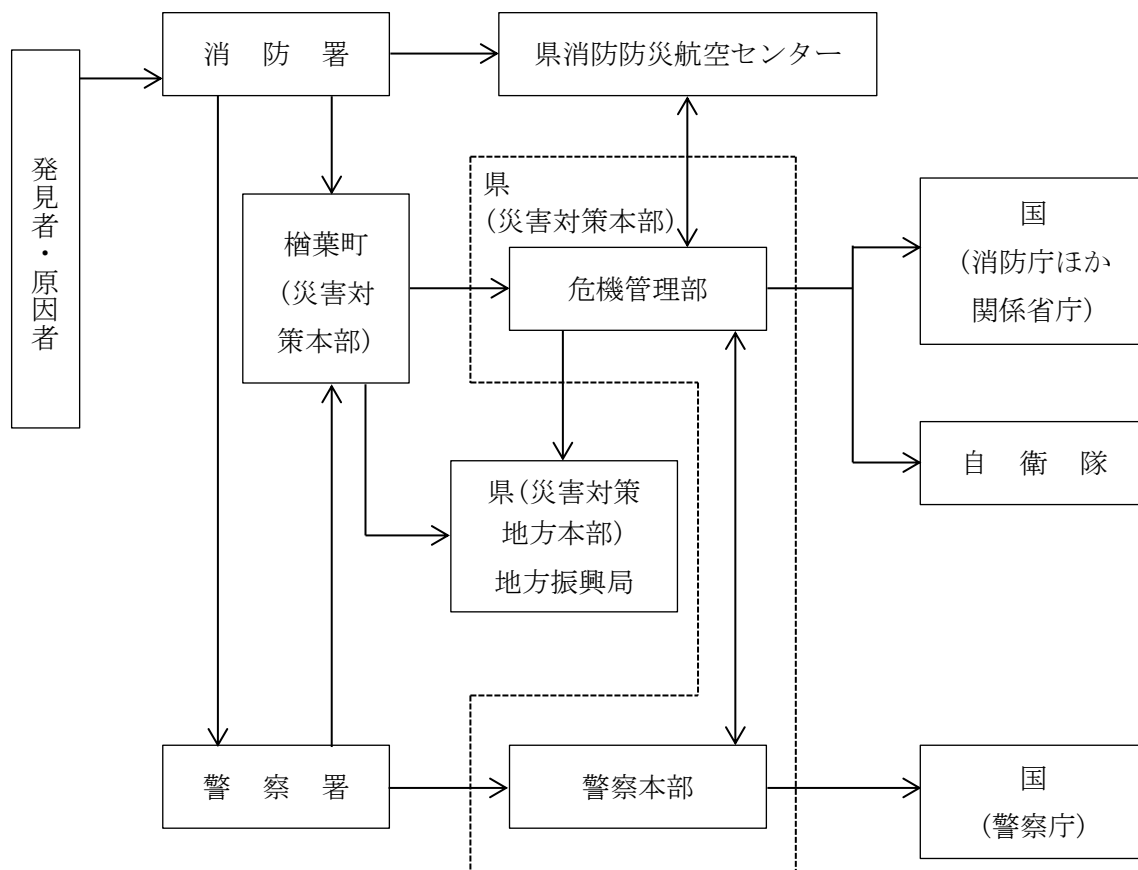
第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集

くらし安全対策課は、関係機関と連携し、事故の状況、被害の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。

なお、町から県（危機管理総室）への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統 2火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

大規模な火事災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 活動体制の確立

大規模な火事災害が発生した場合、町は、必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連携し、負傷者の救助、消火活動、広報活動等の応急対策活動が実施できる体制を確立する。

なお、活動体制の確立については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節職員の動員・配備、第2節災害対策本部の設置」に準じて行う。

3 避難・救助活動の実施

町、消防団、警察署は、関係機関と連携し、避難活動を行う。また、町、消防団、警察署、医療機関、消防本部は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

なお、避難・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第8節救出・救助活動、第9節医療・救護活動、第10節避難活動」に準じて行う。

4 消火活動の実施

消防本部、消防団は、関係機関と連携し、消火活動にあたる。

なお、消火活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第7節消防活動」に準じて行う。

5 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編第1章第13節 避難・誘導體制の強化」の定めにより、必要な措置を講ずる。

6 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、鉄道事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第2 防災知識の普及・啓発

町、県及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

第3 広報活動の実施

くらし安全対策課、政策企画課は、必要に応じて関係機関と連携し、広報活動を実施する。

なお、広報活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」に準じて行う。

第4 要配慮者対策

町及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第6章 林野火災対策計画

第1節 計画の目的

火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 林野火災に強い地域づくり

町は、県と協議してその地域特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施する。また、町は、当該地域の地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、町消防計画及び町地域防災計画に林野火災対策計画を策定し、その推進を図る。

町は、警報発表等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行う。

【林野火災の特性】

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

なお、平成29年4月に発生した浪江町「十万山（じゅうまんやま）」火災対応の教訓を踏まえ、双葉地方広域市町村圏組合消防本部により、帰還困難区域を含む「林野火災対応の要綱」及び「活動マニュアル」が策定された。要綱及び活動マニュアルで定めた主なポイントは次のとおりである。

●事前対策

- ・指揮本部（現地指揮本部）、現地合同指揮所設置に関する事前準備
- ・林野火災時に活用可能な自然水利に関する情報の整理
- ・奥山別進入ルート等の事前調査
- ・林野火災用資機材の確保
- ・消防団資機材の把握

●警防体制の強化

- ・ホース延長の原則（考え方の明記）
- ・火点直近への消防用資機材等集積空地の確保
- ・避難指示区域外での後方支援のための消防団の支援要請

●応援要請

- ・消防隊の応援要請体制の強化（大規模林野火災対応フロー図、大規模林野火災発生時の指揮系統図の明確化）
 - ・消防防災ヘリの要請（隣県消防防災航空隊の要請を原則）
 - ・自衛隊の要請の迅速化
 - ・自衛隊ヘリのフォワードベースの確保（ヘリコプター臨時離着陸場の一覧表作成）
 - ・ヘリサット等による火災現場の情報収集の強化
 - ・ヘリ受入体制の強化（事前の候補地選定、航空機の機種別基準の明記）
 - ・帰還困難区域内の林野火災における一般事項の明確化
 - ・被ばく管理に重点を置き、安全管理に努めることを明記
 - ・山道や林道等が荒れていることなどから林野庁等関係者の支援につき明記
- 今後進めるべき対応策
- ・林野火災用資機材の整備
 - ・より実践的な訓練の実施

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

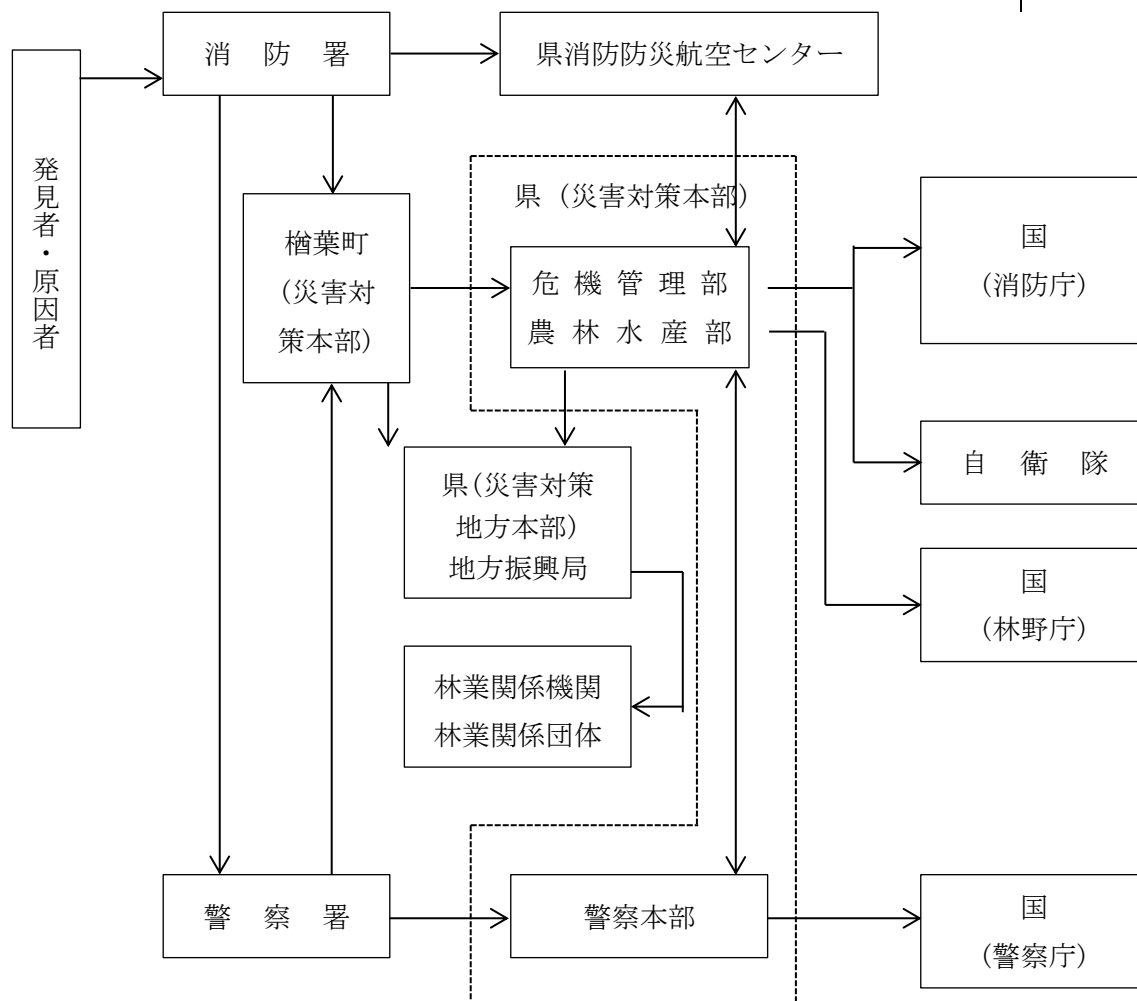
1 情報収集・連絡体制の強化

町、消防本部及び防災関係機関は、監視パトロールの強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとし、林野・山間で発生した火災に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。

また、林野周辺住民及び入山者等の防災意識向上のため、啓発を実施する。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

林野火災情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 活動体制の強化

町、消防本部及び防災関係機関は、遭難者、行方不明者の捜索、負傷者の救出、消火活動等の応急対策が迅速かつ円滑にできるよう、活動体制の強化を図る。また、消防団が所有する林野火災用資機材についても数量を把握しておくものとする。

状況に応じ、災害対策本部の設置、現地災害対策本部の設置等への移行が速やかに実施されるよう、事前にマニュアル等を整備し、習熟しておく。具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第8節活動体制の強化」に準じて行う。

3 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路

等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

4 防災訓練の実施

町は、林野火災を想定し、町、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第3 防災知識の普及・啓発

町は、福島県山火事予防運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関東森林管理局、県、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。

消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

第4 要配慮者対策

町及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第3節 応急対策

第1 情報の収集

林野火災が発生した場合、町は、周辺市町村、県、消防等の関係機関と連携して、火災の発生場所、延焼の危険性、火災の状況、消火活動の状況等の必要な情報を収集する。

なお、町から県（危機管理総室）への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集報告系統 1 林野火災」により連絡する。

第2 広報活動の実施

町は、住民が混乱しないよう、広報活動を実施する。広報活動については、「第2編 一般災害対策計画 第2章 災害応急対策計画 第6節 災害広報活動」に準じて行

う。

第3 避難誘導

林野火災により住民の避難が必要となった場合、町は、避難の勧告・指示を行う。避難の勧告・指示については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第10節避難活動」に準じて行う。

第4 消火活動の支援

消防団は、消防関係機関と連携し、消火活動にあたる。消火活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第7節消防活動」に準じて行う。

また、あわせて避難指示区域外における後方支援活動（背負い式水囊への水の給水、人員・資機材輸送等）も実施する。

なお、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のうえ、最善の方策を講ずるものとする。

第5 二次災害の防止

町及び県、国は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。

町は、必要に応じ、県、国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行う。

町は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置を行う。

第7章 航空災害対策計画

第1節 計画の目的

航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 防災情報通信網等の整備

防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に応じた通信機器の整備について配慮する。

具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

第2 応援協力体制の整備

町及び防災関係機関は、航空災害における応急対策に万全を期すため、隣接町、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第1編第2章第9節3」「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第9節広域応援体制及び受援体制の強化」の定めにより、必要な措置を講ずる。

第3 救助・救急及び医療（助産）救護

町及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。

町は、あらかじめ、消防本部及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

第4 防災訓練の実施

町、防災関係機関は、大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、関係事業者及び関係団体等が相互に連携するため、排出油防除、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第5 要配慮者対策

町及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

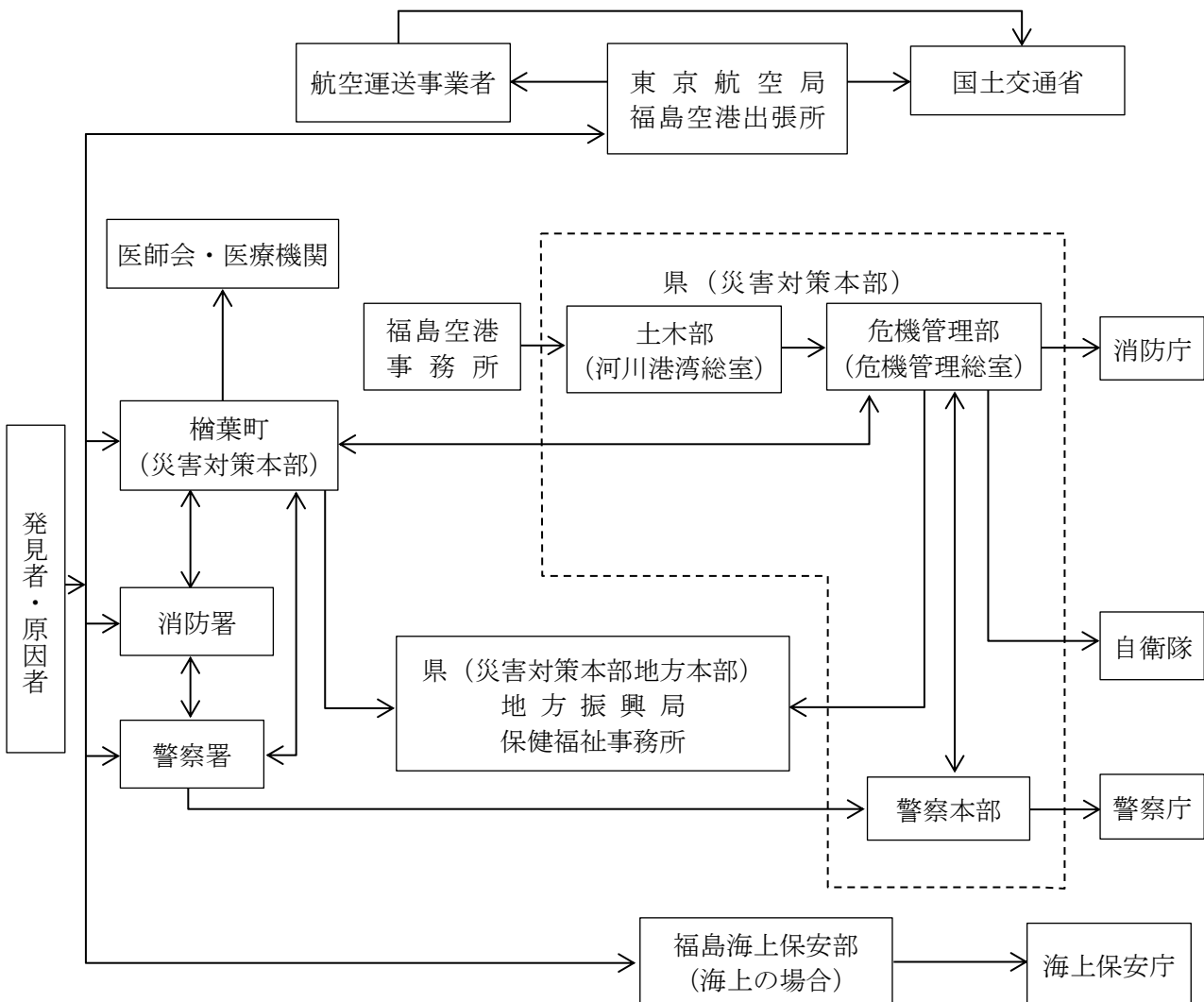
第3節 応急対策計画

第1 情報の収集

くらし安全対策課は、関係機関と連携し、災害情報の収集伝達を行う。

町及び消防本部から県への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統—6 航空災害」により連絡する。

航空災害情報伝達系統図



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

町は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

なお、活動体制の確立については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節職員の動員・配備、第2節災害対策本部の設置」に準じて行う。

第3 搜索・救助活動の実施

町、消防団、警察署、医療機関、消防本部は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

なお、搜索・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第8節救出・救助活動及び災害の拡大防止と二次災害の防止活動、第9節医療・救護活動、第19節行方不明者の搜索、遺体対策等」に準じて行う。

第4 消火活動

消防本部、関係事業者等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

町は、必要な場合、県に、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を要請する。

町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第5 事故現場の立ち入り制限

二次災害の発生防止、円滑な応急活動の実施、事故原因の調査、究明を行うため、町は、警察、関係機関と連携し、事故現場への一般人の立ち入り制限を実施する。

第6 ボランティアとの連携

このことについては、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第25節 ボランティアとの連携」を参照する。

第7 広報活動の実施

くらし安全対策課、政策企画課は、県、防災関係機関及び関係事業者と相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者の家族等に対し適切に広報するとともに、「第2編一

般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。